

令和元年度
大分市包括外部監査報告書

「文化・芸術及びスポーツ行政について」

令和2年3月
大分市包括外部監査人
公認会計士 首藤 慶史

目次

第1部	外部監査の概要	1
第1.	外部監査の種類	1
第2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3.	監査対象年度	1
第4.	監査対象部局	1
第5.	監査実施期間	1
第6.	特定の事件として選定した理由	1
第7.	監査の着眼点	2
第8.	主な監査手続	2
第9.	監査従事者の資格及び氏名	3
第10.	利害関係	3
第2部	大分市の文化・芸術及びスポーツ行政の概要	5
第1.	大分市の状況	5
1.	大分市の人口・世帯の状況	5
2.	年齢3区分別人口比率（高齢化率、年少人口割合）の推移	6
3.	人口ピラミッド	7
第2.	文化・芸術行政の状況	8
1.	全国の文化・芸術の状況	8
2.	文化芸術基本法	9
3.	文化芸術の振興に関する基本的な方針及び文化芸術推進基本計画	10
4.	文化芸術立国中期プラン	13
5.	大分市の文化・芸術の状況	15
6.	大分市文化・芸術振興計画	18
7.	監査の対象とした文化・芸術施策	20
第3.	スポーツ行政の状況	20
1.	全国のスポーツ行政の現状	20
2.	スポーツ基本法	23
3.	第2期スポーツ基本計画について	24
4.	大分市のスポーツの状況	26
5.	大分市スポーツ振興基本計画（改訂版）	28
第3部	企画部文化国際課における文化・芸術行政	30
第1.	文化国際課の概要	30
1.	事務分掌	30
2.	組織及び人員	30

第 2.	決算の状況	30
1.	歳入の状況	30
2.	歳出の状況	31
第 3.	文化国際課に係る重要施策	35
1.	文化推進事業	35
2.	おおいた夢色音楽プロジェクト	44
3.	宝のまち・豊後FUNAI芸術祭	51
第 4.	ホルトホール大分	55
1.	ホルトホール大分の概要	55
2.	指定管理者による決算の状況	57
3.	平成 30 年度の主な歳出（委託費等）の状況	57
第 5.	コンパルホール	65
1.	コンパルホールの概要	65
2.	指定管理者による決算の状況	66
3.	平成 30 年度の主な歳出（委託費等）の状況	66
第 6.	国際化推進事業	73
1.	第 3 次大分市国際化推進計画について	73
2.	平成 30 年度の主な歳出（委託費等）の状況	74
第 7.	平和市民公園能楽堂	90
1.	平和市民公園能楽堂の概要	90
2.	指定管理者による決算の状況	92
3.	主な歳出（委託費等）の状況	94
第 8.	大分市宇曾山荘	104
1.	大分市宇曾山荘の概要	104
2.	指定管理者による決算の状況	106
3.	主な歳出（委託費等）の状況	107
第 4 部.	教育委員会美術振興課における文化・芸術行政	115
第 1.	大分市美術館	115
1.	大分市美術館について	115
2.	美術館管理運営事業	116
3.	美術品等管理事業	118
4.	展覧会事業	119
5.	ミュージアムショップ運営事業	124
6.	美術品等購入事業	126
7.	まちなかアートフルロード推進事業	129
8.	固定資産の実査について	130

第2.	アートプラザ	132
1.	アートプラザについて	132
2.	指定管理者による決算の状況	135
3.	大分市におけるアートプラザ費の推移	136
4.	主な歳出（委託料等）の状況	136
第5部.	企画部スポーツ振興課におけるスポーツ行政	139
第1.	スポーツ振興課の概要	139
1.	事務分掌	139
2.	組織及び人員	139
第2.	スポーツ振興課に係る重要施策	140
1.	ホームタウン推進事業	140
2.	スポーツ振興総務費	143
3.	公共施設案内・予約システム管理運営事業	145
4.	県民体育大会事業	148
5.	スポーツ推進委員事業	151
6.	体育奨励事業	154
7.	社会体育振興事業	157
8.	総合型地域スポーツクラブ事業	161
9.	社会体育施設管理運営事業	162
10.	大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理者について	166
11.	社会体育施設整備事業	173
12.	日吉原緑地運動施設管理運営事業	184
13.	スポーツ大使交流事業	184
14.	南部地域スポーツ施設整備事業	185
15.	温水プール管理運営事業	190
16.	南大分体育館管理運営事業	197
第6部.	教育委員会体育保健課におけるスポーツ行政	206
第1.	体育保健課の概要	206
1.	事務分掌	206
2.	組織及び人員	206
3.	本件監査の対象とした事務	206
第2.	学校体育の状況	207
1.	大分市教育ビジョン2017	207
2.	大分県における学校体育の状況	209
3.	大分市における新体力テスト結果の状況	212

第 3.	体育保健課に係る主な施策	213
1.	体力向上推進事業	213
2.	大分っ子体力アップわくわく事業	216
3.	体力アップおおいた推進事業	217
4.	全国・九州・県学校体育研究大会参加費	218
5.	大分市運動部活動総合活性化事業	219
6.	部活動指導員活用事業	221
7.	J F A ころのプロジェクト「夢の教室」事業	222
8.	中学校体育連盟事業費補助金	223
9.	中学校部活動推進事業費補助金	224
10.	中学校体育大会派遣事業費補助金	225
11.	九州中学校体育大会運営事業費補助金	227
12.	大分県中学校駅伝競走大会出場・開催負担金	228
第 7 部	全体に共通する監査結果及び意見	230
第 1.	公有財産管理のあり方について	230
第 2.	事務事業評価のあり方	234
1.	建物（及び工作物）の減価償却費	235
2.	備品の減価償却費	236
3.	事務事業評価における K P I（重要業績指標）	237
第 3.	市民満足度等を有効に測定するためのアンケートのあり方について	240
第 4.	地方創生のための文化・芸術及びスポーツ行政のあり方について	242

第 1 部 外部監査の概要

第 1. 外部監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2. 選定した特定の事件（テーマ）

文化・芸術及びスポーツ行政について

第 3. 監査対象年度

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、令和元年度の一部についても監査の対象とした。

第 4. 監査対象部局

大分市企画部その他関連部局

第 5. 監査実施期間

令和元年 7 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

第 6. 特定の事件として選定した理由

少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化している近年においては、総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められている。こうした中、平成 29 年に「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行され、平成 30 年に国は、文化芸術の本質的価値及び社会的、経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、「文化芸術立国」の実現を目指し、「文化芸術推進基本計画」を策定したところである。

また、スポーツ庁では、平成 29 年に策定したスポーツ基本計画において、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしており、地方公共団体には、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことが期待されている。

大分市では、平成 26 年に策定した大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく大分 文化・芸術ゆめプラン」に基づき、文化・芸術の振興に係る取組を進める中、平成 30 年に「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催を契機として、「文化・芸術を活かしたまちづくり」のさらなる推進を図ることとしている。同時に、文化・芸術の振興のみならず、市民が健康で

心の豊かさの獲得を実現していくためには「スポーツの振興」を推進していくことも重要であることから、多様に変化する市民のニーズや暮らしの豊かさに寄与していく上で、文化・芸術及びスポーツの領域に関する行政が担う役割と責務は非常に重要なものであるといえる。

このように、市民が心豊かに文化的かつ健康な生活を送っていくための文化・芸術及びスポーツが果たす役割の重要性に鑑みると、文化・芸術及びスポーツに係る事業や施策がより効率的かつ効果的に実施され、推進される必要があることから、これまでの当該事業の取組の検証を行いつつ、今後の文化・芸術及びスポーツ事業の推進や施設管理等の在り方を検討するために監査を実施する意義は大きいものと認められるため、令和元年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

第7. 監査の着眼点

- (1) 文化・芸術及びスポーツ行政に関する事務の執行は、法令等の規定に準拠して適正に行われているか。
- (2) 文化・芸術及びスポーツ行政は市の基本方針や計画に合致しているか。
- (3) 文化・芸術及びスポーツ行政の運営方針や事業の実施は市民のニーズに符合したものであるか。
- (4) 文化・芸術及びスポーツ施設の使用料の決定や徴収事務は法令等に準拠し、適切に行われているか。
- (5) 文化・芸術及びスポーツ施設等マネジメントは合理的に行われているか。
- (6) 文化・芸術及びスポーツ行政に係る補助事業は法令等に準拠し、適切に行われているか。
- (7) 支出事務及び契約事務は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (8) 文化・芸術及びスポーツ施設等の財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (9) 文化・芸術及びスポーツに関する事業は、市民の利活用や参加等の促進が図られ、満足度向上に資すると認められるものであるか。
- (10) 文化・芸術及びスポーツ行政の事務の執行について、より経済的、効率的かつ有効に実施するための改善点や提言がないか。

第8. 主な監査手続

- (1) 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- (2) 財務事務及び組織運営等についての概要把握及び関連書類の閲覧
- (3) 使用料等の決定や徴収事務の検討
- (4) 文化・芸術及びスポーツ施設等マネジメントの合理性・効率性等の検討
- (5) 文化・芸術及びスポーツ行政に係る補助事業の検討
- (6) 指定管理等の委託契約事務の検討
- (7) 文化・芸術及びスポーツに係る支出事務及び契約事務の検討
- (8) 公有財産・備品の台帳整備等の財産管理の状況
- (9) 文化・芸術及びスポーツ施設の現地視察
- (10) その他、監査の実施過程において必要と認めた手続

第 9. 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包 括 外 部 監 査 人	公 認 会 計 士	首 藤 慶 史
補 助 者	公 認 会 計 士	藤 嶋 司
補 助 者	公 認 会 計 士	中 間 葉 月

第 10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

・「外部監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」…自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する外部監査の結果である。

「 意 見 」…自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、大分市の組織及び運営の合理化に資するため、外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

・略称

本報告書で用いている略称は次のとおりである。

略称	正式名称及び内容等
自治法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）のこと。国と地方公共団体の役割分担の原則や地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則等の他、地方公共団体の財務会計についての一般的なルール等が定められている。
自治法施行令	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）のこと。地方自治法の規定により随意契約によることができる場合や入札参加資格に関するルール等を定めている。
契約事務規則	大分市契約事務規則（昭和 38 年大分市規則第 14 号）のこと。 上記の他、大分市の売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めている。
公有財産規則	大分市公有財産規則（昭和 40 年大分市規則第 10 号）のこと。 市の公有財産の取得、管理及び処分に関して必要な事項を定めている。
K P I （ケーピーアイ）	重要業績評価指標（Key Performance Indicator）のこと。 行政（一般には企業等）の目標や戦略を実現するために、具体的な業務パフォーマンスやプロセスをモニタリングするうえで設定される業績評価指標であり、その中で特に重要なものを指す。

	K G I を達成するための指標としてブレイクダウンされた指標（K G I を構成する指標として細分化されたもの）あるいはプロセスを中間的に計測するための指標が K P I だといえる。
K G I (ケージーアイ)	重要目標達成指標（Key Goal Indicator）のこと。 K G I がプロセスの目標（ゴール）として達成したか否かを定量的に表すものであるのに対し、K P I は K G I を達成するために細分化された業績、あるいはプロセスの実施状況を計測するために実行の度合い（パフォーマンス）を定量的に示すものである。 実務的にはこの K G I に該当する指標を K P I と同義で使用されていることも多い。
K F S (ケーエフエス)	重要成功要因（Key Factor for Success）のこと。 端的には事業を成功させるためにキーとなる要因のことで、戦略目標となる K P I を達成するための手段などをいう。 K G I ・ K P I を達成するためには K F S をいかに有機的に関連付けて、事業戦略の礎とし、実行可能なアクションプランに結び付けていくかが重要となる。 K S F（Key Success Factor）や C S F（Critical Success Factor）と言われることもあるが、ほぼ同義である。

・ 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・ 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

ただし、大分市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 大分市の文化・芸術及びスポーツ行政の概要

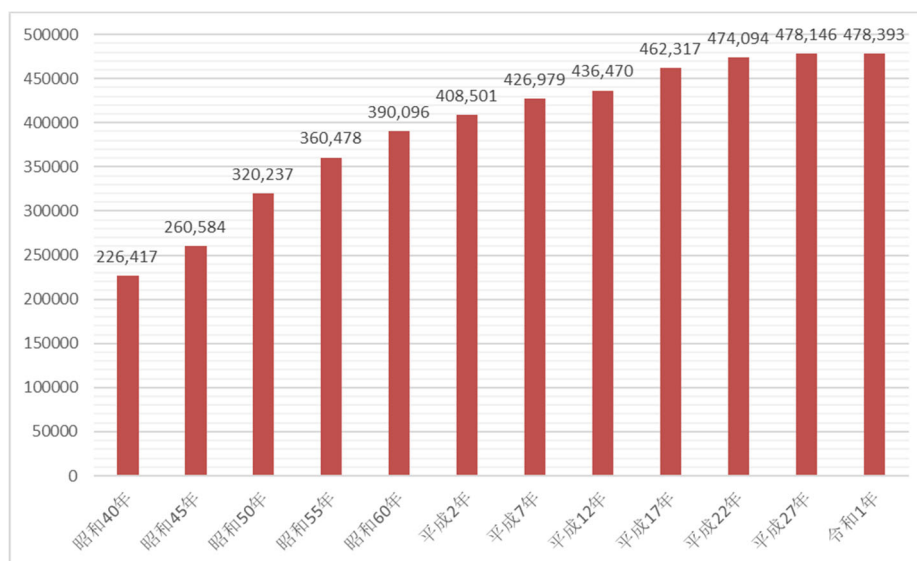
第1. 大分市の状況

1. 大分市の人口・世帯の状況

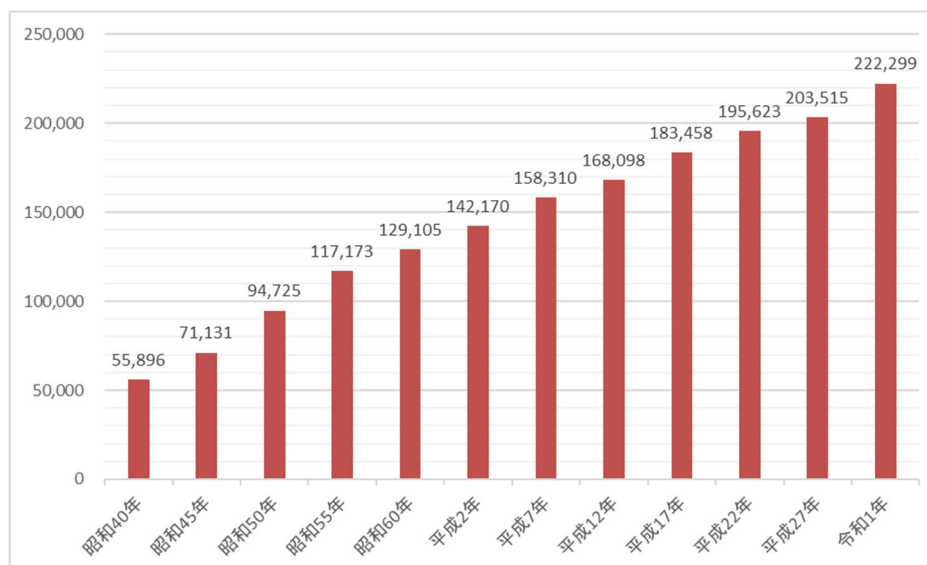
大分市の人口と世帯数の推移は、下図のとおりである。人口は、昭和40年以降増加し続けてきたものの、近年、人口の伸びは鈍化し、平成29年には初めて人口減となった。

一方で、大分市の世帯数は増え続けており、1世帯当たりの世帯人員の減少傾向は、少子高齢化社会のなか近年顕著となっている。

大分市の人口の推移（単位：人）



大分市の世帯数の推移（単位：世帯）



※平成16年以前は佐賀関地区と野津原地区を含まない。

令和1年は12月末日現在で、出典は大分市『住民基本台帳』、
それ以外年度の数値は各10月1日現在で、国勢調査によっている。

2. 年齢3区分別人口比率（高齢化率、年少人口割合）の推移

年齢3区分別の人口について、「0～14歳」は概ね平成に改元となった以降は人口が減少傾向に転じ、比率も継続して減少傾向であるが、概ねここ10年は人口・比率ともに微減傾向となっている。

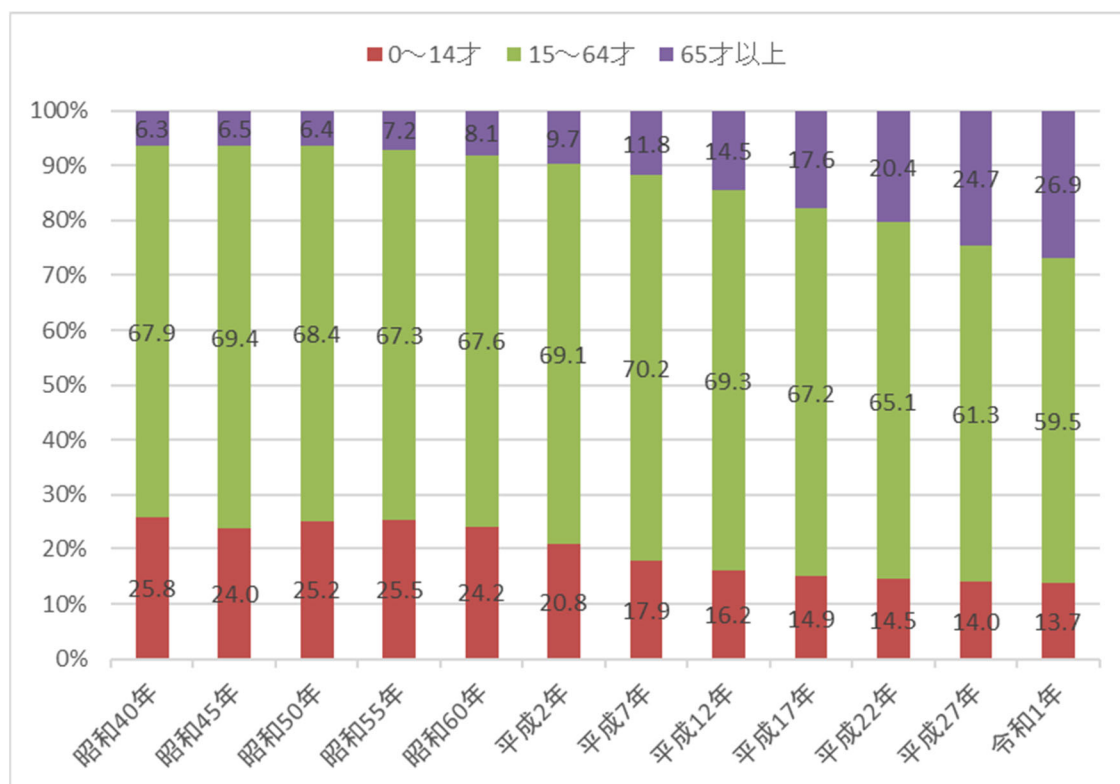
「15～64歳」人口は概ねここ10年で減少傾向に転じ、比率は高齢化率の上昇とともに減少傾向が大きくなっている。

一方で「65歳～」は人口・比率ともに経年増加傾向にある。

高齢化率は全国、大分県、大分市ともに増加傾向だが、大分市の高齢化率は全国や大分県に比べると相対的に低い状況にある。年少人口割合（0～14歳）は全国、大分県、大分市とともに減少傾向だが、大分市の割合は全国や大分県に比べると相対的には高い状況にある。

平均余命の伸長等による高齢者の増加と出生数の減少傾向が続くとともに、少子高齢化は今後も進行していくことが予想されている。

大分市の年齢3区分別人口比率の推移



※平成16年以前は佐賀関地区と野津原地区を含まない。

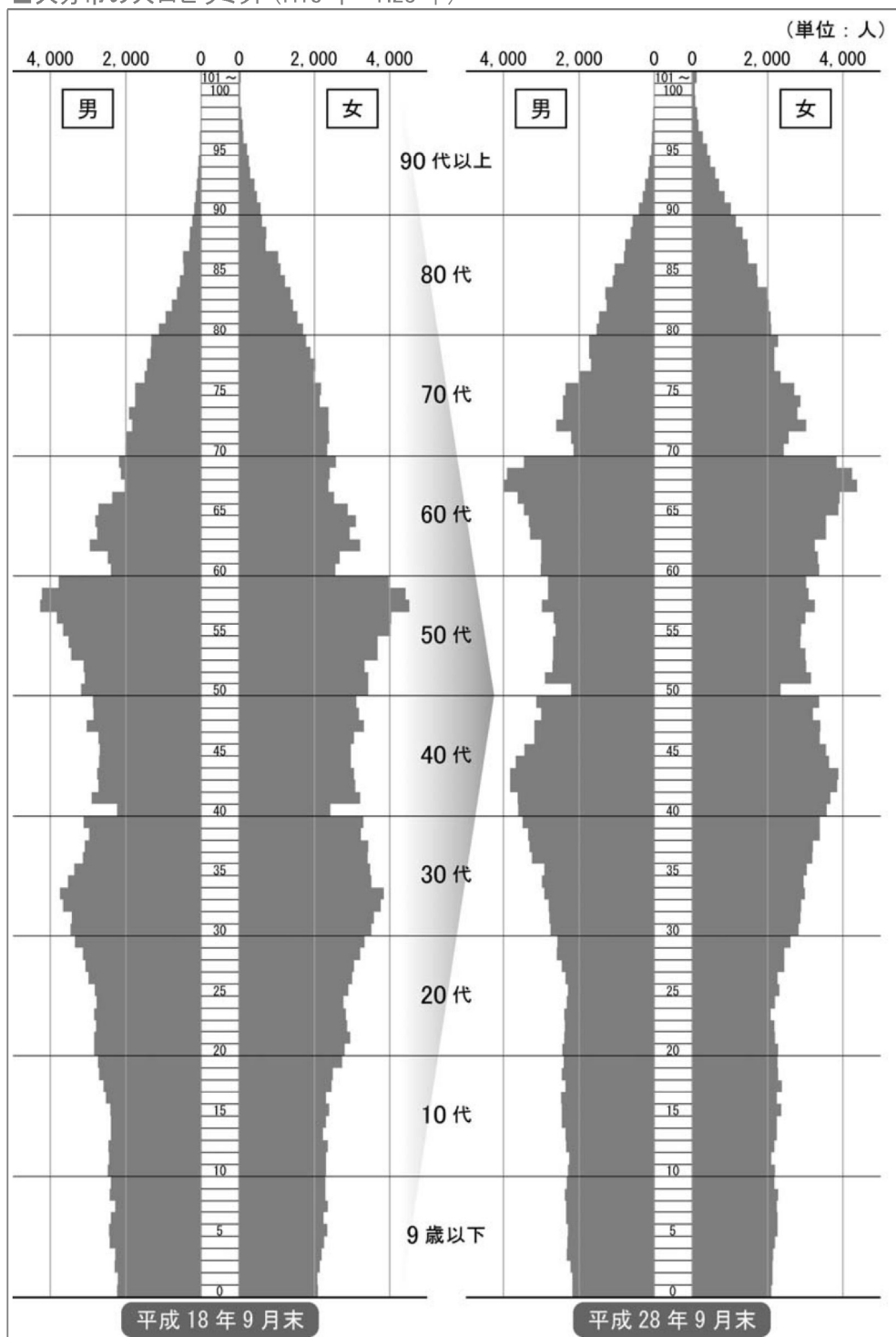
令和1年は12月末日現在で、出典は大分市『住民基本台帳』、
それ以外年度の数値は各10月1日現在で、国勢調査によっている。

3. 人口ピラミッド

人口ピラミッドを見ると、子どもの数は男女とも概ね1歳当たり2,000人強で推移している一方、いわゆる団塊の世代が平成28年では65歳以上に達しているなど、経年、少子高齢化に拍車がかかっており、今後もその傾向が続くことから、人口ビジョンに基づく自然増加と社会増加を戦略的に実現していくことが重要となる。

平成18年9月末と平成28年9月末の人口ピラミッドを比較すると、次のとおりとなっている。

■大分市の人口ピラミッド(H18年→H28年)



出典：大分市『住民基本台帳』(各年9月末)

第2. 文化・芸術行政の状況

1. 全国の文化・芸術の状況

(1) 文化芸術の状況

① 少子化やグローバル化、情報通信技術の急速な発展と社会状況の大きな変化

- ・ 少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など社会の状況が著しく変化する中で、こうした変化に応じた社会の要請に応じつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が一層求められている。
- ・ 一方、急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化する中で、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっている。

② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

- ・ 令和2年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。
- ・ 2020年東京大会を契機として、歴史、風土や衣食住の文脈の中で、多様で豊かな日本文化の価値を国際的に分かりやすく発信することが求められている。
- ・ 令和2年(2020年)及びそれ以降の遺産(レガシー)が全国各地で創出されることを意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題である。

③ 文化芸術立国の実現

- ・ 文化芸術は心豊かな国民生活や活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持っている。今後、新しい文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、更なる取組を進め、文化芸術立国を実現していく必要がある。
- ・ 国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、今こそ、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められており、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させる」ことが重要である。

2. 文化芸術基本法

(1) 文化芸術基本法の目的

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとともに、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとして、重要な意味を持ち、自己認識の起点となるものである。

このような文化芸術の振興に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成 13 年に文化芸術振興基本法が定められ、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取り組みが進められてきた。

一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになり、また、令和 2 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会である。

このような状況を踏まえ、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとすることを目的として、平成 30 年に「文化芸術振興基本法」の改正が行われている。

(2) 基本理念

- ① 文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- ② 文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- ③ 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- ④ 我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- ⑤ 多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- ⑥ 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- ⑦ 我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- ⑧ 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮

されなければならない。

- ⑨ 文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- ⑩ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(3) 国、地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することが定められている。

地方公共団体は、基本理念にのっとり文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定、実施する責務を有することが定められている。

(4) 文化芸術団体の役割

文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならないことが定められている。

(5) 関係者相互の連携及び協働

国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないことが定められている。

3. 文化芸術の振興に関する基本的な方針及び文化芸術推進基本計画

(1) 文化芸術推進基本計画策定までの流れ

国は改正前の文化芸術基本法に従い、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めており、国内外の諸情勢や文化芸術を取り巻く環境の急速な変化に応じた見直しを行っている。

- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 14 年 12 月 10 日）
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次）（平成 19 年 2 月 9 日）
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次）（平成 23 年 2 月 8 日）
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次）（平成 27 年 5 月 22 日）

平成 30 年における文化芸術基本法の改正により文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならないことから、平成 30 年 3 月に文化芸術推進基本計画を策定している。

（２）文化芸術推進基本計画における４つの目標

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法を前提とし、目指すべき姿として、下記４つの目標を定めている。

① 目標１ 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

② 目標２ 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

③ 目標３ 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

④ 目標４ 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

（３）文化芸術政策の基本的な方向性

上記４つの目標を中長期的に実現するため、第１期文化芸術推進基本計画の期間中（平成３０年度～令和４年度（２０１８～２０２２年度）の５年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ令和２年（２０２０年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識して、六つの戦略（「今後５年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進めることとしている。

① 戦略１ 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

② 戦略２ 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

③ 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

④ 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子どもから高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

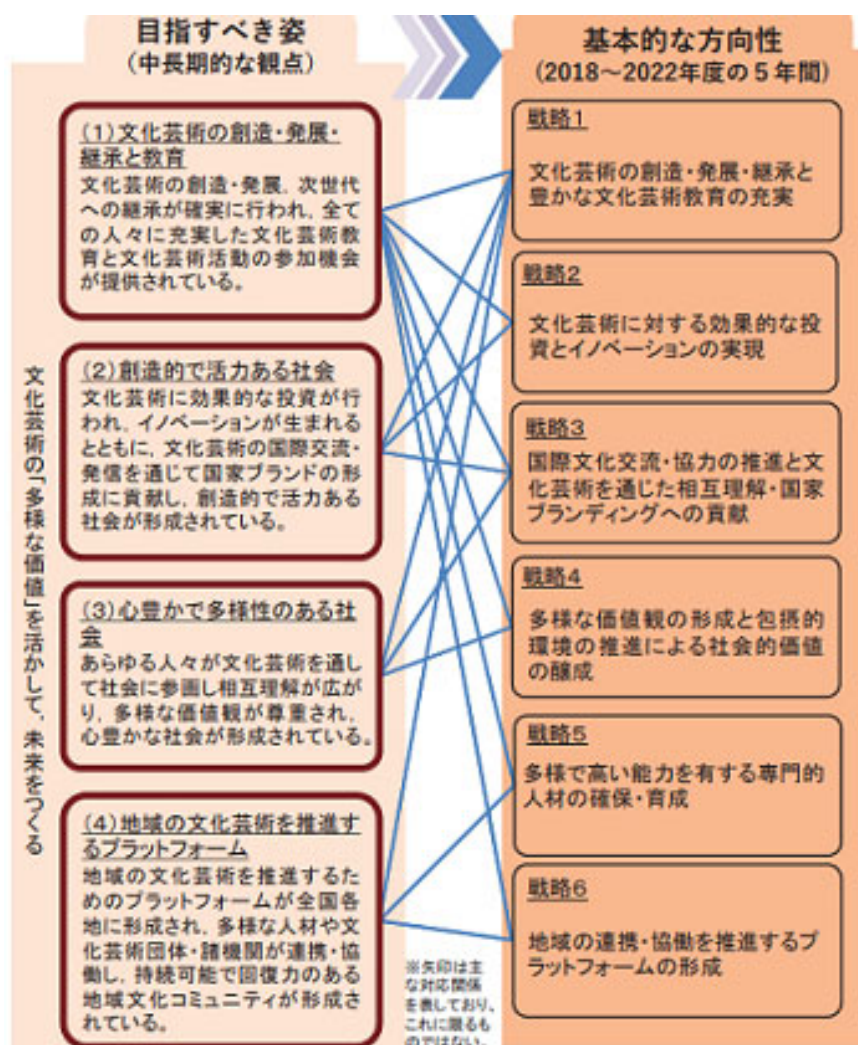
⑤ 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

⑥ 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）を形成する。

(4) 今後の文化芸術政策の目指すべき姿と今後5年間の基本的な方向性の関係性



4. 文化芸術立国中期プラン

(1) 基本的な考え方

我が国は、世界に誇るべき有形・無形の文化財を有しているとともに、多様な文化芸術活動が行われている。また、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統があったり、日常においても、稽古事や趣味などを通して、様々な文化芸術体験が盛んに行われている。

こうした世界に誇る日本各地の文化力（注）は我が国の「強み」であり、これを生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、東京をはじめ日本全国で、日本の伝統や地域の文化芸術活動の特性を生かした文化プログラムを提供するために、文化力の基盤を計画的に強化すべく文化芸術立国中期プランを策定した。

（注）「世界に誇る日本各地の文化力」

- ・ 各地域が主体となり、実績を積み重ねつつある文化芸術活動
- ービエンナーレ、トリエンナーレ、芸術祭、展覧会等

- ・ 各地域で長年受け継がれてきた有形・無形の文化遺産を活用した取り組み
 - 神社、寺院、古民家、民族芸能（神楽、獅子舞など）、催事等
- ・ 日本の文化の海外発信や世界との交流を目指した国際イベント、文化施設における特色ある取り組み
 - 文化芸術創造都市の関係者が集うサミット、東アジア文化都市の取り組み

（２） 2020 年末段階で目指すべき成果

2020 年末段階までに、世界中の人々が、全国で実施される文化体験プログラムへの参加を通して、相互に対話や交流を深めており、新たな文化が創造され、発信がされるようになることを目指す。これは、国としてのアイデンティティーが、文化芸術に支えられているという「成熟社会の新モデル」であり、このモデルを、先進国が目指すべきモデルとして全世界へ提示することとし、日本国内で達成することを目指す成果の指標を下記としている。

- ・ 国民が自信と誇りを持ち、心豊かな生活を送っている者や、満足している者の割合を 80% 台へ
- ・ ホール、劇場、美術館及び博物館等で直近 1 年間に鑑賞活動をしたことがある者の割合を 80% 台へ
- ・ 直近 1 年間に鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがない者の割合を 30% 台へ
- ・ 訪日外国人旅行者数を 3000 万人へ
- ・ 文化体験を目的とした外国人観光客の割合を 50% 台へ
- ・ 美術館や博物館、音楽ホール等「上野の杜」への来訪者数を 3000 万人へ
- ・ 在留外国人の日本語学習者の割合を 10% 台へ

（３） 2020 年までの基盤整備のための施策

① 人をつくる

- ・ 文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子どもの育成
- ・ 専門人材の育成支援（文化を身近に）
- ・ 高度な芸術家養成、後継者や伝承者の養成
- ・ 芸術教育の充実
- ・ 多様な芸術活動の推進と世界水準の実演芸術の振興
- ・ 大学を活用した文化芸術の推進

② 地域を元気にする

- ・文化財の保存修理・防災対策等の抜本的強化
- ・まちづくりの推進
- ・文化芸術創造都市への支援・東アジア文化都市の開催
- ・息の長い復興支援等
- ・団体、劇場・音楽堂等、美術館・博物館等への支援
- ・文化財の公開・活用
- ・他の施策分野との連携・関係省庁間の連携等
- ・民間による支援活動の活性化等

③ 世界の文化交流のハブとなる

- ・日本の伝統的な工芸、芸能や生活文化（衣・食・住）の海外発信の強化
- ・メディア芸術の発信強化
- ・「ジャパン・ウィーク」等を通じた文化交流の促進
- ・国内芸術フェスティバルや国際会議の開催
- ・創造都市ネットワークへの支援
- ・東アジア文化都市での交流事業等
- ・レジデンスプログラムの強化
- ・アジア諸国等の人材育成支援
- ・日本語による文化発信力の強化
- ・日本文学の海外への発信強化
- ・日本文化の広報力の強化
- ・外国人観光客のための展示・公開環境の整備

5. 大分市の文化・芸術の状況

(1) 大分市における文化・芸術の現状

① 市民が主体の文化・芸術活動

大分市では、音楽、舞踊、演劇、芸能、美術（彫刻・写真・陶芸等を含む）、華道、茶道など、市民主体の多様な活動が展開されている。

② 歴史遺産・文化財

大分市では、旧石器時代から近現代に至るまで、様々な歴史遺産や文化財が遺されている。なかでも、中世戦国時代に豊後府内の名声を遠くヨーロッパまで広めた大友宗麟公の功績と、その時代の様々な歴史遺産を市民の誇りとし、魅力あるまちづくりを推進している。

③ 祭り・イベント

市内中心部における「大分七夕まつり」「おおいた夢色音楽祭」をはじめ、市内各地で地域を代表する祭りやイベントを開催している。

また、校区、自治区単位では、地域住民の手づくりによる祭りやイベントが盛んに開催されており、心豊かで潤いある市民生活に欠くことのできないものとなっている。

④ スポーツ文化

市内では、スポーツ少年団、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、各種競技団体などにより、様々な生涯スポーツや競技スポーツが取り組まれている。

また、地域活動として、校区・地区体育協会や「総合型地域スポーツクラブ」が結成されている。

一方、大分トリニータ等大分市に本拠地を置く国内トップクラスのスポーツチーム（クラブ）を生かし、一体感の醸成を促すとともに、チーム（クラブ）はそれに応えて本市の魅力あるまちづくりや情報発信も目的とした「ホームタウン推進事業」を推進している。

⑤ その他の文化（食、景観、建築物）

食文化では、大分ブランドとしての「関アジ、関サバ」や、大分発祥の「とり天」「鶏めし」「だんご汁」などの郷土料理がある。

景観では、「別府湾岸・国東半島海への道」が日本風景街道に登録されている他、市民がを見つけ、市民投票で表彰する「大分きれい100選事業」を実施した。

建築物では、国指定重要文化財である「後藤家住宅」の他、国際的に有名な磯崎新氏が設計したアートプラザなどの建築物がある。

⑥ 文化・芸術施設

「ホルトホール大分」「コンパルホール」「大分市美術館」等の文化・芸術施設の他、伝統芸能文化の拠点施設である「平和市民公園能楽堂」や、本市の歴史を紹介する拠点施設である「大分市歴史資料館」等も整備されている。

また、市営の「地区公民館」が13館、地域の自主運営による「校区公民館」が35館、「自治公民館」が570館整備されている。

⑦ 暮らしの中にある文化・芸術

多様な市民の暮らしの中には、様々な形で文化・芸術が溶け込んでおり、一人ひと

りの余暇や地域での暮らし、学校教育、企業活動、福祉、地域経済などの様々な生活シーンの中で大きな役割を果たしている。

(2) 大分市における文化・芸術の課題

① 市民が主体の文化・芸術活動

団体等にとって、新たなメンバーの確保や後継者の育成をはじめ、活動内容の質の向上、活動の場と資金の確保などが大きな課題となっており、市民や企業、行政が、一体となって総合的な支援に取り組むことが求められている。

② 歴史遺産・文化財

大分市の歴史遺産や文化財について、その価値や面白さを多くの市民に知ってもらうとともに、市民共有の貴重な財産として効果的に活用されることが求められている。

③ 祭り・イベント

地域を代表する祭り・イベント等については、地域経済へのメリットを実感できるよう、さらなる誘客をめざした魅力の向上とこれまで以上に積極的な情報発信が求められている。

また、校区、自治区では、少子高齢化などの進行により、祭り・イベントの担い手の減少が大きな課題となっている。

④ スポーツ文化

生涯スポーツ、競技スポーツは、身近で利用しやすい施設の提供が求められている。また「総合型地域スポーツクラブ」の運営では、活動場所の確保や推進役の育成や、参加者の確保が課題となっている。

「ホームタウン推進事業」では、市民にとってチーム（クラブ）の存在やホームゲーム開催のメリットが実感できるように、これまで以上に積極的な推進が必要となっている。

⑤ その他の文化（食、景観、建築物）

これらの文化は郷土愛や、地域経済活性化に大きな役割をもたらすものであり、その文化資源を知ってもらうとともに、継承するための取組が必要となっている。

⑥ 文化・芸術施設

公共施設での質の高い文化・芸術を提供すること、それらをより多くの市民が享受できる仕組みづくりと、誰にも使いやすい公共施設とするための継続的な取組が必要である。

また、近接する県立美術館や大分駅ビルと公共施設、民間施設の連携強化や施設間の回遊性を高める取組が求められている。

⑦ 暮らしの中にある文化・芸術

市民の暮らしに溶け込んでいる、多様で多彩な文化・芸術資源とその活動が、それぞれの生活シーンの中で、どのような役割を担っているかということを多くの市民に知ってもらうとともに、寛容で好奇心にあふれる気運や郷土を愛する心の醸成、ひいては将来のアーティストの育成などにつながる活動の展開が求められている。

6. 大分市文化・芸術振興計画

(1) 大分市文化・芸術振興計画の概要

大分市では、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において閣議決定された平成 23 年 2 月の「第 3 次基本方針」を踏まえ、大分市の特性と可能性を踏まえたものとして作成されている。

特に大分市では、平成 25 年の新たな市民の文化・芸術活動拠点となるホルトホール大分の開館を絶好の機会と捉え、市民と行政が一体となって多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、様々な生活シーンに文化・芸術の有するパワーを最大限に活かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりをめざし、その指針となる本プランを策定している。

(2) 基本理念及び基本目標

「人とまち 文化・芸術で輝く 大分市」

目標 1 心豊かな市民生活を実現する文化・芸術の振興

目標 2 郷土を愛する心や一体感を醸成する文化・芸術の振興

目標 3 賑わいを創出し地域経済を活性化する文化・芸術の振興

(3) 計画期間

国の「文化芸術立国中期プラン」で日本各地の文化力の基盤の計画的強化期間としている令和 2 年までに合わせて平成 26 年から令和 2 年の 7 年とし、計画期間中であっても社会情勢に応じ随時見直すものとしている。

(4) 施策の方向

3 つの基本目標の実現のために次の 4 つの施策の方向を示している。

① したしむ

市民一人ひとりが日常生活において「身近な場所で」「気軽に」文化・芸術に親しむことができる機会を提供する。

② はぐくむ

新たに花開こうとする文化・芸術を応援する。また、学校教育や生涯学習を通じて文化・芸術を育む気運の醸成に努める。

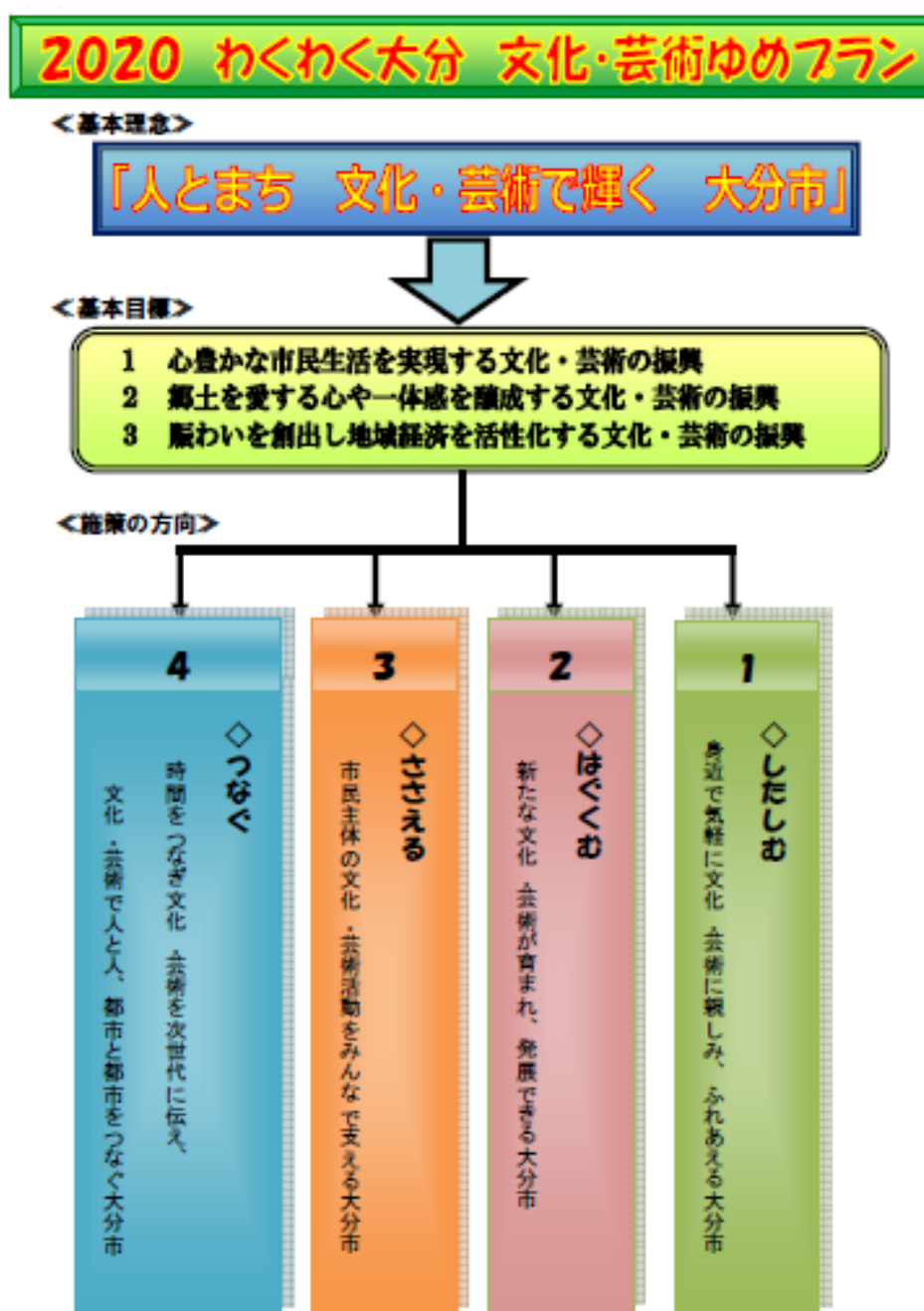
③ ささえる

市民主体の文化・芸術の質の向上と活動の活発化をめざし、市民協働で積極的に支援する。

④ つなぐ

歴史遺産や地域に伝わる伝統文化を守り発展させて次世代につなぐ。また、文化・芸術で市民をつなぎ、本市と国内外の都市をつなぐ。

(5) 施策の体系



7. 監査の対象とした文化・芸術施策

大分市における文化・芸術については、大分市総合計画においては「個性豊かな文化・芸術の創造と発信」を掲げ、「優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。」とし、上述した大分市文化・芸術振興計画に基づき事業を推進している。

施策の方向に示される各領域の文化・芸術の施策は広範多岐に亘っており、ここでいう文化・芸術の領域には、文化財の保護・保存・活用や社会教育に関連する施策も含まれているが、本件監査では、監査の合理的な実施と監査資源の制約等の観点から、原則として「企画部文化国際課」ならびに「教育委員会美術振興課」で所掌する文化・芸術に関する施策を監査対象とすることとした。

そのため、広くは文化・芸術に関連する、大分市教育委員会文化財課が所掌する「大分市歴史資料館」「海部古墳資料館」「大友氏関連遺跡」など文化財に関連する事業、同社会教育課が所掌する「関崎海星館」「大分市情報学習センター」など社会教育に関連する事業、大分市商工労働観光部観光課が所掌する「高崎山自然動物園」など主に観光に関連する事業などは監査の対象外とした。

また、「ホルトホール大分」や「コンパルホール」については、文化・芸術に関連する施策として関連付けられた事業のみを監査対象としているため、例えば子育て交流センターや図書館の運営等に関する事業は監査の対象外とした。

第3. スポーツ行政の状況

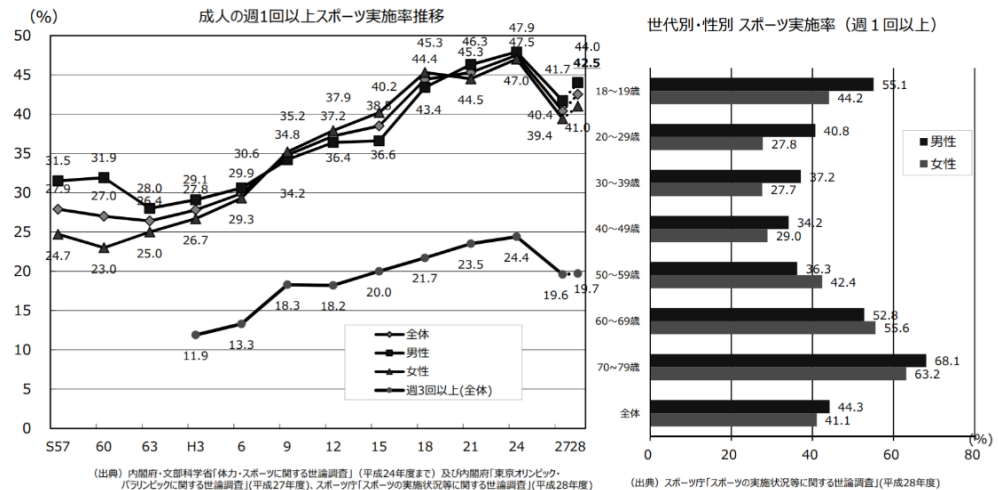
1. 全国のスポーツ行政の現状

(1) 成人のスポーツ実施割合について

全国の成人の週1回以上スポーツ実施率の推移及び世代別・性別のスポーツ実施率（週1以上）は次の表（文部科学省作成資料）のとおりである。

全体として増加傾向にあるが、平成24年をピークに減少に転じている。一方でスポーツ未実施者の割合は32.9%、1年に1回もスポーツをしておらず今後もするつもりのない者の割合は27.2%（平成28年度）とのことである。

また、世代別・性別のスポーツ実施率は20代から40代が低く、特に女性が低くなっている（週1回以上28.2%）。一方で50代以降は、年代が高くなるにつれて実施率は上がり、男女とも70代の実施率が最も高くなっている。

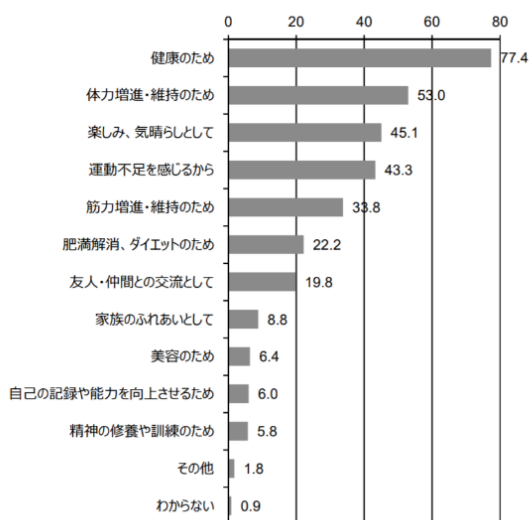


（２） スポーツの実施状況

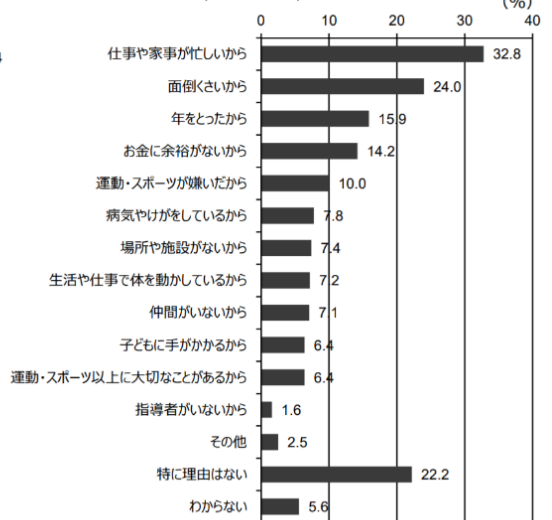
スポーツの実施状況等に関する世論調査は次の表（文部科学省作成資料）のとおりである。

運動・スポーツの実施理由は、「健康のため」（77.4%）が最も多く、「体力増進・維持のため」（53.0%）が続いている。運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない（増やさない）理由は、「仕事や家事が忙しいから」（32.8%）が最も高く、次いで「面倒くさいから」（24.0%）、「特に理由はない」（22.2%）などがある。

【この1年間に運動やスポーツを実施した理由（複数回答可）】



【1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない(増やさない)理由（複数回答可）】

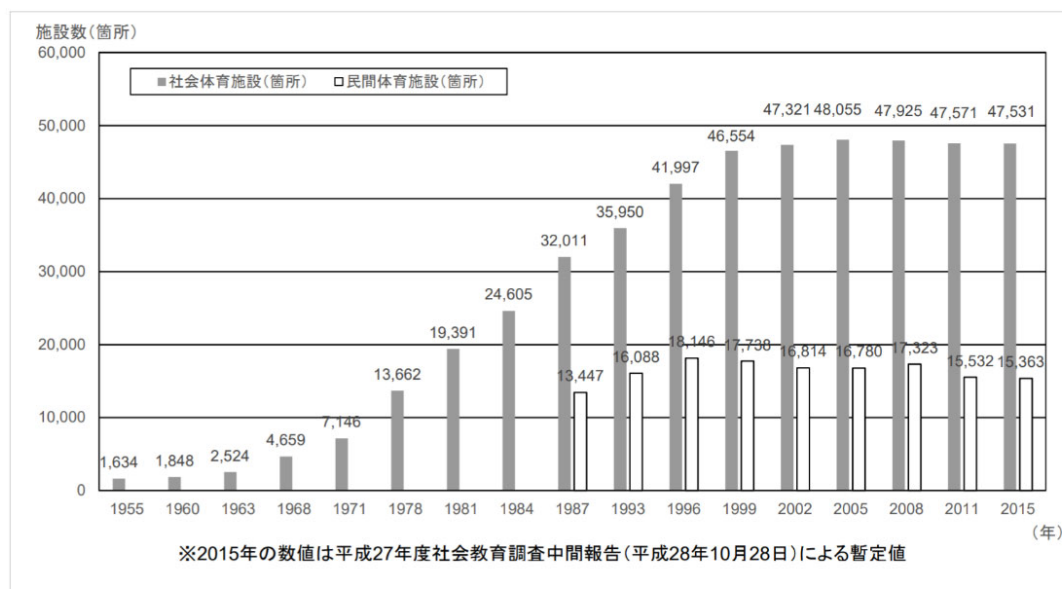


（出典）「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度スポーツ庁実施）

（３） 社会体育施設と民間体育施設の推移

平成27年における我が国の社会体育施設と民間体育施設の推移は、次の表（文部科学省作成資料）のとおりである。

平成27年で社会体育施設は47,531か所、民間体育施設は15,363か所である。社会体育施設は、平成17年まで増加しているが、その後はわずかに減少しており、民間体育施設も平成8年をピークとし、その後は減少傾向にある。



(出典)文部科学省「社会教育調査」H11～H23
平成27年社会教育調査中間報告より

(4) 社会体育施設の耐震状況

全国の社会体育施設の耐震状況は次の表(文部科学省作成資料)のとおりである。
構造体については、昭和56年以前(旧耐震基準)の建築物の約66%が耐震化未対応(耐震診断未実施と耐震診断実施済で要耐震改修のうち未改修の建築物の合計)となっている。

非構造部材については、約94%の建築物が耐震化未対応(耐震点検未実施の建築物と耐震点検実施済で要耐震改修のうち未改修の建築物の合計)となっている。

耐震改修目標については、約84%の地方公共団体が未設定となっている。

○社会体育施設耐震状況(平成27年3月31日現在、回答11,388施設)

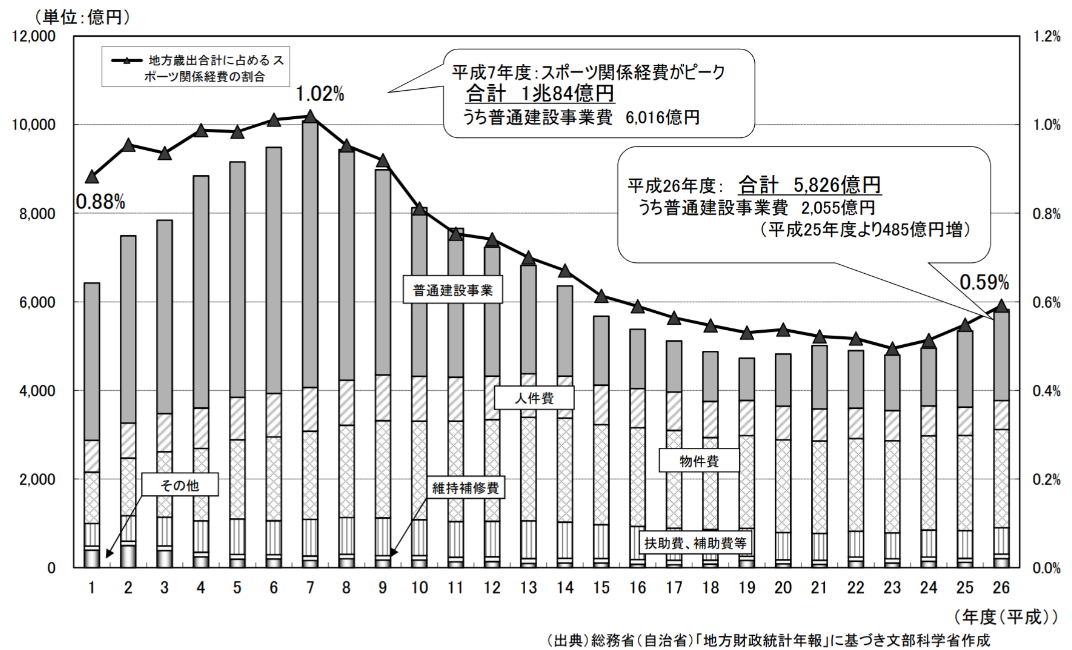
<構造体>		<非構造部材>		<耐震改修目標設定状況>	
昭和56年以前の建築物数	3,843	全建築物数	11,388	全地方公共団体数	1,788
耐震診断未実施	50.3%	耐震点検未実施	90.9%	社会体育施設を有する地方公共団体数	1,724
耐震診断実施済(A)	49.7%	耐震点検実施済(C)	9.1%	目標設定済	20.2%
(A)のうち、要耐震改修(B)	75.5%	(C)のうち、要耐震改修(D)	82.4%	目標未設定(設定予定有)	15.5%
(B)のうち、未改修	41.4%	(D)のうち、未改修	47.2%	目標未設定(設定予定無)	68.0%

(出典：文部科学省調べ)

(5) 地方におけるスポーツ関係経費について

地方歳出合計に占めるスポーツ関係経費は次の表(文部科学省作成資料)のとおりである。

平成7年度をピークに減少傾向であったが、平成24年度より増額傾向となり、平成26年度は平成25年度より485億円の増加となっている。



2. スポーツ基本法

(1) スポーツ基本法の目的およびスポーツ庁の創設

スポーツは世界共通の人類の文化であり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であるとし、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的として、スポーツ基本法を定めている。

また、上記目的を達成し、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として平成27年10月にスポーツ庁が創設されている。

(2) 基本理念

スポーツ基本法における基本理念は次の8つである。

- ① スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする。
- ② 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携する。
- ③ 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成する。

- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全を確保する。
- ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進する。
- ⑥ 我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進する。
- ⑦ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与する。
- ⑧ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進する。

（３） 国、地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することが定められている。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することが定められている。

（４） スポーツ団体の努力

スポーツ団体は、次のことに努めることが定められている。

- ① 基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
- ② スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成
- ③ スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

（５） 国民の参加・支援の促進

国、地方公共団体、スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めなければならないことが定められている。

（６） 関係者相互の連携・協働

基本理念の実現を図るため、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協働について定められている。

３．第２期スポーツ基本計画について

スポーツ基本計画は国がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ために定めたものであり、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指すうえでの重要な指針となるものである。

平成 24 年 3 月に策定した第 1 期スポーツ基本計画に続き、平成 29 年度から令和 3 年度の計画として第 2 期スポーツ基本計画が策定されている。

(1) 基本方針

第 2 期スポーツ基本計画では中長期的なスポーツ政策の基本方針として次のとおり定めている。

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

- ① スポーツで「人生」が変わる！
- ② スポーツで「社会」を変える！
- ③ スポーツで「世界」とつながる！
- ④ スポーツで「未来」を創る！

(2) 実施施策

今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として次のとおり定めている。

- ① スポーツを「する」「みる」「ささえる」というスポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
 - ・ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・ 学校体育をはじめ子どものスポーツ機会の充実による運動習慣確保と体力向上
 - ・ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人への働きかけ
 - ・ スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
 - ・ 大学スポーツの振興
- ② スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
 - ・ 障害者スポーツの振興
 - ・ スポーツを通じた健康増進
 - ・ スポーツを通じた女性の活躍促進
 - ・ スポーツの成長産業化
 - ・ スポーツを通じた地域活性化
 - ・ スポーツを通じた国際社会の調和ある発展
- ③ 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
 - ・ 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・ 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ・ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ・ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

④ クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

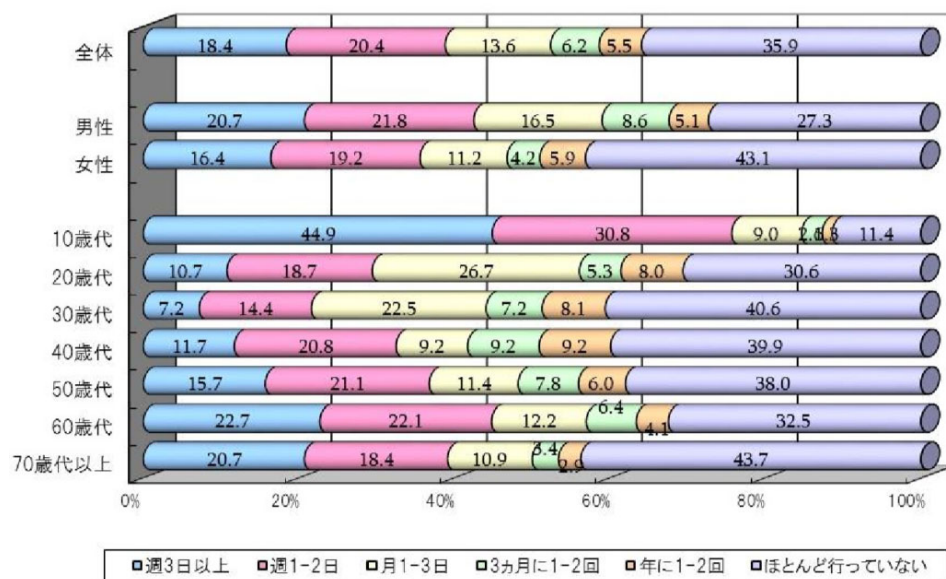
- ・ コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化等
- ・ ドーピング防止活動の推進

4. 大分市のスポーツの状況

(1) 大分市民の運動・スポーツの実施頻度

大分市民の運動・スポーツの実施頻度（回数）は次の表のとおりである。

定期的に運動、スポーツを実施している人は 38.8%（「週 3 日以上」18.4%、「週に 1 ～ 2 日」20.4%の合計）となっており、国が目標としている当該数値（65%程度）に比べ低い水準となっている。また平成 25 年 1 月に文部科学省が実施した「体力・スポーツに関する世論調査」では、全国における 20 歳以上の「週に 2 回以上」の運動・スポーツ実施率が 58.7%であり、全国の動向と比較しても低い水準である。



（出典：大分市スポーツ振興基本計画 改訂版）

(2) 運動・スポーツ実施の阻害要因

運動・スポーツを実施したいが、実施できない状況になる要因の調査結果は次の表のとおりである。

全体結果の上位項目としては、「施設を利用するのにお金がかかる」19.6%、「スポーツクラブの会費が高い」19.5%、「年を取っている」17.4%、「勤務時間が長い」16.3%となっており、前回の調査とほぼ同様の傾向にあるとのことである。

項 目	全 体	性 別		年 齢						
		男性	女性	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
施設を利用するのにお金がかかる	19.6	16.5	22.1	20.8	25.3	29.7	25.0	26.3	12.7	7.7
スポーツクラブの会費が高い	19.5	15.1	23.7	11.8	33.3	31.5	27.7	25.1	14.0	4.4
年をとっている	17.4	19.2	15.3	1.3	0.0	2.7	3.3	7.8	20.8	54.9
勤務時間が長い	16.3	20.2	13.3	7.8	22.7	22.5	35.0	26.9	6.9	0.6
一緒に行く仲間がいない	15.0	14.4	15.5	15.8	20.0	21.6	17.6	14.4	17.3	4.9
家事が忙しい	14.9	7.7	21.3	2.6	13.3	31.5	24.2	20.4	8.7	4.9
身近に施設がない	14.0	14.4	13.8	19.5	13.3	19.8	13.3	10.2	15.0	11.5
休暇がない	13.1	15.1	11.6	27.3	13.3	18.0	23.3	13.8	5.2	3.8
他の趣味が忙しい	12.2	12.2	12.2	16.9	13.3	11.7	9.2	11.4	15.0	10.4
用具にお金がかかる	11.1	12.2	10.1	14.3	14.7	25.2	15.8	10.2	4.6	3.3
子どもがいる(育児が忙しい)	10.9	6.5	14.9	1.3	13.3	45.9	25.0	2.4	1.7	0.0
苦手である	9.9	4.1	15.1	20.8	10.7	9.9	13.3	9.0	8.1	5.5
その他	9.9	8.4	11.0	10.4	6.7	2.7	10.8	12.6	12.1	9.9
運動をすると疲れる	8.8	5.5	11.6	10.5	4.1	9.0	10.8	9.6	7.6	9.3
運動・スポーツをするのが面倒である	7.5	4.8	9.9	11.7	13.3	9.0	8.3	9.6	4.6	2.7
運動・スポーツの情報が不足している	7.1	7.2	7.2	13.0	5.3	8.1	6.7	8.4	9.2	2.2
世話を必要とする人がいる	5.8	4.1	7.4	0.0	2.7	4.5	5.8	12.0	8.1	2.7
通勤時間が長い	4.0	4.3	3.7	7.8	5.4	6.3	5.8	6.6	0.6	0.0
指導者がいない	2.0	2.2	1.9	1.3	1.3	2.7	0.8	1.8	1.7	3.3

※複数回答であるため、全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

(複数回答可)

(3) 大分市におけるスポーツ環境

① 市民がスポーツ環境を整備する上で重要と考える事項

市民がスポーツ環境を整備する上で重要と考える事項の調査結果は次の表のとおりである。

ほとんどの世代で「地域で身近に利用できるスポーツ施設の整備」が上位を占めている。

施設の整備には多額の費用を要することから、既存施設の延命化や廃止・統廃合の是非、新設、地域バランス等も含め総合的に判断していくことが望まれる。

項 目	全 体	性 別		年 齢						
		男性	女性	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
地域で身近に利用できるスポーツ施設の整備	3.30	3.34	3.27	3.42	3.33	3.30	3.32	3.34	3.24	3.25
自然を生かしたスポーツ活動の場の整備	3.16	3.17	3.16	3.21	2.96	3.14	3.24	3.24	3.16	3.10
子どもに遊びや運動を教えてくれる指導者の配置	3.14	3.09	3.19	3.06	2.99	3.38	3.18	3.01	3.13	3.22
学校の運動部活動の充実	3.09	3.08	3.10	3.36	3.07	3.12	3.09	2.90	3.05	3.18
気軽にスポーツが行える地域のスポーツクラブづくり	3.08	3.04	3.11	3.29	3.04	3.14	3.21	2.98	2.97	3.05
健康に関する教室や講演会の積極的開催	2.96	2.90	3.02	2.77	2.73	2.85	2.97	2.98	3.05	3.16
各種スポーツ教室や行事の積極的開催	2.95	2.91	2.99	3.01	2.96	3.05	2.99	2.89	2.88	2.93
小学校への保健体育専門教師の配置	2.93	2.83	3.02	2.85	2.75	3.01	2.95	2.83	2.99	3.04
学校の先生以外の指導者が運動部活動の指導にあたる体制	2.92	2.87	2.97	2.97	2.87	3.08	3.07	2.80	2.91	2.80
広報などによるスポーツ情報の提供	2.92	2.90	2.94	2.92	2.81	3.01	3.02	2.90	2.87	2.90
学校のスポーツ施設の積極的な開放	2.90	2.87	2.94	3.13	2.91	2.99	2.81	2.88	2.83	2.91
競技力向上のための優れた指導者の養成や選手育成	2.90	2.85	2.94	2.87	2.67	2.93	2.99	2.85	2.90	2.99
スポーツの医学的研究	2.76	2.75	2.78	2.71	2.62	2.76	2.85	2.78	2.68	2.88
地域でのスポーツのリーダーや指導者の配置	2.75	2.69	2.80	2.74	2.51	2.71	2.71	2.70	2.84	2.88
スポーツに関する国際交流	2.57	2.55	2.60	2.82	2.64	2.62	2.53	2.50	2.49	2.57
プロスポーツに対する経済的支援	2.52	2.46	2.58	2.78	2.59	2.68	2.50	2.44	2.47	2.38
全国大会ができるような大規模な総合運動公園の整備	2.51	2.49	2.53	2.69	2.37	2.48	2.56	2.43	2.49	2.58
国際的なスポーツイベントの積極的誘致	2.49	2.46	2.51	2.69	2.47	2.62	2.38	2.47	2.36	2.50

※4段階評価の平均値を算出。全体結果をもとに降順並び替え処理を実施している。

② 大分市（スポーツ振興課）が保有するスポーツ施設の使用実績及び利用者数

大分市が保有するスポーツ施設でスポーツ振興課が管理している施設の利用者数の推移は次のとおりである。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	1,212,513	1,138,221	1,186,502	1,119,217	1,175,333	1,257,161

5. 大分市スポーツ振興基本計画（改訂版）

（1）大分市スポーツ振興基本計画（改訂版）の概要

大分市スポーツ振興基本計画は、大分市総合計画と大分市教育ビジョンを上位計画とし、「生涯スポーツ社会の実現」を具体的に推進することを目的とした大分市のスポーツ振興に関する基本的・総合的な計画の意味を有している。

また、国の「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」を踏まえつつ、大分市の特性を考慮した独自の計画として位置づけている。

大分市スポーツ振興基本計画は、平成22年度から令和元年度までの概ね10ヵ年計画としている。その中間年の平成26年度に進行状況や社会情勢の変化に対応するため見直しを図り、改訂版を策定している。

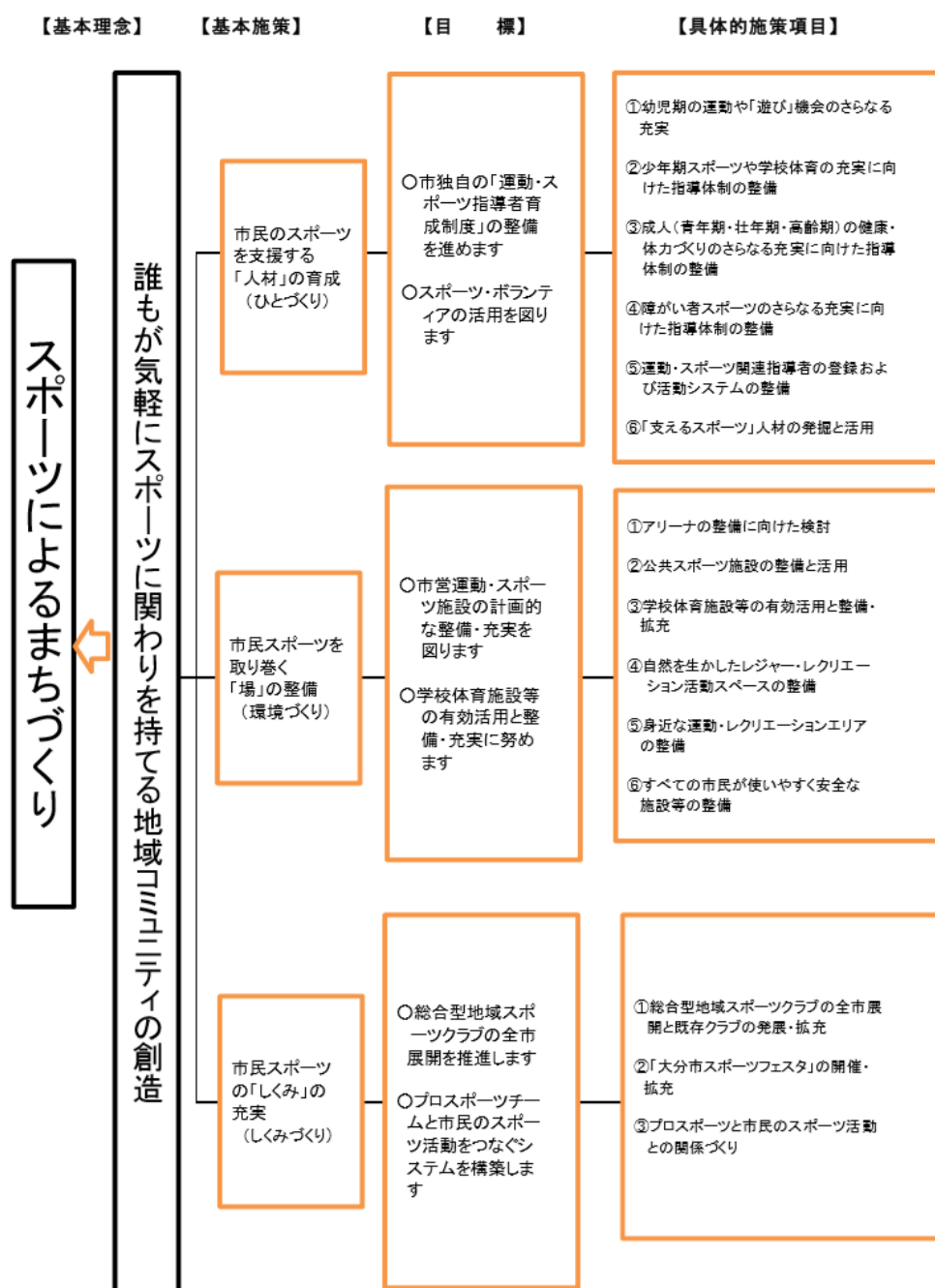
本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目だけにとどまらず、散歩やジョギング、レクリエーション活動、遊びなど、レベルや内容にかかわらず、身体活動を伴うすべての運動を含むことにしている。

また、本計画では、「スポーツに親しむ市民を増やし、自分にあった形でスポーツと関わり合いをもつようになること、さらにはスポーツを通じたさまざまな人々や地域の『つながり』をつくっていくこと」を目標にしている。

スポーツは、不思議な「力」をもっており、日頃交流のない人たちでも一緒にスポーツを行った後には、多くの人たちと親密感や仲間意識をもつことができ、そのような人間関係の誕生（つながりの誕生）は、地域の活性化にもつながる。

このような考え方から、大分市では、誰もが気軽にスポーツにかかわりを持てる地域コミュニティを創造し、スポーツによるまちづくりを行うことを基本理念とし、3つの基本施策及び個々の施策を体系化している。

(2) 大分市スポーツ振興基本計画（改訂版）における施策の体系



(3) （仮称）大分市スポーツ推進計画について

大分市スポーツ振興基本計画(改訂版)の対象期間が平成26年度から令和元年度であるため、大分市では、次期におけるスポーツの推進に係る計画として、計画期間を令和2年度から令和6年度の5年間とした（仮称）大分市スポーツ推進計画を策定しているところである。

（仮称）大分市スポーツ推進計画では、国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌し、これまでの施策について継承すべきところは継承し、時代の変化や市民ニーズに応じて必要な部分を見直すとともに、KPIを設定し、PDCAサイクルの実施による評価・検証を行うことをより進めることとしている。

第3部 企画部文化国際課における文化・芸術行政

第1章 文化国際課の概要

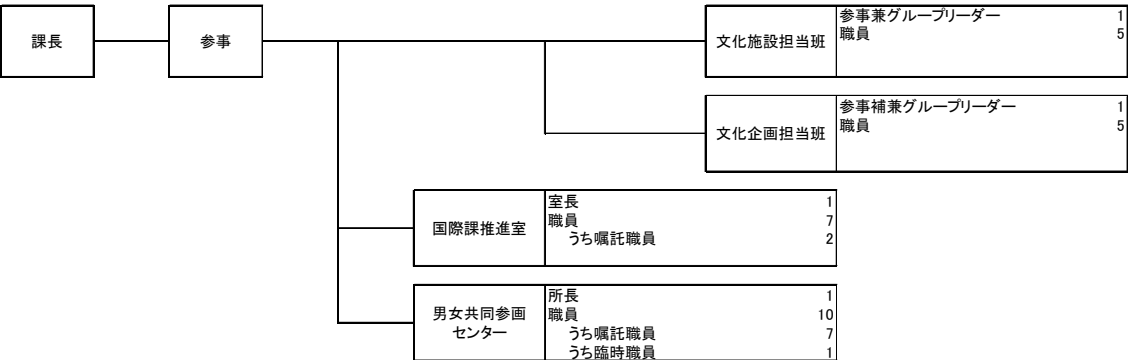
1. 事務分掌

文化国際課における事務分掌は以下のとおりとされている。

- (1) 文化行政に係る総合企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 文化行政の推進に関すること。
- (3) 文化施設整備の推進に関すること。
- (4) ホルトホール大分に関すること。
- (5) コンパルホールに関すること。
- (6) 大分市平和市民公園能楽堂に関すること。
- (7) 大分市宇曾山荘に関すること。

2. 組織及び人員

文化国際課は、企画部の下に配置され、文化施設担当班、文化企画担当班、国際化推進室及び男女共同参画センターで構成されている。令和元年5月7日現在の文化国際課の職員数は33名（うち嘱託職員9名、臨時職員1名）である。



第2章 決算の状況

1. 歳入の状況

過去5年間の文化国際課の歳入は、95百万円～180百万円で推移している。主な変動要因は、総務費補助金や雑入の変動及び市債の起債によるものである。

				(単位:円)				
款	項	目	節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	コンパル等使用料	58,467,916	61,021,205	58,134,790	60,075,823	59,423,219
国庫補助金	総務費補助金	総務費国庫補助金	総務費補助金	0	0	6,189,264	2,160,000	15,067,000
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	財産貸付収入	12,421,613	15,372,024	15,528,878	14,436,625	14,436,625
雑入	雑入	雑入	職員研修費助成金	49,915	16,000	50,515	50,135	50,135
			施設水道電灯料収入	9,860,355	8,295,786	9,972,740	9,204,544	9,184,171
			公民館等事業収入	419,000	413,000	1,064,000	487,000	512,000
			コンパル広域交付金	100,000	100,000	0	0	0
			社会保険料徴収金	76,660	76,686	59,400	61,226	58,306
			雑入	13,848,293	45,764,760	40,158,321	28,556,330	37,213,472
市債	市債	総務債	総務債	0	0	0	0	44,300,000
合		計		95,243,752	131,059,471	131,157,908	115,031,683	180,244,928

2. 歳出の状況

過去5年間の文化国際課の歳出は、837百万円～925百万円で推移している。
主な変動要因は、文化推進費及び国際化推進費の変動によるものである。

文化国際課総計				892,555,372	841,230,876	904,677,079	925,818,834	837,877,036	
款	項	目	小 事 業	節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				区分	執行額 円	執行額 円	執行額 円	執行額 円	執行額 円
総務費					892,555,372	841,230,876	904,677,079	925,818,834	837,877,036
総務管理費					892,555,372	841,230,876	904,677,079	925,818,834	837,877,036
文化推進費					68,996,592	78,328,425	71,615,472	88,941,892	37,879,437
文化推進事業					68,996,592	78,328,425	4,013,234	3,623,412	13,887,544
報償費					405,748	1,002,432	193,125	98,000	0
旅費					306,350	394,020	547,100	255,260	618,840
需用費					615,595	1,421,277	229,341	9,477	67,294
役務費					13,473,558	13,376,653	1,312	380	0
委託料					30,838,364	43,902,610	0	0	0
使用料 及び賃借料					0	54,230	29,580	7,850	1,236,764
負担金補助 及び交付金					23,356,977	18,177,203	3,012,776	3,252,445	11,964,646
おおいた夢色音楽 プロジェクト					0	0	14,267,330	18,156,683	13,315,085
報償費					0	0	300,000	321,000	378,800
需用費					0	0	179,092	160,350	237,711
役務費					0	0	131,290	128,830	214,572
委託料					0	0	3,658,104	2,547,463	2,502,163
負担金補助 及び交付金					0	0	9,998,844	14,999,040	9,981,839
宝のまち・豊後 FUNAI芸術祭					0	0	19,943,541	22,233,260	10,676,808
報償費					0	0	21,000	14,000	0
需用費					0	0	656,393	640,559	0
役務費					0	0	11,234	21,516	0
委託料					0	0	2,900,000	3,029,400	0
使用料 及び賃借料					0	0	0	35,640	0
負担金補助 及び交付金					0	0	16,354,914	18,492,145	10,676,808

ホームタウン 推進事業	0	0	33,391,367	0	0
報償費	0	0	60,000	0	0
旅費	0	0	90,540	0	0
需用費	0	0	339,331	0	0
役務費	0	0	9,505,000	0	0
委託料	0	0	17,590,959	0	0
負担金補助 及び交付金	0	0	5,805,537	0	0
第33回国民文化祭・ 第18回全国障害者芸 術文化祭開催事業	0	0	0	19,928,575	0
共済費	0	0	0	251,575	0
賃金	0	0	0	1,677,000	0
負担金補助 及び交付金	0	0	0	18,000,000	0
エンジン01文化戦略 会議開催事業	0	0	0	24,999,962	0
負担金補助 及び交付金	0	0	0	24,999,962	0
企画費 平成29年度～ 国際化推進費	110,945,235	37,334,243	28,194,017	33,779,101	40,915,984
国際交流総務費	26,957,454	16,152,183	16,726,249	21,925,305	22,969,794
報酬	7,101,450	7,115,046	0	0	0
共済費	997,122	1,033,983	0	0	0
報償費	225,451	227,025	295,464	104,770	568,843
旅費	743,468	329,405	4,171,780	3,990,514	6,498,290
需用費	761,113	970,533	685,254	817,812	582,469
役務費	443,595	523,700	346,785	468,446	277,022
委託料	724,484	589,583	8,879,664	10,560,424	9,139,300
使用料 及び賃借料	329,730	260,220	488,540	1,155,920	405,940
備品購入費	178,200	0	234,576	0	0
負担金補助 及び交付金	15,452,841	5,102,688	1,624,186	4,827,419	5,497,930

国際親善事業	18,732,001	21,182,060	0	0	0
報償費	431,817	819,392	0	0	0
旅費	4,334,324	2,129,315	0	0	0
需用費	821,954	639,982	0	0	0
役務費	657,021	23,940	0	0	0
委託料	10,298,170	14,744,651	0	0	0
使用料 及び賃借料	1,037,715	1,119,780	0	0	0
負担金補助 及び交付金	1,151,000	1,705,000	0	0	0
文化会館解体事業	65,255,780	0	0	0	0
委託料	500,000	0	0	0	0
工事請負費	64,755,780	0	0	0	0
国際多文化共生費	0	0	11,467,768	11,853,796	17,946,190
報酬	0	0	6,846,223	6,348,570	6,713,983
共済費	0	0	1,086,950	1,003,178	1,011,033
報償費	0	0	35,000	35,000	35,000
需用費	0	0	293,760	297,000	473,040
役務費	0	0	23,758	146,328	109,104
委託料	0	0	2,012,659	2,823,720	7,604,030
使用料 及び賃借料	0	0	0	0	0
負担金補助 及び交付金	0	0	1,169,418	1,200,000	2,000,000

男女共同参画推進費	19,562,542	19,476,105	21,603,299	26,130,981	26,647,500
男女共同参画推進事業	18,226,897	17,472,105	18,589,299	22,816,981	23,302,984
報酬	6,805,700	6,774,100	6,530,100	13,016,028	13,390,200
共済費	1,193,450	1,283,552	1,282,003	2,093,146	2,155,567
賃金	3,900,471	3,929,006	3,882,880	1,677,000	1,679,000
報償費	667,000	658,000	669,000	961,500	837,500
旅費	637,605	638,894	364,250	885,775	799,187
需用費	2,825,070	1,898,249	2,582,960	1,930,218	1,837,881
役務費	354,208	357,706	934,944	415,133	477,512
委託料	1,567,539	1,589,206	2,243,818	1,518,373	2,043,125
使用料 及び賃借料	40,880	42,460	29,360	37,560	39,660
備品購入費	228,474	297,432	69,984	278,748	39,852
負担金補助 及び交付金	6,500	3,500	0	3,500	3,500
ときめき 出会いサポート事業	0	2,004,000	3,014,000	3,314,000	3,344,516
報償費	0	14,000	14,000	14,000	44,000
需用費	0	0	0	0	516
委託料	0	1,990,000	3,000,000	3,300,000	3,300,000
絆づくり 婚活サポート事業	1,335,645	0	0	0	0
報償費	28,000	0	0	0	0
需用費	645	0	0	0	0
負担金補助 及び交付金	1,307,000	0	0	0	0

ホルトホール大分費	455,674,880	444,424,204	477,300,535	470,373,038	464,274,313
ホルトホール大分総務費	455,674,880	444,424,204	477,300,535	470,373,038	464,274,313
報償費	0	63,000	0	21,000	70,000
旅費	0	143,780	0	0	0
需用費	94,533,636	86,832,038	84,964,391	91,776,137	92,226,782
役務費	2,541,549	2,537,449	2,610,450	3,141,137	2,277,413
委託料	350,741,100	345,872,680	381,683,697	366,202,277	360,343,501
使用料 及び賃借料	4,809,288	4,989,246	4,918,386	4,923,924	5,195,406
工事請負費	0	0	259,200	1,634,040	496,800
備品購入費	2,870,208	0	0	14,000	0
負担金補助 及び交付金	179,099	3,986,011	2,864,411	2,660,523	3,664,411

注：平成26年度及び平成27年度の文化推進事業には、おおいた夢色音楽プロジェクト、ホームタウン推進事業が、平成27年度の文化推進事業には、宝のまち・豊後FUNAI芸術祭が含まれている。

(監査対象とした支出について)

文化国際課の歳出のうち、款項目節より細分化した細節単位で、それぞれの伝票支出額が 300 千円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。

但し、重要性の観点から、「男女共同参画推進事業」「ときめき出会いサポート事業」は監査対象としていない。

それぞれの事業の概要及び検討結果は、「第 3. 文化国際課に係る重要施策」以降にて記載している。

第 3. 文化国際課に係る重要施策

大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく大分 文化・芸術ゆめプラン」における基本目標の実現のための 4 つの施策である①したしむ、②はぐくむ、③ささえる、④つなぐ、の中で文化国際課が担当している事業のうち、主なものは以下のとおりである。

1. 文化推進事業

(1) 別府アルゲリッチ音楽祭負担金

「別府アルゲリッチ音楽祭」は、世界的ピアニストであるマルタ・アルゲリッチを総監督に迎え、平成 10 年 11 月に第 1 回が別府市で、第 2 回からは別府市とともに大分市でもコンサートが開催されており、日本を代表する音楽祭として、広く県民に浸透するとともに、全国から多くのクラシックファンが来訪するイベントとして成長してきた。

そして、平成 30 年において第 20 回を数える別府アルゲリッチ音楽祭は、その記念として、クラシック音楽の聖地であるイタリアにおいて「別府アルゲリッチ音楽

祭・ローマ公演」を実施する等、国際的にも知名度がある音楽イベントであり、世界的にも注目を集める本音楽祭が今後ますます充実・発展し、継続していくことは、大分市の文化・芸術の振興に寄与するものと考えられる。

大分市としては、日本における「西洋音楽発祥の地」である大分市の魅力を国内外に向けて積極的に情報発信を行うことを目的として、平成 30 年度に初めて音楽祭に 10,000,000 円の負担金を拠出し、大分県及び別府市と共に主催者として参加することとなった。これに合わせて、平成 30 年度より当音楽祭を企画・運営する公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団の評議員に大分市長と大分県商工会議所連合会会長の 2 名が、また理事に大分市副市長と大分経済同友会代表幹事の 2 名が新たに加わり、運営等に参画している。

大分市としては財団に対し負担金を交付し主催者として当音楽祭を開催することで、より多くの市民に世界最高峰の演奏を楽しんでもらい、国内外から訪れる来場者に大分市の魅力を PR することを目的としている。また、本音楽祭の関連イベント等を大分市の施設で行うように財団に要請し、大分市の文化・芸術のさらなる振興を図ることを目的としている。さらに、大分市が主催する音楽イベント等で本音楽祭と連携を図り、大分市事業の充実に繋げる目的がある。

なお、平成 30 年度における大分県及び別府市等の負担金及び補助金の負担割合は以下のとおりである。

	予算額(千円)	負担割合(%)
大分県(文化庁からの補助金10,000千円を含む)	40,000	51.0%
別府市	22,400	28.6%
別府市コンベンション振興協議会	6,000	7.7%
大分市	10,000	12.8%
合計	78,400	100.0%

さらに、第 20 回という節目である平成 30 年度においては、これまでの音楽祭及び公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団の活動実績を把握分析し、音楽祭の掲げる理念に基づく社会貢献活動の効果の分析や、地域における経済的效果を推計して、音楽祭を通じた活動が地域にどのような効果を生んできたのかを(株)大銀経済経営研究所に調査委託し、検証している。また、第 20 回を記念して、平成 31 年 3 月に記念誌を発刊している。

(株)大銀経済経営研究所の調査結果によれば、同音楽祭の 20 年間における経済波及効果として県内需要額にあたる直接効果は 20 億 30 百万円、第一次波及効果は 6 億 42 百万円、第二波及効果は 3 億 62 百万円であり、これらを合計した総合効果は 30 億 34 百万円と推計された。また、平成 30 年度の第 20 回の音楽祭の経済波及効果は 1 億 19 百万円と推計され、県内で支払われる事業費規模約 6 千万円に対して約 2 倍の経済波及効果が得られると報告されている。さらに、「パブリシティ効果」(新聞記事に掲載されることによる地域の認知度やブランド力向上)の推計結果は、20 年間で 13 億 87 百万円、第 20 回については 76 百万円と推計されている。

その一方で、①若い層を中心に音楽祭を支える次世代観客の育成、②安定した財源の確保、③100 年続く音楽祭を見据えた運営体制の再構築、といった今後の課題についても指摘されている。

なお、平成30年度は、平成30年5月6日～6月8日に「ローマから大分への道～音楽が結ぶもの」をテーマに掲げ、記念すべき第20回が開催された。期間内に行われた公演概要及びその関連事業と入場者数及び来場者数は以下のとおりである。

公演概要

公演日	公演名	入場者数
5月6日	音楽祭オープニング 大分県出身若手演奏家コンサートスペシャル	800人
5月16日	日本生命presentsオーケストラ・コンサート ～アルゲリッチ Meets プロコフィエフ[躍動する未来]	1,595人
5月20日	水戸室内管弦楽団・別府アルゲリッチ音楽祭共同制作 水戸室内管弦楽団 第101回定期演奏会	678人
5月22日		685人
5月24日	大分県芸術文化スポーツ振興財団共催事業 子どもによる子どものためのコンサート	267人
5月25日	別府アルゲリッチ音楽祭・水戸室内管弦楽団共同制作 ベスト・オブ・ベストシリーズVol.6 室内オーケストラ・コンサート～アルゲリッチ Meets ショスタコーヴィチ	1,754人
5月25日	大分県芸術文化スポーツ振興財団・大分県立美術館連携事業 「宗麟時代の西洋音楽のタベ」～ローマから大分へ～	250人
5月26日	フィルムコンサート(1回目/一般対象)	62人
	フィルムコンサート(2回目/協賛対象)	26人
5月27日	公開弦楽四重奏・マスタークラス	59人
5月30日	室内楽コンサート～アルゲリッチ Meets フレンズ～ [響きあう瞬間]	923人
5月31日	世界へ羽ばたく音楽家たちVol.4 吉見友貴ピアノ・リサイタル	112人
6月3日	しいきアルゲリッチハウス スペシャルコンサートVol.4 アルゲリッチ Meets リスト[詩と音楽]	125人
6月8日	アルゲリッチ&マイスキー スペシャルコンサート	477人

関連事業

催事日	催事名	来場者数
5月23日	ステファニー・アルゲリッチ プロムナード・フォトグラフィーク in 鉄輪/写真展オープニングセレモニー	財団役員、支援者、報道 40人
5月27日～6月4日	ステファニー・アルゲリッチ プロムナード・フォトグラフィーク in 鉄輪(写真展)	延べ220人
6月3日	マルタ・アルゲリッチ総裁ブロンズ手型除幕式	財団役員、支援者、報道 30人
6月5日	おめでとう。マルタ・アルゲリッチ総監督誕生パーティー	ご家族、財団役員、支援者等 50人

(監査手続)

上記事業について、当該補助金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、請求書、支出負担行為決議書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

また、当該補助事業の成果についての㈱大銀経済経営研究所による評価が適切になされているかどうかを同社が作成した「別府アルゲリッチ音楽祭」事業実績及び

経済波及効果等に関する調査研究報告書の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・支出命令書の押印漏れについて

第20回記念別府アルゲリッチ音楽祭大分市負担金の支出命令書に参事の押印が漏れていたため、査閲の証跡として確実に押印されたい。回覧者が不在の場合などやむを得ず押印できないなどの事情がある場合は「出張のため不在」などと明記することが望ましい。【意見1】

大分市事務決裁規程第3条及び第4条によれば、上記負担金は別表の「支出命令及び払戻命令に関すること」に該当するため課長の専決事項であるが、支出命令者欄に課長の押印はあるため支出行為自体の合規性は満たしている。

一方で、大分市文書規程第18条において「決裁を受ける文書は、関係課員に回覧した後、上司の決裁を受けなければならない。」と定められている。ここで、参事は担当課全体の責任者であることに鑑みれば「関係課員」に含まれると解される。

この点について、文化国際課に確認したところ、支払期限等の関係から参事が不在の場合等は押印なしで回覧せざるを得ないとのことであった。迅速な意思決定の観点からは、決裁文書回覧時に出張中である等の事情のある関係課員の押印を省略する取扱いに大きな問題はないと認められるが、支出命令書は最終的な支払承認を証明する重要な書類であることから、適時適切な押印が難しい場合にはその理由を記載する等の対応を行うことが望ましい。

・㈱大銀経済経営研究所からの調査研究報告書の有効活用について

公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団が㈱大銀経済経営研究所に委託した調査研究報告書において言及されている課題を有効に活用するため、大分市も明示的な共通課題と認識し、財団との連携の充実に努めることが望ましい。【意見2】

前述のとおり、第20回という節目である平成30年度においては、これまでの音楽祭及び公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団の活動実績を把握分析し、音楽祭の掲げる理念に基づく社会貢献活動の効果の分析や、地域における経済的効果を推計して、音楽祭を通じた活動が地域にどのような効果を生んできたのかを㈱大銀経済経営研究所に調査委託し、検証を行っている。

検証結果の中で、大きな経済波及効果が認められると述べられている一方で、

- ① 若い層を中心に音楽祭を支える次世代観客の育成
- ② 安定した財源の確保
- ③ 100年続く音楽祭を見据えた運営体制の再構築

といった今後の課題にも言及されている。

当該調査結果は平成 31 年 3 月の報告からそれほど期間が経過していないこともあり、調査結果を受けた大分市としての今後の対応についての検討といったものは現状行われていないとのことであった。

よって、当該調査結果による課題の指摘を有用な情報として活用するため、大分市も明示的な共通課題と認識し、音楽祭の機運の醸成に向けて、プロモーション事業をより効果的に展開することが望ましい。

（２）高山辰雄賞ジュニア美術展

大正元年に大分市に生まれた日本画家である高山辰雄氏は、現在の東京芸術大学在学中に別府市の柴石温泉をテーマにした「湯泉（とうせん）」で第 15 回帝国美術院展に初入選する等、幼い頃に育った自宅の部屋から見た由布岳、鶴見岳、高崎山、国東半島など故郷の風景を大切にし、その思いを多くの作品に描き残しており、往年には大分市の名誉市民になる等、大分県と深い関わりを持ってきた。

このような背景から、大分県（大分県立美術館）・大分県教育委員会・大分市・大分市教育委員会（大分市美術館）の共催で子どもたちの創造性豊かな表現力を高め、大分県の芸術文化振興及び造形教育発展に寄与するため、昭和 58 年以降毎年本美術展が開催されている。なお、平成 30 年度は、平成 30 年 8 月 8 日～12 日に大分県立美術館にて第 36 回が開催された。

これを受けて、大分市においては、「高山辰雄賞ジュニア美術展開催補助金交付要領」に基づき、以下のとおり補助金を交付している。

① 補助対象者

高山辰雄賞ジュニア美術展実行委員会
（大分合同新聞社、大分県造形教育研究会、高山辰雄賞顕彰会）

② 補助対象事業

高山辰雄賞ジュニア美術展

③ 補助金の額

補助対象経費（賞品費、審査等運営費、会場等借上料、会場設営撤去費、会場管理費、広告宣伝費、印刷消耗品費、郵送費、旅費、その他市長が適当と認める経費）の 2 分の 1 を乗じて得た額以内とし、上限 120 万円。

④ 平成 30 年度における実績

上限額の 1,200,000 円を交付している。

大分県も同額の補助金を交付、決算額 2,696,218 円と補助金総額 2,400,000 円との差額 296,218 円は、主催者である高山辰雄賞ジュニア美術展実行委員会が負担している。

なお、過去 5 年度における応募総数及び補助金額は以下のとおりである。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
応募総数(点)	95,261	94,524	98,359	94,395	83,697
補助金額(円)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

(監査手続)

上記事業について、当該補助金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかを検討した。

具体的には、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。また、当該補助事業の成果についての評価が適切になされているかどうかを検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

なお、当該事業については、幼稚園・保育園児から高校生までの幅広い年代から約10万点もの作品の応募があり、学校の授業と連動しながら、絵画に対する子どもたちの創作意欲、表現力を引き出し、図工・美術教育の向上に寄与したものとされている。さらに、教員にとっても美術教育の研究、指導力の向上の場として貴重な機会となっており、一定の効果があったものと認められる。

(3) その他

① O A S I Sひろば21 開館20周年記念事業「NHKのど自慢」

地域の文化振興・活性化及び「O A S I Sひろば21 開館20周年」記念を目的として地域の元気な歌声を全国に届ける人気テレビ番組である「NHKのど自慢」の公開放送を平成30年12月9日にi i c h i k o総合文化センター「i i c h i k o グランシアタ」にて実施している。

同番組の大分市での開催は昭和58年4月に始まり過去5回行われており、今回が6回目の開催となっている。ゲストに大分市生まれである南こうせつ氏を迎え、市民が文化・芸術に触れる機会の拡大や市民の主体的な文化活動の推進に寄与するとともに大分市独自の魅力を全国に情報発信することを主旨として、日本放送協会大分放送局及び公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団との共同開催により実施している。

大分市は「協定書」第1条に定められた業務分担に従い、会場使用料1,166,194円を負担するほか、9月1日号の市報での広報や番組冒頭で流れる大分市の紹介動画制作にあたっての情報提供を商工労働観光部おおいた魅力発信局と共に行っている。さらに、当日は文化国際課から5名の職員が主に受付業務の運営に関わり、保健師の派遣を行う等、保健衛生面での対応も行った。

終了後の報告書によれば、出場希望は740通を超え、観覧応募総数についても3,676通(当選数1,000通)、本選会の来場者数は1,395人と応募も多く、視聴率

は直近の開催では最高を記録するだけでなく、番組冒頭には大分市の紹介動画が放送されるなど、大分市の魅力を全国に発信することができ、参加者による郷土を愛する心や一体感の醸成、賑わいの創出と地域社会の活性化にも寄与する事業であったと評価されている。

② アマチュアステージ補助金

大分市は「アマチュアステージ補助金交付要綱」に基づき、市民による自主的な文化活動を促進するため、営利を目的としない個人又は団体が演劇、音楽、舞台芸能等の公演を行う場合に予算の範囲内において当該公演に係る施設使用料等に対する補助金を支給している。当該事業の概要は以下のとおりであり、平成 30 年度に対象となった補助金件数は 7 件（総額 764,646 円）であった。

(ア) 補助対象者

大分市を活動拠点として文化・芸術活動を行っている営利を目的としない個人又は団体（但し、同一年度において既に対象となった者及び当該年度の前 2 年度において連続して補助金の支給を受けた者は、対象外）。

(イ) 補助対象事業

当該年度の 5 月 1 日から 3 月末日までの間に、大分市内の公立の文化施設において行われる公演であって、以下のいずれかに該当する公演を除く公演時間が 60 分以上のもの。

- ・ 興行その他営利を主な目的とするもの及び特定の企業又は団体の広報又は宣伝活動と認められるもの
- ・ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- ・ 団体又は会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ・ 文化祭など学内行事として行われるもの
- ・ 趣味の教室、カルチャー教室等が行う発表会で、専ら生徒、会員等及びその関係者を対象としたもの
- ・ 専ら慈善活動その他の事業への寄付を目的としたもの
- ・ 本市から他の補助金を交付されているもの又は本市との共催で行われるもの
- ・ その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

(ウ) 補助金の額

次に掲げる費用のうちいずれか低い額とし、上限 15 万円。

- ・ 補助対象事業の公演日当日の施設使用料及び付帯設備器具使用料の合計額
- ・ 補助対象経費（当日の公演を行うために直接的に必要となる経費及び公演に係る練習及び広報を行うために必要となる経費）の総額から補助対象事業における収入の総額を減じて得た額

(エ) 平成 30 年度における実績

(単位:円)

件名	相手方名	支出額
第17回 長島喜千代歌謡教室 発表会	長島喜千代歌謡教室	150,000
大分大学文化会吹奏楽部第34回定期演奏会	大分大学文化会吹奏楽部	143,737
第28回ウィンドアンサンブル荷揚定期演奏会	ウィンドアンサンブル荷揚	121,440
The 11th 子どものためのジャズコンサート	ミントムーン	106,131
大分ジュニア合唱団第1回定期演奏会	大分ジュニア合唱団	96,214
バンドと仲間と愉快的な休日	昭和ミュージック倶楽部	81,414
第46回 都山流尺八演奏会	都山流大分県支部	65,710

過去 5 年度における申請件数と補助対象件数及び補助金額は以下のとおりである。

申請があったにも関わらず補助対象外となったものには、上述の要綱の要件を満たしていないものだけでなく、予算の関係上抽選で補助対象とならなかったものも含まれている。平成 30 年度における補助対象外となった 1 件については、抽選の結果によるものであった。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請件数(件)	11	8	8	12	8
補助対象件数(件)	8	8	6	9	7
補助金額(円)	756,167	873,860	812,776	1,007,445	764,646

(監査手続)

上記事業のうち、O A S I Sひろば 21 開館 20 周年記念事業「NHKのだ自慢」会場使用料 1, 166, 194 円について、当該契約事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかを検討した。

具体的には、施行伺い書、設計書、仕様書、見積調書、予定価格調書、契約伺い書、契約書、協定書、請求書、支出伺い書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

また、当該契約は随意契約であったことから、随意契約理由の妥当性等について検討するとともに、財団の当該補助事業の成果についての評価が適切になされているかどうか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・支出命令書の押印漏れについて

O A S I Sひろば 21 開館 20 周年記念事業「NHKのだ自慢」会場使用料の支出命令書に参事の押印が漏れていたため、査閲の証跡として確実に押印されたい。回覧者が不在の場合などやむを得ず押印できないなどの事情がある場合は「出張のため不在」などと明記することが望ましい。【意見 3】

・当日の設備備品等利用実績に関する把握について

契約の前提となる設備備品の利用予定に対して、その利用実績が大きく変更されていないかどうかを確認することが望ましい。【意見4】

OASISひろば21開館20周年記念事業「NHKのど自慢」会場使用料1,166,194円に関し、当初の見積書には「設備備品利用料金と楽屋利用料金は当日の利用状況により変更になることがあります。」との記載があり、延長料金を加算する可能性があるという前提があったと認められるが、支出命令書の根拠となる大分県立総合文化センター利用料金請求書記載の金額は契約時の見積調書添付の見積書記載の金額と同額であった。

この点について、文化国際課担当者に質問をしたところ、見積時の楽屋数や利用時間及び延長時間等の使用条件については当日概ね確認したものの、設備備品については財団との信頼関係から特に確認は行わなかったとの回答を得た。

本財団との契約書第5条（内容の変更）には「軽微なものについては、受注者は契約金及び履行期間内で処理するものとする。」との記載があり、契約の基礎となった仕様の範囲において見積書と請求書が同額であることが原則である。一方、重要な場合には契約金額の変更もありうると解釈することも可能である。

実務的にもステージ上の設備備品についての利用状況をひとつひとつ確認することは難しいと考えられるものの、請求書受領時には財団に対して、見積の前提となる仕様上の利用予定内容から大きな変更がなかったことを確認する必要があるものと考えられ、設備備品利用の実績内容に関して一定の確認等を行うことが望ましいと考える。

・アマチュアステージ補助金対象の選定方法について

アマチュアステージ補助要件を充足した申請者が抽選により落選した場合、その落選者を補欠として取り扱ったうえで、年度内における最終事業執行時点で予算に執行残額がある場合において、補欠者が希望する場合には優先的に補助対象とするなどの取扱いも事業趣旨に合致するため、当該取扱い等も検討の余地がある。

【意見5】

アマチュアステージ補助金については、現在1年間を上期（4月～9月）と下期（10月～3月）に分け募集を行っており、これに合わせて予算額の120万円についても上期と下期それぞれ60万円を上限としているため、申請件数が多い場合には抽選になることもあるとのことであった。

その結果、申請があったにもかかわらず、「アマチュアステージ補助金交付要綱」の要件を満たしていないものだけでなく、申請時期と予算の関係上抽選で外れることにより補助対象とならないという状況が生じており、平成30年度における補助対象外となった1件についても、抽選の結果によるものであった。

1件ごとの補助限度額は15万円であることから、理論的には上期下期ともに4件ずつ補助することが一定の指標にはなるものの、前述の過去5年度の実績

補助金額の推移を見ても、予算額の 1,200 千円に対して 756 千円から 1,007 千円の間で実績が推移しており、継続して一定の予算残が発生している状況にある。

そのため、まずは抽選という方法を採用するにしても、例えば補欠といった取扱いを設けることで、年度末に最も近い当該ステージの事業執行時点で予算額未達の場合は、年度内における補欠対象者に対して希望する場合に補助金を交付するといった柔軟な対応を行うこと等が考えられる。

市民による自主的な文化活動を促進するという当該補助金の本来の目的に鑑みれば、補助金交付要件を満たしている者に対して可能な限り予算額上限までの補助を行うことも一案と考えられ、検討の余地がある。

2. おおいた夢色音楽プロジェクト

大分市が西洋音楽発祥の地であることに鑑み、年間を通して音楽が溢れ、道行く人が心和むような「音楽のまち大分」を実現し、鑑賞・参加・育成型のイベントを開催する等の取り組みの中で、地域の活性化や音楽文化の振興を図ることを目的として、平成 20 年度より「おおいた夢色音楽プロジェクト」を行っており、主なイベントは以下のとおりである。

(1) おおいた夢色音楽祭 2018

平成 30 年度は「つなげよう！大分から世界へ音楽の輪を♪」をテーマに掲げ、平成 30 年 10 月 20 日、21 日に 11 回目が開催された。「鑑賞・参加・育成型」の音楽祭として、「音楽のまち大分」の実現及び大分市の文化振興に寄与するだけでなく、中心市街地商店街と協働した情報発信を行う中で、音楽祭当日は 50,000 人を超える出演・観覧者が市内外から訪れること（平成 30 年度の来場者は 2 日間で延べ 82,000 人）や商店街等の中心市街地に延べ 30 箇所以上のステージを設置し、回遊性の創出をしていることから、中心市街地の振興にも寄与している。

過去 5 年間における開催実績は以下のとおりである。

年度	来場者数(人)	出演者	ステージ(数)	事業費内訳(千円/%)		
				市補助金	自己財源	計
平成26年 [7回目]	55,000	275組/1,106人	35	9,973 (72.0)	3,888 (28.0)	13,861 (100.0)
平成27年 [8回目]	56,000	271組/1,007人	35	9,939 (70.8)	4,104 (29.2)	14,043 (100.0)
平成28年 [9回目]	49,000	249組/968人	33	9,999 (72.2)	3,848 (27.8)	13,847 (100.0)
平成29年 [10回目]	23,000	137組/416人	20	14,999 (81.3)	3,445 (18.7)	18,444 (100.0)
平成30年 [11回目]	82,000	252組/939人	34	9,982 (69.4)	4,407 (30.6)	14,389 (100.0)

※ 平成29年は台風のため2日目の開催は中止された

そして、「おおいた夢色音楽祭」を成功させることを目的として、市民により組織される「おおいた夢色音楽祭実行委員会」を設置している。

「おおいた夢色音楽祭実行委員会設置規約」第3条により実行委員会が行う事業について次のとおり掲げられている。

- ① 音楽祭の企画・運営に関すること。
- ② 音楽祭の広報に関すること。
- ③ 出演者等の募集に関すること。
- ④ 協賛事業の募集に関すること。
- ⑤ 音楽祭に関連する物品等の企画制作に関すること。
- ⑥ その他音楽祭の目的を達成するために必要な事業

また、平成30年度におけるおおいた夢色音楽祭事業の概要は以下のとおりである。

- ① みゅーじふる (Music+〜ful)・たうん

大分市の中心市街地に設けられたストリートステージで、ジャンルを問わず県内外から集まったミュージシャンが演奏を繰り広げた。

- ② 夢色ミュージックコンテスト2018

ミュージシャンの“夢”を応援する企画として、オリジナル曲のコンテストを開催した。

- ③ ファイナルナイト・ジャム〜グランド・フィナーレ

2日目の夜を盛り上げるスペシャルライブを開催。観客・出演者・スタッフが一体となって音楽祭を締めくくった。

- ④ リズみんの夢色レストラン

若草公園等に、音楽を聴きながら、「大分の美味しいもの」を味わえる屋台を開設する。実行委員会直営ブースも出店した。また、観客の回遊性を促すスタンプラリーも実施した。

- ⑤ 音楽祭の発展に向けた相互連携・相互交流の促進

本音楽祭の発展に向け、県内外で開催される音楽イベント、あるいはライブハウスやホール等との連携を模索した。

- ⑥ 商店街とのタイアップ

広告協賛やスタンプラリー景品提供のほか、クーポン協力店の募集等、各商店街や音楽祭の会場となる店舗との連携を深め、一体感のある開催体制を目指した。

- ⑦ 年間を通した音楽祭の情報発信

ホームページやFacebook、Twitter、LINE@等のSNS、プレスリリース等を活用し、年間を通した情報発信を行った。

ポスターやチラシ、ガイドブックのデザイン、制作枚数、配布時期や方

法について見直すほか、プレイベントの開催、うちわ等を製作し、より効果的な広報を図った。

⑧ ワールドミュージックステージ～国民文化祭スペシャルコンテンツ～

国民文化祭分野別事業として、世界各国のミュージシャンが一同に会した特別ステージを設置した。

そして、大分市では新しい時代のまちづくりの姿として、大分市総合計画に掲げた「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を実現するため、音楽を活かした市民の手によるまちづくりを通じた、地域活動の活性化を目的として「おおいた夢色音楽祭実行委員会助成金交付要領」に基づき、助成金の交付を実施している。

当該事業の概要は以下のとおりである。

① 助成対象者

おおいた夢色音楽祭実行委員会

② 助成対象事業

おおいた夢色音楽祭に関する事業

③ 助成金の額

助成対象経費（おおいた夢色音楽祭に関する事業に係る経費）の総事業費から事業収入等を除した額を予算の範囲内で交付

④ 平成 30 年度における実績

9,981,839 円

大分市は、実行委員会の主体的な活動を支援するとともに、他都市音楽祭との連携や平成 30 年度の「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」、令和元年度のラグビーワールドカップ 2019 日本大会に併せ、本音楽祭を通じて西洋音楽発祥の地でもある大分市の魅力を国内外に発信してきたところである。今後もさらなる地域社会の活性化に繋がる事業を実行委員会と連携・協力して取り組むこととしている。

（監査手続）

「おおいた夢色音楽祭 2018」助成金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。

具体的には、助成金交付申請書、助成金（概算）交付決定通知書、助成金交付変更決定通知書、助成金（概算）交付請求書、助成事業実績報告書、助成金交付確定通知書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。さらに、当該助成金は、当初概算払

いを行い、年度末に精算処理を行っていることから、精算処理が適切に行われているかについて戻入決議兼通知書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(2) 第12回大分市ふるさとコンサート

国内外で活躍する大分市ゆかりの若手実力派演奏家によるクラシックコンサートを開催することで、演奏家に大きなステージでの発表の機会を提供し、その才能の育成と市民への認知浸透を図ると同時に、市民にとって質の高いコンサートを安価（平成30年度は入場料1,000円）で聴くことができる機会を創出している。

平成30年度はふるさとコンサート史上初めて「別府アルゲリッチ音楽祭」の連携事業としており、平成31年2月24日にコンパルホール文化ホールにて大分市にゆかりのある若手演奏家4組によるクラシックコンサートが行われた。

大分市は、ふるさとコンサート実施業務について公募型プロポーザル方式により実施するにあたり選定委員会を設置し、「大分市ふるさとコンサート実施業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づき、平成30年度はアトリエ弾に対して2,037,187円を支払っている。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
契約方法	随意契約 (自治法施行令第167条の2 第1項第2号)	随意契約 (自治法施行令第167条の2 第1項第2号)	随意契約 (自治法施行令第167条の2 第1項第2号)
委託先	アトリエ弾	CROCHE	アトリエ弾
契約期間	平成28年7月1日 ～平成29年2月26日	平成29年8月10日 ～平成30年2月25日	平成30年9月4日 ～平成31年3月31日
契約金額(円)	3,231,360	2,041,200	2,037,187

(監査手続)

当該委託契約事務について、関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託契約は適切かつ効果的なものであるかどうかについて検討した。

具体的には、施行伺い書、設計書、実施業務委託仕様書、見積調書、予定価格調書、契約伺い書、委託契約書、検査調書、請求書、支出伺い書、支出命令書等の契約の閲覧により検討した。また、当該契約が随意契約であったことから、随意契約理由の妥当性等について検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(3) どこでもコンサート

市内各地の市民に身近な場所で、気軽に音楽に親しんでもらうとともに、音楽家に演奏できる機会を提供することを目的として、入場無料のミニコンサートを行っている。平成30年度は、(2)大分市ふるさとコンサート同様に「別府アルゲリッチ音楽祭」の連携事業として下表のとおり年9回のうち、2回(第2回・7回)実施しているほか、屋外や新たな文化施設等での開催を試みるなど、素晴らしい音楽とともに、大分市の美しい景色や歴史等を感じる場所でも開催することで、さらなる文化振興につなげている。

回数	開催場所	開催日	出演者	楽器	入場者数
第1回	男女共同参画センター	4月25日	辛島明美&永野伶実	チェンバロ バロック・フルート	80人
第2回	植田市民行政センター	5月21日	後藤秀樹&田村朋弘	ピアノ チェロ	222人
第3回	坂ノ市公民館	6月27日	藤田圭子&藤澤菜那	フルート ピアノ	150人
第4回	田ノ浦ビーチ	7月27日	カセロラプラス スティーロオーケストラ	スティーロパンなど	130人
第5回	大分城址公園 仮想天守イルミネーション	8月24日	shinmimo(シンミモ)	ヴォーカル・ギター フルート バイオリン キーボード	350人
第6回	戸次本町「よいやかがり火」	10月13日	ピノバナッブ	ウクレレ アコースティックギター	200人
第7回	南蜜BVNGO交流館	11月3日	MUSICA ANTIGUA BUNGO (大分古楽研究会)	ビウエラ/ ヴィオラ・ダ・ガンバ リコーダー ヴァージナル	80人
第8回	大在市民センター	1月23日	箏・尺八デュオ“凜” (西 真地咲・松本嶺山) × 西 佳之介	箏・十七弦・尺八	100人
第9回	J:COMホルトホール大分	3月19日	大分県立大分西高等学校 吹奏楽部(44人)	マーチングバンド	160人

(4) いかした大人たちのバンドフェス2018～いかした若者たちも登場！～

大分市内を活動の拠点としている、平均年齢40歳以上と平均年齢15歳～22歳のアマチュアミュージシャンを対象に発表の機会を提供することで、幅広い年齢の市民の文化・芸術活動への参画を促し、音楽活動を支援するため観覧無料のバンドフェスを開催し、あわせて、周辺地域での文化・芸術振興とにぎわい創出を目指している。

平成30年度は、新たに若者による特別ステージ枠を設け、平成30年5月27日にパークプレイス大分1階センターステージにて開催され、いかした大人たち6組・いかした若者たち2組の計8組が出演した。大分市は、ステージ運営について業務委託を行っており、平成30年度は(有)舞台裏制作所に対して377,280円を支払っている。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
契約方法	随意契約 (自治法施行令第167条の2 第1項第1号)	随意契約 (自治法施行令第167条の2 第1項第1号)	随意契約 (自治法施行令第167条の2 第1項第1号)
委託先	(有)舞台裏制作所	(有)舞台裏制作所	(有)舞台裏制作所
契約期間	平成28年5月29日	平成29年5月28日	平成30年5月22日 ～平成30年5月27日
契約金額(円)	377,280	377,280	377,280

(監査手続)

当該委託契約事務について、関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託契約は適切かつ効果的なものであるかについて監査を実施した。

具体的には、施行伺い書、設計書、実施業務委託仕様書、見積調書、予定価格調書、契約伺い書、請け書、検査調書、請求書、支出伺い書、支出命令書等の契約の閲覧により検討した。また、当該契約が随意契約であったことから、随意契約理由の妥当性等について検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・出演者の年齢制限のあり方について

幅広い年齢の市民の文化・芸術活動への参画及び周辺地域での文化・芸術振興とにぎわい創出のための観覧無料のバンドフェス開催であるという事業実施の観点からは、バンドの出演条件から年齢制限を除外することも一考の余地がある。

【意見6】

現在このイベントの出演の条件の一つとして「いかした大人たち（平均年齢 40 歳以上）」もしくは「いかした若者たち（平均年齢 15 歳～22 歳）」であることが求められている。

しかし、幅広い年齢の市民の文化・芸術活動への参画を促し、音楽活動を支援するという当該イベントの主旨に鑑みれば、年齢制限自体が必ずしも必要とは言えない。平均年齢による制限については、選考委員会による選考時にも「概ね」と曖昧な表現にされており、年齢層による制限が重要ではないことを示唆しているものと考えられる。

応募要件に該当しない 23～39 歳の年齢層についてもワークライフバランスの充実を図るために演奏機会を得たいと希望することも現実的であると考えられ、現在対象外となっている年齢層がこのような行政による支援の機会を受けられるようにすることも本来の趣旨が減殺されるものではないとも考えられることから、対象となる年齢層をより柔軟に設計することも検討の余地がある。

・出演枠の拡大や開催日の増加について

来場者や応募組数が増加していることもあり、今後は予算の見直しのもと、出演組数の増加及び開催日の増加を検討することも一案である。【意見 7】

過去 5 年度における応募組数、出演組数及び来場者数は次表のとおりとなっているが、平成 30 年度は新たに若者による特別ステージ枠を設けたこともあり、応募組数が伸びている状況で、結果的に出演できなかった応募者が多く出るという結果になった。また、来場者数も平成 29 年以降は大幅に増加している。

年度	来場者数(人)	出演組数/応募組数	出演率	ステージ運営 業務委託費(千円)
平成26年	950	7組/14組	50.0%	360
平成27年	650	7組/10組	70.0%	377
平成28年	300	7組/10組	70.0%	377
平成29年	1,300	7組/13組	53.8%	377
平成30年	1,300	8組/20組	40.0%	377

※ 平成28年は悪天候のため来場者数が少なくなっている

一方で、イベントは現状 1 日のみの開催で 1 組あたりの出演時間は 15 分、全体では約 2 時間程度のものとなっている。

近年の来場者数の増加と幅広い年齢の市民の文化・芸術活動への参画を促し、音楽活動を支援するという当該イベントの主旨に鑑みれば、今後は予算枠の拡大と共に出演組数の増加及び開催日の増加を検討することも一案である。

・随意契約の妥当性について

随意契約が例外的な取扱いであることに鑑みても、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。また、1 者見積りによる場合の「理由書」の記載の仕方についても、実態を適切に把握したうえで、外部の第三者が容易に理解できるような記載にすることが望ましい。

【意見 8】

上述のとおり、大分市は、ステージ運営について業務委託を行っており、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約としており、見積りについては大分市契約事務規則第 41 条第 2 項第 7 号により 1 者見積りとしている。具体的には、本事業の会場であるパークプレイス大分が音楽機材等を所有しており、パークプレイス大分が当該機材の維持管理及び設営業務等を(有)舞台裏制作所と契約しているため、パークプレイス大分を利用する場合、他事業者に委託することができないとしている。

しかし、文化国際課担当者を通じて再度パークプレイス大分に確認したところ、実際には他事業者に委託することが一切できないわけではなく、業務の効率性及び経済性の観点から実質的に同社に委託することとしたものであり、随意契約が例外

的な取扱いであることに鑑みても、随意契約を行う際には慎重を期し、また、可能な限り競争入札、プロポーザル方式を導入し、委託業務の品質を確保することが望まれる。

また、1 者見積りによる場合の「理由書」の記載の仕方についても、前年同様の記載を継続するだけでなく、実態を適切に把握したうえで、外部の第三者が容易に理解できるような記載にすることが望ましい。

3. 宝のまち・豊後FUNAI芸術祭

16 世紀半ばに日本でいち早く「南蛮文化」が花開いた大分市の歴史・文化的資源に光を当て、文化芸術の持つ創造性を地域振興や観光等に活かし、魅力的なまちづくりの実現を目指すとともに、大分市民が文化・芸術に親しみ大分の歴史・文化的資源を再認識する場づくりを行うことを目的に、平成 27 年度から「宝のまち・豊後FUNAI 芸術祭」としての事業を開始した。

「宝のまち・豊後FUNAI 芸術祭」のコンセプト・基本方針については、以下のとおりである。

- ・わが国における西洋演劇・西洋音楽発祥の地・大分市の顕彰発信事業
- ・大分市民の舞台芸術振興事業
- ・大分市民参加型事業
- ・まちの賑わいづくり事業

本芸術祭は開始当初より、大分市保有の文化施設各館の持つ特性を活かした「（１）ホール事業」の開催と、これに合わせたにぎわいの創出を目的に文化・芸術イベントを行う「（２）にぎわい事業」の２つの事業を実施してきた。それぞれの事業の主な内容とこれまでの実績は以下のとおりである。

（１）ホール事業

大分市保有の文化施設 3 館（ホルトホール大分・コンパルホール・平和市民公園能楽堂）の持つ特性を活かし、演劇や能、音楽など「南蛮文化発祥都市おおいた」にふさわしい催事を実施する事業

（２）にぎわい事業

大友宗麟公の時代の「進取の精神」を現代に受け継ぎ、中心市街地において「～南蛮絵巻～仮装パレード・コンテスト」や「まちなかにぎわいステージ」等の文化・芸術イベントを実施する事業

● 宝のまち・豊後FUNAI芸術祭 催事一覧

会場・事業	27年度	28年度	29年度	30年度
ホルトホール大分	・FUNAI 演劇祭 ・ポルトガルギターとファドのタベ	・和楽器アンサンブル「息吹」 ・FUNAI 演劇祭 ・市民参加劇「おおいたまち。」 【文化庁補助金】	・和楽器アンサンブル「息吹」 ・FUNAI 演劇祭 ・豊後 FUNAI ミュージカル 【文化庁補助金】 【地域創造補助金】	・和楽器アンサンブル「息吹」 ・FUNAI 演劇祭 【文化庁補助金】 ・松田美緒コンサート（主催は能楽堂） 【文化庁補助金】
コンパルホール	・コンパル落語会 ・南蛮サロン in コンパル	FUNAI 古典派	FUNAI 古典派～桂米朝一門会	Jupiter～ジュピテル～
能楽堂	大友宗麟が愛でた能「翁」	能 OPERA 誕生への道 【文化庁補助金】	音和座大分公演	×
にぎわい事業	「まちなかにぎわいステージ」 & 「南蛮絵巻～仮装パレード～」 & 「南蛮文化体験ブース」			×

● 「ホール事業」実績

年度	催事数(件)	来場者数(人)	補助・委託費(千円)	開催期間
27	5	2,390	11,636	H28. 2. 11～H28. 2. 27
28	5	2,522	16,355	H28. 12. 24～H29. 2. 18
29	5	4,466	18,492	H29. 6. 29～H30. 3. 18
30	4	1,712	10,676	H31. 2. 9～H31. 2. 23

● 「にぎわい事業」実績

年度	出場者数(人)	来場者数(人)	事業費(千円)	開催日
27	170	5,022	2,839	H28. 2. 13
28	200	7,668	3,589	H29. 2. 4
29	273	7,083	3,741	H30. 2. 10
30	なし			

「にぎわい事業」については、まちなかで集客力のあるイベントを行うことで、そこに集まった参加者に文化施設3館で開催する「ホール事業」をPRすることが狙いであったが、一方で、南蛮文化については10月に開催されている「宗麟公まつり」、メインイベントである「～南蛮絵巻～仮装パレード・コンテスト」については10月に開催されている「TOSハロウィーンパレード」や12月末に開催されている日本文理大学による「NBUチャレンジプログラム サンタ！サンタ！サンタ！」等の民間団体主導のイベントが中心市街地で開催され、充実してきているという背景もあった。

そのため、「にぎわい事業」については、一定程度の成果を収めたものとして平成29年度をもって終了し、平成30年度はホール事業をホルトホール大分（平和市民公園

能楽堂の主催事業含む）とコンパルホールで開催し、共通パンフレットの作成をもって「芸術祭」とした。

そして、ホール事業のみとなった本事業の今後の在り方について、現在大分市と上記3施設で協議を行っているところであり、令和元年度は今後の芸術祭の方向性や在り方についての協議を深める期間とするべく一旦開催をしないこととしている。

なお、平成30年度は「受け継ぐ伝統、豊かなミライへGo!」をテーマに掲げ、平成31年2月9日～2月23日に4回目が開催された。

上記を踏まえた上で、平成30年度については、文化施設各館の持つ特性を活かしたホール事業の実施に伴う事業費の一部を補助することにより、大分市で活動する文化・芸術団体の育成を図るとともに発表の場を提供し、さらなる文化・芸術の振興に寄与し、大分市における文化・芸術の振興を図り、文化・芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活かし、地域課題（文化施設の課題であった2月の閑散期の集客）の解決に取り組むことを目的として「宝のまち・豊後 FUNAI 芸術祭事業等補助金交付要領」に基づき、補助金の交付を実施している。

当該事業の概要は以下のとおりであり、平成30年度に対象となった補助金件数は4件（総額10,676,808円）であった。

① 補助対象者

ホルトホール大分指定管理者
コンパルホール指定管理者
平和市民公園能楽堂指定管理者
「クレオール・ニッポンの旅」松田美緒コンサート実行委員会
宝のまち・豊後 FUNAI 芸術祭事業等を行う実行委員会

② 補助対象事業

宝のまち・豊後 FUNAI 芸術祭事業

③ 補助金の額

補助対象経費（宝のまち・豊後 FUNAI 芸術祭事業その他補助対象者が行う文化事業で、事業計画に掲げる事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるもの）の総額から文化庁補助金、一般財団法人地域創造補助金、その他の補助金及び事業収入額等を減じた額を予算の範囲内で交付

④ 平成30年度における実績

(単位:円)		
件名	相手方名	支出額
FUNAI演劇祭	ホルトホール大分みらい共同事業体 代表構成員	4,182,000
和楽器アンサンブル息吹コンサート2019	ホルトホール大分みらい共同事業体 代表構成員	2,540,000
Jupiter〜ジュピテル〜	コンパルホール共同事業体代表構成員	2,194,808
松田美緒コンサート	「クレオール・ニッポンの旅 松田美緒コンサート」実行委員会	1,760,000

平成30年度に補助金の対象となった各事業の概要は以下のとおりである。

(ア) FUNA I 演劇祭 (平成 31 年 2 月 9～11 日)

戦国時代の大分市は豊後府内と呼ばれ、大友宗麟が統治する地であり、宗麟が館の隣に南蛮寺を建設し、そこで西洋の文化を知ってもらうために教会で行われていた西洋演劇を支援していたことから、大分市は西洋演劇発祥の地とされている。このように戦国時代に豊後府内に伝播した演劇活動を受け継ぎ、未来へ発展すべく、その大分市及び連携中枢都市圏を活動拠点とする演劇団体に制作補助を行い、作品の制作・上演を行うイベントである。

平成 30 年度は、公募により選ばれた 5 団体に、「第 3 回ホルトホール大分高校演劇グランプリ」にてホルト演劇大賞を獲得した招致校を加えた、ジュニアからシニアまでのバラエティに富んだ 6 組による演劇公演となっている。

(イ) 和楽器アンサンブル息吹コンサート 2019 (平成 31 年 2 月 23 日)

「ふるさと大分の響き」をテーマとし、地域に根付く民謡やゆかりの曲を、より多くの市民が親しめるよう編曲し、発表するイベント。演奏は、大分出身・在住のアーティストで結成された和楽器アンサンブル「息吹」が、大分在住の作曲家たちとタグを組み、大分の民謡や大分にまつわる楽曲を三味線・尺八・和太鼓などの日本古来の楽器を多用した和楽器アンサンブルによる新しいアレンジで披露するイベントとなっている。

平成 30 年度は、友好都市である武漢市より演奏家を招き、中国・武漢市に伝わる音楽も披露された。

(ウ) Jupiter～ジュピテル～ (平成 31 年 2 月 16 日)

「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭 おおいた大会」オープニングステージの振付・演出を手掛け、日本を代表するコンテンポラリーダンサーである穴井豪氏、クラシック界からは、大分をけん引するバイオリニスト朝来桂一氏とピアニスト渡邊智道氏を奏者に迎え、生演奏によるコンテンポラリー世界を表現するイベント。劇中では、渡邊智道氏作詞作曲のコンパルホールオリジナル曲「天の花」も初披露された。

(エ) 松田美緒コンサート (平成 31 年 2 月 23 日)

日本そして世界中で自ら探し求めた伝承曲に新たな生命を吹き込む「歌う旅人」である松田美緒氏が平成 24 年にスタートした「クレオール・ニッポン」プロジェクトによるコンサートである。日本の農村、海、山の生活の中でかつて歌われていた民謡から、異文化と混じり合い生まれた長崎の隠れキリシタンの島の歌や南洋の島々の歌といった「クレオール」的日本語の歌、またブラジルやハワイへ移民した人々によって歌われた歌など、独自の視点で選び抜いた多様なニッポン・世界・おおいたの歌をうたうイベントとなっている。

また、各事業の配分は以下のとおりである。なお、平成 30 年度文化芸術振興補助金（文化芸術創造拠点形成事業）として、文化庁より 3,972 千円の補助金を受領している。

(単位:千円)

実施主体	事業名	事業費	入場料等	補助金 合計	内訳		
					国補助金	大分市負担	チラシ代
ホルトホール大分	FUNAI演劇祭	4,991	809	4,182	1,782	2,400	
	和楽器アンサンブル(息吹)	3,140	600	2,540	1,200	1,000	340
コンパルホール	Júpiter〜ジュピテル〜	2,628	433	2,195		2,195	
能楽堂	松田美緒コンサート	2,724	964	1,760	990	770	

(監査手続)

文化庁への補助金申請事務及び当該補助金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかを検討した。

具体的には、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金交付変更決定通知書、補助金交付請求書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

第4. ホルトホール大分

1. ホルトホール大分の概要

文化、福祉、健康、産業及び教育の拠点機能を複合し、有機的かつ効果的に連携させた集い・学び・憩い・賑わい・交流の場を創出することにより、大分の人と文化と産業を育み、創造し、発信するとともに、市民の豊かで充実した暮らしの実現に寄与するため、大分市誕生100年の節目として平成25年7月20日に開設された。

ホルトホール大分における主要施設と運営管理区分及び過去5年度における主要施設の利用者数は以下のとおりである。

機能	施設名	運営管理区分			
		指定管理者	市(直営)	市(委託等)	その他(民間)
文化	市民ホール (大ホール・小ホール)	○			
福祉・健康	大分市総合社会福祉保健センター				
	会議室	○			
	人権啓発センター		○	一部	
	子育て交流センター		○		
	ひとり親家庭支援プラザ	○			
	シニア交流プラザ	○			
	障がい者福祉センター	○		一部	
	健康プラザ	○			
	大分市社会福祉協議会	○			
	福祉関係団体事務室	○			
教育・情報	大分市桜ヶ丘保育所		○		
	大分市民図書館		○	○	
	サテライトキャンパスおおいた			○	
産業	まちづくり情報プラザ		○		
	大分市産業活性化プラザ	○			
交流にぎわい	エントランスホール	○			
	駅南屋上公園	○			
	駅南キッズステーション	○			
	カフェレストラン	○			
	J:COMホルトホールスタジオ				○
	MNCタウン				○

＜利用者数＞		(単位:人)				
施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
市民ホール(大小・スタジオ)	275,960	284,730	301,654	278,043	266,674	指定管理施設
大分市産業活性化プラザ	35,142	44,096	41,992	44,302	47,413	
障害者福祉センター	52,558	75,886	73,669	77,806	72,566	
シニア交流プラザ	6,410	5,964	6,267	6,865	7,496	
ひとり親家庭支援プラザ	2,611	2,738	2,917	2,695	2,390	
健康プラザ	67,343	75,311	80,331	79,852	77,895	
各会議室	313,746	349,772	343,390	325,639	325,152	
ホルトガーデン	42,598	34,222	26,857	25,386	29,693	
駅南キッズステーション	6,725	10,812	10,149	9,733	8,200	
小計(人)	803,093	883,531	887,226	850,321	837,479	
大分市民図書館	572,278	538,475	528,877	529,506	549,632	直営施設
子育て交流センター	117,364	111,497	122,337	102,262	101,371	
人権啓発センター	54,648	50,933	46,518	49,471	48,652	
障害者生活支援センター	876	742	611	1,094	405	
桜ヶ丘保育所	33,545	32,755	34,454	31,951	31,676	
証明書自動交付機	8,775	9,575	10,285	9,947	9,935	
小計(人)	787,486	743,977	743,082	724,231	741,671	
まちづくり情報プラザ	16,565	13,555	10,691	11,664	11,801	その他の施設
エントランス(インフォ含む)	319,417	305,220	248,120	292,690	290,790	
駅南屋上公園	29,190	21,210	16,142	19,096	19,050	
大分市社会福祉協議会	14,207	15,850	15,507	14,984	13,693	
大分市成年後見センター	—	—	—	—	100	
サテライトキャンパス大分	4,905	4,782	5,794	7,900	7,320	
J:COMホルトホールスタジオ (大分ケーブルテレコム)	3,162	3,259	3,597	4,256	5,468	
全国健康保険協会大分支部	20,282	20,074	20,629	18,120	17,146	
ほうわホルトホールプラザ	8,835	7,190	7,352	6,682	7,907	
南蜜珈琲館	39,431	31,711	26,525	25,563	25,150	
小計(人)	455,994	422,851	354,357	400,955	398,425	
合計(人)	2,046,573	2,050,359	1,984,665	1,975,507	1,977,575	

上表からも分かるように、市民ホールをはじめ大分市産業活性化プラザ、大分市総合社会福祉保健センター（人権啓発センター・子育て交流センター・桜ヶ丘保育所を除く。）など施設の大部分についての運営管理業務については、施設開設当時より2期連続で日本管財(株)九州本部、(株)九電工、(株)コンベンションリンケージ、(株)プランニング大分、学校法人後藤学園により構成されるホルトホール大分みらい共同事業体を指定管理者として指定し、その管理を行わせている。指定管理者による決算の状況及び指定管理料についての詳細は、「2. 指定管理者による決算の状況」及び「3. 平成30年度の主な歳出（委託費等）の状況（2）」にて後述している。

また、施設維持管理業務については、施設の設計・建設業務の委託先である特別目的会社(株)大分駅南コミュニティサービスに委託しており、令和10年3月31日までを契約期間としている。当該委託料についての詳細は、「3. 平成30年度の主な歳出（委託費等）の状況（1）」にて後述している。

このように指定管理者制度を導入した運営管理、民間ノウハウを活用した維持管理により経費の抑制に努め、「駅南・情報文化新都心」の中核施設として、文化・福祉・教育・産業・健康・情報・交流の拠点となるとともに、複合的機能を活かし相乗効果が発揮できる管理運営体制の構築を目指している。

そして、当該施設を利用して優れた芸術に触れる機会の拡大や、市民自らが参画する文化活動の場が創出されることにより、大分市総合計画に掲げられた「豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）」における「個性豊かな文化・芸術の創造と発信」につながるものとしている。

2. 指定管理者による決算の状況

指定管理者であるホルトホール大分みらい共同事業体による過去5年度における収支決算は以下のとおりである。

(単位:円)					
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開館日数(日)	334	335	334	334	334
指定管理料	163,659,050	160,699,850	169,654,000	169,654,000	170,038,600
利用料金収入	104,609,080	114,395,024	111,587,510	117,405,090	115,070,622
雑収入	510,796	518,207	189,332	456,578	565,561
自主事業収入	24,882,278	23,256,925	16,125,300	35,721,230	25,692,709
指定事業収入	-	-	2,694,492	2,196,608	1,797,834
助成金等	6,767,779	7,685,045	19,483,538	23,089,038	18,999,125
収入計	300,428,983	306,555,051	319,734,172	348,522,544	332,164,451
人件費	145,560,300	149,046,300	161,384,450	161,744,450	161,581,450
業務委託料	62,048,382	63,569,896	61,819,418	62,689,471	62,169,338
使用料及び賃借料	4,678,518	4,981,039	2,309,048	2,402,185	2,942,330
消耗品費	2,026,491	1,769,272	1,493,507	1,379,816	1,281,312
印刷製本費	1,760,624	1,629,736	1,543,544	1,377,027	1,291,534
修繕費	1,503,976	495,953	550,223	1,153,462	1,310,425
通信運搬費	248,616	327,973	380,911	354,813	370,121
広告料	952,604	1,032,306	922,492	922,492	922,190
事務費	7,015,000	6,833,850	6,833,850	6,833,850	6,833,850
各種保険料	438,250	439,654	404,668	430,828	267,728
備品購入費	3,248,823	2,545,654	2,335,083	3,227,334	1,264,011
公課費	2,000	3,000	27,000	33,000	33,000
その他	2,130,742	1,563,103	418,102	957,917	1,057,178
会社諸経費	10,733,235	9,694,300	12,297,000	12,479,400	13,118,600
指定事業経費等	-	-	20,240,694	26,580,227	19,251,204
自主事業補填費等	55,138,047	55,090,460	44,479,346	55,456,130	53,750,910
協力事業経費等	-	-	-	5,278,288	2,596,820
支出計	297,485,608	299,022,496	317,439,336	343,300,690	330,042,001
差引収支	2,943,375	7,532,555	2,294,836	5,221,854	2,122,450

施設利用者数が近年減少傾向にある一方で、指定管理者による収入額が増加傾向にあるのは、大規模イベントが増えるほどリハーサル等公演準備による施設使用料が増加する一方で、リハーサルは演者のみが利用者数としてカウントされるため減少していることによるものである。

3. 平成30年度の主な歳出（委託費等）の状況

文化国際課の歳出（委託費等）のうち、小事業「ホルトホール大分費」よりそれぞれの伝票支出額が300千円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。但し、指定管理料、光熱水費等、毎月発生している支出で件名が同様のものについては、検討を省略している。

	節	細節	支出額(円)	支払日	相手方名	件名
①	委託料	業務委託料	91,542,989	平成30年11月30日	株式会社 大分駅南コミュニティサービス	大分市複合文化交流施設整備事業におけるH30年度サービス対価B(維持管理等費相当額)
②			14,169,800	平成30年9月28日	ホルトホール大分みらい共同事業体	ホルトホール大分指定管理業務委託料(平成30年8月分)
③			426,640	平成30年10月31日	ホルトホール大分みらい共同事業体	ホルトホール大分利用料金(H30.9月口座振替分)
④			909,360	平成31年2月22日	大分ケーブルテレコム(株)	ホルトホール大分 UTM機器・PoEスイッチリプレイス更新作業業務委託
⑤			388,800	平成31年4月19日	大分ケーブルテレコム(株)	J:COM ホルトホール大分 公衆無線LANサービス保守運用業務委託
⑥	需用費	光熱水費	8,806,630	平成30年10月3日	九州電力(株) 大分営業所	光熱水費(ホルトホール大分 電気代 8月1日～8月31日)
⑦			1,540,630	平成30年10月31日	大分市上下水道局 営業課 料金センター(05)	光熱水費(水道料金 ホルトホール大分 平成30年7月19日～平成30年9月18日分)
⑧	使用料及び賃借料	使用料	958,776	平成30年10月31日	大分市上下水道局 営業課 料金担当班	公共下水道使用料 平成30年度第4期(ホルトホール大分 8・9月分)
⑨	負担金補助及び交付金	運営費等補助金	3,500,000	平成31年4月10日	ホルトホール大分みらい共同事業体	宝のまち・豊後FUNAI芸術祭事業等補助金(豊後FUNAIミュージカル)

(1) 大分市複合文化交流施設整備事業における平成30年度サービス対価B（維持管理等費相当額）

ホルトホール大分の施設整備事業については、事業者が施設の設計・建設業務を行い、施設を大分市に譲渡したうえで、その後の維持管理業務を行うPFI的手法（※1）とBTO方式（※2）により実施している。また、公表された募集要項等に本事業の事業者は、公募型プロポーザル方式によって、応募のあった者の中から選定委員会が最適任者を特定し、市長が事業候補者として決定した者が、本事業の業務を遂行する事業者として特別目的会社を設立することを定めている。

そのため、ホルトホール大分の維持管理については、特別目的会社(株)大分駅南コミュニティサービスに令和10年3月31日までを契約期間として委託しており、「大分市複合文化交流施設整備事業 契約書」によれば、サービス対価のうち施設の設計・建設等業務に対する対価の部分を「サービス対価A」、運營業務及び維持管理業務に対する対価の部分を「サービス対価B」としている。

過去5年度における「サービス対価B」としての委託料の推移は以下のとおりである。

(単位:円)				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
179,877,178	179,997,178	179,997,178	180,645,178	183,085,978

※1 PFI的手法

PFIとは、Private Finance Initiativeの略であり、一般に民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のことをいう。

PFI的手法とは、公共施設の建設・維持管理・運営等を民間の資金・経営能力や技術を活用する事業スキームは同じであるが、PFI法によらないため、同法が規定する手続を簡略化できる。

※2 BTO方式

BTOとは、Build Transfer Operateの略であり、民間事業者が資金を調達し、施設の建設を行った後、その所有権を市に移転し、引き続き事業期間中に民間事業者が施設の維持管理・運営を行うものをいう。

(監査手続)

(株)大分駅南コミュニティサービスへの維持管理費支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかを検討した。

具体的には、事業契約書、検査調書、モニタリング結果並びにサービス対価B確定の通知について、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。また、当該契約が随意契約であったことから、随意契約理由の妥当性等について検討した。

さらに、(株)大分駅南コミュニティサービスによる半期報告書及び年次報告を閲覧するとともに、大分市モニタリングの状況についてその有効性について検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(2) ホルトホール大分指定管理料（平成 30 年 8 月分）

上述のとおり、ホルトホール大分の施設の大部分についての運営管理業務については、施設開設当時より 2 期連続でホルトホール大分みらい共同事業体を指定管理者として指定し、施設運営業務を行わせている。「ホルトホール大分指定管理者運営管理仕様書」に記載されている運営管理に関する基本的な考え方及び「ホルトホール大分指定管理者募集要項」に定められた指定管理業務は以下のとおりである。

・運営管理に関する基本的な考え方

- ① 文化、福祉、健康、産業及び教育の拠点機能を複合し、有機的かつ効果的に連携させた集い・学び・憩い・賑わい・交流の場を創出することにより、大分の人と文化と産業を育み、創造し、発信するとともに、市民の豊かで充実した暮らしの実現に寄与するといった本施設の設置目的に基づいて業務を行うこと
- ② 当該施設が複合施設であることから、施設全体及びそれぞれの機能においても十分な業務の遂行を図ること
- ③ 市民や利用者の意見を運営管理に反映させること
- ④ 個人情報の保護を徹底すること
- ⑤ 安全な運営管理を徹底すること
- ⑥ 効率的な運営管理を行い、運営管理費の節減を図ること
- ⑦ 文化、福祉、健康、産業及び教育の各分野における質の高い業務水準の向上を心がけること
- ⑧ 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生の抑制等環境に配慮した運営管理を行うこと
- ⑨ 市、主に本施設の維持管理を行う事業者である(株)大分駅南コミュニティサービス及び本施設の民間収益事業を行う事業者等、関係者との連携に努めること

・指定管理者が行う業務の範囲

- ① 本施設の運営管理に関する業務
- ② 本施設の使用許可に関する業務
- ③ 本施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ④ 自主事業の実施に関する業務
- ⑤ 本施設の利用促進及び文化、福祉、健康、産業及び教育の振興を図る業務
- ⑥ その他本施設の運営管理に関して市長等が必要と認める業務

指定管理料については、平成 30 年度は年額 170,038,600 円（毎月 14,169,800 円、最終月のみ 14,170,800 円）で基本協定を締結している。なお、施設開設以来の指定管理料の推移は以下のとおりである。

(単位:円)

指定管理期間	第1期 (H25.7.20～H28.3.31)			第2期 (H28.4.1～H31.3.31)		
指定管理者	ホルトホール大分みらい共同事業体			ホルトホール大分みらい共同事業体		
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理料	123,461,000	163,659,050	160,699,850	169,654,000	169,654,000	170,038,600

なお、指定管理者は、「ホルトホール大分の指定管理に関する基本協定書」第28条（業務報告書等）に従い、毎年度及び毎月、大分市が指定する期日までに業務報告書を提出している。業務報告書記載内容は以下のとおりである。

- ① 本業務の実施状況に関する事項
- ② 運営管理施設の利用状況に関する事項
- ③ 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- ④ 自主事業の実施状況に関する事項
- ⑤ 従事者研修の実施状況に関する事項
- ⑥ その他大分市が指示する事項

(監査手続)

指定管理者選定手続が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には指定管理者指定申請書、運営管理事業計画書、運営管理収支予算書、基本協定書等の書類の閲覧により検討した。

また、ホルトホール大分みらい共同事業体への指定管理料支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、指定管理業務は適切かつ効果的なものであるかについて検討した。具体的には、債務確認書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

さらに、指定管理者による月次報告書及び年次報告書を閲覧するとともに、指定管理者へのモニタリングの状況について、指定管理者制度導入施設評価表及びモニタリング総合評価結果通知書を閲覧し、その有効性について検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(3) ホルトホール大分利用料金（平成30年9月口座振替分）

上述のとおり、ホルトホール大分の運営管理業務については、ホルトホール大分みらい共同事業体を指定管理者として指定しており、指定管理料とは別に「ホルトホール大分の指定管理に関する基本協定書」第33条（利用料金）第4項に従い、大分市公共施設案内・予約システムにおける口座振替により、施設利用者から大分市の口座に振り込まれた利用料金に相当する額を毎月指定管理者に支払っている。

(監査手続)

ホルトホール大分みらい共同事業体への利用代金支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(4) ホルトホール大分 UTM機器・PoEスイッチリプレイス更新作業業務委託

大分市では、外国人旅行者等の来街者の利便性向上や情報発信力の強化、災害時の活用等を目的としてインターネット接続できる公衆無線LAN及び無料Wi-Fiスポット「Onsen Oita WiFi City Central」「Onsen Oita WiFi City」を整備しており、ホルトホール大分においても、建設時に事業者側からの提案を受け、SPCの構成員である㈱九電工による図面上での調整を受け、大分ケーブルテレコム㈱が配置案を作成、整備を行い、平成25年7月の開館時より運用している。

運用開始から3年を経過した頃から、機器の故障や不具合が発生するようになり、大分ケーブルテレコム㈱において一時的に対応を行ってきたが、各会議室に配置している有線LANが利用できない、公衆無線LANの接続ができない等の報告が相次いだため、原因を調査したところ、UTM機器とPoE機器に不具合があることが判明し、更新作業を業務委託したものである。

(監査手続)

大分ケーブルテレコム㈱に対する業務委託料支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかを検討した。

具体的には、施行伺い書、設計書、業務計画書、業務責任者選任通知書、契約伺い書、契約書、見積調書、予定価格調書、仕様書、業務完了通知書、検査調書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。また、当該契約が随意契約であったことから、随意契約理由の妥当性等について検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・接続機器の定期的な検査について

接続機器の定期的な検査を行い、機器の不具合が深刻になる前に対応できるような体制の整備を構築することが望ましい。【意見9】

上述のとおり、以前から機器の故障や不具合が報告されていたにも関わらず、大分ケーブルテレコム㈱によるサービスで一時的な対応を繰り返し、機器の耐用年数とされる5年を経過して初めて原因の調査を行い、機器の更新を行っている。

これには、開館当時機器整備を行った同社と開館以後の機器点検や保守契約を行っていなかったという背景があるが（（５）J：COM ホルトホール大分 公衆無線LANサービス保守運用業務委託を参照）、公衆無線LANや無料Wi-Fi サービスは日本での通信環境を持たない外国人旅行者にはもちろん、県外・市外からの日本人観光客にとっても利便性が高く、接続導入ページが大分市の情報発信源にもなり得る。また、大分市民が多くを占められるホルトホール大分利用者にとっても非常に有益なサービスであることから、今後は接続機器の定期的な検査を行い、機器の不具合が深刻になる前に対応できるような体制の整備が望まれる。

（５） J：COMホルトホール大分 公衆無線LANサービス保守運用業務委託

ホルトホール大分の公衆無線LANサービスについて、開館後5年が経過し、Wi-Fi 機器本体及び貸出用アクセスポイント等に不具合が発生しているため、大分市契約事務規則第41条第2項第7号により開館当初に設置した大分ケーブルテレコム㈱に保守運用業務を委託している。

（監査手続）

大分ケーブルテレコム㈱に対する維持管理費支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかを検討した。

具体的には、施行伺い書、設計書、請け書、見積調書、予定価格調書、仕様書、検査調書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。また、当該契約が随意契約であったことから、随意契約理由の妥当性等について検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・ 保守契約の締結について

指定管理者からの報告内容を精査し、これに基づく接続機器等の定期的な検査と適時に対応できるような体制の整備を構築することが望ましい。【意見10】

上記（４）ホルトホール大分 UTM機器・PoEスイッチリプレイス更新作業 業務委託にも記載のとおり、大分市は開館当時から保守契約を行っておらず、開館から5年が経過するまで、大分ケーブルテレコム㈱によるサービスの範囲内での修理対応に頼ってきたが、機器の不具合やLANやWi-Fiの接続の不具合については、今回が初めてではなく、以前から度々報告が行われて

おり、今回初めて正式に保守契約を締結している。今後は指定管理者からの報告内容を精査し、接続機器等の定期的な検査を行い、機器の不具合が深刻になる前に適時に対応できるような体制の整備が望まれる。

(6) 光熱水費（ホルトホール大分 電気代 平成 30 年 8 月 1 日～8 月 31 日）

（監査手続）

九州電力㈱への電気料支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、電気料金等請求書、電気料金兼領収証、支出負担行為決議書及び支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(7) 光熱水費（水道料金 ホルトホール大分 平成 30 年 7 月 19 日～9 月 18 日分）

（監査手続）

大分市上下水道事業管理者への水道料金支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、水道料金及び下水道使用料納入通知書兼領収書、支出負担行為決議書及び支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(8) 公共下水道使用料 平成 30 年度第 4 期（ホルトホール大分 平成 30 年度 8・9 月分）

（監査手続）

大分市上下水道事業管理者への水道料金支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、公共下水道使用料納入通知書兼領収証書、支出負担行為決議書及び支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(9) 宝のまち・豊後F U N A I 芸術祭事業等補助金（豊後F U N A I ミュージカル）

第3. 文化国際課 3. 宝のまち・豊後F U N A I 芸術祭事業に関連して、一般財団法人地域創造が実施している平成30年度地域の文化・芸術活動助成事業助成金3,500千円を申請し、これを財源として、豊後F U N A I ミュージカル事業の事業実施者であるホルトホール大分みらい共同事業体に対して補助金として交付している。

豊後F U N A I ミュージカルは、大分県が神楽（御嶽神楽や庄内神楽等）や鶴崎踊り等の民俗芸能、「関の鯛つり唄」等の民謡の宝庫であると同時に、音楽界・舞踊界・演劇界でわが国をリードする人材の輩出県でもあることから、その地域遺産子を徹底的に活用する取り組みの一つとして始まった大分市の文化や歴史にこれまで以上に深く特化した内容で市に関係する団体・個人で創り上げた大分発信の地方創生オリジナル・ミュージカルプロジェクトである。

平成25年のホルトホール大分開館より継続的に行っており、当初の3年間で周知・展開してきた市民ミュージカルの第2段階として新たな3年間で創造的飛躍の期間とし、その最終年である平成30年度においては、その集大成として同年開催の「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」で伝統舞踊・和楽器を取り入れ、斬新な演出による客席と一体化した新様式ミュージカルを披露した。

なお、平成30年度は、平成30年10月7日～8日にホルトホール大分にて開催され、2日間の入場者数は1,548人に及んだ。

(監査手続)

一般財団法人地域創造への助成金申請事務及びホルトホール大分みらい共同事業体への当該補助金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、助成金の申請については、事業申請書、実績報告書、平成30年度地域の文化・芸術活動助成事業助成金の確定及び交付について、収入調定書等の書類の閲覧により検討するとともに、実績報告書を閲覧し、当該事業の効果について検討した。

また、補助金の交付については、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

第5. コンパルホール

1. コンパルホールの概要

市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、昭和61年6月7日に開設された。「コンパル」とは、「親しい仲間が集い、憩うところ」を意味している。

平成23年度の指定管理者制度導入時より3期連続で（株）コンベンションリンケージ、（株）メンテナンスにより構成されるコンパルホール共同事業体を指定管理者として指定し、その管理を行わせている。指定管理者による決算の状況及び指定管理料についての詳細は、「2. 指定管理者による決算の状況」及び「3. 平成30年度の主な歳出（委託費等）の状況（1）」にて後述している。

コンパルホールにおける過去5年度における主要施設の利用者数は以下のとおりである。

		(単位:人)				
	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定 管理 に 関 わ る の 部 分	文化ホール	72,710	79,460	71,816	75,822	71,852
	多目的ホール	43,447	40,832	45,967	42,291	53,152
	会議室等	222,288	232,527	235,522	244,646	255,536
	大分中央公民館相当部分	89,384	85,817	94,790	85,681	94,608
	天体観測ドーム	1,074	632	451	743	1,117
	市民体育館	143,443	144,370	131,931	143,595	128,562
	昼食・休憩スペース	-	14,643	14,526	16,542	16,806
	視察等	238	24	0	30	173
	小計(人)	572,584	598,305	595,003	609,350	621,806
そ の 他 の 部 分	大分市民図書館	264,674	256,917	236,337	229,215	233,487
	勤労青少年ホーム	838	904	928	0	0
	女性活動室	1,863	1,706	1,570	1,387	1,159
	団体活動室	2,013	1,683	1,726	1,729	1,992
	喫茶ネバーランド	18,585	17,507	19,764	19,468	20,022
	男女共同参画センター	8,952	6,862	6,314	8,582	10,721
	公民館相談室	1,086	1,027	1,156	1,036	752
	小計(人)	298,011	286,606	267,795	261,417	268,133
合計(人)		870,595	884,911	862,798	870,767	889,939

2. 指定管理者による決算の状況

指定管理者であるコンパルホール共同事業体による過去5年度における収支決算は以下のとおりである。

(単位:円)						
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
指定管理料	137,640,000	137,808,000	137,808,000	136,760,000	136,760,000	
利用料金収入	132,728,300	130,890,780	124,557,460	132,687,284	137,186,922	
自主事業収入	16,414,565	23,706,486	26,477,864	26,806,230	19,405,864	
補助金収入	-	-	-	-	7,778,408	
雑収入	6,897,365	5,268,252	4,112,461	6,024,613	5,539,236	
収入計	293,680,230	297,673,518	292,955,785	302,278,127	306,670,430	
管理費	人件費	136,551,535	136,132,099	133,769,461	137,005,927	137,506,023
	業務委託料	33,270,082	34,143,228	32,883,756	34,055,770	33,576,204
	使用料及び賃借料	1,143,198	1,085,041	1,274,357	1,142,443	1,162,954
	消耗品費	4,072,644	2,924,891	3,163,025	3,108,636	2,985,183
	燃料費	0	72,100	5,214	1,386	0
	印刷製本費	1,555,168	1,642,180	70,482	1,932,579	1,495,141
	光熱水費	48,970,265	46,399,634	43,659,891	44,822,868	43,618,019
	修繕費	3,635,813	2,347,520	2,692,736	3,200,364	2,645,904
	通信運搬費	670,192	1,024,687	631,348	1,128,532	1,746,935
	広告料	477,360	378,000	381,888	527,580	369,360
	手数料	3,024	864	2,376	1,564	156,056
	各種保険料	157,000	157,000	157,000	157,000	187,000
	備品購入費	1,177,736	1,463,706	2,095,020	2,026,911	2,679,651
	公課費	13,336,908	14,996,002	10,635,691	14,083,082	12,208,255
	その他	27,727,579	26,752,188	26,790,445	28,489,514	34,623,000
事業費	報償費	11,727,280	12,414,336	14,187,785	14,329,753	12,158,763
	出演料	2,375,699	3,887,696	4,325,742	4,296,609	5,366,898
	旅費	52,480	373,390	1,660,046	857,014	869,108
	消耗品費	68,487	129,394	722,658	141,079	132,452
	食糧費	158,861	405,078	119,728	145,670	179,545
	印刷製本費	322,845	692,528	2,252,444	625,775	904,636
	通信運搬費	423,315	5,915	211,273	0	5,460
	備品購入費	197,139	294,913	501,124	150,097	267,143
その他		1,051,093	1,274,028	1,928,802	2,208,574	2,923,187
支出合計		289,125,703	288,996,418	284,122,292	294,438,727	297,766,877
差引収支		4,554,527	8,677,100	8,833,493	7,839,400	8,903,553

3. 平成30年度の主な歳出（委託費等）の状況

文化国際課の歳出（委託費等）のうち、小事業「コンパルホール総務費」及び「コンパルホール施設整備事業」よりそれぞれの伝票支出額が300千円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。但し、指定管理料のように毎月発生している支出で件名が同様のものについては、検討を省略している。

コンパルホール総務費						
	節	細節	支出額(円)	支払日	相手方名	件名
①	委託料	業務委託料	11,397,000	平成30年5月31日	コンパルホール共同事業体	コンパルホール指定管理業務委託料(H30年度4月分)
②			770,060	平成30年6月29日	コンパルホール共同事業体	コンパルホール指定管理業務委託料(利用料金相当額H30.5月口座振替分として)
③	備品購入費	備品購入費	808,920	平成30年11月16日	㈱スポーツジョイ	文161-ランニングマシン(文化国際課)

コンパルホール施設整備事業

	節	細節	支出額(円)	支払日	相手方名	件名
④	委託料	業務委託料	464,400	平成31年 4月12日	エス・ケイ設計	コンパルホール空調和機(2F機械室)更新機械設備設計業務委託
⑤			378,000	平成31年 3月28日	(有)アートライズ	コンパルホール文化ホール改修設計業務委託
⑥	工事請負費	工事請負費	17,993,275	平成30年10月12日	協和工業(株)	コンパルホール空調和機(6F機械室)更新工事(前払金)
⑦			26,989,913	平成31年 4月15日	協和工業(株)	コンパルホール空調和機(6F機械室)更新工事
⑧			4,950,000	平成31年 1月22日	(株)ノガミ住建	コンパルホール体育室排煙設備・電動ブラインド改修工事(前払金)
⑨			9,194,760	平成31年 4月26日	(株)ノガミ住建	コンパルホール体育室排煙設備・電動ブラインド改修工事
⑩			5,707,584	平成31年 4月19日	(有)九州舞台	コンパルホール体育室バスケットゴール設置工事
⑪			864,000	平成31年 2月28日	(有)鶴友機材	コンパルホール地下書庫空調機取替工事
⑫			810,000	平成31年 4月25日	協和工業(株)	コンパルホール冷却水ポンプ(N o. 2)整備工事

(1) コンパルホール指定管理料(平成30年度4月分)

上述のとおり、コンパルホールについての管理運営業務については、平成23年度より3期連続で(株)コンベンションリンケージ、(株)メンテナンスにより構成されるコンパルホール共同事業体を指定管理者として指定し、その管理を行わせている。「コンパルホール指定管理者運営管理仕様書」に記載されている運営管理に関する基本的な考え方及び「コンパルホール指定管理者募集要項」に定められた指定管理業務は以下のとおりである。

・運営管理に関する基本的な考え方

- ① 子どもからお年寄りまで、あらゆる層の市民に文化・スポーツ活動を通じて交流し合える場を提供し、市民文化の創造と市民生活の向上を図るというコンパルホールの設置目的に基づいて業務を行うこと
- ② 市民や利用者の意見を運営管理に反映させること
- ③ 個人情報の保護を徹底すること
- ④ 安全な運営管理を徹底すること
- ⑤ 効率的な運営管理を行い、運営管理費の節減を図ること
- ⑥ 省エネルギーに努め、廃棄物発生抑制等環境に配慮した運営管理を行うこと

・指定管理者が行う業務の範囲

- ① 運営管理施設の使用許可に関すること
- ② 運営管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関すること

- ③ 運営管理施設の広報に関すること
- ④ 運営管理施設の安全管理に関すること
- ⑤ 運営管理物件の維持管理に関すること
- ⑥ 運営管理施設の利用促進、教室・講座等の自主事業に関する業務
- ⑦ 運営管理に関すること
- ⑧ その他

指定管理料については、平成 30 年度は年額 136,760,000 円(毎月 11,397,000 円、最終月のみ 11,393,000 円)で基本協定を締結している。なお、施設開設以来の指定管理料の推移は以下のとおりである。

(単位:円)

指定管理期間	第1期 (H23.4.1～H26.3.31)			第2期 (H26.4.1～H29.3.31)		
指定管理者	コンパルホール共同事業体			コンパルホール共同事業体		
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料	139,180,000	137,570,000	135,910,000	137,640,000	137,808,000	137,808,000
指定管理期間	第3期 (H29.4.1～R4.3.31)					
指定管理者	コンパルホール共同事業体					
年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度			
指定管理料	136,760,000	136,760,000	138,960,000			

なお、指定管理者は、「コンパルホールの指定管理に関する基本協定書」第 29 条(業務報告書等)に従い、毎年度及び毎月、大分市が指定する期日までに業務報告書を提出している。業務報告書記載内容は以下のとおりである。

- ① 本業務の実施状況に関する事項
- ② 運営管理施設の利用状況に関する事項
- ③ 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- ④ 自主事業の実施状況に関する事項
- ⑤ 従事者研修の実施状況に関する事項
- ⑥ その他大分市が指示する事項

(監査手続)

指定管理者選定手続が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかについて検討した。具体的には指定管理者指定申請書、コンパルホール運営管理事業計画書、運営管理収支予算書、基本協定書、指定管理者運営管理仕様書等の書類の閲覧により検討した。

また、コンパルホール共同事業体への指定管理料支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、指定管理業務は適切かつ効果的なものであるかどうかについて検討した。具体的には、債務確認書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

さらに、指定管理者による月次報告書及び年次報告書を閲覧するとともに、指定管理者へのモニタリングの状況について、指定管理者制度導入施設評価表及びモニタリング総合評価結果通知書を閲覧し、その有効性について検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(2) コンパルホール指定管理料（利用料金相当額平成 30 年 5 月口座振替分として）

上述のとおり、コンパルホールの運営管理業務については、コンパルホール共同事業体を指定管理者として指定しており、指定管理料とは別に「コンパルホールの指定管理に関する基本協定書」第 34 条（利用料金）第 4 項に従い、大分市公共施設案内・予約システムにおける口座振替により、管理運営施設の利用者から大分市の口座に振り込まれた利用料金に相当する額を毎月指定管理者に支払っている。

(監査手続)

コンパルホール共同事業体への利用代金支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。

具体的には、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(3) 文 161-ランニングマシン（文化国際課）

コンパルホール 5 階トレーニング室のランニングマシンについて、故障による買換えを指名競争入札により実施しており、当該契約の内容は次のとおりである。

件名	落札金額（千円）	参加者（者）
文 161-ランニングマシン	749	5

※ 上記金額は税抜金額である

(監査手続)

上記指名競争入札による備品購入事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうかについて検討した。具体的には、設計書、仕様書、指名競争入札執行通知書、施行伺い、予定価格調書、入札調書、契約伺い書、物品購入契約書、納品書、検査調書、物品取得通知書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(4) コンパルホール空気調和機（2 F 機械室）更新機械設備設計業務委託

(5) コンパルホール文化ホール改修設計業務委託

上記設計業務委託はいずれも自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約により行われている。

(監査手続)

上記委託業務に関する契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託業務契約は適切かつ有効なものであるか監査を実施した。

具体的には、設計書、施行伺い、予定価格調書、見積調書、請け書、契約伺い書、委託業務設計書、成果品写真、委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(6) コンパルホール空気調和機（6 F 機械室）更新工事（前払金）

(7) コンパルホール空気調和機（6 F 機械室）更新工事

(8) コンパルホール体育室排煙設備・電動ブラインド改修工事（前払金）

(9) コンパルホール体育室排煙設備・電動ブラインド改修工事

上記工事契約はいずれも自治法施行令第 234 条の規定による一般競争入札により行われており、その契約等の状況は次のとおりである。

件名	落札金額（千円）	参加者（者）
コンパルホール空気調和機（6 F 機械室）更新工事	41,651	6
コンパルホール体育室排煙設備・電動ブラインド改修工事	11,480	1

※ 上記金額は税抜金額である

(監査手続)

工事請負契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、工事請負契約は適切かつ有効なものであるかどうかについて検討した。具体的には、設計書、施行伺い、予定価格調書、見積調書、建設工事請負契約書、契約伺い書、工事設計書、工事写真帳、工事完成通知書、検査結果通知書、検査調書、工事目的物引渡書、

支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(10) コンパルホール体育室バスケットゴール設置工事

上記工事契約は自治法施行令第 167 条第 3 号の規定による指名競争入札により行われており、その契約等の状況は次のとおりである。

件名	落札金額 (千円)	参加者 (者)
コンパルホール体育室バスケットゴール設置工事	5,284	1 (※2)

※1 上記金額は税抜金額である

※2 このほかに、辞退者が 5 者あった

(監査手続)

工事請負契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、工事請負契約は適切かつ有効なものであるかどうかを検討した。具体的には、設計書、施行伺い、予定価格調書、見積調書、建設工事請負契約書、契約伺い書、工事設計書、工事写真帳、工事完成通知書、検査結果通知書、検査調書、工事目的物引渡書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

・日付の訂正方法について

書類の内容を訂正した場合には、訂正箇所の訂正印によるか、捨印による場合は必ずその訂正内容の詳細を明記すべきである。【結果 1】

工事目的物引渡書の“工期”について当初の平成 31 年 2 月 15 日から平成 31 年 2 月 22 日に変更となった際に手書きで日付を修正しているが、訂正箇所に訂正印はなく、捨印は押印されているものの内容訂正箇所に関して「2 字削除 2 字挿入」との記載がなかった。

工事目的物引渡書の内容訂正箇所についての記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、訂正箇所についての内容と訂正主体が不明確となる。

そのため、書類の内容を訂正した場合には、必ず訂正箇所の訂正印によるか、捨印による場合は必ずその訂正内容の詳細を明記する必要がある。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・下請選定理由書における選定理由の具体的記載について

下請選定理由書の選定理由を具体的に記載するよう指導することが望ましい。

【意見 1 1】

大分市では、契約相手方である元請業者が下請契約を締結する場合、その下請業者が市外の業者である場合には理由書の添付を求めている。

コンパルホール体育室バスケットゴール設置工事についても、(有)九州舞台が元請業者となり、A社が下請けを行い、さらにB社が再下請けを行っており、このうちB社が大分市以外の業者であることから下請選定理由書が提出されている。しかし、記載の理由が「本工事における要求品質確保のため、施工能力・協力体制・金額面等において総合的に検討し選定した結果、当社の希望する(条件等)に一番近い、次の市外業者を選定いたしました」と非常に抽象的であり、具体性に欠けている場合も見受けられる。

大分市の保有施設であるコンパルホールの工事であり、大分市内の経済の活性化の観点からも可能な限り大分市内の業者への下請けを市としても推進することが望ましいため、単に形式的に下請選定理由書を徴求するだけでなく、その選定理由を具体的に記載するよう指導することがより望ましいと考える。

(1 1) コンパルホール地下書庫空調機取替工事

(1 2) コンパルホール冷却水ポンプ(No. 2)整備工事

上記工事契約はいずれも自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約により行われている。

(監査手続)

工事請負契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、工事請負契約は適切かつ有効なものであるか監査を実施した。具体的には、設計書、施行伺い、予定価格調書、見積調書、建設工事請負契約書、契約伺い書、工事設計書、工事写真帳、工事完成通知書、検査結果通知書、検査調書、工事目的物引渡書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・コンパルホールの在り方について

コンパルホールの施設としての根本的な存在意義や市民への受益性の観点からあらためて施設そのものの必要性を考えるとともに、指定管理者に施設の管理・運営を行わせるにあたって、例えば単位当たり行政コスト計算を取り入れる等、その費用対効果について検証することが望ましい。【意見 1 2】

上述のとおり、大分市が保有する主要な施設には、昭和 61 年に完成したコンパルホールと平成 25 年に完成したホルトホール大分があるが、両施設の設備機能を比較してみると、ホールや会議室といった主要な施設としての機能が重複しているものが多い。両施設は所在地も近く、開催されているイベントについても、当該イベントの主旨と開催施設に一定の方針があるわけではないと思われる。

コンパルホールについては、施設開設から 33 年以上が経過しており、長寿命化対策を考えなければならない一方で、類似する施設が近隣にも併存している状況に鑑みて、施設としての根本的な存在意義や市民への受益性の観点からあらためて施設そのものの必要性を考えることも今後必要になってくるのではないかと考える。

また、両施設は現在それぞれ民間事業者による指定管理者制度による管理・運営を行っており、その指定管理料の総額は平成 30 年度において 3 億円を超えていることから、費用対効果の検証への工夫も必要になるものとする。現状は、指定管理者制度を導入する上での事業評価の評価指標として施設利用者（イベント応募数及び参加人数）、絶対値での管理運営経費、利用者満足度等を主に検証しているが、例えば単位当たり行政コスト計算を取り入れる等の改善が考えられる。

第 6. 国際化推進事業

1. 第 3 次大分市国際化推進計画について

大分市は国際化推進のための市政運営の指針であるとともに市民共有の指針となる「第 3 次大分市国際化推進計画」を平成 28 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日の 5 年間を計画期間として、大分市総合計画を上位計画とする個別計画として位置付けている。当該推進計画では、世界・日本・大分市の現状や市民意識調査の結果などから「めざそう！東九州の国際都市“OITA” ～ひろげよう！国際交流 つなげよう！世界と～」をテーマに掲げるとともに、基本方針や推進テーマ、施策を設定し、大分市の国際化を推進しており、計画全体の体系図は以下のとおりである。

基本方針

広く市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や国際交流、国際協力を通じて、国際化を担う人づくりに努めます。また、民間の活動を積極的に支援するなど、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進します。

推進テーマ

推進テーマ① 国際交流・国際協力

多彩な国際交流・国際協力による まち・ひとの元気の創出

国際交流の主役である市民や団体、企業などが多彩な国際交流・国際協力を通じて相互に長所を活かし、それぞれが魅力を高めることにより、新たな地域活力を創出します。

推進テーマ② 多文化共生※

外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

外国籍を有する市民も含めた全ての市民が地域社会の一員として支え合い、多様な文化や価値観を尊重しながら、持てる力を最大限に発揮できるまちづくりを目指します。

施策と目標

施策1 国際感覚豊かなひとづくりの推進

- 目標① 外国人と直接触れ合い、世界へ目を向けよう
- 目標② 国際化の情報に関心をもとう

施策2 まちの活性化につながる国際交流の推進

- 目標① 海外からの観光客を「おもてなし」、大分市のファンを増やそう
- 目標② 海外ビジネスにチャレンジしよう
- 目標③ 国際色をプラスし「まち」にぎわいをつくらう

施策3 国際協力の推進

- 目標 身近でできる「国際協力」からはじめてみよう

施策4 多文化理解の促進

- 目標 国際化、多文化共生イベントに参加しよう

施策5 外国籍を有する市民への支援と共生への体制整備

- 目標 外国籍を有する市民も暮らしやすいまちにしよう

※多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

2. 平成30年度の主な歳出（委託費等）の状況

文化国際課の歳出（委託費等）のうち、小事業「国際交流総務費」及び「国際多文化共生費」よりそれぞれの伝票支出額が300千円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。但し、同一の事業に係る支出で件名が同様のものについては、検討を省略している。

国際交流総務費

	節	細節	支出額(円)	支払日	相手方名	件名
①			1,038,862	平成30年 5月 2日	A氏	日本テキサス経済サミット出席のため
②	旅費	旅費	1,007,100	平成30年11月12日	B氏ほか5名	第20次大分市友好訪問団派遣事業
③			1,640,650	平成30年12月13日	C氏ほか3名	アペイロ市提携40周年記念事業及びアルゲリッチ音楽祭20周年ローマ記念公演出席のため
④	委託料	業務委託料	4,523,000	平成30年 6月13日	武漢市国際交流サービスセンター	平成30年度大分市武漢事務所業務委託料(前期分)
⑤	負担金補助及び交付金	運営費等補助金	9,925,000	平成30年 5月31日	大分市国際都市交流親善会議	大分市国際都市交流親善会議補助金

国際多文化共生費

	節	細節	支出額(円)	支払日	相手方名	件名
⑥	報酬	非常勤特別職員報酬	565,004	平成30年10月19日	A氏ほか1名	10月分
⑦	需用費	印刷製本費	473,040	平成30年11月9日	三和印刷出版株式会社	おおいた国際協力啓発月間パンフレット印刷代
⑧	委託料	業務委託料	1,490,400	平成30年11月30日	(有)ユニーク	「おおいたワールドフェスタ2018」事業実施委託
⑨			4,837,366	平成30年12月21日	株式会社コスモレンタル	「Oita Global Station」設営等実施委託
⑩			1,054,000	令和元年5月20日	特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた	大分市留学生生活用事業 おでかけENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～
⑪	負担金補助及び交付金	運営費等補助金	1,000,000	平成30年6月20日	チェロ軍団	国際化・国際交流イベント支援事業助成金(チェロ軍団)
⑫			1,000,000	平成31年3月29日	(一社)日本デフピーチバレーボール協会	国際化・国際交流イベント支援事業助成金((一社)日本デフピーチバレーボール協会)

(1) 日本テキサス経済サミット出席にかかる旅費

大分県で日本テキサス会議が開催されるなど、大分県とアメリカ合衆国テキサス州の交流が活発であったことに加え、州都であるオースチン市とは産業・文化面で類似していることから、平成2年に姉妹都市の提携を行った。

これまで、オースチン市ミュージシャン受入事業やマラソン交流事業といった音楽やスポーツを通じた交流を行ってきており、平成30年度は以下のとおり実施された。

① オースチン市ミュージシャン受入事業

平成30年10月16日～22日の間、オースチン市よりミュージシャン3名を受け入れ、10月20、21日に開催された「おおいた夢色音楽祭」の5ステージに参加した他、滞在期間中にミュージシャンの1人が大分市とオースチン市の友好を表す絵を描き、市長表敬訪問の際に市に贈呈した。

② マラソン交流事業

平成31年1月31日～2月5日の間、オースチン市よりマラソンランナー男女各1名を受け入れ、2月2日に開催されたランナー交流の場「ランナーの広場」でオースチン市紹介ブースに立ち、来場者に姉妹都市関係のPRをした。また、同日開催された「第68回別府大分毎日マラソン大会」へ出場し、男子選手は64位、女子選手は13位の成績を修めた。

上記のとおり、大分市とオースチン市の姉妹都市としての強い関係から平成30年5月7日～9日に米日協議会が主催する日本テキサス経済サミットが米国テキサス州ヒューストン市で開催されるにあたり、招待を受け出席したものである。

(監査手続)

上記日本テキサス経済サミット出席にかかる旅費が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、領収書、旅行命令簿・依頼簿、

支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(2) 第 20 次大分市友好訪問団派遣事業にかかる旅費

昭和 49 年より武漢鉄鋼コンビナートの近代化プロジェクトにより、湖北省の省都である武漢市から延べ 200 人の技術者が大分市に長期間滞在し、また大分市からも数多くの技術者が武漢市に派遣されるなど、市民間の往来が次第に頻繁になったことが契機となり、昭和 51 年に大分市長が武漢市を訪問し友好都市締結の申し入れを行い、昭和 54 年に正式に友好都市締結の調印式を行った。

以来、大分市と武漢市は文化、経済、青少年などさまざまな分野で活発に交流を行っており、平成 30 年度は以下のとおり事業が実施された。

① 武漢市車いすマラソン選手受入事業

選手 2 名を受け入れ、第 38 回大分国際車いすマラソンに出場した。

② 武漢市ミュージシャン受入事業

ミュージシャン 4 名を受け入れ、おおいた夢色音楽祭に出演した。

③ 第 20 次大分市友好訪問団派遣事業

平成 30 年 11 月 13 日～16 日に中国武漢市に大分市長を団長とする訪問団を派遣し、「2019 年度日本国大分市－中国武漢市との友好交流協議書」の締結等を行った。

④ 武漢事務所運営事業

詳細は後述（4）に記載している。

⑤ 琴台音楽祭ミュージシャン派遣事業

大分市よりミュージシャン 1 名を武漢市に派遣し、琴台音楽祭に出演した。

⑥ 友好都市 40 周年記念事業の事前協議等

40 周年記念として実施するグルメイベントの事前調査を行った。

(監査手続)

上記第 20 次大分市友好訪問団派遣事業にかかる旅費が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。

具体的には、領収書、旅行命令簿・依頼簿、支出命令書等の書類の閲覧により検

討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(3) アベイロ市提携 40 周年記念事業及びアルゲリッチ音楽祭 20 周年ローマ記念公演にかかる旅費

大分市は、16 世紀半ばの太田宗麟の時代からポルトガルとの交流が盛んに行われ、西洋文化が開花した。このような歴史的背景を踏まえ、昭和 53 年にアベイロ市と姉妹都市の提携を結び、これまで音楽やダンスなどを通じた文化交流を行ってきた。

平成 30 年には提携 40 周年を迎え、記念事業が以下のとおり実施された。

① アベイロ市提携 40 周年記念事業（受入）

平成 30 年 7 月 19 日～25 日の間、アベイロ市長を団長とする訪問団 20 名を受け入れた。

- ・両市長による共同宣言への調印、懇談会
- ・アベイロ市中学生選抜サッカーチームと大分市選抜、大分トリニータ U-14 チームによるカップ戦（「大分－アベイロカップ」）を開催
- ・中学生のホームステイの実施
- ・アベイロ市サッカーコーチによる市内小学生向けサッカースクールの開催
- ・アベイロ市中学生の市内中学校訪問、市内中学生との交流、部活動体験等

② アベイロ市提携 40 周年記念事業（派遣）

平成 30 年 12 月 17 日～21 日の間、大分市よりアベイロ市へ、久渡副市長を団長とする 8 名の訪問団を派遣した。

- ・公式レセプションへの参加
- ・記念植樹
- ・市内視察（アベイロ市議会、博物館、アベイロ大学、環境ビル、アベイロ公園等）
- ・在ポルトガル日本国大使館訪問（大使、ポルトガル陸上連盟副会長と懇談）

また、これにあわせてアルゲリッチ芸術振興財団の理事である久渡副市長が 12 月 15、16 日にローマで行われた別府アルゲリッチ音楽祭 20 周年記念事業に出席し、記念イベント開催にあたりスピーチを行い、ミュージシャンや関係者等と親交を深めた。

(監査手続)

上記アベイロ市提携 40 周年記念事業及びアルゲリッチ音楽祭 20 周年ローマ記念

公演にかかる旅費が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、領収書、旅行命令簿・依頼簿、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(4) 平成 30 年度大分市武漢事務所業務委託料

上記(2)に記載のとおり、大分市と友好都市関係にある中国武漢市に平成 18 年 5 月に「大分市武漢事務所」を設け、両市の市民の交流サポート、経済交流サポート、企業進出・企業誘致、農業交流サポート、観光交流サポートを行っている。当該サポート業務については、中国人スタッフ 3 名で運営する武漢市国際交流サービスセンターに年間 9,046 千円にて業務委託している。

平成 30 年度における各実施事業の単年度指標と実績は以下のとおりである。

項目	単年度指標	実績	
1 大分市情報発信			
2 武漢市情報の提供			
3 友好都市間交流サポート			
①文化芸術交流サポート	6件	11件	①武漢市ミュージシャン(夢色音楽祭) ②武漢市車いすマラソン選手(大分国際車いすマラソン大会) ③J.COM×武漢広播テレビ局 ④長江日報 ⑤大分市ミュージシャン(琴台音楽祭) ⑥大分市美術館×武漢市美術館 ⑦長江水泳大会参加サポート ⑧大分遊鳳会主催中日美術展の連絡サポート ⑨40周年記念事業グルメイベントサポート ⑩大分市日中友好協会と武漢市対外友好協会との連絡サポート ⑪息吹コンサート参加ミュージシャンサポート
②青少年・学術交流サポート	8件	8件	①福徳学院×武漢商業学院 ②大分市環境部(IGES)×武漢市環境局 ③卓球交流(大分市日中友好協会×武漢市対外友好協会) ④大分市立明野中学校×武漢市外国語学校 ⑤別府大育ドル娘交流団前期調査サポート ⑥連合大分×湖北省総会 ⑦武漢外国語学校OB生訪日団 ⑧大分県LSIクラスター形成推進会議と湖北省半導体協会と交流サポート
③経済交流(商工業)サポート			
1. 大分市指定業者	20社	20社	
2. 武漢市を訪問した企業	15社	17社	
3. 紹介した武漢市企業	10件	22社	
④農業交流サポート	2件	4件	①セリ採種委託事業サポート ②水耕施設設備購入事業サポート(武漢市野菜研究所) ③水耕施設設備購入事業サポート(湖北汇春実業集团股份有限公司) ④芽菜栽培技術交流サポート(香飛農園・植木農園)
⑤福祉を含む産業技術者等派遣サポート	2件	3件	①大分温室協同組合農業研修生派遣 ②植木農園の帰国実習生の再入国試験サポート ③西部通商農業実習生募集相談サポート
⑥観光客等誘致サポート	200人	154人	
	300泊	308泊	
⑦訪日教育旅行誘致サポート	4件	4件	①武漢市外国語学校 ②武漢市長春街小学校 ③武漢瑞景小学校合唱団 ④武漢市ジュニアオーケストラ小学生修学旅行団
4 その他サービス業務			

(監査手続)

上記委託業務に関する契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託業務契約は適切かつ有効なものであるか監査を実施した。具体的には、設計書、施行伺い、予定価格調書、仕様書、委託契約書、契約伺い書、委託業務設計書、検査調書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

また、平成 30 年度実施報告書を閲覧し、当該委託業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・人件費見積額の妥当性について

武漢市国際交流サービスセンターへの業務委託を行うにあたって、委託料の 7 割を占める人件費について、過年度の実施報告書や年に一度の武漢事務所訪問時の聴取内容等から実施事業ごとのおおよその時間数及び中国における時間単価等を勘案したうえで、人件費見積額の妥当性について検討することが望ましい。

【意見 1 3】

大分市が武漢市国際交流サービスセンターに業務委託を行うにあたって、委託料 9,046 千円のうち 6,492 千円とその 7 割を人件費が占めており、実施事業ごとに人件費が見積計上されているが、その根拠について大分市として特段把握していないとのことであった。

委託契約書によれば、人件費については年間予算額を上限として実施事業ごとに成果達成の場合に追加支払いが生じることとなっているが、当初の人件費の見積が適切に行われていなければ、結果的に追加支払い分についてもその金額の妥当性に疑念が生じることとなる。

よって、大分市としては過年度の実施報告書や年に一度の武漢事務所訪問時の聴取内容等から実施事業ごとのおおよその時間数を把握する等して、中国における時間単価等も勘案したうえで、人件費見積額がおおむね妥当かどうかについて検討することが望ましいと考える。

・情報発信に関する目標件数設定とその方法について

武漢市国際交流サービスセンターが実施している業務のうち、大分市情報発信及び武漢市情報の提供についても単年度目標件数の設定を行い、情報発信に関してその内容やツールについて広く市民への周知を図ることが望ましい。【意見 1 4】

現在武漢市国際交流サービスセンターが実施している業務については、各事業に単年度目標件数が設定されているが、大分市情報発信及び武漢市情報の提供については目標件数の設定がされていないとのことであった。

この点について、平成 30 年度実施報告書を閲覧したところ、大分市情報発信については、都市情報発信事業 13 件、市民交流相談事業 27 件、行政関係機関・企業訪問事業 180 件と多くの実績があげられていた。一方で、武漢市情報の提供については、制度政策情報 4 件、都市概況情報 3 件、民間交流情報提供事業 5 件と消極的であり、内容の多くも「週刊記事報告」やジェトロの雑誌への「武漢ホットライン」の連載、FACEBOOK の投稿といった情報提供者からの一方的な発信に留まっている。実際に「大分市国際化推進計画策定に係る市民意識調査」におけるフリーアンサー集計結果を見ても、そもそも当該情報が発信されていることすら知らない市民がほとんどではないかと考えられる。

よって、情報発信に関してもまずは年間での目標件数を設定するとともに、情報発信に関してその内容やツールについて広く市民への周知を図ることが望ましい。

・ 武漢事務所のオフィス使用について

武漢市国際交流サービスセンターが実施している武漢事務所のオフィス使用サービスについて、第一義的には市民のためのサービスを提供するべきであり、まずは上記サービスについて市民への周知を図るとともに、利用実績が少ないのであれば、サービスそのものの必要性について見直すことが望ましい。【意見 1 5】

武漢市国際交流サービスセンターが実施している業務のひとつにオフィス使用サービスがあり、武漢市に短期滞在する大分市民が友好都市交流に関する事務、会議に必要な場所とオフィス機器の利用に可能な範囲で便宜を図ることとしている。しかし、平成 30 年度実施報告書によれば、当該サービスの利用実績は年間 13 件と非常に少なく、また実施報告書に記載されている実施内容は「大分市職員研修の際、オフィスサポート」とあり、市民のために利用されているというよりは行政側での利用に終始しているように見受けられる。

オフィス使用サービスについても、委託費から人件費等が支払われており、委託費は市民の税金から賄われていることを鑑みると、行政の利用はあくまでも二次的なものであって、第一義的には市民のためのサービスを提供するべきである。

よって、まずは上記サービスの提供について市民への周知を図るとともに、利用実績が少ないのであれば、サービスそのものの必要性について見直すことが望ましいと考える。

・ 訪日教育旅行誘致サポートについて

武漢市国際交流サービスセンターが実施している訪日教育旅行誘致サポートについて、友好都市間交流をより活発にする目的に鑑み、武漢市から大分市への教育旅行誘致だけでなく、大分市から武漢市への教育旅行誘致についても働きかけを行うことが望ましい。【意見 1 6】

武漢市国際交流サービスセンターが実施している業務のひとつに訪日教育旅行誘致サポートがあり、平成 30 年度においては武漢外国語学校修学旅行団・長春街小学校修学旅行団・武漢市合唱団小学生修学旅行団・武漢市ジュニアオーケストラ小学生修学旅行団の 4 件について日本への教育旅行誘致を行っている。一方で、大分市内の学校等に対して武漢市への教育旅行誘致を行うことはしていないとのことであった。

友好都市間交流をより活発にする目的に鑑みれば、両都市の未来を担う若者が相互に訪問することがより望ましいものと考えられ、武漢市から大分市への教育旅行誘致だけでなく、大分市から武漢市への教育旅行誘致についても働きかけを行うことがより望ましいと考える。

・実施報告書の添付資料について

大分市が武漢市国際交流サービスセンターから年に一度受領する実施報告書の添付資料について、その内容を把握するために日本語に翻訳したうえで検討することが望ましい。【意見 17】

大分市は年に一度、武漢市国際交流サービスセンターから実施報告書を受領し、各実施事業の実績等の把握している。その添付資料として、武漢事務所に来所した団体名、人数、その目的が記載されているものがあるが、中国語での記載であり、特段日本語訳等はされていないとのことであった。

実施報告書は、実施件数が単年度指標を達成したか否かを把握するものとして利用されるだけでなく、その内容についても把握すべきであり、そのためには添付資料の内容についても日本語に翻訳したうえで検討することが望ましいと考える。

・武漢事務所訪問時の報告書について

大分市が年に一度行っている武漢市国際交流サービスセンターの訪問時に聴取した業務実施状況や報告事項等については、国際化推進室全体としての情報共有の観点から報告書を作成することが望ましい。【意見 18】

上述のとおり、大分市は年に一度、武漢市国際交流サービスセンターを訪問し、業務実施状況や報告事項等の聴取を行っているとのことであったが、そのヒアリング結果について、特段文書化はされていないとのことであった。

これに代わるものとしては、旅費精算時の復命書があるものの、その記載内容は「武漢事務所職員立会いの下、平成 30 年度の業務実施にかかる、事務所使用料や通信運搬費といった証憑書類を確認した。書類は月ごとに整理されており、事前に報告のあった金額のとおり処理されていることが確認できた。また、出来高払いとなる人件費の各交流サポート実績について、事前に双方で作成した実績書類を基に武漢事務所職員と摺合せを行い、30 年度に事務所が行った業務内容について具体的に確認することができた。」とだけあり、別途業

務内容についてのヒアリング内容をまとめた別紙はあるが、十分とはいえないものであった。

訪問時には、サービスセンターの職員からの相談事項等も受けているとのことであったため、どのような内容について聴取を行ったのかということについて、担当者のみならず国際化推進室としても情報共有するために報告書を作成することが望ましいと考える。

・ 武漢事務所における大分市職員の交流の活性化について

武漢市国際交流サービスセンターにおける体制の充実に係る取組として、今後の友好都市関係をより望ましいものにしていくという観点から、大分市職員の訪問指導や現地交流、スタッフの資質向上に資する研修の充実等を考えることも一案である。【意見 19】

上述のとおり、現在大分市では武漢市国際交流サービスセンターに全ての業務を委託しており、大分市職員は年に一度武漢市国際交流サービスセンターを訪問するに留まっている。

サービスセンターのスタッフは全員中国人であり、日本語が話せるとは言え、大分市としての国際交流の意図を共有することには言葉の問題や民族性の違いからも困難を伴う場面も多いと考えられる。

よって、今後の友好都市関係をより望ましいものにしていくためにも、武漢事務所において大分市職員の訪問指導や現地交流、スタッフの資質向上に資する研修の充実等を考えることも一案である。

(5) 大分市国際都市交流親善会議補助金

大分市では、姉妹都市、友好都市をはじめ外国諸都市との国際交流を通じて、市民の国際的理解を深めるとともに、友好親善を促進する目的で「大分市国際都市交流親善会議」を設立し、幅広い分野のより多くの市民が交流できるよう、行政のほかさまざまな分野の代表者等（令和元年5月時点で64人）で構成されている。

そして、大分市の魅力や個性を活かす効果的な施策を行うことで、多様な文化や価値観を尊重することのできる国際感覚豊かな人づくりを進めており、「大分市国際都市交流親善会議規約」に基づき、同会議の実施事業に対し補助金9,925千円を交付している。

上記規約に定められた事業及び平成30年度の収支決算は以下のとおりである。

- ・ 市民の国際的理解の普及、高揚
- ・ 各種親善事業の計画、立案及び実施
- ・ 関係諸団体との連絡調整
- ・ その他目的達成に必要な事業

平成30年度収支決算

1. 収 入

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	備 考
1. 補助金	9,974,000	5,490,680	
(1) 補助金	9,974,000	5,490,680	大分市補助金 9,925,000円 大分市補助金－収入済額の差額(4,434,320円)は市一般会計に戻入
2. 寄付金	1,000	0	
(1) 寄付金	1,000	0	
3. 事業費等収入	351,000	257,054	
(1) 事業費収入	350,000	257,000	アベイロ市提携40周年記念事業歓迎交流会参加者負担金 205,000円(5,000円×41名) アベイロ市提携40周年記念事業送別会参加者負担金 50,000円(1,000円×50名) 米国西海岸青少年訪問団受入事業歓迎昼食交流会参加者負担金 2,000円(2,000円×1名)
(2) 雑収入	1,000	54	預金利子：28円(30年8月18日)/26円(31年2月16日)
4. 繰越金	100,000	100,000	
(1) 繰越金	100,000	100,000	前年度からの繰越金
合 計	10,426,000	5,847,734	

2. 支 出

(単位：円)

科 目	予算額	支出済額	備 考
1. 事業費	10,375,000	5,835,990	
(1) 会議費	100,000	39,850	【内訳】※総会開催費用として 通信運搬費 7,654円 会場使用料等 28,270円 総会飲料水代 3,926円(紙コップ代含む)
(2) 事業費	10,275,000	5,796,140	アベイロ市提携40周年記念事業 3,453,839円 おおいた夢色音楽祭参加ミュージシャン受入事業 523,388円 大分国際車いすマラソン大会参加選手受入事業 137,775円 琴台音楽祭参加大分市ミュージシャン派遣事業 87,010円 武漢市友好都市締結40周年記念事前事業 310,000円 別府大分毎日マラソン大会参加オースチン市選手受入事業 161,135円 青少年国際理解推進事業 803,174円 国際化・多文化共生講座事業 182,219円 米国西海岸青少年訪問団受入事業 137,600円
2. 事務費	51,000	11,744	
(1) 旅 費	1,000	0	
(2) 需用費	50,000	11,744	振込手数料
合 計	10,426,000	5,847,734	

なお、年に一度大分市国際都市交流親善会議総会が行われ、令和元年5月20日に平成30年度の事業報告及び収支決算報告が行われるとともに、令和元年度の事業計画案及び収支決算案について報告が行われている。

(監査手続)

上記事業について、当該補助金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、支出負担行為決議書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・事業内容変更の妥当性について

国際交流に関連する事業について、予算策定時の事業内容から変更がある場合にはその理由や変更内容を明らかにする文書を作成のうえ、あらためて事業費を計上する等の対応が望まれる。【意見 20】

平成 30 年度の収支決算を閲覧したところ、当初予算の事業費 10,226 千円から計画変更後の予算額 5,796 千円と約半分となっており、結果として補助金 9,925 千円のうち、4,434 千円については戻入処理を実施している。この点について、国際化推進室に質問を実施したところ、国際交流に関連する事業は、先方の都合や国際情勢等もあり、予算額は全ての事業が実施される場合の最大限の枠を確保しているとのことであり、これについては特段問題ないものと判断した。

一方で、事業毎の当初予算額と計画変更後の予算額を比較したところ、米国西海岸青少年訪問団受入事業について 1,715 千円の予算額に対して実際支出額 137 千円と大幅減となっていたため、その内容について確認したところ、本来であれば姉妹都市であるオースチン市のバスケットチームに所属する青少年を受け入れ交流する予定が、先方の都合により当該団体に所属するカリフォルニア州日本文化コミュニティセンターより大人 18 名が来市し、交流会を行う等の文化ツアーになったとのことであった。

日本の文化や社会を体験し、日本人への理解を高めるという国際交流の目的は達成されたにせよ、当初の事業内容とは大きく中身が変わっているにも関わらず、当該交流会にかかった事業費を米国西海岸青少年訪問団受入事業として計上するのは望ましくないとする。事業内容の変更があった際には、その理由や変更内容を明らかにする文書を作成のうえ、あらためて事業費を計上する等の対応が望まれる。

・計画変更申請書の変更理由の妥当性について

国際交流に関連する事業内容の変更について、計画変更申請書に記載される変更理由についてより具体的かつ詳細を適切に記載することが望まれる。【意見 21】

上述のとおり、大分市国際都市交流親善会議補助金については当初交付時から計画変更があったため、これにあわせて計画変更申請書を作成しているが、その変更の理由としては「各事業において事業費を圧縮して実施できたことから、当初予算額より減額となったため」との記載となっていた。

しかし、実際には、事業内容の大幅な変更による事業費の減となっており、これを一括して「事業費の圧縮」として表現するのは誤解を招きかねないと思われる。変更の理由については詳細な内容をより具体的かつ適切に記載することが望まれる。

(6) 非常勤特別職員報酬 10 月分

文化国際課では大分市の国際化及び国際交流事業の推進を図るために大分市国際交流嘱託職員を 2 名置いており、「大分市国際交流嘱託職員設置要綱」に従い、月額 252,500 円を支給している。

上記要綱第 3 条に定められた嘱託職員の職務は以下のとおりであり、その勤務日数は同要綱第 6 条に基づき月 17 日間とされている。

- ① 国際化及び国際交流事業の推進に関すること
- ② 友好都市及び姉妹都市に関すること
- ③ 外国語の翻訳、通訳等に関すること
- ④ その他所属長が必要と認める業務

(監査手続)

上記非常勤特別職員報酬 10 月分について、当該報酬計算が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(7) おおいた国際協力啓発月間パンフレット印刷代

大分市と J I C A 九州は政府の定める「国際協力の日」(10 月 6 日)に合わせて、毎年 10 月の 1 か月間を「おおいた国際協力啓発月間」と定め、平成 30 年度は第 13 回を迎えた。この期間中に J I C A 九州や国際協力・交流団体と連携して啓発イベントを開催し、市民の国際協力・交流への関心を高め意識の醸成を図っている。

(監査手続)

上記印刷製本費に関する事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、設計書、仕様書、見積調書、施行伺い、予定価格調書、入札調書、契約伺い書、請け書、納品書、検査調書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(8) 「おおいたワールドフェスタ 2018」事業実施委託

上記(7)記載のとおり、大分市では毎年 10 月の 1 か月間を「おおいた国際協力啓発月間」としており、この中で平成 27 年度より「おおいたワールドフェス

タ」を開催し、さまざまな国の音楽や伝統文化や習慣に気軽に触れることで多くの市民に世界を身近に感じられるイベントを開催している。

なお、平成 30 年度はホットテーマを「韓国」とし、10 月 27 日にコンパルホールで開催された。

上記の事業における開催イベント実施委託について指名競争入札により実施しており、当該契約の内容は次のとおりである。

件名	落札金額 (千円)	参加者 (者)
「おおいたワールドフェスタ 2018」 事業実施委託	1,380	4 (※ 2)

※ 1 上記金額は税抜金額である

※ 2 このほかに、辞退者が 1 者、欠席者が 1 者あった

(監査手続)

上記指名競争入札による事業実施委託事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、設計書、仕様書、入札指名業者調書、施行伺い、予定価格調書、入札調書、契約伺い書、委託契約書、業務完了報告書、検査調書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・見積り合わせの必要性について

当事業の実施委託にあたって、指名競争入札の競争の公平性の観点から設計書作成のための参考として少なくとも数社からの見積書を徴することが望ましい。

【意見 2 2】

当事業の実施委託にあたって、設計書作成の参考に前年度の委託先である(有)ユニークから見積書を徴しているが、その他の業者に対しては特段見積依頼をしていないとのことであった。

指名競争入札の結果、平成 30 年度も継続して(有)ユニークが受託することとなっているが、入札前に大分市に見積書を提出しており、自社が設計金額に採用されることまでは分からないものの、一定程度参考になっていることは把握できる状況にあると考えられる。

指名競争入札の競争の公平性の観点から設計書作成のための参考として少なくとも数社からの見積書を徴することが望ましいと考える。

・見積書の修正について

設計書作成のための参考資料となる見積書の修正事項については、修正内容を事後的に修正できないペン書きにするとともに、修正理由についてメモ書きを添付する等、後日内容が分かるようにしておくことが望ましい。【意見23】

上述のとおり、入札前に(有)ユニークから徴した見積書について、「出演者手配（謝礼金）」の項目が、鉛筆による手書きで修正されていた。

国際化推進室に質問を実施したところ、見積書を徴した後に先方からの見積金額の修正連絡があったのではないかとのことであったが、修正の経緯や詳細は不明であった。設計書作成のための参考資料という位置付けではあるものの、修正事項については、修正内容を事後的に修正できないペン書きにするとともに、修正理由についてメモ書きを添付する等、後日内容が分かるようにしておくことが望ましいと考える。

(9) 「Oita Global Station」設営等実施委託

大分県内に住む世界各国の学生たちが、世界の料理を味わえる食ブースや、魅力的な世界の商品が並ぶ物販ブースを出店し、国際色あふれる文化のお祭りの開催を通じて、国際色豊かな「おおいた」の魅力を発信することを目的として実施されたイベントである。「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の分野別事業として実施された事業であり、平成30年度は11月4日に大分駅府内中央口広場にて「～みんな来ちょくれ！！世界のなんでんかんでん集めました！！～」をテーマに掲げイベントが開催された。

上記の事業における設営等の実施委託について指名競争入札により実施しており、当該契約の内容は次のとおりである。

件名	落札金額 (千円)	参加者 (者)
「Oita Global Station」設営等実施委託	3,800	5 (※2)

※1 上記金額は税抜金額である

※2 このほかに、辞退者が1者、欠席者が1者あった

(監査手続)

上記指名競争入札による設営等実施委託事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、設計書、仕様書、入札指名業者調書、施行伺い、予定価格調書、入札調書、契約伺い書、委託契約書、業務完了報告書、検査調書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

・文書の押印と決裁日の記載

変更契約伺いにも公印使用承認印を押印し、決裁日を漏れなく記載すべきである。

【結果 2】

上記事業に関する委託費は、当初契約締結後、参加団体と協議を重ねる中で、事業内容をより良くするための追加の設備等が必要になったことから、契約内容の一部を変更し、変更契約書を締結しているが、変更契約伺いに公印使用承認印が押印されておらず、決裁日の記載もなかった。

変更契約伺いは、変更後の契約が有効であることを客観的に証明する書類であることから、漏れなく公印使用承認印を押印し、決裁日を記載すべきである。

(10) 大分市留学生生活用事業 おでかけ ENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～

大分市在住の留学生を大分市内の幼稚園、保育園（所）、認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）に派遣し、就学前の子どもたちが英語を使った歌やゲームを通じて英語でコミュニケーションする楽しみを体験できる機会を提供する目的で平成 28 年度より開始された事業で、平成 30 年度は平成 30 年 6 月から平成 31 年 3 月までに毎月おおむね 2 回、合計年 20 回開催された。なお、事業開始以降の各年度の応募園数と実施回数は以下のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申込施設数	22	29	23
実施施設数	12	18	20
実施率	54.5%	62.1%	87.0%

上記事業について、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいたに業務委託している。

(監査手続)

上記の委託事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、設計書、仕様書、施行伺い、予定価格調書、契約伺い書、委託契約書、事業報告書、請求書、検査調書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・派遣先幼稚園等の選定方法について

当事業の派遣先幼稚園等の選定方法について、広く多くの子どもたちに英語でコミュニケーションする楽しみを体験できる機会を提供するという目的に鑑み、抽選

ではなく、これまで一度も派遣していない幼稚園等を優先的に選定することがより望ましい。また、多くの幼稚園等の派遣希望があることも踏まえ今後開催回数を拡大できる方法がないかどうかについて検討することがより望ましい。【意見 2 4】

当事業の開催にあたって、留学生派遣先幼稚園等の選定方法については、抽選によるものとなっている。

一方で、上述のとおり開催回数 20 回に比して、応募幼稚園等の数はおおむね増加傾向にある。平等な機会の観点から抽選としていることには一理あるが、広く多くの子どもたちに英語でコミュニケーションする楽しみを体験できる機会を提供する目的に鑑みれば、これまで一度も派遣していない幼稚園等を優先的に選定することがより望ましいと考える。

また、開催回数の増加を検討する余地もあるが、国際化推進室によれば、現状の特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいたの体制では 20 回が限界とのことであった。同法人は、大分県内で唯一県内の大学が会員として運営に参画している N P O 法人であり、これをもって随意契約となっているところではあるが、多くの幼稚園等の派遣希望があることも踏まえ今後開催回数の拡大できる方法がないかどうかについて検討することがより望ましいと考える。

(1 1) 国際化・国際交流イベント支援事業助成金 (チェロ軍団)

(1 2) 国際化・国際交流イベント支援事業助成金 ((一社) 日本デフビーチバレーボール協会)

大分市では、国際化・国際交流イベント支援事業 (平成 29 年度までは地球市民・夢アクティブ 21 事業) として、大分市民が提案する国際交流事業について毎年 5 月に募集し、国際化・国際交流イベント支援事業認定選考委員会を開催したうえで、最大 100 万円を助成する事業を行っている。過去 5 年度における応募団体数及び助成対象団体数は以下のとおりであり、応募団体数の増加と当該事業の大分市における重要性に鑑みて、平成 30 年度から助成予算額をこれまでの 120 万円から 200 万円へ増額を行っている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成金総額(千円)	1,146	1,200	1,169	1,200	2,000
応募団体数	5	3	8	7	5
助成団体数	4	2	3	2	2
助成率	80.0%	66.7%	37.5%	28.6%	40.0%

当該事業の概要は以下のとおりである。

① 助成対象者

大分市に住所を有する個人

大分市に事務所もしくは事業所を有する団体

② 助成対象事業

国際化・国際交流事業

③ 助成金額

助成対象経費（報償費・旅費・需用費（消耗品費、印刷製本費等。ただし、食糧費を除く。）・委託料（企画設営費等）・使用料及び賃借料等）の50%以内。

④ 平成30年度における実績

2,000,000 円

平成30年度は、上記（11）（12）の事業にそれぞれ100万円ずつ計200万円が助成金として交付された。

大分チェロ軍団音楽交流訪問とコンサートについては、大分市・アベイロ市（ポルトガル）姉妹都市交流40周年記念として、平成30年6月28日～7月3日にアベイロ市の公民館やコンサートホールにて演奏会を行い、コンサートの途中で大分市を紹介するDVDを上映したり、大分市にゆかりのある滝廉太郎の「荒城の月」「花」を演奏する等して大分市の魅力を発信している。また、（8）「おおいたワールドフェスタ2018」において、アベイロ市訪問報告と演奏会を行っている。

また、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会が主催する聴覚障がいのための国際ビーチバレーボール大会 World super 4 Oita challenge は、平成30年10月19日～21日に大分市田ノ浦海浜公園の田ノ浦ビーチでポーランドとオーストラリアの選手を迎え、聴覚障がい者のためのオリンピック「デフリンピック」の大分市開催に向けて、競技者の国際経験を高めると共に、大分市の魅力を世界に発信し、招致成功に結び付けることを目的として行われた。

（監査手続）

上記事業について、当該補助金交付事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には、補助金交付申請書、事業実施報告書、補助金交付決定通知書、支出負担行為決議書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

第7. 平和市民公園能楽堂

1. 平和市民公園能楽堂の概要

（1）平和市民公園能楽堂の設置趣旨

近年古典芸能への関心は、情緒豊かな人間生活と潤いのある市民生活を願って急速に高まりつつあり、地域に根ざしたさまざまな活動が展開されている。

これは、本市の目指す「文化・芸術を活かしたまちづくり」への大きな支えにな

っている。

この平和市民公園能楽堂（以下、「能楽堂」という。）は、平和市民公園の一角に和風庭園の一部として建設され、能楽、邦楽その他伝統的芸能文化の振興を図り、市民文化の向上に資するとともに、これらの伝統芸能が後世に末永く保存・継承・伝導されることを願って設立されたものである。

全国有数の本格的な能楽堂として平成2年に開館し、古典芸能はもとより、近年はコンサートやワークショップなど、多彩な事業を展開し、多くの人に親しまれてきた。

能楽堂のロビーからは和風庭園を見渡すことができ、池を中心に橋や築山、滝など日本を感じる景色が広がり、四季折々の風情を楽しませてくれている。

（２） 能楽堂の所在地

大分市牧緑町1番30号

（３） 建物の概要

外観は、銅版葺きで、屋根の形は大分市のシンボル高崎山の稜線をイメージして作られている。また、舞台、橋懸りの床は尾州檜を使用し、屋根は檜皮ぶきとなっている。

- ・鉄筋コンクリート 平屋建て
- ・建築面積 2,096.64 平方メートル
- ・延床面積 1,801.77 平方メートル
- ・総事業費 855 百万円
- ・地域総合事業債 567 百万円
- ・一般財源 288 百万円

（４） 施設の概要

- ・見所 椅子席 375 席 栈敷席他 193 席（定員 568 名）
- ・舞台 5.9 メートル四方
- ・橋懸 幅 2.4 メートル 尾州檜使用
- ・長さ 11.4 メートル
- ・鏡の間 46.55 平方メートル
- ・装束の間 21.71 平方メートル
- ・楽屋 和室 4 室（各室 14 畳）
- ・焙じ室 1 室
- ・御簾の間 17.50 平方メートル

（５） 能楽堂の沿革

- ・昭和 53 年 3 月 裏川埋立地を大分県より譲渡
- ・昭和 54 年 12 月 大分都市公園事業計画決定
- ・昭和 55 年 2 月 大分都市公園事業認可

- ・平成元年 1 月 建設工事着工
- ・平成 2 年 3 月 竣工
- ・平成 2 年 4 月 開館

(6) 能楽堂の自主事業の開催と利用者の推移の状況

能楽堂における過去 5 年間の指定管理者による自主事業の開催及び利用者の推移の状況は次のとおりである。なお、指定管理導入直前の市が直営で事業実施していた平成 18 年度についても参考に併記している。自主事業数は指定管理者によるものであるため、平成 18 年度については記載すべき事項がない。

自主事業数		H18	H26	H27	H28	H29	H30
			15種25回	21種24回	27種27回	26種27回	16種25回

利用者件数・人数 実績		H18	H26	H27	H28	H29	H30
練習・準備	件数		309	307	320	272	228
	人数		8,743	9,000	6,236	6,484	5,998
公演	能楽	件数	17	24	52	46	35
		人数	4,689	6,506	5,773	6,462	4,634
	出張能楽教室	件数		3	2	1	
		人数		701	350	47	
	その他	件数	81	92	102	133	284
		人数	22,650	20,345	25,417	23,979	30,057
見学	人数	383	731	545	590	430	458
合計	件数	—	407	426	476	452	547
	人数	23,501	36,813	37,097	38,366	37,402	41,147

(単位 件数：件 人数：人)

上表からも分かるように、指定管理者の努力による自主事業の開催の増加につれて総じて利用者件数・人数ともに増加傾向が続いている。

一方で、能楽の練習・準備は、指定管理となった平成 19 年以降は増加傾向であったが、平成 27 年度をピークとして近年は減少傾向となっている。能楽堂の本来の目的ともいえる能楽公演も総じて同様の傾向が見て取れ、平成 30 年度は平成 27 年度対比で 71.2%の利用人数に減少している。出張能楽教室については、平成 27 年度に新しく取り組んだ事業であるが、経年開催件数が減少し、平成 30 年度は開催されていない。

つまり、本来の目的である能楽については利用人数が伸び悩んでいる状況にあり、一方で施設の有効活用と市民満足度向上のため、能楽以外の自主事業と貸館事業により利用者を伸ばし続けているのが現状である。

その意味で「能楽堂」としての本来の設置趣旨と実態はややかけ離れている印象は否めず、現実的には能楽堂の施設・設備の構造等の優位性を活かしたコンサート等の開催により存在意義を高める現実的な対応が図られているという印象である。

2. 指定管理者による決算の状況

指定管理者である平和市民公園能楽堂共同事業体による過去 5 年度における収支決算は以下のとおりである。

(単位：円)

収支実績	市直営	現金ベースの決算		利用ベースの決算			
	H18	H26	H27	H28	H29	H30	R01 計画
指定管理料	-	42,171,000	42,171,000	47,000,000	47,000,000	47,102,000	51,200,000
利用料金	6,472,000	5,717,100	6,699,042	4,507,410	5,030,990	5,282,210	5,620,000
		前年度支払い		1,083,630	3,180,460	2,766,790	2,879,970
		当該年度の利用料		3,423,780	1,850,530	2,515,420	2,740,030
		今年度支払い					
自主事業		11,334,802	6,553,632	6,276,686	5,222,586	7,502,506	7,316,000
	6,472,000			指定事業	2,844,630	3,690,413	2,263,000
				自主事業	2,377,956	3,812,093	5,053,000
助成金等				1,370,000	6,385,000	0	0
雑入(コピー、自販機電気代等)		112,356	153,080	195,420	180,597	325,724	160,000
(A) 収入	6,472,000	59,335,258	55,576,754	59,349,516	63,819,173	60,212,440	64,296,000
人件費	28,227,000	30,600,000	30,600,000	34,400,000	34,744,000	35,098,000	39,528,000
業務委託料	25,334,000	5,418,214	5,428,374	4,996,944	4,982,472	5,088,420	5,665,000
使用料賃借料		610,593	531,415	536,053	555,893	685,234	730,000
消耗品費		553,730	629,863	639,878	734,147	624,116	752,000
燃料費		0	25,600	22,300	0	0	65,000
印刷製本費		291,157	109,580	230,380	173,000	82,944	496,000
光熱水費		4,248,319	4,232,139	4,155,168	4,354,028	4,288,330	4,698,000
修繕料		123,228	383,454	946,112	817,941	191,484	796,000
通信運搬費		533,668	523,208	635,343	571,699	480,398	730,000
広告料		60,000	105,000	122,900	120,000	120,000	191,000
手数料		30,084	29,058	28,046	34,954	55,322	82,000
保険料		89,080	89,080	89,080	89,080	89,080	90,000
備品購入費		0	204,660	891,238	215,838	0	259,000
公課費		2,612,427	2,609,427	2,781,164	2,779,520	3,082,723	10,000
事業費		12,023,199	10,887,568	10,594,245	13,432,289	6,917,742	9,704,000
		事業費のうち指定事業		10,245,152	2,914,411	5,096,000	
		自主事業		3,187,137	4,003,331	4,608,000	
その他(全国公立文化施設協会年会費、駐車場代、被服等)		285,142	435,387	529,475	261,571	254,384	500,000
(B) 支出	53,561,000	57,478,841	56,823,813	61,598,326	63,866,432	57,058,177	64,296,000
差引収支(A)-(B)	-47,089,000	1,856,417	-1,247,059	-2,248,810	-47,259	3,154,263	0
指定管理料収入を除外した場合の収支(純事業経費)	-47,089,000	-40,314,583	-43,418,059	-49,248,810	-47,047,259	-43,947,737	-51,200,000

上表のとおり、支出のうち特に人件費は増加しており、それにつれて市が指定管理者に支払う指定管理料も全体としては増加傾向にある。前述のとおり、利用者は増加しているものの、総じて利用料金収入や自主事業収入は必ずしも増加している状況にはない。

ここで、上表で一番下の数値を純事業経費とするならば、その数値を利用者数で除した数値は、利用者一人当たりの純事業経費を表すことになり、一人当たり行政コストに近い考え方となる。なお、ここでは上記の支出に示した項目以外に要しているとされる減価償却費等の行政コストは加味しないものとする。

(単位：円)

	H18	H26	H27	H28	H29	H30
利用者一人当たり純事業経費	2,004	1,095	1,170	1,284	1,258	1,068

利用者の増加とともに、支出から指定管理料を除いた収入を差し引いた純事業経費を利用者で除した利用者一人当たりの純事業経費は、直営の時よりもコスト効率性は

高まっていると認められることが分かる。

ただ、前述したとおり、これは能楽の利用者に基づく数値ではなく全ての利用者に基づいた指標であるということは認識しておかなければならない事実である。

3. 主な歳出（委託費等）の状況

文化国際課の歳出（委託費等）のうち、小事業「能楽堂総務費」よりそれぞれの伝票支出額が20万円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。但し、指定管理料の支出命令は毎月発生しているため一部のみを対象とした。

（1）石綿分析調査（能楽堂 レベル2 調査）業務委託

施設の配管に石綿（アスベスト）が含まれているため、エルボ部の配管について詳細検査を行ったものである。

当該配管部分にその含有はあるが、むき出しではなく、被覆しているものであるが、この一部の材料の検査をしたものであり、健康被害に影響があると認められる状況ではなかった。

・契約方法及び委託先の状況

契約方法	随意契約 (自治法施行令第167条の2第1項第1号)
委託先	一般財団法人 西日本産業衛生会環境測定センター大分事業部
契約期間	平成30年10月31日～平成30年12月28日
契約金額	245,160円

なお、予定価格30万円未満のため設計省略となっている。

（監査手続）

当該委託料について、施行伺、予定価格調書契約書、契約の締結並びに支出について（伺）、成果物等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、契約等手続が適切になされているかどうかについて検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・見積書日付の確実な記載について

業者から提出された見積書にその作成日付の記載がなく、当該日付を市の担当者が補充記載していたが、見積書は当該職員の作成文書でないため、原則どおり見積書作成業者が記載するように指導する必要がある。【意見25】

・業務委託をする理由の明示について

当該業務委託は自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号によるいわゆる少額随契であるため、契約締結時にその旨を記載すれば別紙の随意契約理由書は不要であるが、施行伺が省略されているため、そもそもなぜ当該業務委託が必要であるかの記載がどこにもないことから、委託契約の理由は別紙または契約締結時の随契理由の記載欄にせめて併記して明示することが望ましい。

【意見 2 6】

(2) 自家発電設備負荷試験業務委託

自家発電設備を有する事業者は消防法の規定により当該負荷試験を実施し報告する必要がある。

本来は指定管理者との基本協定により、金額 50 万円以下の当該業務は指定管理者が行うべきところであるが、改正消防法の規定により当初協定時には想定しなかった当該試験を行う必要性が生じたことから、大分市の総務費で当該業務委託を実施する必要性が生じた。

・契約方法及び委託先の状況

契約方法	随意契約 (自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
委託先	㈱イグジット
契約期間	平成 31 年 1 月 29 日～平成 31 年 2 月 28 日
契約金額	259,200 円

なお、予定価格 30 万円未満のため設計省略となっている。

(監査手続)

当該委託料について、施行伺、予定価格調書、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、成果物等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、契約等手続が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・簿冊に編綴すべき負荷試験報告書について

簿冊に編綴されている負荷試験報告書はオリジナルでなく、写しが編綴されていた。表紙もなく、受任者となる会社名が報告書のどこにも明示されておらず、試験実施者の個人名が記載されているのみで同社の地位職責も判然としない。提出されるべき成果物の要件を満たしているか微妙な問題があるといえ、

少なくとも提出会社の明示と押印がされた最終の成果物であることが客観的に確認できる報告書の提出を求め、それを編綴する必要がある。【意見 27】

・業務委託をする理由の明示について

当該業務委託は自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号によるいわゆる少額随契であるため、契約締結時にその旨を記載すれば別紙の随意契約理由書は不要であるが、施行伺が省略されているため、そもそもなぜ当該業務委託が必要であるかの記載がどこにもないことから、委託契約の理由は別紙または契約締結時の随契理由の記載欄にせめて併記して明示することが望ましい。

【意見 28】

(3) 平和市民公園能楽堂舞台補強業務委託

能楽堂の舞台においてグランドピアノ等の重量物を使用した公演を実施するため、舞台の構造を検査し、舞台本体及び表面の養生板を作成するとともに、それを設置してグランドピアノの搬入出及び設置テストを行うもので専門的な対応が必要であるため業務委託を行ったものである。

本件業務委託は、その性質または目的が競争入札に適しないものに該当するとして随意契約としており、その理由は次のとおりとなっている。

能楽堂においてグランドピアノを用いた五重奏の公演が可能となるよう舞台の構造調査、舞台表面を保護する養生板の制作、公演の注意点等を確認する実際のグランドピアノ搬入・設置業務を委託するものである。伝統芸能に特化した施設として建設され、建設当初に想定されていなかった舞台の保護を行うにあたり、舞台や施設破損といったリスクを最大限回避する必要がある。

ついては、能楽堂の建設業者であれば、舞台構造が特殊な本施設の構造を熟知していることに加え、社寺部門を配置し専門的な知識・技術、実績・経験があるため、本業務のノウハウを有し、業務の円滑な履行が期待できるため、当該相手先である(株)佐伯建設と契約を行うものとしている。

・契約方法及び委託先の状況

契約方法	随意契約 (自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託先	(株)佐伯建設
契約期間	平成 31 年 3 月 11 日～平成 31 年 3 月 30 日
契約金額	977,400 円

(監査手続)

当該委託料について、施行伺、予定価格調書、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、成果物等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、契約等手続が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

・ 契約書における再委託に係る文言の不備

業務委託契約書に、原則として再委託の禁止に関する文言が明記されておらず、また実際に行われた再委託が承認されたものであるかが確認できないため、適切とは言えない。【結果 3】

本件の業務委託契約書には、大分市が承諾した場合を除いて、再委託は禁止である旨の文言を明記すべきであるが、当該文言が明記されていないため適切ではない。また、当該文言が明記されていない状況のもと、本件では実際に契約の相手先は構造計算について再委託を行っているが、当該再委託が承認されたものであるかが確認できないため、適切とは言えない。

本件が仮に工事等に係る委託に分類されるとしても、下請け業者に業務を発注していることになり、その場合も施工体系図の提出により再委託を確認すべきことになる。

いずれにしても、契約書上の文言の記載と再委託の承認手続には不備があるといえるため、適正な事務の徹底を行う必要がある。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・ 参考見積の見積書で契約締結のための見積書を省略する場合について

本件は、随意契約締結のための見積書（3月4日付）と、予定価格の基礎となる設計書における積算内容と金額内訳も全く同じとなっていることから、契約書締結前に徴した見積書は設計書作成時点の2月27日に参考見積として徴していたものであると推察される。単価表に基づく積算でなければ、本来は設計書を作成する前に参考見積として見積書を徴することが正しい事務であることから、当該見積書の日付は誤っていると解され、どの時点の証拠書類であるかを明確にした正しい事務を確認する必要がある。【意見 29】

・ 複数の者からの参考見積徴取について

参考見積は随意契約理由書に記載された業者から提出された見積書しか編綴されていないが、本件業務委託については、他の業者でも実施することが可能であると考えられるため、契約事務規則第41条第2項の規定を踏まえ、複数の者から見積書を徴することが必要と解せられる。【意見 30】

本件業務委託は、その性質または目的が競争入札に適しないものに該当するとして随意契約により行ったことについては、ヒアリング等を通じ一定の合理性は理解できるところである。一方で、本件では予定価格の決定の基礎となる参考見積を当該契約の相手方からしか徴取していない。

契約事務規則第41条第2項に記載されているなるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとの規定からは、本件は複数者から見積書を

徴すべきと考えることが相当であると解せられる。同項第7号に「契約の特殊性により契約の相手方が特定されるとき」との規定はあるものの、性質・目的から契約した相手方が望ましいと考えられるとはいえ、特定されるとまでは言い難く、本件業務自体は他の業者でも実施することが可能であることから、他社の参考見積も参考にすべきであったといえる。

・成果物の明瞭な記載の要求について

本件では床構造に係る構造計算書が必要であったが、編綴されているものは専門的な記載ばかりに終始し、構造計算の結果、現状で負荷に耐える安全なものであるか、どのような補強が必要であるか、といった情報を判読することができないため、当該領域の専門家以外は結論の理解を行うことは困難である。せめてピアノ等を舞台床に載せた場合の安全性の結論が文章で説明される必要がある。【意見31】

(4) 平和市民公園能楽堂指定管理業務委託

能楽堂の施設についての管理運営業務については、平成19年度の指定管理者制度導入時より5期連続で平和市民公園能楽堂共同事業体を指定管理者として指定し、その管理を行わせている。「平和市民公園能楽堂指定管理運営管理仕様書」に記載されている運営管理に関する基本的な考え方及び「平和市民公園能楽堂指定管理募集要項」に定められた指定管理業務は以下のとおりである。

・運営管理に関する基本的な考え方

- ① 能楽、邦楽その他伝統的芸能文化の振興を図り、市民文化の向上に資するため設置され、市民がその他伝統的芸能文化の振興を図り、市民文化の向上に資するため設置され、市民が日常的に接する機会の少ない古典芸能、能楽や狂言等に触れる場として非日常空間を提供するといった能楽堂の設置目的に基づいて業務を行うこと
- ② 市民や利用者の意見を管理運営に反映させること
- ③ 個人情報の保護を徹底すること
- ④ 安全管理を徹底すること
- ⑤ 効率的な運営を行い、運営管理費の節減に努めること
- ⑥ 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生抑制等環境に配慮した運営管理を行うこと

・指定管理者が行う業務の範囲

- ① 管理施設の使用許可に関すること
- ② 施設の案内に関する業務

- ③ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関すること
- ④ 管理施設の安全管理に関すること
- ⑤ 管理物件の維持管理に関すること
- ⑥ 管理施設の利用促進、能楽の啓発普及、情報発信に関する業務
- ⑦ 経営管理に関すること
- ⑧ その他本施設の運営管理に関して市長等が必要と認める業務

指定管理料については、平成 30 年度は年額 47,102,000 円（毎月 3,925,000 円、最終月のみ 3,927,000 円）で基本協定を締結しており、平成 28 年度、29 年度は 47,000,000 円である。なお、令和元年度以降の 5 年間の指定管理料は年額 51,200,000 円となっている。

なお、指定管理者は、毎年 2 月末までに事業計画書を提出するとともに、「大分市平和市民公園能楽堂の指定管理に関する基本協定書」第 26 条（業務報告書等）に従い、毎年度及び毎月、大分市が指定する期日までに業務報告書を提出している。業務報告書記載内容は以下のとおりである。

- ① 本業務の実施状況に関する事項
- ② 運営管理施設の利用状況に関する事項
- ③ 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- ④ 自主事業の実施状況に関する事項
- ⑤ 従事者研修の実施状況に関する事項
- ⑥ その他大分市が指示する事項

（監査手続）

指定管理者選定手続が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には指定管理者指定申請書、運営管理事業計画書、運営管理収支予算書、大分市平和市民公園能楽堂の指定管理に関する基本協定書等の書類の閲覧により検討した。

また、大分市平和市民公園能楽堂共同事業体への指定管理料支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、指定管理業務は適切かつ効果的なものであるかについて検討した。具体的には、債務確認書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

さらに、指定管理者による月次報告書及び年次報告書を閲覧するとともに、指定管理者へのモニタリングの状況について「指定管理者制度導入施設評価表」及び「モニタリング総合評価結果通知書」を閲覧し、その有効性について検討した。

・ 決裁文書における施行日の記載

能楽堂関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見される。

【結果 4】

能楽堂関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見される。決裁の対象となる文書の通知等が不要な場合を除き、相手先に通知等が必要な場合などは、それを実際に行った日を明確に記録するため「施行日」欄が設けられており、施行日の記載はもれなく行うことが必要である。なお、決裁の対象となる文書の通知等が不要な場合には、斜線や「－」などで施行日欄の記載が不要であることを明示する必要がある。

・ 担当課で整備すべき公有財産台帳の整理の遅れ

公有財産規則で建物明細台帳（第 5 号様式その 3）と土地明細台帳（第 5 号様式その 2）において取得価格の記載が必ずしもなく、5 年ごとに価格の改定をすると定められているが、当該記載の履歴は確認できない。【結果 5】

公有財産規則第 17 条で「部長等は、その所管に属する公有財産について財産台帳(第 5 号様式)を備え、公有財産の種類に従い必要な事項を記載し、異動のあったときは、直ちに整理しなければならない。」と規定し、同第 19 条においては取得価格について、また同第 20 条第 1 項においては「部長等は、その管理に属する公有財産について 5 年ごとにその年の 3 月 31 日の現況において、市長が別に定めるところにより、これを評価し、その評価額により財産台帳の台帳価格を改定しなければならない。」と定められている。

しかし、建物明細台帳（第 5 号様式その 3）と、土地明細台帳（第 5 号様式その 2）には、取得価格の記載がなく、5 年ごとに価格の改定をすると定められているが、当該記載の履歴は確認できない。

なお、本件指摘の後、直ちに必要な修正が行われていることは付言する。

・ マイナンバー記載書面の管理方法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「個人番号法」という。）及びその関連法規等においては、個人番号が記載された特定個人情報情報が記載された文書は物理的に厳格な保管体制が求められるが、簿冊の中に編綴されていたため、適切な取扱いが必要である。【結果 6】

個人番号法とその関連法規等においては、個人番号が記載された特定個人情報
が記載された文書は物理的に厳格な保管体制が求められている。しかし、大分市
文化施設指定管理予定者選定等委員会委員（以下、「選定委員」という。）謝礼
金の支払調書作成の目的により収集した、いわゆるマイナンバー記載書面を、原
則として閲覧できるのは市の職員に限定されるとはいえ、必要な保管措置が講じ
られていない簿冊の中に編綴する事務は適切であるとは言えない。

個人番号の安全確保措置のため、個人番号の適切な管理のための必要な措置が
必要であるとされ、当該文書の保管には保管庫の施錠、立入制限等の物理的保護
措置等が要求されており、より慎重な取扱いが必要と考えられる。よって簿冊の
中に漠然と編綴されるのは好ましくなく、市における収集後の文書の取扱い等の
方針を確認したうえで適切な対処が必要である。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

- ・ 選定委員の採点集計表の記載

この指定管理選定過程における選定委員の採点集計表が、鉛筆書きされていて、
かつ合計点の記載が行われていなかった。鉛筆書きであると修正が容易で修正者と
修正の時点的な判定が困難であり、また合計点の記載もないことは好ましくないた
め、ペン書きにすることを検討することが望ましい。【意見 3 2】

- ・ アンケートの項目と適切なアンケート数の考え方について

平成 30 年度におけるアンケートの実施は、年齢層ほか 7 項目の収集にとどまっ
ているが、継続的な情報収集と中長期的な推移やトレンドなどの現状分析や時系列
の変遷による気づきに結び付けていくため、「大分市指定管理者制度に関する新指
針書式（例）集」で定める「書式（例）16」の継続的な実施を行うとともに、その
時点的な情報収集のためのアンケート項目を付加するなどによる工夫した実施を検
討することが望ましい。【意見 3 3】

- ・ アンケートの回収量の十分性等について

平成 30 年度におけるアンケートの実施によるアンケート回収数は 134 部にとど
まっていて、平成 28 年度 368 部、平成 29 年度 298 部と比べてもかなり少なくなっ
ている。年間利用者 41,147 人に対し、アンケートの目的を充足する必要な量の十
分性に関する許容誤差や信頼レベルなど基本的な方針も明らかでない状況ではある
ものの、統計学的にも十分な量とは言い難い。アンケートを実施しなければならな
いため単に実施しているという印象は拭えず、この実施によりどのような現状分析
や気づきがあり、それに基づいてどのような戦略やアクションプランに結び付ける
のか疑問である。【意見 3 4】

この点については、第 7 部で詳述するので参照されたい。

- ・ 目標指標の設定方法

事務事業評価における目標指標の中に「能楽堂 Facebook ページの評価数」があるが、この数値が利用者数といった重要な K P I と同列の K P I として示されていることや、事業評価のための K P I として本当に意味を持つのかどうかを再検討することが望ましい。【意見 3 5】

事務事業評価における目標指標の中に「能楽堂 Facebook ページの評価数」が掲げられており、「Facebook いいね」数が、平成 29 年度計画 1,000 に対し実績 1,078、平成 30 年度計画 1,100 に対し実績 1,098 となっている。

もちろん、SNS の一つである Facebook のいいね数が伸びることはそれだけ市民の閲覧に供され一定の支持を得ている根拠として全く意味がないわけではないことは理解できる。しかしながら、そもそも SNS は多くのサービスが展開されており、実際、事務事業評価個表には「HP や Facebook、Instagram や YouTube を活用」と記載されていることから、SNS 等の媒体は複数であることも明確であり、Facebook の評価数を最も重要視する根拠は明確でなく、その評価が伸びることと例えば利用者増加との相関関係を積極的に首肯するのも難しいと考えられる。

最も重要視する指標である K G I が「利用者人数」であるなら、K P I は利用者人数を増加させる構成要素として重要な業績指標を設定すべきであり、Facebook いいね数が本当に K P I と言えるのか、K P I を達成するための K F S にもなりえないのではないかとも思料される。

目標指標は継続性の中で変化等を見ていく必要があるとも思われるものの、より有効な指標があれば適時に見直しフレキシブルに設定を見直すなど、K G I － K P I － K F S の関係がより有機的でより有効なものにしていくことが、戦略やアクションプランの見直しに資するものであると思われることから、本件の指標も含め全体的なデザインやフレームワークの見直しも一案である。

- ・ 能楽堂のあり方と市指定事業を含めた戦略性

能楽堂の本来の存在意義は「能楽、邦楽その他の伝統的芸能文化の振興」などであるものの、当該領域の利用者数は伸びておらず、市指定事業で能楽堂の本質的な意義を維持している状況ともいえるが、利用者の増加は指定管理者の能楽に関連しない事業実施であるという現実を踏まえ、今後の中長期的な施設のあり方を再構築することも一案である。【意見 3 6】

前述のとおり、能楽堂は「能楽、邦楽その他の伝統的芸能文化の振興を図り、市民文化の向上に資する」ことが存立の前提条件、すなわち存在意義である。そのことが「能楽堂」であるという証であり、本来は「音楽ホール」でも「多目的ホール」でもないはずである。

しかし、現状は厳しく、能楽に関連した利用者は、ひと頃若干の増加傾向が見られたものの、近年は減少傾向が継続しており、この部分だけをクローズアップすると本来的な存立目的による能楽堂の公共性は低いということになるかもしれない。現実には指定管理者が施設の有効活用のために実施している能楽に関連しない自主

事業の工夫によるものであることから、利用者人数の増加は、指定管理者導入の効果としての成果としては評価できるものの、能楽堂の本来の目的を鑑みれば当初の設置目的からは乖離した姿となっているともいえる。

モニタリング総合評価においては、利用者増の評価を「優」とし、年間来場者の約 75%を占める「その他公演」で今後も能楽に囚われない様々な利用を受入、市民に親しまれる施設づくりに努めて欲しいと総括していることから、この現実的な路線は今後も継続されることが見込まれる。その点指定管理者は、平成 30 年に行われた新指定期間前の指定管理予定者選定委員会で、利用用途拡大が可能となる規制緩和により、能楽に限らず様々な芸能が観覧できるような「文化施設だけではなく観光施設としての能楽堂」を目指していきたいという意向があることから、利用者増の戦略の中心は能楽以外の領域にフォーカスしていると思料される。

そして、能楽に関連する事業の中心となる市指定事業は指定管理者にとっては赤字が発生する要因であるとしていることから、現状の延長において市指定事業を中心とした能楽関連事業で利用者を伸ばしていくための施策は、指定管理者の努力やアイデアも重要ではあるが、指定管理者任せとせず、施設を有し運営している市の行政的な責務、つまり施設を有効活用し限られた財源の中で最小支出最大効果の発揮により市民満足度を高めていくという責任を果たすため、まず市が主体的に中長期的に戦略的な立案を行い、中長期的な施設運営のあり方、能楽に関連する事業のあり方を大きくかじ取りする役割をしっかりと担うべきであると考ええる。

能楽という領域にとって重要な指定事業のあり方、より多くの市民に触れる機会を創出する能楽のあり方などの戦略性を明示し、そのための行政的な取組みを有機的に連携させなければ、能楽としての「能楽堂」ではなく「文化ホール」や「多目的ホール」に現実的になりつつあるという傾向を助長するのではないかと懸念されるところである。

施設は今年開館 30 年を迎えるという節目でもあり、老朽化の対応など維持管理コストの増大も見込まれる中で、一定のスパンでは変節点を迎えていると考えることもできる。

平和市民公園全体に影響も与えることから能楽堂だけで論ずることはできないが、この地の公園施設全体は市民の憩いの場として重要かつ豊かな財産であることから、一部では検討されつつある「パーク P F I」による総合的な再整備の可能性なども含めて、今後のあり方をしっかり検討し行政主体で舵取りしていくことが期待される。

第 8. 大分市宇曽山荘

1. 大分市宇曽山荘の概要

(1) 大分市宇曽山荘の設置趣旨

豊かな自然環境を生かし、人や文化の交流の場を提供することにより、市民の心身の活力の向上に寄与するために設置されている。

大分市宇曽山荘（以下、「宇曽山荘」とする。）は、宇曽嶽神社本宮を有する宇曽山の麓に位置し、大自然に囲まれて心も体もリフレッシュできる施設で、テニス、テニス合宿、研修宿泊、宴会等、小・中学生からシルバー層まで幅広い年代の方々に利用いただける施設である。

(2) 宇曽山荘の所在地

大分市大字入蔵 635 番地の 1

(3) 建物の概要

- ・鉄骨造 2 階建て
- ・建築面積 850.27 平方メートル
- ・延床面積 1,049.77 平方メートル
- ・総事業費 195.5 百万円

(4) 施設の概要

- ・ホール（宴会最大 66 人収容）
- ・宿泊室 7 部屋（宿泊定員最大 36 人）
- ・研修室最大 40 人
- ・人工芝テニスコート 8 面（ナイター照明付 4 面）

(5) 宇曽山荘の沿革

- ・平成 3 年 6 月 開館
- ・平成 17 年 1 月 大分市と野津原町の合併により大分市が引継ぎ

(6) 宇曽山荘の利用者の推移の状況

宇曽山荘における過去5年間における利用者の推移の状況は次のとおりである。
なお、指定管理導入直前の市が直営で事業実施していた平成18年度についても参考に併記している。

利用者件数・人数		市直営 H18	H26	H27	H28	H29	H30
研修・会議	件数		18	18	19	18	18
	人数	4,692	217	221	260	205	156
テニス (一般)	件数		2,028	2,517	2,750	2,789	2,847
	人数	8,481	14,574	16,319	17,505	19,070	20,636
テニス (合宿)	件数		62	55	52	57	53
	人数	682	1,415	993	998	1,057	877
一般宿泊	件数		11	12	12	10	6
	人数	589	195	173	140	159	99
研修宿泊	件数	一般宿泊に 含む	12	11	17	14	16
	人数		255	238	354	252	294
法事	件数	研修・会議 に含む	135	135	125	104	93
	人数		2,803	2,679	2,583	2,047	1,766
祝い	件数		4	8	5	6	2
	人数		53	152	71	132	30
会席	件数		145	158	182	169	159
	人数		3,216	3,358	3,872	3,059	3,222
合計	件数		2,415	2,914	3,162	3,167	3,194
	人数		14,444	22,728	24,133	25,783	25,981

(単位 件数：件 人数：人)

上表からも分かるように、全体としては利用者件数・人数ともに増加傾向が続いている。

一方で、一般宿泊は、指定管理以降、継続して減少傾向で、法事も平成26年度までは増加傾向も見られたが、以降は減少が顕著となっている。つまり、本来の目的である山荘部分については利用人数が伸び悩んでいる状況にあり、一方でテニスコートの利用拡大により利用者を伸ばし続けているのが現状である。

2. 指定管理者による決算の状況

指定管理者である宇曽山荘運営協議会による過去5年度における収支決算は以下のとおりである。

(単位：円)

項目	H18	H26	H27	H28	H29	H30	R1計画
指定管理料		3,497,000	3,497,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	6,340,000
利用料金		7,626,845	8,172,075	8,642,560	8,946,295	8,928,895	9,950,000
自主事業	27,465,000						
雑入		33,828,149	34,412,737	36,077,378	31,124,337	29,150,480	17,810,000
(A) 収入 (うち飲食部分)	27,465,000	44,951,994 (33,519,000)	46,081,812 (33,764,000)	48,819,938 (35,407,000)	44,170,632 (30,738,000)	42,179,375 (26,296,000)	34,100,000 (17,550,000)
人件費	15,391,000	18,038,187	18,421,377	19,840,695	18,941,208	17,311,641	11,130,000
業務委託料	22,332,000	1,414,074	1,627,074	1,742,358	1,521,150	1,322,442	1,701,000
使用料賃借料		855,063	807,975	808,867	755,564	703,375	754,000
消耗品費		1,471,305	1,846,772	2,472,198	1,222,231	917,237	788,000
燃料費		339,187	270,596	276,769	293,784	307,829	280,000
印刷製本費		387,030	456,180	248,000	448,200	267,516	50,000
光熱水費		3,599,268	3,325,961	3,550,991	3,825,401	4,175,830	2,140,000
修繕料		657,925	839,028	876,884	1,060,007	435,352	600,000
通信運搬費		219,335	225,281	229,830	222,032	240,074	409,000
広告料		411,955	594,641	585,151	605,341	415,681	0
手数料		128,056	160,928	83,396	64,132	86,308	39,000
保険料		236,940	102,730	238,070	209,640	209,800	72,000
備品購入費		263,520	46,440	353,177	0	0	342,000
公課費		1,608,719	1,624,145	1,659,700	1,493,741	1,396,833	0
賄材料費(食材等)		14,215,053	15,103,240	15,485,500	14,362,694	12,983,518	
飲食業務委託費							15,795,000
その他 (減価償却、引き出物等)		755,431	677,410	400,464	18,000	1,789,704	0
(B) 支出	37,723,000	44,601,048	46,129,778	48,852,050	45,043,125	42,563,140	34,100,000
差引収支(A) - (B)	-10,258,000	350,946	-47,966	-32,112	-872,493	-383,765	0
指定管理料収入を除外した場合の収支(純事業経費)	-10,258,000	-3,146,054	-3,544,966	-4,132,112	-4,972,493	-4,483,765	-6,340,000

上表のとおり、支出は全体的な削減努力を継続的に行っており、若干増加している光熱水費も厨房施設を稼働していた状況では他律的な要因もあり、ある程度やむを得ないものであるから、概ね削減努力できる余地は限定的であると推察される状況であった。

賄材料費(食料材料費)は減少しているが、飲食売上は平成29年～30年度で大きく落としている一方、飲食売上に占める材料費比率は平成26年度の42.4%から平成30年度は49.4%に大きく悪化しており、飲食による粗利益額は大きく減少している。これは売上減少局面では原価率のコントロールが難しくなり、食品の廃棄ロスなどが増

加していることが考えられる。

平成 30 年度までは「宇曽山荘運営協議会」が指定管理者として、厨房スタッフを抱えて事業運営していたが、スタッフの高齢化や確保の困難性などを理由に令和元年度以降の指定管理者は辞退する事態となった。令和元年度からは、特定非営利活動法人七瀬の里Nクラブが新しく指定管理者となったが、自前での厨房スタッフは置かず、外部委託により飲食の提供を行うという方針に変更している。

ここで、上表で一番下の数値を純事業経費とするならば、その数値を利用者数で除した数値は、利用者一人当たりの純事業経費を表すことになり、一人当たり行政コストに近い考え方となる。なお、ここでは上記の支出に示した項目以外に要しているとされる減価償却費等の行政コストは加味しないものとする。

(単位：円)

	H18	H26	H27	H28	H29	H30
利用者一人当たり 純事業経費	710	138	147	160	191	166

利用者の増加とともに、支出から指定管理料を除いた収入を差し引いた純事業経費を利用者で除した利用者一人当たりの純事業経費は、直営の時よりもコスト効率性は高まっていると認められることが分かる。

ただ、前述したとおり、これは山荘部分の宿泊や飲食の利用者に基づく数値ではなく、テニスコート利用者の増加という要因による影響が大きいいため、全ての利用者に基づいた指標であるということは認識しておかなければならない事実である。

3. 主な歳出（委託費等）の状況

文化国際課の歳出（委託費等）のうち、小事業「宇曽山荘総務費」よりそれぞれの伝票支出額が 30 万円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。但し、指定管理料の支出命令は毎月発生しているため一部のみを対象とした。

(1) テニスコートベンチ撤去補修工事（工事請負費）

老朽化したベンチを撤去し、撤去部分の床を補修するものである。

野津原町と合併した際に、野津原町から設計図等の引継ぎがなかったため、ベンチの構造が不明であった。そのため実際にやり取りをしてみないと、どれくらいの費用を要するかが合理的に見積もれなかったため、撤去予定ベンチ数 17 基のうち、まず 4 基分で発注を行い、残り 13 基は別設計での起案とすることとした。当該撤去・補修の対象としたベンチは他に 27 基あり、こちらは予算の都合で令和 2 年度に行うこととしている。

・契約方法及び委託先の状況

契約方法	随意契約 (自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
委託先	日豊技研工業(株)
契約期間	平成 31 年 2 月 5 日～平成 31 年 3 月 15 日
契約金額	486,000 円
見積業者数	2 者

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、契約の締結並びに支出について（伺）、工事請負契約書、成果物等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、契約等手続が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・段階的な施工の発注になる理由の明示について

撤去・補修対象のベンチを全て施工する予定であるが、前述のとおり予算上の都合により、平成 30 年度は一部しか実施できないという合理的な説明を記載した文書がないため、なぜ当該発注の分割が必要であるか、残りはいつ実施するかといった分割発注する理由書などを作成し、当事者以外の第三者にとって明瞭にしておくことが望ましい。【意見 3 7】

(2) 光電式スポット型感知器取替工事（工事請負費）

指定管理者が変更となる場合、旅館業の新規届け出を消防署と保健所双方で平成 31 年 4 月 1 日の業務開始までに両機関の検査に合格し、営業許可を受ける必要がある。

そのうち消防署の検査に合格するためには、消防署からの指導により、客室・当直室に設置している熱感知器を煙感知器に変更する必要があったため、必要な施工を行うものである。

- ・契約方法及び委託先の状況

契約方法	随意契約 (自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
委託先	(株) 消防防災
契約期間	平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日
契約金額	345,600 円
見積業者数	2 者

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、契約の締結並びに支出について（伺）、工事請負契約書、成果物等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、契約等手続が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・施工の必要性にかかる理由の明示について

前述のとおり本件の工事請負は必然のものであるが、簿冊を見ても支出負担行為の流用理由書がなければ本件の委託がなぜ施行されなければいけないかが判然としないことから、施行何に業務委託の理由書などを作成し添付することが望ましい。【意見 38】

(3) 大分市宇曾山荘指定管理業務委託

宇曾山荘の施設についての管理運営業務については、平成 19 年度の指定管理者制度導入時より 4 期連続で宇曾山荘運営協議会を指定管理者として指定し、その管理を行わせている。「大分市宇曾山荘指定管理者管理運営仕様書」に記載されている運営管理に関する基本的な考え方及び「大分市宇曾山荘指定管理者募集要項」に定められた指定管理業務は以下のとおりである。

・運営管理に関する基本的な考え方

- ① 豊かな自然環境を生かし、人や文化の交流の場を提供することにより、市民の心身の活力の向上に寄与するという、宇曾山荘の設置目的に基づいて業務を行うこと
- ② 市民や利用者の意見を管理運営に反映させること
- ③ 個人情報の保護を徹底すること
- ④ 安全管理を徹底すること
- ⑤ 効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努めること
- ⑥ 省エネルギーに努め、廃棄物発生抑制等環境に配慮した管理を行うこと

・指定管理者が行う業務の範囲

- ① 管理施設の使用許可に関すること
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関すること
- ③ 管理施設の安全管理に関すること
- ④ 管理物件の維持管理に関すること
- ⑤ 管理施設の利用促進、情報発信に関する業務

⑥ 経営管理に関すること

指定管理料については、平成 30 年度は年額 4,100,000 円（3 か月ごとに 1,025,000 円）で基本協定を締結しており、平成 28 年度、29 年度も同様である。

なお、令和元年度以降の 3 年間の指定管理料は年額 6,340,000 円となっている。他の指定管理者制度導入施設については、より計画的かつ安定的な管理を行うため、指定管理期間を現行の 3 年から 5 年に順次変更しているが、野津原地域において、道の駅の開設や廃校の利活用として簡易宿泊所等の計画があり、利用者の動向が大きく変わる可能性があるので、宇曽山荘の同期間は 3 年とされた。

なお、指定管理者は、毎年 2 月末までに事業計画書を提出するとともに、「大分市宇曽山荘の指定管理に関する基本協定書」第 25 条（業務報告書等）に従い、毎年度及び毎月、大分市が指定する期日までに業務報告書を提出している。業務報告書記載内容は以下のとおりである。

- ① 本業務の実施状況に関する事項
- ② 管理施設の利用状況に関する事項
- ③ 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- ④ 自主事業の実施状況に関する事項
- ⑤ 従事者研修の実施状況に関する事項
- ⑥ その他大分市が指示する事項

（監査手続）

指定管理者選定手続が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には指定管理者指定申請書、運営管理事業計画書、運営管理収支予算書、大分市宇曽山荘の指定管理に関する基本協定書等の書類の閲覧により検討した。

また、大分市宇曽山荘運営協議会への指定管理料支払事務が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、指定管理業務は適切かつ効果的なものであるかについて検討した。具体的には、債務確認書、請求書、支出命令書等の書類の閲覧により検討した。

さらに、指定管理者による月次報告書及び年次報告書を閲覧するとともに、指定管理者へのモニタリングの状況について、指定管理者制度導入施設評価表及びモニタリング総合評価結果通知書を閲覧し、その有効性について検討した。

(外部監査の結果)

・ 決裁文書における施行日の記載

宇曾山荘関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見される。【結果 7】

宇曾山荘関係簿冊においても、能楽堂と同様の施行日の記載状況であったため、改善が必要である。

・ 担当課で整備すべき公有財産台帳の整理の遅れ

公有財産規則で建物明細台帳（第 5 号様式その 3）と土地明細台帳（第 5 号様式その 2）において取得価格の記載が必ずしもなく、5 年ごとに価格の改定をすると定められているが、当該記載の履歴は確認できない。【結果 8】

能楽堂と同様の状況であった。そのほか公有財産に関連する文書間の金額に整合性が取れていなかった。なお、本件指摘の後、直ちに必要な修正が行われていることは付言する。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・ 備品の取得区分の誤り

平成 28 年 11 月 25 日取得のステレオ一式について、取得区分に「寄附」と登録されていたが、実際には指定管理者の購入による大分市への帰属であり、一般取得であったことから、適切な登録を行うことが望まれる。なお、指摘後、直ちに是正手続きがなされている。【意見 3 9】

・ 客室稼働率という考え方の導入

宇曾山荘は宿泊や飲食の提供を通じて人や文化の交流の場の提供をする施設運営であるが、現状は利用件数と利用人数の集計にとどまっており、宿泊施設等の部屋の「客室稼働率」という考え方が導入されていないことから、この考え方も導入することが望ましい。【意見 4 0】

利用件数や人数という把握自体は必須であり、利用種別ごとにきっちり当該数値の把握は継続して行われている。しかし、この施設は宿泊施設を有しているにもかかわらず、部屋の稼働率という考え方が導入されていない。そのため、施設がどの程度の稼働であるのか、利用件数や利用者数だけの数値では施設の利用率を把握することができない。

利用件数や人数は人の動きに着目した数値としてももちろん重要であるが、宿泊施設、宴会場や研修室を有している施設であれば施設の動きに着目した「客室稼働

率」は重要なK P I であると考えられる。利用件数や利用人数の絶対数だけでは施設の稼働効率性を判断できないからである。

「利用された客室数÷提供可能な全客室数」という継続記録を行っていれば比較的容易に把握できる数値であることから、早期に集計を行われたい。

なお、宿泊施設であれば、客室稼働率のほか、「定員稼働率」「客単価」「一人当たり宿泊数」「宿泊比率」などといったK P I もあることから、K G I 達成に向けたK P I のあり方については、見直しを行うことも一案である。このK P I は、集計して報告するためだけにあるのではなく、その数値に基づいて現状分析を行って、改善実行するための気づきを得てK F S などアクションプランの見直しを行うなどにより、実行可能なレベルの行動そのものを迅速に修正したり適応させたりするために把握するものであることを付言する。

- ・アンケートの項目について

平成 30 年度におけるアンケートの実施は、継続して 12 項目の収集が行われているが、継続的な情報収集と中長期的な推移やトレンドなどの現状分析や時系列の変遷による気づきに結び付けていくため、「大分市指定管理者制度に関する新指針書式（例）集」で定める「書式（例）16」の継続的な実施を行うとともに、宿泊・飲食・テニスコート利用などの別にアンケート項目を付加するなどによる工夫した実施を検討することが望ましい。【意見 4 1】

- ・アンケートの回収量の十分性等について

平成 30 年度におけるアンケートの実施によるアンケート回収数はわずか 48 部にとどまっていて、平成 28 年度は 68 部、平成 29 年度は 43 部と毎年かなり少ない状況にある。年間利用者 27,080 人に対し、アンケートの目的を充足する必要な量の十分性に関する許容誤差や信頼レベルなど基本的な方針も明らかでない状況ではあるものの、統計学的にも十分な量とは言い難く、現状では利用者満足度の測定のための必要量には明らかに達していない。【意見 4 2】

この点については、第 7 部で詳述するので参照されたい。

- ・目標指標の設定方法

事務事業評価における目標指標は「テニスコート利用者数」「その他利用者数」との整理がなされているが、これでは、文化施設ではなくスポーツ施設の評価が中心であるとの印象を受けることから、目標数値たるK P I が現状で本当に適切といえるかどうか再検討することが望ましい。【意見 4 3】

- ・スポーツ施設としての整理の可能性の検討

利用者の大多数がテニスコート利用者であるならば、文化施設ではなくスポーツ施設として行政的な整理を行うことも検討の余地がある。スポーツ施設として整理

するならば、近接の野球場等との一体的スポーツ施設としての戦略性を検討することも一案である。【意見 4 4】

・宇曾山荘のあり方と今後の戦略性

宇曾山荘の環境が設置当時と大きく変化する中、利用者の中心軸はテニスコート利用者であるという現実を踏まえ、今後の事業展開と関連スポーツ施設との有機的な関連性の整理や山荘部分の存廃という点も含めて、今後の中長期的な当該施設のあり方を再構築することも一案である。【意見 4 5】

宇曾山荘は当初大分市に合併する前の野津原町において、宿泊研修施設としてテニスコートを併設し、その後、法事等を行うための宴会場等が町内にないということを契機として平成 6 年に増築され、当時の町民の利便性の用に供されてきた。

現在は、当時の中心的利用者の高齢化等も相俟って、法事や宴会の食事利用は経年減少傾向にあり、一般宿泊と研修宿泊の人数は、市直営最終年度の平成 18 年度の 589 人と比べると平成 30 年度は 393 人と約 3 分の 2 の水準まで落ち込んでいる。その一方で、テニス利用者数は、平成 18 年度の 9,163 人と比べると平成 30 年度は 21,513 人と 2 倍を大きく超える伸びとなっており、近年も利用者数は最高を記録している。

ここで考えなければならないのは、「宇曾山荘」という施設の存在がこの利用者の増加に大きく寄与しているかどうか、ということである。近年はテニス利用者のうち合宿での利用者も少ないことから、一般のテニス利用者は山荘施設の存在が利用の動機になっているとはあまり考えにくい。

このように考えると、山荘部分の役割については再考の余地があるであろう。前の意見でも述べたが、大局的には「文化施設」というよりも、もはや「スポーツ施設」であるとも考えることも一定の合理性があるため、かかる観点からすると行政的な整理においては、所管を変更するなどを検討する余地がある。

実際、新指定管理者は、N スポランド 3 年間の実績があり、野球やサッカーの合宿の受入など、蓄積したスポーツ合宿、教室、研修会開催のノウハウとネットワークをフルに活用し、新規利用者の開拓を推進していくとのことである。

令和元年度の半年間の進捗状況をみると、スポーツ関連の目標値に対する進捗は概ね半数程度と順調と捉えることができ、テニス及びスポーツ合宿での山荘利用についても目標水準で推移している。一方、一般宿泊と研修宿泊は年間計画値 550 人に対し、半年間の利用者は 70 人と大きく下振れし、食事利用も年間計画値 3,250 人に対し 1,343 件の 41% 程度の進捗とやや芳しくない。

現在の指定管理者の強みは、スポーツ施設の運営にあることから、強みを生かした経営を行うとスポーツでの利用に注力することは自然な流れである。その場合、テニスコートを行政上、スポーツ施設とするならば、その指定管理範囲に野球場やグラウンドを含める考え方を採用する余地もあるといえ、一体的スポーツ

施設管理を戦略的に推進することも一案である。

一方で、比較的近い場所に完成した大分川ダム道の駅の近辺にスポーツグラウンドが整備され、旧野津原町内の小学校上屋を簡易宿泊施設等に転用する可能性もあるとも耳にしている。環境が大きく変化する中、利用者の中心軸はテニスコート利用者であるなど、前述した現状の利用状況の変遷なども含めて総合的に勘案すると、今後の事業展開と関連スポーツ施設との有機的な関連性の整理や老朽化が進む山荘部分のあり方について、場合によっては存廃という点も含めて、今後の中長期的な当該施設のあり方を再構築することも一案である。

第4部 教育委員会美術振興課における文化・芸術行政

第1章 大分市美術館

1. 大分市美術館について

(1) 大分市美術館の概要

大分市美術館は、緑豊かな上野丘子どものもり公園内にあり、「たのしんで・みて・まなぶ美術館」として、年間を通じて所蔵の美術品が鑑賞できる常設展や様々な優れた分野の美術を紹介する特別展の開催、各種講座・講演会の開催など、子どもから大人まで誰もが幅広く楽しめる生涯学習施設としての美術館運営をめざしている。

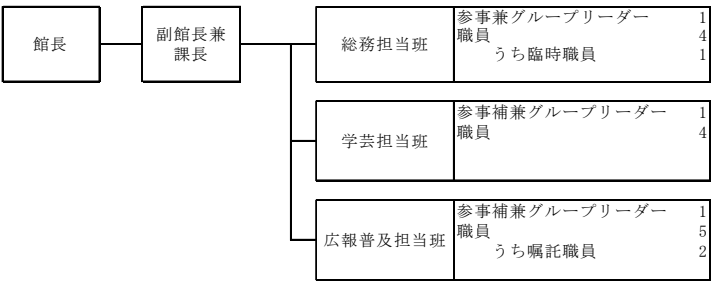
そのために、豊後南画や大分市にゆかりのある画家の優れた作品などの収集保存活動をはじめとし、調査研究活動、展示活動、教育普及活動、広報活動という5部門の活動を通じて、文化・芸術の振興に努めている。

また、特色ある地域の美術文化情報を広く発信し、開かれた美術館として市民との協働による運営を推進している。

(2) 施設の状況

所在地	大分市大字上野 865 番地
敷地面積	118,000 m ²
建築面積	6,623.51 m ²
延床面積	9,085.00 m ²
開館日	平成 11 年 2 月
収集点数	約 3,200 点

(3) 美術振興課の組織体制（令和元年 5 月 7 日）



(4) 美術館年度別施設利用者統計

年度別の美術館の利用状況は次のとおりである。

平成31年3月31日現在																	(単位:人)	
区分 月	展 覧 会			研 修 室		フ リ ー ゾ ー ン							美術館展示施設等の利用者数合計 (G)=A+B+F	レストラン (H)	美術館施設利用者 総計 (D)=G+H	チャイルド ハウス(J)	美術館出 前教室(K)	美術館 全体の 総利用者数 再計 (L)=I+J+K
	特別展	常設展	小計(A)	件数	利用者(B)	館事業講座	特別展関連講座	その他	小計(C)	ミュージアムショップ(D)	その他(図書コーナー ティーラウンジ等)(E)	フリーゾーン 中計 (F)=C+D+E						
平成10年度	43,556	45,226	88,782	7	263	—	—	—	—	4,337	—	4,337	93,382	10,027	103,409	—	—	103,409
平成11年度	79,900	77,837	157,737	122	5,085	1,439	—	—	1,439	11,048	—	12,487	175,309	32,040	207,349	143	587	208,079
平成12年度	81,684	66,956	148,640	79	3,532	1,982	257	1,600	3,839	10,430	—	14,269	166,441	23,672	190,113	120	791	191,024
平成13年度	67,206	49,964	117,170	126	6,806	1,621	269	2,000	3,890	8,632	—	12,522	136,498	21,120	157,618	194	1,633	159,445
平成14年度	86,488	33,226	119,714	136	5,936	1,563	241	2,000	3,804	4,378	—	8,182	133,832	14,861	148,693	1,465	1,188	151,346
平成15年度	70,660	40,774	111,434	154	8,073	2,026	17,043	933	20,002	10,421	—	30,423	149,930	8,421	158,351	1,078	1,566	160,995
平成16年度	29,705	33,492	63,197	155	7,885	5,056	561	2,209	7,826	3,981	14,121	25,928	97,010	43,198	140,208	1,020	1,269	142,497
平成17年度	32,218	35,594	67,812	149	8,116	5,822	1,848	1,881	9,551	6,006	23,779	39,336	115,264	41,760	157,024	414	566	158,004
平成18年度	56,163	41,965	98,128	198	10,359	4,577	1,375	2,420	8,372	8,391	33,541	50,304	158,791	46,398	205,189	413	800	206,402
平成19年度	55,723	39,688	95,411	187	8,935	2,526	563	1,874	4,963	7,543	28,928	41,434	145,780	46,428	192,208	243	644	193,095
平成20年度	59,031	41,487	100,518	218	9,371	2,925	509	1,781	5,215	8,124	35,694	49,033	158,922	45,643	204,565	309	593	205,467
平成21年度	77,173	43,838	121,011	206	9,674	1,604	647	1,898	4,149	10,353	26,762	41,264	171,949	49,431	221,380	642	326	222,348
平成22年度	90,804	70,336	161,140	187	9,247	2,203	341	230	2,774	5,725	189,262	197,761	368,148	46,158	414,306	658	572	415,536
平成23年度	170,979	115,816	286,795	160	7,836	1,861	757	0	2,618	15,780	355,788	374,186	668,817	53,533	722,350	383	562	723,295
平成24年度	142,110	80,831	222,941	150	8,469	1,652	445	90	2,187	12,559	298,414	313,160	544,570	48,053	592,623	339	490	593,452
平成25年度	141,938	83,566	225,504	154	9,607	403	33,437	0	33,840	31,318	268,924	334,082	569,193	48,881	618,074	569	414	619,057
平成26年度	114,723	61,478	176,201	161	6,316	1,601	517	0	2,118	9,303	120,269	131,690	314,207	42,055	356,262	5,753	482	362,497
平成27年度	106,983	60,996	167,979	111	5,587	1,295	6,556	62	7,913	4,915	127,867	140,695	314,261	44,867	359,128	9,164	4,996	373,288
平成28年度	145,015	94,648	239,663	45	1,806	1,389	3,263	0	4,652	18,579	153,094	176,325	417,794	20,219	438,013	12,898	778	451,689
平成29年度	121,336	61,267	182,603	96	5,240	1,101	8,172	0	9,273	11,743	129,722	150,738	338,581	15,069	353,650	14,695	580	368,925
平成30年度	93,251	57,723	150,974	67	11,879	1,157	6,415	0	7,572	15,330	106,756	129,658	292,511	16,177	308,688	12,501	384	321,573
累計	1,866,646	1,236,708	3,103,354	2,868	150,022	43,803	83,216	18,978	145,997	218,896	1,912,921	2,277,814	5,531,190	718,011	6,249,201	63,001	19,221	6,331,423

2. 美術館管理運営事業

(1) 事業の概要

子どもから大人まで広く生涯学習の場として親しめるよう美術館の快適な管理運営（日常運営、施設維持管理）を行う事業である。

(2) 事業費の推移

単位：千円	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
賃金	1,669	1,663	1,667	1,677	1,679
需用費	66,790	64,208	63,546	59,737	75,663
委託料	83,953	81,701	81,707	79,999	80,144
工事請負費	29,656	—	37,518	56,610	749
公有財産購入費	—	—	—	60,000	—
備品購入費	4,607	135	—	—	—
その他	2,160	2,721	2,985	2,739	2,289
合計	188,835	150,428	187,423	206,762	160,524

(出典：決算状況調査)

平成 29 年度の公有財産購入費は、福田平八郎画伯顕彰広場の取得に当たり支出した費用である。

(3) 評価指標

なし

(4) 需用費

需用費のうち主たるものは、大分市美術館で使用する消耗品の購入、水道光熱費及び設備の修繕等に関する支出である。

(監査手続)

需用費 158 件のうち任意の 1 件を抽出し、施行伺、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(5) 委託料

委託料のうち主たるものは、美術館の空調設備、給排水設備、防災設備に関する管理業務の美術館維持管理等委託料である。

件名	大分市美術館設備運転等 管理業務委託	大分市美術館等 清掃業務委託
契約方法	指名競争入札による契約	指名競争入札による契約
委託先	株式会社 千代田	大分エージェンシー株式会社
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 3 月 31 日
契約金額	145,638,000 円	42,498,000 円
入札参加者数	11 者（うち 1 者辞退）	11 者（うち 1 者辞退）

件名	大分市美術館等機械警備及び 防犯センサー等保守点検業務委託	大分市美術館空調設備 保守点検業務委託
契約方法	随意契約	指名競争入札による契約
委託先	セコム 株式会社	日本空調サービス株式会社
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日
契約金額	1,146,528 円	10,584,000 円
入札参加者数	1 者	10 者（うち 2 者辞退）

(監査手続)

美術館維持管理等委託料 22 件のうち任意の 4 件を抽出し、施行伺、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・継続的な随意契約の妥当性

本件の機械警備等業務委託契約は随意契約によっているが、相手先の意向に沿うなどで契約金額の決定が従属的となり、継続的な随意契約は財政の下方硬直性を助長しやすい。随意契約を継続する場合でも、削減可能な業務や単価など仕様の見直しを毎年度行うなどの工夫の余地がある。【意見 4 6】

大分市美術館はその建築時点で、各種センサーや感知器等の設置をセコム株式会社が施工し、その建物の一部として組み込まれている。したがって、その大分市美術館等機械警備及び防犯センサー等保守点検業務委託は、当該機器の取扱いに精通したものによる管理が、効率的かつ有効であるといえる。

また機械警備によることから、長期継続契約が望ましいとも考えられるが、その場合指名競争入札になり、他業者の業務受託の機会が生まれるが、その場合センサー等自体を取り外す移設費用等が別途生じ、かえって非経済的になることから、每期随意契約によりセコム株式会社に委託することとしている。

しかし、随意契約によった場合の契約金額の推移は、相手先の意向に沿った契約が締結されやすい等の要因によって、行政のほうが契約金額の決定に従属的となる可能性が非常に高くなることを示唆しており、財政の下方硬直性を助長しやすいともいえる。

したがって、

- ・ 業務実績の精査により、削減可能な業務や単価など仕様の見直しを毎年度行う。
- ・ 設備、装置等の導入メーカー以外の業者を含む競争入札を行った場合に、本当に業務履行に支障をきたす可能性があるか、金額的に不利になるのかを厳密に精査する。
- ・ 精査の結果、競争入札を採用する可能性があれば試行する。

といった工夫も検討の余地がある。

3. 美術品等管理事業

(1) 概要

適正な美術品の収集を行うために専門家に意見を求めるとともに、収蔵品の適切な保存・管理のため次の事項を実施している。

- ・ 美術品収集委員会
- ・ 収集候補予定作品等調査
- ・ 美術品補修
- ・ 環境管理
- ・ 写真撮影管理

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
需用費	5,388	5,450	6,293	756	673
委託料	4,320	1,075	1,252	1,183	959
その他	1,055	941	1,029	709	796
合計	10,763	7,466	8,574	2,648	2,428

(出典：決算状況調書)

(3) 評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
修繕・写真撮影・環境調査回数(点)	51	48	47	63	35
収集委員会協議作品点数(点)	45	45	23	57	128

(出典：事務事業評価個表)

(4) 委託料

委託料は主として、美術品の保全・管理のために必要な害虫駆除、消毒に関する美術品管理委託料である。

(監査手続)

美術品管理委託料 6 件のうち任意の 1 件を抽出し、施行伺、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

件名	館内衛生・文化財害虫調査業務委託
契約方法	随意契約
委託先	株式会社 大分イカリテクノス
契約期間	平成 30 年 6 月 7 日 ～平成 30 年 7 月 17 日
契約金額	432,000 円
入札参加者数	2 者

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

4. 展覧会事業

(1) 概要

市民の美的関心、知的好奇心を満たす国内外の多様な分野の優れた美術を鑑賞する機会を提供し、市民の個性豊かな文化の創造に貢献し、また、大分ゆかりの優れた美術作品を鑑賞することにより、豊かな心を醸成するとともに、郷土への関心を高め、大分市民の文化・芸術意識の高揚を促す事業である。

様々なジャンルの美術や、地域の美術を掘り起こし、テーマをもって紹介する展覧会、また、常設展では触れることのできない海外展、国宝や国指定重要文化財の鑑賞の機会などの良質な展覧会を低廉な観覧料で提供している。また、所蔵品を調査研究し、豊後南画や福田平八郎氏・高山辰雄氏・権藤種男氏・佐藤敬氏等大分にゆかりの深い作家の作品や多彩な美術品にテーマ性を持たせ、わかりやすく展示紹介し、市美術館コレクションの魅力を伝えている。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	928	1,301	2,440	1,930	875
旅費	484	283	371	130	457
需用費	4,227	2,770	1,805	2,286	5,146
役務費	3,709	3,189	2,875	2,651	2,608
委託料	16,731	9,052	5,693	16,153	6,998
使用料及び賃借料	70	10	－	1	3,181
負担金補助	11,226	24,057	19,000	11,000	19,000
合計	37,375	40,662	32,184	34,151	38,266

(出典：決算状況調書)

(3) 評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別展、常設展 観覧者数（人）	176,201	167,979	239,663	182,603	150,974
市美展応募点数（点）	511	531	417	498	566
市美展観覧者数（人）	5,143	5,942	4,476	5,666	5,461

(出典：事務事業評価個表)

(4) 旅費

旅費は、展示品の充実に関し発生する市職員等の移動に係る支出である。

平成 30 年度の支出負担行為のうち、主たるものはアートフルロードプロジェクトの一環で武漢から著名な美術家を招聘するための協議として市職員 2 名を武漢美術館に派遣したことによる支出である。

(監査手続)

普通旅費 7 件のうち任意の 1 件を抽出し、旅行命令簿・依頼簿、旅費計算書、精算兼旅行命令変更書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(5) 需用費

需用費のうち主たるものは、大分市美術館やその特別展の広報として、新聞、看板等の媒体を通じ、広く市民に周知させることを目的として支出している。

平成 30 年度の支出負担行為のうち、主たるものは、J R 大分駅 1 階改札外通路壁面における看板広告の使用料である。

(監査手続)

需用費 26 件のうち任意の 1 件を抽出し、設計書、施行伺、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(6) 委託料について

委託料は主として、展示品の搬送・展示及び展示会の設営業務に関する委託業務である。

(監査手続)

委託料 23 件のうち任意の 1 件について、仕様書、施行伺、予定価格調書、入札調書、委託業務契約書、及び契約の締結並びに支出について（伺）等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(7) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料のうち主たる支出は、開館 20 周年記念として開催される田能村竹田展の作品展示に係る展示ケース借上業務である。重要文化財 29 点を含む江戸時代に製作された展示品であり、大分市では接触・衝撃や有害物質から守るための展示ケースが不足しているため外部業者から借り上げることとなった。

(監査手続)

使用料及び賃借料 4 件のうち上記の 1 件について、仕様書、施行伺、予定価格調書、入札調書、委託業務契約書、及び契約の締結並びに支出について（伺）等の閲

覧、担当者に対する質問を実施し、業者の選定が適切になされているか、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(8) 展覧会開催負担金について

平成 30 年度に開催された展覧会のうち、外部業者に企画運営を委託したものは次のとおりである。大分市としては以下の展覧会開催を目的として組織された実行委員会に対し運営費を負担している。

- ・ 7 月 7 日～9 月 24 日 明和電機ナンセンスマシーン展 in 大分
(以下、「明和電機展」という。)
- ・ 5 月 11 日～7 月 1 日 アートになった猫たち展
- ・ 1 月 5 日～2 月 24 日 蜷川実花展－虚構と現実の間に－
(以下、「蜷川実花展」という。)

① 明和電機展について

明和電機は土佐信道氏が率いる芸術ユニットで、日本の中小企業をイメージした制服姿で表舞台に立ち、世の中の常識を超える機械を作品として作り続け、その表現は作品制作にとどまらず、音楽活動、舞台パフォーマンス、タレント活動、さらに多様な商業製品の製作など多岐にわたり、欧米や中国を中心にした展覧会やイベントを開催し、世界的に注目を浴びている。明和電機展はその活動を代表するおかしな機械や音楽機器の体験を通じて、市民の知的好奇心等の醸成を促すために企画されている。

会期	平成 30 年 7 月 7 日～9 月 24 日 (76 日)	
主催団体	明和電機展実行委員会	
構成員及び負担金	・ 大分市教育委員会	10,000,000 円
	・ 有限会社 大分合同新聞社	2,000,000 円
出品点数	約 250 点	
観覧者数	33,320 人	

(予算及び決算の状況)

(単位:円)			
項目		予算	決算
収入	観覧料	9,576,000	10,063,243
	分担金	12,000,000	12,000,000
	協賛金	500,000	200,000
	その他	0	337,902
	合計	22,076,000	22,601,145
支出	報償費	150,000	120,000
	消耗品費	225,000	36,181
	印刷費	1,838,160	603,701
	通信運搬費	100,000	85,766
	広告料	2,160,000	2,160,000
	委託料	15,625,000	16,074,396
	手数料	160,000	20,961
	協賛金分配金	0	100,000
	合計	20,258,160	19,201,005
益金(収入-支出)		1,817,840	3,400,140

(出典 明和電機展実行委員会収支予算、及び決算報告)

② アートになった猫たち展について

古来より日本人が愛玩し、人々の暮らしに寄り添ってきた猫の愛らしいしぐさや表情、神秘性は芸術家を魅了し、様々な作品に登場している。また浮世絵では猫が女性に寄り添う美人画や、擬人化した猫や化け猫が描かれた「おもちゃ絵」「寄せ絵」が高い人気を博している。アートになった猫たち展では、近代絵画や、浮世絵、立体作品等幅広くアートに登場する猫たちを紹介し、猫と人間との深い関りを探ることを目的として開催された。

会期	平成 30 年 5 月 11 日～7 月 1 日 (46 日)		
主催団体	アートになった猫たち展実行委員会		
構成員及び負担金	・大分市教育委員会	5,000,000 円	
	・有限会社 大分合同新聞社	2,000,000 円	
作品点数	213 点		
観覧者数	10,776 人		

(予算及び決算の状況)

(単位:円)			
項目		予算	決算
収入	観覧料	4,242,000	3,171,740
	分担金	7,000,000	7,000,000
	協賛金	200,000	200,000
	その他	0	100,378
	合計	11,442,000	10,472,118
支出	旅費	2,000	760
	報償費	20,000	10,000
	消耗品費	88,600	12,956
	印刷費	549,720	549,720
	役務費	2,260,000	2,236,363
	委託料	6,214,393	6,100,920
	手数料	40,000	17,013
	協賛金分配金	0	100,000
	合計	9,174,713	9,027,732
益金(収入-支出)		2,267,287	1,444,386

(出典 アートになった猫たち展実行委員会収支予算、及び決算報告)

③ 蜷川実花展について

蜷川実花展は、独特な色彩が特徴の写真家・映画監督である蜷川実花氏の、写真やインスタレーション、映像等約 200 点による展覧会である。展示は、「虚構と現実」というテーマを切り口に、時代の先端を感じ取り、表現の場を限定することなく活躍し続ける“蜷川実花”の作品世界を展開している。

会期	平成 31 年 1 月 5 日～2 月 24 日（46 日）
主催団体	蜷川実花展大分実行委員会
構成員及び負担金	・大分市教育委員会 4,000,000 円 ・株式会社 テレビ大分 20,000,000 円
作品点数	203 点
観覧者数	26,466 人

（予算及び決算の状況）

(単位:円)			
項目		予算	決算
収入	観覧料	25,140,000	20,200,200
	分担金	24,000,000	24,000,000
	協賛金	324,000	0
	その他	750,000	302,710
	合計	50,214,000	44,502,910
支出	旅費	100,000	66,360
	需用費	927,080	573,310
	役務費	2,444,000	2,308,730
	委託料	18,700,000	20,440,551
	手数料	600,000	33,824
	予備費	150,000	106,981
	合計	22,921,080	23,529,756
益金（収入-支出）		27,292,920	20,973,154

（出典 蜷川実花展実行委員会収支予算、及び決算報告）

（監査手続）

負担金補助及び交付金 3 件について、施行伺、覚書、契約の締結並びに支出について（伺）、各実行委員会の決算報告等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、当該特別展の運営が適切になされているか、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

5. ミュージアムショップ運営事業

（1）概要

来館者が、展覧会グッズや大分市美術館のオリジナルグッズ等に触れることで、美術への関心・興味が深まり、大分市美術館への楽しみが増す。

大分市美術館では、館内にミュージアムショップを設け、その運営を外部業者に

委託している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計	3,538	3,448	2,896	2,875	3,083

(出典：決算状況調書)

※事業費のうち、そのほとんどが管理運営業務の委託料である。

(3) 評価指標

(単位：千円)

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
図録及びオリジナルグッズの売上	1,719	973	575	376	1,493

(出典：事務事業評価個表)

(4) 委託料について

ミュージアムショップに係る販売員の派遣及びグッズの販売等は指名競争入札により外部業者に委託している。

件名	ミュージアムショップ運営業務委託
契約方法	指名競争入札による契約
委託先	株式会社 千代田
契約期間	平成 30 年 4 月 16 日～平成 31 年 3 月 31 日
契約金額	3,000,240 円
入札参加者数	6 者

(監査手続)

ミュージアムショップ運営業務委託 1 件を抽出し、施行伺、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・事務事業評価個表における経年同一の評価内容の記載の改善

事務事業評価個表における評価内容の記載は、前年のものを踏襲するにとどまっております。単に形式的な資料作成に留まらず有意義な事務執行となるような内容のある評価の記載となるよう留意する必要があります。【意見 47】

事務事業評価個表における個別評価の評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等が平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度において一言一句同じものとなっている。

次は、令和元年度の事務事業評価から抜粋したものである。

「H19 年度から民間委託を行った。今後も、教育普及を基本として美術館にふさわしい販売商品の導入等について委託業者を指導していきたい。

大分市美術館のオリジナルグッズは 27 年度に再製作して補充するとともに、新製品を製作し、ミュージアムショップの商品の品揃えの充実を図ったが、今後は、市民ニーズを反映したオリジナルグッズ等の開発を含め、さらなる品揃えの充実も検討していきたい。」

年度単位の評価としては問題ないとも考えられるが、毎年同様の記載であれば、前年に課題とした事項、改善案は何も達成されなかったのではないかとの疑念が生じ得るほか、そもそも実効性のある評価自体がなされていないのではないかとの疑念も生じる。

事務事業評価は、当年度の事業を検証し、問題点や気づきを把握・整理したうえで、翌年度の方針や戦略性を決める重要な事務手続であるため、単に形式的な資料作成に留まらず有意義な事務執行となるような取組みを心がける必要がある。

6. 美術品等購入事業

(1) 概要

美術品の収集方針及び中期的方向性にのっとり情報収集、調査を行い、収集委員会に諮問した上で、大分にゆかりのある美術家等の美術品を中心に収集（購入及び寄贈・寄託）を行い、保存・管理・展示を行う。

(2) 事業費の推移

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
購入費合計（千円）	23,820	25,500	40,000	26,790	15,500
購入点数	8 点	8 点	7 点	15 点	7 点
（参考）寄贈点数	37 点	29 点	14 点	41 点	18 点

（出典：決算状況調書、事務事業評価個表）

(3) 評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収蔵品総点数	3,046 点	3,083 点	3,104 点	3,160 点	3,185 点
美術品等貸出等件数	36 件	28 件	33 件	29 件	23 件

（出典：事務事業評価個表）

(4) 絵画等購入費について

大分にゆかりのある美術家等の美術品を中心に収集を行い、保存・管理・展示を行う事業。

平成 24 年度に「美術品収集の中期的方向性」を整理し、平成 25 年度から高額美術品の購入に対応できるよう「大分市市有財産整備基金」を活用する仕組みを整備しているところであり、一般市民の注目を集める話題性の高い作品について、時宜を逸せず収集できるよう努めることとしている。

① 平成 30 年度に購入した絵画等の一覧

(単位：円)		
作品名	作者	購入金額
絵画No.257-259 (凜)	宇治山 哲平 作	5,000,000
溪上清言図	高橋 草坪 作	1,300,000
松下高士図 (文晁摸) 他1件	渡辺 蓬島 作 他1名	2,200,000
花冠	生野 徳三 作	600,000
大木	武藤 完一 作	500,000
雪	福田 平八郎 作	5,900,000
合計		15,500,000

② 美術品収集の流れ

(ア) 【購入・寄贈提案】



(イ) 【作品調査】

(ウ) 【館内選定会議】

- 協議内容： 提案作品について、調査結果を踏まえ、内容や価格等の適否を協議
- 構成員： 館長、美術振興課長、総務担当班リーダー、
学芸担当班リーダー、広報普及担当班リーダー、
学芸・教育普及両担当班職員



(エ) 【美術品選定等検討会】

- 協議内容： 館内選定会議の結果を踏まえ、美術品収集委員会に諮問する美術品
及び美術品の収集計画について協議
- 構成員： 教育部長、館長、美術振興課長、各担当班リーダー、
学芸担当班職員



(オ) 【美術品収集委員会】

- 根拠条例等： 大分市美術館条例第16条及び大分市美術館美術品収集委員会規則
- 協議内容：
 - ・ 美術品の選定及び評価に関すること
 - ・ 美術品の寄贈及び寄託に関すること
 - ・ 美術品の収集計画に関すること (規則第2条)
- 収集委員：
 - ・ 定員 10名以内 (条例第16条第2項)
現在 8 名
(国立研究機関 1 名、美術館関係者 4 名、美術史家 3 名)
 - ・ 任期 2 年 (条例第16条第3項)
現在 平成30年 7 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日まで
- 開催回数
 - ・ 条例、規則とも規定なし。
 - ・ 平成19年度以降は年 1 回。



審議結果を「特別鑑定意見書」としてまとめる。



(カ) 【美術品収集決定】 収集委員会の審議結果を踏まえ、収集美術品を決定 (市長決裁)

③ 美術品収集方針及び中期的方向性

美術品収集方針及び平成 24 年度に定めた収集の中期的方向性は次のとおりとなっている。

(ア) 収集方針

- ・ 豊後南画をはじめ、大分市にゆかりのある作家の優れた作品
- ・ 美術史的展望に立ち、近・現代を中心とした芸術的に価値のある内外の作品
- ・ 将来方向として重視される環太平洋地域の美術についての作品
- ・ 歴史的文化遺産として貴重な美術資料

(イ) 収集の中期的方向性

- ・ 豊後南画及び大分市ゆかりの重要作家などの作品のさらなる充実
- ・ 豊後南画が展開した、文化・文政期以降の多彩な江戸時代の美術を紹介するコレクションの充実
- ・ 明治・大正・昭和（特に戦前）期の美術及び関連する海外の美術を紹介するコレクションの充実
- ・ 戦後美術の展開を紹介する作品の充実

④ 大分市市有財産整備基金（美術品購入費積立分）について

大分市市有財産整備基金（美術品購入費積立分）は、大分市市有財産整備基金条例に従い、当年度予算に対し当年度歳出分を除いた残額を将来の高額な美術品購入の目的で積み立てている。

当該基金の積み立て状況は次のとおりである。

	当初予算	歳出額	基金積立分
平成25年度	40,000,000円	22,585,000円	17,415,000円
平成26年度	40,000,000円	23,820,000円	16,180,000円
平成27年度	40,000,000円	25,500,000円	14,500,000円
平成28年度	40,000,000円	40,000,000円	0円
平成29年度	40,000,000円	26,790,000円	13,210,000円
平成30年度	40,000,000円	15,500,000円	24,500,000円
		基金積立 合計	85,805,000円

(監査手続)

絵画等購入費 6 件のうち、任意の 2 件を抽出し、大分市美術館美術品収集委員会審議資料、特別鑑定意見書、施行伺、設計書、予定価格調書、物品購入契約書、契約の締結並びに支出について（伺）等の閲覧、担当者に対する質問、絵画の現物確認等により、現物が存在するか、支出負担行為が適切かどうか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

7. まちなかアートフルロード推進事業

(1) 概要

まちなかアートフルロードプロジェクトは、多くのにぎわいが生まれている大分市中心市街地（まちなか）と緑豊かな上野の森がある大分市美術館で、様々なジャンルのアーティストや市民参加による展覧会・イベントを実施する事業である。

平成30年度は「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の会期に合わせて開催している。

また、大分市美術館開館20周年にもあたることから、会期中の11月10日、11日は特別イベント「上野の森アートフェスタ」を開催している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
役務費	1,188	60	120	2,744	5,145
委託料	2,826	5,096	3,486	2,295	10,827
工事請負費	4,565	—	—	—	—
その他	450	690	2,552	1,766	2,243
合計	9,029	5,846	6,158	6,805	18,215

(出典：決算状況調書)

(3) 評価指標

上段：実績 下段：計画	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
アートイベント等実施回数 (回)	33 (25)	26 (25)	25 (25)	27 (25)	27 (25)
アートイベント参加者数 (人)	6,645 (1,000)	4,864 (1,000)	3,916 (1,000)	3,057 (1,000)	11,483 (1,000)
アートイベント参加者数 (開館20周年記念) (人)	—	—	—	—	12,808 (5,000)

(出典：事務事業評価個表)

(4) 広告費について

まちなかアートフルロードプロジェクトに関する広告のための支出である。

(監査手続)

広告費3件の支出のうち任意の2件について、仕様書、施行伺、予定価格調書、入札調書、委託業務契約書、及び契約の締結並びに支出について（伺）等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者の選定が適切になされているか、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・事務事業評価個表における評価指標の未検討

事務事業評価個表において評価指標の一つであるアートイベント参加者数の計画値が実績と著しく乖離しており、評価の基準として適切であるかどうか疑問である。過去の推移をみても3～5倍近い数値を達成している一方で、計画数値が1,000人のままでは、目標となる比較評価のKPIとして著しく低いと考えられる。実績の推移を加味し、将来の事業内容の向上に資する達成目標を設定すべきである。【意見48】

(5) 会場設営等委託料について

まちなかアートフルロード事業の一環で実施される個別の展覧会の会場設営やその監視業務等である。

委託業務は、基本的に指名競争入札の手続を経るが、ある特定の団体が実施している展覧会等の開催であれば、その業者に対する随意契約となることもある。

(監査手続)

会場設営等委託料12件のうち任意の3件について、仕様書、施行伺、予定価格調書、入札調書、委託業務契約書、及び契約の締結並びに支出について(伺)等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者の選定が適切になされているか、支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

8. 固定資産の実査について

大分市美術館では、公有財産、備品の他に美術品を管理保有している。

(監査手続)

11月19日の現地視察により、公有財産、備品及び美術品について備品台帳に計上されているものが実際に存在するかどうか、また現物が備品台帳に実際に記されているかどうかを検討した。

また、最終の展示の日付を記した所在確認報告書の閲覧により、美術品が実際に利用されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

・ 備品表示票の貼付漏れ

収蔵庫入口に一時保管してある収納ケースについて、備品表示票が確認できなかった。これ自体を側面等に貼付すると展示物としての美観を損ねることから、原則としてケース内部に貼付するとのことであったが、それを確認できなかったため、備品管理上要求されている備品表示票の貼付は、現物と台帳の同一物認定などを容易にする等の観点から徹底するか、貼付をできない合理性があるものの未貼付備品リストなどを作成し、同一物認定を容易にできる状態にする必要がある。

【結果 9】

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・ 美術品の展示ローテーションや出展回数等の網羅的な管理

出展・貸出等の履歴を過去からの時系列で一覧性のある総括表などで一元的かつ継続的に記録するとともに、今後の展示スケジュールをも示した計画的な展示の実施により、所蔵品の利活用の推進による市民満足度の向上と有効な資産活用となる継続的なマネジメントを推進することが望まれる。【意見 4 9】

令和 2 年 1 月末時点の美術品の所在確認状況は次のとおりである。

(単位:点)

	全数	平成19年8月以降 展示なし	割合
日本画	637	21	3.3%
洋画	623	23	3.7%
彫刻	167	3	1.8%
工芸	117	3	2.6%
書	60	29	48.3%
写真	481	6	1.2%
版画	906	170	18.8%
水彩	32	5	15.6%
素描	56	5	8.9%
デザイン	5		0.0%
資料	34	4	11.8%
その他	67	13	19.4%
寄託	30	3	10.0%
合計	3,215	285	8.9%

所在確認報告書では最終の展示日のみが記載されているだけで、開館後何度展示されたかどうかは判断できない。一方で、所在確認報告書における一番古い日付である平成 19 年 8 月以降一度も展示のない美術品は上記のとおり全体の 8.9%を占めている。

原則として個々の常設展示等のあり方や方針等によるものであり、全てを万遍なく展示すべきとまでは言えないと思われるが、現状の管理方法であると、所蔵品が市民の縦覧に供される機会がこれまでどのような頻度であったか、所蔵したものの保管ばかりで利活用が十分図られていない所蔵品がないか、といった現状

分析や気づきを得るための一覧性のある情報を十分に得ることが難しい状況であるものと推察される。

今後は、出展・貸出等の履歴を時系列で一覧性のある総括表などで一元的かつ継続的に記録を行うとともに、今後の展示スケジュールをも加味した計画的かつ戦略的な展示の実施により、所蔵品の利活用をより推進し、市民満足度の向上と有効な資産活用に結び付けていくための継続的な実りの多きマネジメントを推進することが望まれる。

第2. アートプラザ

1. アートプラザについて

(1) アートプラザの概要

この建物は、大分市出身の国際的建築家磯崎新氏の設計により「大分県立大分図書館」として昭和41年に完成し、以来、多くの市民の方々に親しまれてきた。平成7年の県立図書館の新築移転にともない、大分市は県から土地・建物を取得し、市民のための文化情報の交流の場「アートプラザ」として、活用再生をはかることにしたものである。

「アートプラザ」は芸術文化の複合施設で、1階、2階には市民ギャラリーや美術創作活動の場が設けられ、市民の皆様の活発な文化活動に利用でき、3階には、磯崎氏がこれまでに手がけられた世界各地の建築作品の模型や資料を常設展示し、その業績を一般公開している。

(2) アートプラザの基本方針

ゆとりと豊かさがあふれる生涯学習生活をめざしていく中で、精神的なうるおいと安らぎのある市民生活を実現するため、新しい文化の創造と発信が積極的に行われる場として運営していく。そのために、市民のニーズと活用レベルに応じた対応や、気軽に活用できるためのシステムづくりに力を入れている。さらに、大分市出身の世界的建築家磯崎新氏建築作品の模型や資料の展示を行い、建築理念や思想などを紹介していくこととしている。

(3) 施設の概要

① 所在地

大分市荷揚町3-31

② 沿革

- | | |
|----------|------------------------|
| ・昭和41年5月 | 大分県立大分図書館(磯崎新氏設計)として竣工 |
| ・昭和43年4月 | 建築年鑑賞受賞 |
| ・平成6年8月 | 大分県立大分図書館新築移転のため閉館 |
| ・平成7年4月 | 大分市が無償貸与を受ける |
| ・平成7年11月 | 整備工事設計委託契約締結(磯崎新氏設計) |

- ・平成8年9月 整備工事契約締結
- ・平成9年9月 アートプラザ条例制定
- ・平成9年10月 アートプラザ竣工
- ・平成10年2月 アートプラザ開館
- ・平成11年3月 建物の譲与を受ける
- ・平成12年1月 大分市が土地取得
- ・平成19年4月 管理運営に指定管理者制度を導入

③ 建物の概要

敷地面積	3,023.4 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階
建築面積	1,599.94 m ²
延床面積	4,081.55 m ²

④ 利用案内

- ◆開館時間 午前9時～午後10時（ただし、磯崎新建築展示室は午後6時まで）
- ◆休館日 年末年始（12月28日～1月3日）
- ◆入館料 無料（ただし、有料の展覧会あり）
- ◆施設使用料

区 分	1日につき	1時間につき
アートホール	9,770 円(9,950 円)	1,180 円(1,200 円)
市民ギャラリーA	5,400 円(5,500 円)	—
市民ギャラリーB	2,310 円(2,350 円)	—
研修室	—	710 円(720 円)
実技室	—	210 円(220 円)

※冷暖房期間中は、上表により算定した使用料の4割に相当する額を加算する。

※（ ）は令和元年10月1日から改定の料金

（4）アートプラザの業務内容

① 指定管理者の業務

- （ア）アートプラザの使用許可に関する業務
- （イ）アートプラザの使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- （ウ）アートプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ※磯崎新建築展示室（3階）並びに60'sホール（2階）における展示に関する業務及び1階収蔵庫並びに地下倉庫における美術品等の保管業務は除く。
- （エ）アートプラザの利用促進及び芸術文化の振興を図る業務
- （オ）その他アートプラザの管理に関して本市教育委員会が必要と認める業務

② 美術振興課の業務

- （ア）磯崎新建築展示室（3階）における建築模型及び関係資料の展示業務
- （イ）60'sホール（2階）における現代美術作品の展示業務
- （ウ）収蔵庫及び地下倉庫での美術品等の保管業務

なお、磯崎新建築展示室及び 60's ホールは 2 年ごとに展示替えしている。

③ その他

1 階カフェ部分については本市教育委員会が行政財産目的外使用を許可し、飲食業者に直接貸し出している。

(5) アートプラザ年度別施設利用の状況

アートプラザの利用者数及び貸出施設の稼働状況は、下記のとおり指定管理者の運営努力により、総じて安定した状況を記録している。

① 利用者の状況

年度別のアートプラザの利用状況は次のとおりである。

(単位：人)

年度	1F			2F					3F	総利用者数	貸しスペース 集計
	ギャラリーA (奥側)	ギャラリーB (窓側)	合計	アートホール	実技室	研修室	60' ホール	計	磯崎展示室		
平成19年度			58,451	44,118	4,905	8,535	3,514	61,072	7,491	127,014	116,009
平成20年度			82,385	48,644	5,514	9,220	10,320	73,698	17,253	173,336	145,763
平成21年度			62,935	40,240	4,861	10,257	33,148	88,506	18,949	170,390	118,293
平成22年度			67,260	46,644	4,488	10,177	21,547	82,856	20,910	171,026	128,569
平成23年度			66,107	56,781	5,161	10,950	15,024	87,916	24,724	178,747	138,999
平成24年度			66,336	50,874	5,732	12,111	15,472	84,189	22,876	173,401	135,053
平成25年度			64,841	48,013	5,619	10,384	19,280	83,296	22,917	171,054	128,857
平成26年度	30,828	36,831	67,659	76,687	4,988	9,669	22,506	113,850	31,297	212,806	159,003
平成27年度	31,294	30,190	61,484	52,569	4,934	10,508	17,160	85,171	25,828	172,483	129,495
平成28年度	28,509	26,588	55,097	41,500	4,193	9,544	28,121	83,358	30,238	168,693	110,334
平成29年度	27,275	27,097	54,372	52,046	4,641	9,016	19,463	85,166	30,485	170,023	120,075
平成30年度	27,071	23,620	50,691	50,983	5,819	8,605	20,168	85,575	36,533	172,799	116,098

② 貸出施設の稼働の状況

年度別のアートプラザの貸出施設の稼働状況は次のとおりである。

年度	開館日数	市民ギャラリーA		市民ギャラリーB		アートホール		実技室		研修室		平均稼働率
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	
19年度	359	291	81.1%	255	71.0%	253	70.5%	310	86.4%	241	67.1%	75.2%
20年度	359	317	88.3%	323	90.0%	293	81.6%	313	87.2%	284	79.1%	85.2%
21年度	358	301	84.1%	308	86.0%	236	65.9%	310	86.6%	295	82.4%	81.0%
22年度	358	306	85.5%	311	86.9%	277	77.4%	308	86.0%	296	82.7%	83.7%
23年度	360	325	90.3%	291	80.8%	307	85.3%	316	87.8%	298	82.8%	85.4%
24年度	358	313	87.4%	308	86.0%	316	88.3%	334	93.3%	304	84.9%	88.0%
25年度	358	299	83.5%	310	86.6%	284	79.3%	330	92.2%	327	91.3%	86.6%
26年度	358	297	83.0%	314	87.7%	304	84.9%	327	91.3%	315	88.0%	87.0%
27年度	359	287	79.9%	335	93.3%	316	88.0%	325	90.5%	310	86.4%	87.6%
28年度	358	291	81.3%	333	93.0%	297	83.0%	318	88.8%	307	85.8%	86.4%
29年度	358	267	74.6%	324	90.5%	323	90.2%	325	90.8%	281	78.5%	84.9%
30年度	358	261	72.9%	279	77.9%	349	97.5%	329	91.9%	278	77.7%	83.6%

(6) アートプラザ自主企画展の状況

アートプラザにおいては、「アートプラザの指定管理に関する基本協定書」第 12 条の規定に基づき、指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができるため、事業目標達成のために事業計画書で認められた自主企画を次のとおり実施しており、年々自主企画数を増やす努力をしている。

年度	自主企画数 (件)
平成25年度	22
平成26年度	30
平成27年度	39
平成28年度	48
平成29年度	51
平成30年度	52

そのうち、平成26年度から、夏の自主企画展として、よりアートプラザに足を運ぶきっかけとなることを目指して、話題性の高い国内外で活躍するアーティストの企画展を開催している。過去の開催状況は次のとおりである。

年度	展覧会名	期間	観覧者数
平成26年度	深堀隆介 「金魚救い」	7月21日(月)～8月24日(日)	32,089
平成27年度	渡辺おさむ 「お菓子の国のアリス」	8月7日(金)～9月12日(土)	8,383
平成28年度	三沢厚彦 「ANIMALS in ARTPLAZA」	7月23日(土)～9月19日(月)	6,195
平成29年度	永井秀幸 「錯覚3Dアートの世界」	7月22日(土)～9月18日(月)	11,439
平成30年度	西元祐貴 「龍のキセキ 大分展」	7月21日(土)～9月9日(日)	12,219

2. 指定管理者による決算の状況

指定管理者であるアートプラザ共同事業体による過去5年度における収支決算は以下のとおりである。

(単位：円)

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収 入 項 目	指 定 管 理 料	74,050,000	73,540,000	73,540,000	73,540,000
	利 用 料 金	6,586,700	5,799,170	5,530,300	4,844,380
	そ の 他	23,331,057	9,243,429	5,655,703	8,591,192
	(ショップ売上)	1,055,149	2,757,082	1,764,953	3,928,534
	(自主事業収入)	22,275,908	6,486,347	3,890,750	4,662,658
	雑 入	44,450	45,099	39,527	73,798
収 入 合 計 (A)		104,012,207	88,627,698	84,765,530	87,049,370
支 出 項 目	人 件 費	28,500,000	28,500,000	27,837,700	28,500,000
	需 用 費	17,717,840	16,109,061	14,157,685	15,685,423
	(消耗品費)	561,871	593,470	356,911	516,380
	(印刷製本費)	632,235	803,994	660,105	463,568
	(光熱水費)	15,585,686	14,158,582	12,958,494	14,036,773
	(修繕費)	938,048	553,015	182,175	668,702
	役 務 費	4,173,423	3,529,587	3,237,515	4,689,529
	(通信運搬費)	331,786	341,148	359,559	353,055
	(広告・宣伝)	435,392	3,229	975,067	1,272,240
	(損害保険料)	51,400	32,520	36,020	37,060
	(手数料)	3,354,845	3,152,690	1,866,869	3,027,174
	業 務 委 託 料 (保守・清掃等)	31,783,320	31,790,880	31,790,880	31,790,880
	公 課 費	8,758,603	2,518,803	5,200	4,600
	使用料及び賃借料	160,467	178,362	199,087	161,821
	備 品 購 入 費	170,424	63,720	0	0
	そ の 他	4,833,912	5,882,273	6,002,755	2,095,316
支 出 合 計 (B)		96,097,989	88,572,686	83,230,822	82,927,569
累 計 差 引 収 支 (A) の累計 - (B) の累計		7,914,218	55,012	1,534,708	4,121,801
					1,657,243

3. 大分市におけるアートプラザ費の推移

単位：円	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
報償費	33,000	175,000	63,000	133,000	210,000
需用費	195,696	303,326	205,740	1,082,967	214,614
役務費	146,282	145,376	146,282	146,463	146,644
委託料	77,955,643	76,204,195	77,585,255	87,931,331	78,285,217
合計	78,330,621	76,827,897	78,000,277	93,938,409	78,856,475

(出典：決算状況調書)

委託料のうち、アートプラザ指定管理料は、平成 26 年度が 74,050,000 円、平成 27 年度から平成 30 年度までが 73,540,000 円である。平成 30 年度の指定管理料は、3 か月ごと 18,385,000 円が指定管理者に支払われている。

なお、平成 29 年度の委託料が大きくなっている理由は、磯崎新氏寄贈図書の搬送及びデータ登録の業務委託が必要となったことによる。

4. 主な歳出（委託料等）の状況

美術振興課の歳出（委託料等）のうち、小事業「アートプラザ費」からそれぞれの伝票支出額が 30 万円以上のものを全て抽出し、監査手続を実施した。但し、指定管理料の支出命令は毎月発生しているため一部のみを対象とした。

(1) 委託料

委託料のうち主たるものは、指定管理料のほか、磯崎建築模型保管等ならびにアートプラザ 60' s ホール・磯崎新建築展示室建築模型搬送・移動等にかかる業務委託料である。その他少額の業務委託は、書籍搬送等や磯崎建築展示室会場設営等にかかる業務委託である。

件名	磯崎建築模型保管等業務委託	アートプラザ 60' s ホール・磯崎新建築展示室建築模型搬送・移動等業務委託
契約方法	随意契約 (自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	指名競争入札による契約
委託先	日本図書輸送(株)大分営業所	日本通運(株)大分支店
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	平成 30 年 12 月 11 日 ～平成 30 年 12 月 14 日
契約金額 (円)	2,146,435	1,166,400
入札参加者数	—	3 者 (1 者辞退)

(監査手続)

施行伺、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為等が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(2) アートプラザ指定管理業務

アートプラザの施設についての管理運営業務については、平成 19 年度の指定管理者制度導入時より 5 期連続でアートプラザ共同事業体を指定管理者として指定し、その管理を行わせている。

前記のとおり、指定管理料については、平成 30 年度は年額 73,540,000 円（3 か月ごとに 18,385,000 円）で年度協定を締結しており、平成 28 年度、29 年度も同様である。

なお、令和元年度の指定管理料は年額 74,220,000 円となっており、令和元年度以降の新指定期間は 5 年となっている。

評価指標としている年間利用者の状況は、1. (5) ①のとおり、平成 29 年度 170,023 人、平成 30 年度 172,799 人と目標としている 18 万人に到達していない実績の推移となっているが、令和元年度は令和元年 12 月末現在の利用者累計が 136,220 人となっており、現状の推移が概ね継続した場合は目標の 18 万人に到達する見込みとなっている。

(監査手続)

指定管理者選定手続が関係諸法令等に準拠して正しく処理されているかどうか検討した。具体的には指定管理者指定申請書、事業計画書、基本協定書等の書類の閲覧により検討した。

また、指定管理業務は適切で効果的であるかどうか、指定管理者による月次報告書及び年次報告書を閲覧するとともに、指定管理者へのモニタリングの状況について指定管理者制度導入施設評価表及びモニタリング総合評価結果通知書等を閲覧し、その有効性について検討した。

(外部監査の結果)

・ 決裁文書における施行日の記載

アートプラザ関係簿冊の決裁文書では全体的に施行日の記載がないものが散見されたが、その告示等を実際に行った事実を明らかにするため、もれなく記載されたい。【結果 10】

アートプラザ関係簿冊における例えば次の文書に施行日の記載がなかったため、改善が必要である。

- ・ アートプラザの指定管理者の指定について（告示）（平成 27 年 12 月 24 日決裁）
- ・ 平成 29 年度モニタリング総合評価について（平成 30 年 5 月 31 日決裁）他

・ 決裁文書の日付変更

アートプラザ指定管理予定者選定等委員会委員の参画依頼及び委嘱・任命の伺い書は、平成 28 年度から平成 30 年度のアートプラザ指定管理者の選定にあたって、その選定等委員会委員の委嘱・任命等を決定する文書であり、市長決裁の重要な文書であるが、決裁日が「平成 27 年 6 月 26 日」から「平成 27 年 7 月 9 日」に変更されているものの、訂正印が付されていないため適切とはいえない。【結果 1 1】

・ モニタリング総合評価の未実施（指定管理期間最終年度）

モニタリング総合評価は、指定管理期間の最終年度であっても実施する必要があるが、実施されていなかった。【結果 1 2】

平成 30 年度のモニタリング総合評価については、本来であれば令和元年 5 月末までに実施し、当該年度の指定管理者に通知する必要があるが、モニタリング総合評価そのものが実施されていなかった。

美術振興課では「大分市指定管理者制度に関する新指針」の「14 管理運営」「④次回指定管理予定者の選定における優遇措置」の項で「モニタリング総合評価において、指定期間の最終年度を除く期間（以下「優遇措置判定対象期間」という。）における総合評価の得点数合計の平均が 8 割以上となった場合、次回指定管理予定者の選定において、優遇措置を講ずるものとする。」との記載があることから、この記載を援用して、指定管理者の指定最終年度は総合評価を行う必要がないとした。

しかしこの項の記載は、あくまでも指定管理予定者の選定における優遇措置を行うための判断基準を示しているだけであって、指定期間の最終年度に総合評価を行わなくてよいということを規定しているものではないことから、同指針「12 業務報告書の提出、モニタリング、評価、監査」「（2）モニタリング」の規定にあるとおり指定管理期間の最終年度であるかどうかにかかわらず毎年度モニタリング総合評価を行う必要がある。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・ アンケートの実施項目について

アートプラザにおけるアンケートの実施は、自主企画ごとのアンケートを実施し、問題があるわけではないが、継続的な情報収集と中長期的な推移やトレンドなどの現状分析や時系列の変遷による気づきに結び付けていくため、「大分市指定管理者制度に関する新指針書式（例）集」で定める「書式（例）16」の継続的な実施を行うとともに、定型的なアンケート項目に自主企画ごとの項目を付加するなどによる工夫した実施を検討することが望ましい。【意見 5 0】

第5部 企画部スポーツ振興課におけるスポーツ行政

第1章 スポーツ振興課の概要

1. 事務分掌

スポーツ振興課における事務分掌は以下のとおりとされている。

● スポーツ推進担当班

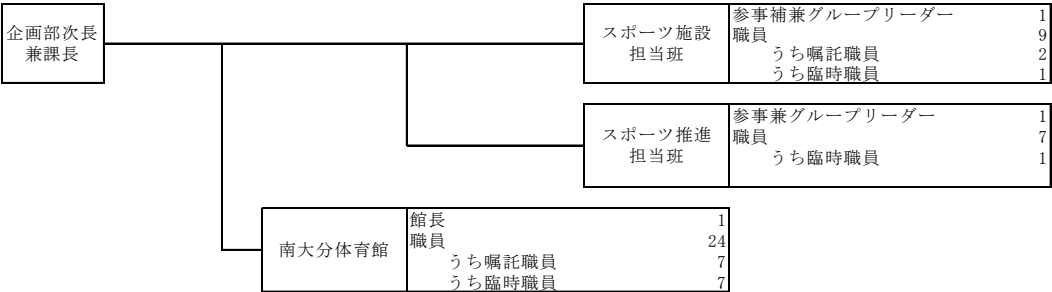
- (1) スポーツ行政に係る総合企画及び連絡調整に関すること
- (2) スポーツの推進に関すること
- (3) 社会体育及びレクリエーション活動の推進に関すること
- (4) スポーツ推進審議会に関すること
- (5) 社会体育団体の指導及び育成に関すること
- (6) スポーツ推進委員に関すること

● スポーツ施設担当班

- (1) スポーツ施設の設置並びに管理及び運営に関すること
- (2) 陸上競技場の管理に関すること
- (3) 南大分スポーツパークの有料公園施設（グラウンドに限る）の管理及び運営に関すること
- (4) 津留運動公園の自由広場及びテニスコートの管理及び運営に関すること
- (5) 温水プールに関すること
- (6) 日吉原レジャープールの管理及び運営に関すること

2. 組織及び人員

大分市においてスポーツ行政の実施を直接担当する部署は、企画部スポーツ振興課であり、スポーツ推進担当班、スポーツ施設担当班、南大分体育館で構成されている。令和元年5月7日現在のスポーツ振興課の職員数は44名（うち臨時職員9名、嘱託職員9名）であり、組織体制は次のとおりである。



第2. スポーツ振興課に係る重要施策

1. ホームタウン推進事業

(1) 事業の概要

市では大分市をホームタウンとし、国内トップクラスのリーグに属するスポーツチーム（大分トリニータ（サッカー）、大分三好ヴァイセアドラー（バレーボール）、バサジィ大分（フットサル）、以下「プロスポーツ3チーム」）を通じ、地域活性化とスポーツ文化の振興を図るとともに、スポーツが生活に溶け込んだ活気のある魅力的なまちづくりを推進するため「おおいたホームタウン推進協議会」を組織し、大分市ホームタウン推進事業として様々な活動を実施している。

また、多くの市民に試合観戦の機会を提供するためにプロスポーツ3チームへの「ホームゲーム市民無料招待」を実施するほか、プロスポーツ3チームの選手が市内幼稚園及び中学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等を訪問し、子どもたちが選手を身近に感じ、応援の輪を広げていくために「プロスポーツふれあい促進事業」を実施している。

(2) 事業費の推移

(単位：円)		
節	平成29年度	平成30年度
報償費	69,583	111,027
旅費	132,120	86,710
需用費	104,680	325,470
役務費	13,288,024	13,289,643
委託料	27,795,000	28,195,000
使用料及び賃借料	0	0
負担金補助及び交付金	5,600,932	5,071,371
合計	46,990,339	47,079,221

(出典：決算状況調書)

平成28年度以前はスポーツ振興課の事業として実施していないため、記載を省略している。

(3) 評価指標

ホームゲーム入場者数

年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
単位：人	-	-	130,567	179,676	197,905

(出典：事務事業評価個表)

(4) 消耗品費

消耗品は、ホームタウン推進事業の運営に係る消耗品の支出である。

(監査手続)

消耗品費2件のうち、任意の1件を抽出し、請け書、物品購入（支出）伺、納品書等の閲覧、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・専門業者に対する見積合わせの依頼

株式会社 cube に対し大分市ホームタウンDAY等の宣伝を目的としたうちの製作 299,160 円を発注しているが、その発注手続の一環で経済的な発注ができるように株式会社大分交通、株式会社大分バスを含めた計 3 者から見積書を入手している。

株式会社大分交通、株式会社大分バスは事業の一部として広告物の作成を実施していると伺っているが、当該 2 者はバスを媒体とした広告の作成を想定しており、今回のうちわ広告の発注先として有効な製作ができるとは考えにくい。

広告物の依頼については、その作成を本業としている業者を対象に見積合わせを依頼することが経済的かつ効果的な広告活動として適切である。【意見 5 1】

(5) 広告料について

広告料のうち、主なものは大分市ホームタウン推進事業の一環として、大分トリニータのホームゲーム開催時に、スタジアム内の広告看板及び大型マルチビジョンでの本市情報発信CMを上映し、市内外から訪れる多くの来場者に本市の施策を広く広報するための費用である。

(監査手続)

広告料に関する支出負担行為について、施行伺い、見積調書、契約書、契約の締結並びに支出について(伺)等の資料を閲覧し、支出負担行為が適切かどうか、市民への周知に効果的な広告となっているか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・実績報告における現物の確認

大分市ホームタウン啓発看板広告料の平成 31 年 3 月 30 日の実績報告にて、広告掲載日付(対象期間平成 31 年 3 月 2 日～平成 31 年 3 月 30 日)及び看板のデザインを報告しているが、デザインの一つは広告掲載日付時点で終了した事業(「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」(開催期間 平成 30 年 10 月 6 日～平成 30 年 11 月 25 日))の看板となっており、実績報告の内容として適切ではない。

実績の報告は、実際に使用した看板とすべきである。【意見 5 2】

(6) ホームゲーム観戦招待実施委託料及び大分市スペシャルデー実施業務委託料

ホームゲーム観戦招待実施委託料は、プロスポーツ 3 チームの試合観戦や選手を身近に感じる機会を提供するために、次の事業の実施を委託している。

- ・ホームゲーム市民無料招待事業
- ・プロスポーツふれあい促進事業
- ・ホームゲーム大分市親子観戦 DAY

また、大分市スペシャルデー実施業務委託料は、大分トリニータのホームでの試合の一つにホームタウンDAYを設定し、各種イベントの他、大分市政の情報発信等を実施する。

(監査手続)

各委託料に係る業者選定過程、支出負担行為が適切かどうか、その効果がどのように表れているかどうかについて、関連調書の閲覧及び担当者に対する質問を実施した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(7) おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金

おおいたホームタウン推進協議会は、プロスポーツ 3 チームを地域が一体となって支える体制を構築し、市民がスポーツに接する様々な機会を創出するとともに、市民の一体感の醸成や地域活性化に寄与することを目的として結成されている。

当協議会は、おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金により、スポーツ文化の振興やチームの応援を通じた地域住民との協働を推進し、地域への愛着や誇り、一体感を育むなどスポーツによるまちづくりを目指す団体であり、主として次の事業を実施している。

事業	内容
パートナー支援事業	「お試し観戦チケット」を作成し、試合観戦のハードルの一つである「チケット代」をプロスポーツ 3 チームと協議会が負担し、試合観戦のきっかけを提供
地域交流事業	地域イベント等の実施や活動への参加に向けた調整
広報事業	SNS 等を用いてプロスポーツ 3 チームやおおいたホームタウン推進協議会の PR、観戦情報等を発信するほか、商店街での前節次節看板の設置、市庁舎での応援横断幕掲示等によりプロスポーツ 3 チームの存在をアピール

(監査手続)

おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金について、支出負担行為が適切かどうか、おおいたホームタウン推進協議会の活動が適切に報告されているかどうかについて、実施報告書等関連調書の閲覧及び担当者に対する質問を実施した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2. スポーツ振興総務費

(1) 事業の概要

スポーツ振興総務費の事業費の推移は次のとおりである。

(単位：円)					
節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
旅費	74,270	13,600	75,170		
共済費				238,026	250,570
賃金				1,677,000	1,508,910
需用費	1,494,944	1,356,828	1,250,685	2,463,586	1,107,492
役務費	225,714	224,845	228,762	400,000	398,164
使用料及び賃借料				0	0
備品購入費				372,304	0
負担金補助及び交付金	4,000	6,500	4,000	15,000,000	15,000,000
補償補填及び賠償金	32,991,560				
合計	34,790,488	1,601,773	1,558,617	20,150,916	18,265,136

(出典：決算状況調書)

そのうち主要な支出は、平成29年度及び平成30年度のSPORTS of HEART in OITA開催に係る一般社団法人スポーツ・オブ・ハートへの負担金である。

SPORTS of HEARTはパラリンピアンへの呼びかけにより、“すべての人たちが共に分かち合い心豊かに暮らせるニッポン”を目指すプロジェクトとして発足した。ともに豊かな未来の日本を創造するために、健常者と障がい者の枠を超え、スポーツ選手・ミュージシャン・文化人・団体・企業・省庁協力し、昨年に引き続いて3日に係るイベントを開催した。

大分市は、SPORTS of HEART in OITA開催補助金交付要領に基づき、主催団体である一般社団法人スポーツ・オブ・ハートに対し、予算の範囲内で補助金を負担している。

(2) SPORTS of HEART in OITAの概要

日時	平成30年9月21日～23日
会場	JR大分駅府内中央広場・近隣小学校 他
入場料	無料
主催	一般社団法人スポーツ・オブ・ハート
主たるイベント	・高橋尚子の陸上教室 ・ノーマライズ駅伝 ・スポーツアトラクション ・トークショー&パフォーマンス ・グリーンコープマルシェ ・お笑いライブ、ファッションショー 他

(3) 予算及び実績の状況

平成30年度		(単位：円)	
		予算	実績
収入	企業協賛金（大分県）	40,000,000	34,758,375
	助成金（大分市）	15,000,000	15,000,000
	助成金（大分県）	1,000,000	1,000,000
	チャリティTシャツ収入	2,750,000	3,739,800
	収入 合計	58,750,000	54,498,175
支出	出演・音楽・文芸費	21,000,000	19,178,199
	舞台・会場・設営費等	24,100,000	18,039,717
	賃金・旅費・報奨金	0	10,834,670
	雑役務費	6,350,000	5,664,354
	通信・委託費・補助金 他	7,300,000	781,235
	支出 合計	58,750,000	54,498,175
	内 対象経費		49,257,205
	内 対象外経費		5,240,970

(出典：SPORTS of HEART in OITA 事業報告)

(4) 評価指標 主催者公表値

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
来場者数	約 75,000 人	約 87,000 人
メディア露出換算金額	405,436,389 円	205,722,677 円
SNSによるリーチ数	266,847 リーチ	1,156,530 リーチ
SNSによるインプレッション数	573,553,290 インプレッション	420,000,000 インプレッション

(出典：SPORTS of HEART in OITA 事業報告)

(監査手続)

補助金の支出に関する負担行為が適切になされているかどうかについて、補助金交付申請書及び添付書類、補助金交付決定通知書、支出負担行為決議書、実績報告書及び添付書類、補助金額確定通知書、補助金交付請求書等の閲覧、担当者への質問により検討するとともに、実績報告における収支決算書の内訳が補助対象経費として適切かどうか検討した。

(外部監査の結果)

・補助金等申請書における正式名称の記載

団体名の正式名称は、一般社団法人スポーツ・オブ・ハートであるところ、次の要領及び書面にて一般社団法人スポーツオブハートと誤記していた。

- ・SPORTS of HEART 2017in OITA 開催補助金交付要領
- ・SPORTS of HEART in OITA 開催補助金交付要領
- ・SPORTS of HEART in OITA 実績報告書

要領と実績報告書及び実在する団体名が違えば、異なる団体への補助も危惧される可能性がある点で、本件の補助金の交付の是非は微妙な問題があることから、正確な対応が求められる。【結果 1 3】

・所管部署の記載

平成 31 年 2 月 5 日付の SPORTS of HEART in OITA 実績報告書中、交付決定した文書の記載において、交付決定のあった補助金の番号を本来「スポ振第 600 号-1」とすべきところ、「第 600 号」と所管部署の記載がなかった。所管部署の記載は、交付決定の基礎となる文書の所管を示す重要な記載であるため、適切な対応が求められる。【結果 1 4】

3. 公共施設案内・予約システム管理運営事業

(1) 事業の概要

大分市では、公共施設案内・予約システムの改修やリニューアルを継続的に実施している。

当該事業により、大分市に設置してある体育施設・文化施設の予約業務・抽選業務を一体化し、公共施設の案内情報や空き情報の照会を利用者に提供する。さらに、利用者登録により、インターネット、街頭端末や携帯電話から予約の申し込みが可能になる。

なお、平成 31 年 4 月からは、大分都市広域圏（大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町）における相互利用により、これまで以上に住民サービスの向上が図られたところである。

(2) 評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者登録数（件）	16,893	18,270	19,205	20,054	20,054
年間予約件数（件）	136,486	139,758	141,676	141,646	141,646

（出典：事務事業評価個表）

（監査手続）

事務事業評価個表を閲覧し、事業の評価が適切か否か検討した。

（外部監査の結果）

・事務事業評価個表における実績値の正確な入力

事務事業評価個表における評価指標の平成 29 年度実績と平成 30 年度実績が上記のとおり同値であった。事務事業評価における指標はその年度の事業の成果が表れているかを適切に表す指標として設定されているため、正確な数値による事業の評価及び過年度からの推移を確認することは極めて重要である。過年度からの推移による事業の成果の確認が求められる点においても、入力値の正確性には慎重を期す必要がある。【結果 1 5】

(3) 事業費の推移

(単位：円)

節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
需用費	591,775	814,735	696,924	624,132	952,992
役務費	346,744	355,302	358,990	337,720	362,472
委託料	9,917,861	10,454,227	10,664,827	9,827,827	9,827,827
使用料及び賃借料	11,574,792	12,441,600	12,441,600	12,441,600	12,441,600
合計	22,431,172	24,065,864	24,162,341	23,231,279	23,584,891

(出典：決算状況調書)

(4) 主たる支出負担行為の推移

(単位：千円)

	業者名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
システム機器保守業務委託	富士通株式会社 大分支店	3,882	4,235	4,235	4,235	4,235
システム保守業務委託	富士通株式会社 大分支店	5,592	5,592	5,592	5,592	5,592
予約システム機器のリース契約	富士通リース株式会社 九州支店	11,574	12,441	12,441	12,441	12,441

上記委託契約の契約状況は次のとおり

件名	システム機器保守業務委託	システム保守業務委託	システム機器のリース契約
契約方法	随意契約	随意契約	一般競争入札による契約
委託先	富士通株式会社 大分支店	富士通株式会社 大分支店	富士通リース株式会社 九州支店
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	平成 26 年 5 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日
契約金額	4,235,587 円	5,592,240 円	1,036,800 円 (月額) 61,171,200 円 (総額)
入札参加者数	－	－	2 者

大分市公共施設案内・予約システム機器のリース契約は当該システム端末を大分市役所等の主要な公共施設に設置し、そのソフトを利用するための契約であり、市民利用の利便性の観点から5年間の契約となっている。

大分市公共施設案内・予約システムの機器及びソフトは常に安定した稼働を確保していなければならないため、付随するシステム機器保守契約及びシステム保守契約についても、機器及びソフトのシステム全体の構成を適切に把握し、損なうことのないよう管理できるものに限られることから、当該システムの開発業者と随意契約することとしている。

(5) 需用費について

需用費のうち主たるものは、大分市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書の作成に係る印刷製本費やインクカートリッジの購入等に係る消耗品等である。

(監査手続)

印刷製本費 6 件のうち任意の 2 件を抽出し、物品購入に係る支出負担実務が適切になされているか、関連書類及び担当者への質問により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・システム利用登録申請書に係る非経済的な発注

本件申請書の成果物の形式が利用可能であるかどうかの確認が不十分であったため、実質的に同一の委託業務を 2 度発注する必要が生じた事例であり、納品前の確認業務などで 2 度目の発注は未然に防止できたことから、今後は業務の進め方について十分に留意されたい。【意見 5 3】

サイシン印刷株式会社に大分市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書にかかる次の 2 つの申請書作成を依頼しており、納品までの作成過程は次のとおりである。

大分市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書の作成 291,600 円

- ・平成 31 年 2 月 1 日 物品購入申込書 起票
- ・平成 31 年 3 月 25 日 3 者より見積書 入手
- ・平成 31 年 3 月 25 日 物品購入（支出）伺 決裁
- ・平成 31 年 3 月 25 日 請け書 受領
- ・平成 31 年 3 月 25 日 納品書 受領
- ・平成 31 年 3 月 25 日 請求書 受領

おおいた公共施設案内予約システム利用者登録申請書の作成 237,600 円

- ・平成 31 年 3 月 27 日 3 者より見積書 入手
- ・平成 31 年 3 月 27 日 物品購入（支出）伺 決裁
- ・平成 31 年 3 月 27 日 請け書 受領
- ・平成 31 年 3 月 27 日 納品書 受領
- ・令和元年 5 月 15 日 請求書 受領

担当者に確認したところ、上記 2 件は同一の書類の作成過程で発注されたものであり、①大分市公共施設案内予約システム利用者登録申請書の成果物受領後、申請書中の使用料口座振替依頼・自動払込利用申込書が処理できないことが判明したため、改めて②おおいた公共施設案内予約システム利用者登録申請書として発注したとのことである。

原稿の作成段階で、あらかじめ金融機関をはじめとする関係者に当該形式が利用可能かどうか確認した上で、成果物作成過程に進めることにより一度の発

注で済んでいたため、今回の２件目の発注は必要なく非経済的であるといえる。

経済的な物品発注のために、成果物が利用可能かどうかをその作成段階であらかじめ関係者に確認することで支出負担の軽減につながったと考えられることから、今後の業務履行にあたって留意されたい。

４．県民体育大会事業

（１）事業の概要

主要な支出は第 71 回大分県民体育大会に係る大分市体育協会への補助金である。

第 71 回大分県民体育大会は、「与えよう勇気！ 伝えよう熱気！ 県南に夢と感動を」を大会スローガンに、広く県民の間にスポーツを普及・振興させ、県民の健康増進と体力の向上を図り、明るく豊かな県民の生活の形成に資するとともに、地方文化の高揚と地域の活性化に寄与することを目的として開催されている。

大分市としては、次の費用負担として大分市補助金等交付規則第 3 条に基づき、大分市体育協会に概算交付し、実績が確認できた段階で超過分を戻入決議兼通知書に基づき戻し入れている。

- ・ 郡市対抗競技 33 協議会及び公開競技 6 競技会によって運営される大会へ大分市チームとして参加
- ・ 計画的選手強化の推進
- ・ 各競技の強化費用、参加費用の一部を補助

なお、大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024 では、県民体育大会の優勝種目数の令和元年度目標として、優勝種目数 27 種目を掲げている。

（２）評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
優勝種目数（回）	22	25	22	18	17
総合優勝	総合優勝	総合優勝	総合優勝	総合優勝	総合優勝

（３）支出負担行為の推移

(単位：円)					
節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
旅費	46,400	17,400	42,050	26,100	46,400
需用費	328,028	321,508	320,344	319,032	299,592
役務費	292,702	304,760	292,565	8,737	6,158
使用料及び賃借料	0	73,920	75,920	77,000	75,450
負担金補助及び交付金	8,923,148	6,681,000	9,710,300	7,130,688	8,270,647
合計	9,590,278	7,398,588	10,441,179	7,561,557	8,698,247

(出典：決算状況調査)

（４）第 71 回大分県民体育大会の概要

日時	平成 30 年 9 月 8 日～10 日
会場	県南ブロック
主催	大分県・大分県教育委員会・ 公益財団法人大分県体育協会・全市町村 全市町村教育委員会並びに全郡市体育協会

実施競技数 43 競技
参加実人数 8,305 人

(5) 第 71 回大分県民体育大会の予算及び決算の状況

予 算				決 算			
(収入)		(単位：円)		(収入)		(単位：円)	
項目	金額	内訳		項目	金額	内訳	
県民体育大会補助金 (大分市より)	10,039,000	概算交付		県民体育大会補助金 (大分市より)	10,039,000	概算交付	
				戻入	-1,768,353	精算による戻し入れ	
合計	10,039,000			合計	8,270,647		

(支出)				(支出)			
項目	金額	内訳	金額	項目	金額	内訳	金額
出場費	5,577,726	旅費	1,681,386	出場費	3,070,690	旅費	1,279,180
		宿泊費	2,222,640			宿泊費	298,410
		栄養費	836,500			栄養費	746,200
		日当	837,200			日当	746,900
激励費	510,000			激励費	510,000		
強化費	3,763,904	選手選考会	1,064,000	強化費	3,806,912	選手選考会	1,064,000
		強化練習会	2,036,160			強化練習会	2,076,480
		特殊種目費	528,000			特殊種目費	528,000
		通信費	135,744			通信費	138,432
事務局費	187,370			事務局費	883,045	監督選手委嘱状	19,440
						ボロシャツ、パンツ	72,272
						保険料	163,345
						高遠料金	24,840
						競技用ゼッケン	40,296
						開会式日当	39,000
						報告会	100,000
						クリーニング	22,100
						会場入場料	3,000
						国体視察旅費	74,840
						国際大会視察旅費	238,800
						市旗、消防局旗	77,120
						事務用品	7,992
合計	10,039,000			合計	8,270,647		

(監査手続)

補助金の支出に関する負担行為が適切になされているかどうかについて、補助金等交付申請書及び添付書類、補助金等交付決定通知書、支出負担行為決議書、補助事業等実績報告書及び添付書類、補助金等交付確定通知書、補助金等交付請求書等の閲覧、担当者への質問により検討した。

また、実績報告における収支決算書の内訳が補助対象として適切かどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・補助金の目的外流用の是非と支援団体の適切な利用指導

補助金申請予算内容と異なる支出が行われた場合、申請目的での予算残を他の費用に流用することは適切といえず、補助金の適切な利活用が図られるよう周知と指導徹底を図るべきである。【意見 5 4】

平成 30 年の収支予算書では宿泊費の予算 2,222,640 円であるが、県南の開催であり、想定より宿泊客がいなかったとの理由で決算では 298,410 円となっている。

一方で事務局費は予算 187,370 円に対し、決算では 883,045 円となっており、当初予算になく、県民体育大会とは関係が希薄な国際大会視察旅費 238,800 円等の支出に費やされている。

補助金の支給を受ける団体における補助金の適切な利用及び当初の補助金申請時点で宿泊費としての目的で補助金を負担した趣旨に鑑みれば、利用されなかった宿泊費分は戻入とし、事務局費についてもあらかじめ申請した予算の範囲で支出すべきで、事実上の補助目的外の流用と認められることから適切とはいえない。

また大分市としても補助金の適切な利活用が図られるよう周知と指導徹底を行うべきである。

・大分市総合計画(おおいた創造ビジョン 2024)における目標値との乖離について

大分市総合計画(おおいた創造ビジョン 2024)の目標値である「県民体育大会での優勝種目数」27 種目に対し、近年の実績は年々乖離する一方という現状である。これまでの戦略的な取組みの有効性などについて検証が十分に行われているかどうかという点も含め総括的な吟味が必要であり、当該目標水準の設定方法もさることながら、関連する事業領域の K G I ・ K P I としての目標指標の設定そのもののあり方についても再検討されたい。【意見 5 5】

大分市総合計画(おおいた創造ビジョン 2024)の目標値である県民体育大会での優勝種目数 27 種目に対し、マイルストーンとしての経年の実績は年々乖離している現状にある。かかる状況が、現状の県民体育大会事業が有効とはいえないということになるのかどうかを検証する必要がある。

事務事業評価においては、かかる実績状況であっても「市民の健康の保持増進と体力の向上、またスポーツを通じた地域の活性化に大きく寄与する。さらにスポーツに対する市民の興味・関心が高まり、競技力の向上はもとより、地域でのスポーツ活動や競技団体の活動がさらに活発化することができるとの総括のもと事業効果が「B. やや高い」との総合評価であった。

これは、評価指標に「総合優勝」ということが挙げられており、大分市は継続して総合優勝を果たしていることが関係していると思われるが、大分県内における唯一の中核都市で、取組み等の成果であると認められる側面はあるものの、県内他都市との人口比などを勘案すれば事業成果としての評価にどれくらいの意義があるのか疑問にも感じられる。

県体での優勝種目数が基準年度である平成 27 年度の 25 種目と比較しても、令和 2 年度の目標 27 種目と比較しても、平成 30 年度の実績が 17 種目であるため当該指標の達成状況は所期の成果と乖離しているものの、当該事業成果は確実に挙がっているといえるのであろうか。それでも事業成果は十分であるとするならば、目標指標と事業の有機的関連性は希薄であるということにならないかという点においても疑問に感じられるところである。

これまでの戦略的な取組みの有効性などについて検証が十分に行われているかどうかという点も含め、いま一度総括的な吟味が必要である。現状では、目標指標であるK P I と、それを実現するために有効であるとしている県民体育大会事業のK F S に有機的な関連性が見いだせないといえる側面もあるのではないだろうか。

よって、当該目標水準の設定方法もさることながら、関連する事業領域のK G I ・K P I としての目標指標の設定そのもののあり方についても再検討し、行政としての事業実施の有効性をより疎明できる仕組みを改めて検討されたい。

5. スポーツ推進委員事業

(1) 事業の概要

スポーツ推進委員事業は、スポーツ推進委員の協力体制を確立して資質の向上を図り、地域住民に対してスポーツの実技指導や、その他スポーツに関する指導・助言を行うことによって地域スポーツの振興を図る事業である。

- ・校区・地区住民の先頭に立って日常の地域スポーツの調整役となり、各種スポーツ大会の企画、運営に携わる活動を行う。
- ・総合型地域スポーツクラブの運営、育成に向けた中心的な役割を担う。

(2) 評価指標

研修会の参加率＝総参加者数÷{209(委員定数)×研修会数}

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
研修参加率 (%)	35	51	44	44	36

(監査手続)

研修会の参加率がスポーツ推進委員事業の評価指標として適切か検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・評価指標としての研修会参加人数

平成 30 年度の研修会の開催数は 3 回であるが、3 回全ての研修会に参加した推進委員は 34 人にとどまる一方で、一度も参加していない推進委員は 81 人にのぼる。研修会の内容はそれぞれ異なることから、全ての推進委員の参加が理想であるという点では、現在の評価指標は理解できるものの、こうした現状を踏まえ、まずは全ての推進委員が研修会に参加することを目標とするなど、より実態を表す評価指標を用いることも検討されたい。【意見 5 6】

研修会名	参加人数	参加回数	人数	構成比
大分市前期研修会	88	0回	81	38.8%
大分市後期研修会	93	1回	43	20.6%
大分地区研修会	66	2回	51	24.4%
合計	247	3回	34	16.3%

(3) 事業費の推移

(単位：円)					
節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報酬	9,541,708	9,572,200	9,514,981	9,564,545	9,533,265
報償費	5,000	10,000	15,000	15,000	15,000
旅費	412,240	926,610	1,123,080	1,345,220	1,948,770
需用費	208,974	2,964,628	342,068	906,751	479,865
使用料及び賃借料	66,960	299,220	385,080	423,010	355,580
負担金補助及び交付金	1,178,600	498,600	493,800	506,100	446,600
合計	11,413,482	14,271,258	11,874,009	12,760,626	12,779,080

(出典：決算状況調査)

(4) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項の規定にて、教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）により当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、委嘱を受けたものである。

スポーツ推進委員は209名を定数とし、その任期は2年とし、大分市住民のスポーツの推進に関して、その分担する地域で次の職務を行っている。

- ・ スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと
- ・ 必要に応じてスポーツの実技の指導を行うこと
- ・ スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること
- ・ 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること
- ・ スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること
- ・ 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のために指導助言を行うこと

(5) スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員協議会は、校区・地区のスポーツ推進委員及び市の推薦する学識経験者をもって構成されており、その会議は総会・評議員会及び理事会とされている。

役員構成

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 若干名
- ・ 理事 若干名
- ・ 評議員 43名

・監事 2名

スポーツ推進委員協議会の目的は、スポーツ推進委員相互の連携を密にし、その健全な発展を図り、もって大分市における体育・スポーツ・レクリエーションの普及に寄与することとしており、次の各事業を行うこととしている。

- ・スポーツ推進委員相互の連絡調整に関すること
- ・スポーツ推進委員の資質向上を図るための研修会及び講習会等の開催に関すること
- ・体育・スポーツ・レクリエーションの啓発、開発に関すること
- ・その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

平成30年度については、ブロック別女性バレーボール大会、校区地区別のソフトボールや軟式野球の実施の他、各種研修会を行っている。

平成30年度決算の状況

			(単位：円)		
収入	予算	決算	支出	予算	実績
会費	1,045,000	1,045,000	広報費	160,000	0
繰越金	792,481	792,481	研修費	160,000	118,769
利息	50	9	旅費	220,000	744,800
その他	80,000	102,800	厚生費	900,000	756,859
			事務局費	170,000	7,952
			全国連合普通会費	104,500	104,500
			予備費	114,428	0
収入 合計	1,917,531	1,940,290	支出 合計	1,828,928	1,732,880

(出典：大分市スポーツ推進委員協議会 収支決算書)

(監査手続)

大分市スポーツ推進委員協議会の事業報告及び規約等の確認及び担当者に対する質問により協議会運営が適切になされているか。大分市民のスポーツ・レクリエーションの普及に寄与する事業となっているか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・設置機関である監事による監査の実施と協議会の開催

大分市スポーツ推進委員協議会の収支決算の監査は、監事が行うべきであるが、平成31年4月1日提出の監査報告では、その役職が監査委員となっており設置機関との齟齬が生じている。監査報告の署名呼称の記載誤りであるが、監査委員の監査を受けているとの誤解を招く可能性があるため、規約に基づいて設置した機関としての監事が監査を実施したとすべきである。【意見57】

(6) 報酬

報酬 9,533 千円はスポーツ推進委員 209 名に対する年間の報酬 45,800 円であ

る。実際の支給時には、源泉所得税を差し引いた残額を振り込むこととしている。

(監査手続)

報酬について、適正な金額が支払われているか、支出負担行為が適切か否かについて、支出負担行為決議及び支出命令書の閲覧及び担当者に対する質問により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・スポーツ推進委員の業務の活性化

スポーツ推進委員の報酬は一年を通じて一定額であるが、推進委員の理事、各担当者に任命された者、あるいは研修会への参加頻度等、事実上ほぼ関与しない推進委員との間で、実質的な不均衡が生じうる。積極的に推進委員活動を実施する委員の労力に報いるよう、たとえば研修会参加を必須とすることや研修会の回数を増やすこと等、業務が平準化し、かつ活性化する措置を検討することが望ましい。

【意見 58】

(7) 旅費

旅費のうち主たるものは第 61 回九州地区スポーツ推進委員研修大会として、12 名を沖縄に派遣した際の交通費負担分 831 千円である。

(監査手続)

旅費に対する支出負担行為が適切かどうか、旅費条例に沿った適正金額となっているかどうか、私的な旅行分が旅行程中に含まれていないかどうかについて、案内冊子、旅費命令簿・依頼簿の閲覧及び担当者に対する質問により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

6. 体育奨励事業

(1) 事業の概要

体育奨励事業では、別府大分毎日マラソン大会への負担及び大分市体育協会の運営費を補助している。

(2) 事業費の推移

(単位：円)

節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報償費	75,060	92,340	79,380	76,680	104,220
旅費	279,500	276,600	276,600	288,400	278,050
負担金補助及び交付金	14,464,500	14,710,000	14,283,640	14,476,940	14,695,000
合計	14,819,060	15,078,940	14,639,620	14,842,020	15,077,270

(出典：決算状況調書)

平成30年度における負担金の内訳は次のとおり

負担先	金額(円)
別府大分毎日マラソン大会負担金	3,000,000
大分市体育協会運営費補助金	11,695,000

(3) 別府大分毎日マラソン大会

① 大会の概要

別府大分毎日マラソン大会は、昭和27年に始まった日本におけるマラソンの三大クラシックレースであり、大分市を中心として開催することで、市民がトップレベルの選手の走りを間近に見ることができ、スポーツに対する興味関心を育むと同時に、テレビ中継を通して大分市の情報を全国に発信している。

② 大会の予算及び決算の状況

(単位：円)

収入	予算	実績	支出	予算	実績
公的機関負担金	12,800,000	12,800,000	準備費	11,300,000	10,581,164
一般企業負担金	11,000,000	11,000,000	運営費	15,765,000	15,429,121
大会参加申込料	38,000,000	39,950,000	開催費	9,600,000	9,556,188
放映料	42,550,000	42,451,000	協議費	41,790,000	41,721,564
その他	1,284,050	1,271,213	事務局費	3,451,682	3,419,489
繰越金	3,602,632	3,602,632	特別経費	27,330,000	23,027,778
			次期繰越金		7,339,541
収入 合計	109,236,682	111,074,845	支出 合計	109,236,682	111,074,845

(出典：第68回別府大分毎日マラソン大会 決算書)

(監査手続)

負担金の支出に係る手続が適切かどうかについて関連書類の閲覧及び担当者に対する質問を行うとともに、事業の評価が適切になされているかどうかを検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・事業の評価を表す評価指標の設定

体育奨励事業は目標となる評価指標は設定されていない。事業費として支出負担がある以上、大会の性質、支出負担行為の性質から事業の存続を判断する上での参考指標として、次の項目を参考にしたいうえで、目標となる指標を設定することが望ましい。【意見59】

(K P I の設定例)

- ・視聴率
- ・参加者数
- ・県内選手参加者数
- ・申込倍率
- ・推計応援者数 など

(4) 大分市体育協会運営費補助金

① 概要

大分市体育協会運営事業は、日常生活におけるスポーツの実践を基盤に地域の特性を生かした「特色ある地域スポーツ活動」の展開をはじめ、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツイベントの充実を通して、自ら進んでスポーツに親しむ市民の育成を図っている。

主たる活動は、夏季のブロック別女性バレーボール大会、地区対抗の体育大会・卓球・野球・駅伝大会を企画するほか、県民体育大会や別府大分毎日マラソンへの協力等がある。

② 評価指標 多世代参加型行事への参加人数

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数 (人)	28, 205	36, 352	34, 238	28, 307	28, 307

(出典：事務事業評価個表)

(監査手続)

事務事業評価個表を閲覧し、事業の評価が適切か否かを検討した。

(外部監査の結果)

・事務事業評価個表における実績値の正確な入力

事務事業評価個表における評価指標の平成 29 年度実績と平成 30 年度実績が 28, 307 人と同値であった。事務事業評価における指標はその年度の事業の成果が表れているかを適切に表す指標として設定されているため、正確な数値による事業の評価及び過年度からの推移を確認することは極めて重要である。

入力値は正確であることは当然であり、過年度からの推移による事業の成果の確認が有用である。【結果 1 6】

③ 大分市体育協会の収支の状況

			(単位：円)		
収入	予算	決算	支出	予算	実績
市補助金	21,734,000	19,965,647	運営費	2,596,118	2,405,456
県補助金	180,000	180,000	事務局費	300,000	109,338
合同新聞社補助金	350,000	350,000	県体協負担金	2,296,118	2,296,118
繰越金	682,751	682,751	事業費	20,151,000	17,978,838
雑入	367	20,029	補助金	19,721,000	17,878,838
			校区地区体育協会活動費	6,416,000	6,416,000
			競技団体活動費	1,026,000	1,026,000
			大分市スポーツ少年団活動費	700,000	700,000
			県内一周駅伝大会出場費	1,450,000	1,376,191
			全九州都市対抗陸上競技大会出場費	90,000	90,000
			県民体育大会出場費	10,039,000	8,270,647
			交付金	430,000	100,000
			体力相談事業	150,000	60,000
			モデル団体指定事業	80,000	40,000
			研修費	200,000	0
			予備費	200,000	100,000
			次期繰越金		714,133
収入 合計	22,947,118	21,198,427	支出 合計	22,947,118	21,198,427

(出典：平成30年度大分市体育協会収支決算書)

(監査手続)

大分市体育協会運営費補助金について、大分市体育協会の事業計画、収支決算書、補助金等交付申請書及び支出負担行為決議書等を確認、担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切になされているかどうかを検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

7. 社会体育振興事業

(1) 事業の概要

市民のスポーツに対する興味・関心を創出し、本市におけるスポーツ振興や競技力の向上のために次の事業を行っている。

- ① 校区・地区における各種スポーツ大会や教室、体力テスト会の実施
- ② 初心者・多世代でも楽しめる体育教室やプログラム、競技の企画・実施
- ③ スポーツ推進審議会の開催
- ④ 高校生以上の全国大会出場団体に補助金を交付
- ⑤ 大分市スポーツ少年団加盟団体及び個人またはクラブチーム等に所属する小中学生で九州・全国大会出場権を獲得したチーム・団体に対する補助金の交付
- ⑥ 東京オリンピック競技大会への出場有望選手に対する大会派遣費や消耗品補助

(2) 事業費の推移

(単位：円)					
節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報酬	481,900	331,800	0	0	488,521
報償費	2,768,022	2,893,823	3,088,623	2,967,807	2,716,146
旅費	0	9,660	17,960	124,630	104,450
需用費	1,441,445	1,540,340	1,684,920	1,327,586	1,636,066
通信運搬費	0	0	0	0	470,081
委託料	1,293,840	81,000	162,000	0	878,040
使用料及び賃借料	21,630	109,446	92,660	11,500	11,500
負担金補助及び交付金	14,968,490	14,344,398	17,527,711	16,376,284	26,024,053
合計	20,975,327	19,310,467	22,573,874	20,807,807	32,328,857

(出典：決算状況調査書)

(3) 評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
スポーツフェスタ 総参加者数 (人)	4, 507	5, 048	5, 235	5, 235	4, 091

(出典：事務事業評価個表)

(4) 謝礼金

大分市では、スポーツ振興のためにスポーツ教室の講師や看護師、審判等の業務を行ったものに対して謝礼を行っている。

(監査手続)

謝礼金 72 件のうち任意の 1 件を抽出し、審判謝金受領書、精算書等を閲覧し、支出負担行為が適切に実施されているか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(5) 印刷製本費

市はスポーツフェスタに関するチラシの作成や市長杯の賞状等について外部業者に作成を依頼している。

(監査手続)

印刷製本費 7 件のうち任意の 1 件を抽出し、関連書類を閲覧し、支出負担行為が適切に実施されているか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(6) 大分市生き粋スポーツ振興補助金

市は学校や単独の事業者が全国大会等で県外へ遠征する際、大分に在住する選手については、旅費の補助として大分市生き粋スポーツ振興補助金を支給している。
支給額は次のとおりである。

- ・大会開催地が中国地域、四国地域及び九州地域の場合 参加者 1 人当たり 5,000 円
- ・上記以外 参加者 1 人当たり 7,000 円

(補助金交付件数及び金額)

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	18	22	17	14	17

金額（千円）	1,468	2,246	1,979	1,990	1,660
--------	-------	-------	-------	-------	-------

（出典：決算状況調書）

（監査手続）

大分市生き粋スポーツ振興補助金 17 件のうち任意の 1 件を抽出し、関連書類の閲覧及び担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているか検討した。

（外部監査の結果）

- ・補助金申請書類に係る申請書の様式について

大分市生き粋スポーツ振興補助金交付要綱の第 9 条にて、大会実績は様式 4 号と定めているところ、実際の実績報告書は様式第 3 号となっていた。

法令等で定めた様式に従い、事務を遂行すべきである。【結果 17】

（7） スポーツ少年団各種大会出場費補助金

市は市の登録を受けた大分市スポーツ少年団の選手が全国大会等で県外へ遠征する際、そのうち大分市に在住する選手について、旅費の補助としてスポーツ少年団各種大会出場費補助金を支給している。支給額は次のとおりである。

- ・交通費相当額の 1/2
- ・宿泊費 1 人当たり 1 泊につき 2,000 円

（補助金交付件数）

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	65	82	73	50	88
金額（千円）	9,307	8,657	10,743	6,642	10,112

（出典：決算状況調書）

（監査手続）

スポーツ少年団各種大会出場費補助金 88 件のうち任意の 3 件を抽出し、関連書類の閲覧及び担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているか検討した。

（外部監査の結果）

- ・補助金概算交付通知書における記載事項の不備

補助金概算交付通知書における交付決定年月日の日付の記載がなかったため、適切に記載すべきである。【結果 18】

(8) スポーツフェスタ運営補助金

市では大分市におけるスポーツの普及及び振興を目的として大分市スポーツフェスタを実施しており、その関連事業を支援するために、当該事業に対して補助金を交付している。

なお、大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024 では大分市スポーツフェスタの参加人数の令和元年度目標値を 6,000 人としている。

(評価指標及び支出の状況)

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総参加人数 (人)	4,507	5,048	5,235	5,235	4,091
負担金額 (千円)	2,292	2,370	2,969	3,278	3,205

(出典：事務事業評価個表)

(監査手続)

スポーツフェスタ運営補助金 21 件のうち任意の 2 件を抽出し、関連書類の閲覧及び担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているか検討した。

(外部監査の結果)

・補助金申請書類に係る申請書の様式について

大分市スポーツフェスタ関連事業実績報告書の様式が、大分市スポーツフェスタ関連事業補助金実施要項に定める様式と異なっている。法令等で定めた様式に従い、事務を執行すべきである。【結果 19】

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・前年と同値になっている評価指標について

事務事業評価個表の平成 28 年度と平成 29 年度の総参加人数が同数となっているが、担当者に確認したところ、29 年度は 5,045 人が実績とのことである。

事務事業評価個表において、スポーツフェスタの実績を図るうえで重要な指標である参加人数は正確に把握、記載すべきである。前年と同値であることは、当該個表を作成する過程で当然に比較すべき事項であるから、作成の際に注意すべきである。【意見 60】

(9) 東京 2020 オリンピック強化指定選手支援補助金

市では令和 2 年に開催される東京オリンピック競技大会へ日本代表選手として出場が有望な市在住及び出身選手に対して、国内外問わず大会への派遣費の補助や消耗品等の購入についての支援を行っている。

補助金の交付額については東京 2020 オリンピック強化指定選手支援補助金交付要綱別表にて次のように定めている。

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
海外大会等遠征費用支援型	海外で開催される大会、合宿等への参加	大会参加費、登録料、保険料、交通費、宿泊費、用具等輸送費及び通訳に係る経費のうち、個人で負担する部分	補助対象経費（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の額とし、300 万円を限度とする。
国内大会出場費用支援型	国内で開催される大会への出場	大会参加費、登録料、保険料、交通費、宿泊費及び用具等輸送費のうち、個人で負担する部分並びに指導者の旅費	補助対象経費（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の額とし、100 万円を限度とする。
強化練習費用支援型	強化練習	強化練習をする際の会場等使用料、用具等の消耗品費並びに強化練習のために招聘した臨時的な指導者、トレーナー（国家資格を有する者に限る。）及び栄養士（国家資格を有する者に限る。）への謝金のうち、個人で負担する部分	補助対象経費（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の額とし、100 万円を限度とする。

（監査手続）

東京 2020 オリンピック強化指定選手支援補助金 15 件のうち、任意の 4 件を抽出し、関連書類の閲覧及び担当者に対する質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているか検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

8. 総合型地域スポーツクラブ事業

（1）概要

市民の健康保持増進、地域活性化、地域の教育力の向上を目指し、市民の「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツ活動に取り組める地域主導による生涯スポーツ社会の構築を目指すために実施している。

- ・ 現在活動中の 15 クラブの自立・活動支援
- ・ 各クラブの運営委員会に出席し、指導・助言を行う
- ・ 補助金交付期間が終了したクラブに対して、引継ぎ支援する体制を整える

（2）評価指標

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
クラブ設立数	13	13	13	15	15
クラブ会員数（人）	－	－	9,352	9,352	9,505

（出典：事務事業評価個表）

（3）支援補助金

大分市が実施している総合型地域スポーツクラブにおける補助金は次のとおりである。

補助金名	内容	上限額
創設支援事業補助金	クラブ設立に対し最長2年間の支援	50万円 平成21年以前は120万円
自立支援事業補助金	設立後、最長5年の支援	100万円 平成22年以前は200万円
活動支援事業補助金	上記終了後、更なる基盤強化のため最長5年の支援	30万円

(4) 補助支出状況の推移

過去5年における支援実績は次のとおりである。

年度実績		(単位：千円、団体)				
活動支援 事業補助金	金額	1,800	2,100	3,000	3,300	3,900
	団体数	6	7	10	11	13
自立支援 事業補助金	金額	7,000	6,000	3,000	4,000	2,000
	団体数	7	6	3	4	2
創設支援 事業補助金	金額			1,000		
	団体数			2		
合計	金額	8,800	8,100	7,000	7,300	5,900
	団体数	13	13	15	15	15

(監査手続)

総合型地域スポーツクラブ活動支援事業補助金13件のうち任意の1件、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金2件のうち任意の1件を抽出し、各団体の事業計画、運営補助金交付申請書、支出負担行為決議書等の閲覧及び担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

9. 社会体育施設管理運営事業

(1) 事業の概況

地域に根差したスポーツの振興を推進する上で、社会体育施設が果たす役割は重要であり、市民の多様化したスポーツニーズ及び快適性の確保等の面においても有効活用されているスポーツ施設の計画的な整備は必要不可欠である。

このため、将来に向けての市全体の社会体育施設のあり方を検討しつつ、維持管理経費の節減につとめ、施設の修繕等についても緊急性に十分配慮しながら計画的に進めていくこととしている。

(2) 事業費の推移

(単位：円)					
節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報酬	928,048	906,400	885,448	757,632	800,928
共済費	29,800	32,650	21,244	0	14,883
賃金	1,956,240	1,920,800	1,930,470	1,974,560	1,922,310
報償費	0	70,000	77,000	0	70,000
需用費	38,954,867	39,722,637	39,351,424	54,535,509	63,529,689
役務費	849,233	867,087	862,553	1,273,477	485,000
委託料	143,398,663	144,999,492	151,519,749	157,746,397	186,838,239
使用料及び賃借料	368,446	369,166	378,766	257,840	383,572
工事請負費	9,264,618	8,050,536	3,804,300	13,777,452	9,956,736
原材料費	456,624	467,370	320,760	258,228	266,911
備品購入費	9,520,200	13,608,000	12,832,993	22,374,144	19,968,120
負担金補助及び交付金	2,916,546	3,229,921	3,451,614	7,764,417	4,636,725
補償金	0	0	3,727,121	8,394,442	0
償還金利子及び割引料	130,230	35,340	326,090	94,650	85,630
合計	208,773,515	214,279,399	219,489,532	269,208,748	288,958,743

(出典：決算状況調査)

(3) 評価指標

なし

(4) 施設の利用状況

各スポーツ施設における使用実績は次のとおりである。

(単位：人)						
施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大在東グラウンド	11,905	11,626	9,944	13,700	13,670	20,400
国分運動広場	4,223	8,170	6,587	4,967	6,084	15,851
野津原第一球場	14,746	12,686	10,625	8,961	16,133	14,173
野津原第二球場	3,106	2,820	3,534	3,406	9,531	4,907
野津原グラウンド	6,521	7,526	10,047	10,321	8,722	6,367
田中グラウンド	29,149	34,555	46,775	37,178	49,416	48,411
田中体育館	3,981	4,969	1,284	4,738	3,779	3,939
鶴崎スポーツパークグラウンド	4,604	6,165	5,122	4,483	20,300	20,582
鶴崎テニスコート	49,507	24,117	36,136	37,271	32,016	27,146
西部スポーツ交流ひろば	46,626	49,466	51,593	53,075	65,705	75,796
学校ナイター（大在）	1,899	1,137	893	1,004	203	1,411
学校ナイター（戸次）	1,266	1,924	1,877	1,197	730	788
学校ナイター（植田西）	1,819	1,826	1,882	2,381	1,164	1,604
学校ナイター（田尻）	6,153	4,807	7,507	9,701	6,978	6,862
七瀬川自然公園グラウンド	16,263	14,405	10,300	10,222	21,342	28,757
南大分体育館	111,982	114,923	113,726	119,792	121,684	126,337
市営陸上競技場	100,602	102,882	132,030	135,564	125,054	131,188
舞鶴球場	56,862	64,701	50,552	50,823	52,224	49,458
舞鶴テニスコート	69,129	72,623	57,985	53,934	68,895	69,344
南大分スポーツパークグラウンド	92,210	65,362	55,173	42,721	56,826	87,565
南大分スポーツパークテニスコート	9,050	7,771	13,656	10,470	7,646	7,316
日吉原体育館	31,434	37,962	36,169	32,725	15,996	16,526
日吉原球場	13,923	12,502	11,833	8,003	13,864	20,691
日吉原テニスコート	12,832	9,489	10,692	9,356	11,585	12,688
日吉原弓道場	0	60	80	113	101	375
松栄山球場	8,416	6,264	6,288	6,794	6,259	8,527
向原ソフトボール場	2,691	1,884	1,890	1,987	1,944	2,296
向原テニスコート	11,829	10,095	8,944	7,987	8,478	7,085
弁天島公園グラウンド	14,513	11,835	1,140	960	72	8,872
日岡グラウンド	15,756	7,997	3,335	9,105	38,348	27,352
日岡テニスコート	23,640	17,234	18,107	15,940	15,684	13,164
松原球場	16,852	12,457	15,701	12,634	21,366	22,483
桃園球場	12,301	12,596	13,668	11,545	15,754	10,441
桃園テニスコート	14,848	13,914	14,134	12,934	13,912	13,900
鶴崎公園グラウンド	9,943	11,349	10,278	10,030	12,814	14,114
鶴崎弓道場	1,587	1,718	1,361	1,145	827	0
駄原球場	24,916	9,760	17,097	17,590	2,210	52
駄原テニスコート	75,400	86,241	101,925	78,085	79,271	71,731
駄原運動場	0	0	497	235	3,456	3,570
駄原相撲場	50	250	200	100	450	150
市民プール（大在）	23,642	20,120	26,997	27,458	22,094	16,361
市民プール（植田）	7,934	5,796	7,116	7,448	6,380	5,143
市民プール（家島西）	1,588	1,648	2,756	3,037	2,683	2,471
市民プール（向原）	2,701	1,915	2,829	2,945	2,387	1,921
三佐仲よしプール（※）	10,889	8,010	1,468	1,688	1,076	9,011
日吉原レジャープール	48,702	37,920	40,662	45,492	41,043	38,548
市営温水プール	112,224	120,677	127,454	93,865	67,229	109,360
南大分温水プール	72,299	64,067	76,653	84,107	81,948	72,127
合計	1,212,513	1,138,221	1,186,502	1,119,217	1,175,333	1,257,161

※三佐仲よしプールの使用実績数のうち、平成27年度から平成29年度の期間は三佐小学校のプールでの使用実績数である。

(5) 施設保守管理業者の選定

市では、社会体育施設の清掃、施設管理、監視、救護業務等について専門業者を選定し、その利用者が快適に利用できるように施設保守管理業務を実施させている。

当該維持管理業者の選定については、適切な入札を経て選定することとしている。

(監査手続)

施設保守管理等委託料 215 件及び清掃委託料 32 件のうち任意の 5 件について施設保守管理業者の選定手続が適切になされているかについて検討した。

・管理業者の選定手続の状況

サンプルにより抽出した委託業者 5 件の入札状況は次のとおりである。

委託内容	大分市宮陸上競技場 夜間照明塔照度調査等業務委託	日吉原レジャープール 監視救護等業務委託	駄原総合運動公園球技場 芝生維持管理業務委託
契約方法	随意契約	指名競争入札による契約	指名競争入札による契約
委託先	株式会社ミヤマ電気	大分総合警備管理株式会社	東陽緑化株式会社
契約期間	平成30年11月19日 ～ 平成30年11月20日	平成29年10月18日 ～ 平成30年8月31日	平成30年4月23日 ～ 平成31年3月31日
契約金額（円）	2,700,000	11,124,000	20,520,000

委託内容	大在東グラウンド 芝生維持管理	日吉原レジャープール 清掃等業務委託
契約方法	指名競争入札による契約	指名競争入札による契約
委託先	株式会社豊樹園	株式会社サン・エコ
契約期間	平成30年4月23日 ～ 平成31年3月31日	平成30年6月14日 ～ 平成30年9月7日
契約金額（円）	17,064,000	3,175,200

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・警備委託先の実施する日報等の不備

大分総合警備管理株式会社が実施する日吉原レジャープール監視救護等の業務確認の書類として、開場前点検表、業務日報、救護日誌があるが、サンプルの抽出対象となった平成30年8月から9月において不備が発見されており改善が必要である。【意見61】

- ・開場前点検表において、点検結果のない日が6日発見された。
- ・開場前点検表において、すべての項目の適否を記載すべきところ、AED（自動体外式除細動器）の配置状況に係る点検結果が“適”となっているにもかかわらず、毎日記載不要な日付の記載があった。

- ・ 開場前点検表において、各排（環）水口の点検については、7日しか記載がない。
- ・ 業務日報において、管理責任者が毎日同じ人になっていた。筆跡についても数日ごとに同一と思料される。
- ・ 業務日報において、チェック内容が改行のため2行にわたっており、その結果判定は1つでいいところ、結果判定が2つある。
- ・ 開場前点検表において、契約開始時に確認できれば毎日確認しなくてもいい項目（トイレの数や更衣室の構造）が含まれている。

（6） 施設保守管理費に対する支出負担行為

市では、施設保守管理業者について、業務委託契約に基づき一定期間ごとに報告書を提出させ、当該結果に対し、施設補修管理等委託料、清掃委託料を支出することとしている。

（監査手続）

施設保守管理等委託料 215 件及び清掃委託料 32 件のうち任意の 5 件を抽出し、支出負担行為が適切に行われているかどうかについて検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（7） 金の手体育施設管理費負担金

当該地区において市民が利用できる体育施設が乏しいことから、平成 22 年より、大分東郵便局内にある旧公立中学校の体育施設を利用できるようにしている。その利用に当たっては他の体育施設と同様利用料を徴収する一方で、市として負担している光熱水費や警備に係る費用を負担することとしている。

負担割合については、每期所有者である日本郵便株式会社と施設維持管理に関する確認書によってその期の単価を設定し、実際の利用量に応じて決定している。

（監査手続）

当該管理費負担額が施設維持管理費に関する確認書に基づき適切に計算がなされているかどうか、支出負担行為決議書、支出命令書等を確認し、負担額の支出行為が適切に実施されているかどうか検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・委託管理先における収支計算書の不備

実際の負担額と収支決算額等との金額が相違しているが、費用負担額は每期施設維持管理費に関する確認書により取り交わした金額に基づき決定されるので、その金額が適切に反映されるよう収支計算書を作成させるとともに、市としても適切なモニタリングを実施すべきである。【意見 6 2】

実際の負担額と体育施設を管理している予備室利用協議会事務局が作成した郵便予備室管理運営収支決算書と協議書との金額に 134,103 円の相違があった。

収支決算書が平成 22 年に予備室利用協議会と取り交わした覚書・確認書と一致していることからその書面の金額をその都度見直していないと思料される。

収支決算書抜粋

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
警備料	2,827,094	警備料	2,827,094
電気料	564,828	電気料	564,828
ガス料金	149,000	ガス料金	149,000
水道料金	104,000	水道料金	104,000

⇒

あるべき収支決算書抜粋

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
警備料	2,827,094	警備料	2,827,094
電気料	763,067	電気料	763,067
ガス料金	120,174	ガス料金	120,174
水道料金	68,690	水道料金	68,690

費用負担額は每期施設維持管理費に関する確認書により取り交わした金額に基づき決定されるので、その金額が適切に反映されるよう収支計算書を作成させるとともに、市としても適切なモニタリングを実施すべきである。

10. 大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートに係る指定管理者について

大分市営陸上競技場並びに津留運動公園自由広場及びテニスコートは自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の指定管理期間における指定管理者として大分リバースタジアム共同企業体を指定し、その管理を行わせている。

(1) 施設の概要

① 大分市営陸上競技場

市営施設で唯一の第一種公認競技場であり、市民の体育及びレクリエーション等を目的として設置された。なお平成 29 年より第二種公認競技場となっている。

所在地	大分市西浜 1-1		
設置年	昭和 40 年		
面積	トラック・フィールド	19,657 m ²	
	メインスタンド (RC 構造 4F)	5,212 m ²	
	芝生スタンド	5,036 m ²	
付属施設	メインスタンド内 1 階 会議室 5、トレーニングルーム、シャワー室、 器具倉庫 3、事務室		

	2階 貴賓室、会議室3、食堂、調理室、雨天練習場 3階 休憩室、倉庫 4階 放送室、写真判定室 その他 聖火台、夜間照明4基、駐車場 約200台
--	---

② 津留運動公園有料公園施設（自由広場）

市営陸上競技場に隣接した津留運動公園内に位置し、夜間照明施設を備えた2面の天然芝の球場である。

所在地	大分市西浜1番
設置年	昭和38年
面積	10,100 m ² 天然芝 ・東球場 右翼88m 左翼107m ・西球場 右翼91m 左翼115m
付属施設	バックネット2基、夜間照明8基

③ 津留運動公園有料公園施設（テニスコート）

市営陸上競技場に隣接した津留運動公園内に位置し、夜間照明施設を備えた4面の人工芝のテニスコートである。

所在地	大分市西浜1-14
設置年	昭和59年
面積	2,832 m ² 砂入り人工芝4コート
付属施設	管理棟 50 m ² 、照明塔24灯

（2）業務の概要

- ・ 施設の使用許可に関する業務
- ・ 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・ 施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ・ 施設の利用促進を図るとともに、スポーツの振興を図ること
- ・ あらゆる世代の市民の健康づくり拠点に関する業務
- ・ その他施設の管理に関して市長等が必要と認める業務

（3）指定管理期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）

（4）指定管理者の概要

① 団体等の名称

大分リバースタジアム共同企業体

② 団体等の概要

項目	代表構成員	構成員	構成員
商号又は名称	株式会社 グリーンフジタ	大分市陸上競技協会	株式会社 スポーツジョイ
代表者	代表取締役 井尾 敦子	会長 河野 信治	代表取締役 井尾 文継
所在地	大分市中島中央二丁目 2番25号	大分市西浜1番1号	大分市西浜3番1号
設立年月日	昭和23年8月6日	昭和50年4月1日	昭和46年8月26日
事業概要	1. 不動産管理 2. トレーニング ジム経営	1. 大分市における 陸上競技会の統括 2. 陸上競技の普及 及び振興	1. スポーツ用品の 販売
資本金	2,000万円	－	1,000万円
役員	代表取締役 井尾敦子 外3名	会長 河野信治 外5名	代表取締役 井尾文継 外3名
従業員数	5人	－	6人

(5) 指標

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
期間	前指定管理期間 (平成26年4月1日 ～平成29年3月31日)			現指定管理期間 (平成29年4月1日 ～令和4年3月31日)	
施設利用者数(人)	240,210	240,751	240,321	246,173	249,990
管理運営経費等(千円)	62,154	72,320	63,780	59,000	59,000
管理運営に対する評価	B 5 C 7	B 6 C 6	B 7 C 5	B 6 C 6	B 7 C 5
総合評価	C	C	B	C	C

(出典：事務事業評価個表)

(6) 指定管理料

① 指定管理料の推移

年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金額(千円)	63,414	63,374	63,371	62,353	62,131

② 予算及び実績の状況

大分リバースタジアム共同企業体の平成30年度の事業状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	項目	予算	実績	執行率	内容
収入	指定管理料	59,000	59,000	100.0%	指定管理料
	利用収入	8,050	8,011	99.5%	陸上競技場・津留運動公園有 料公園の利用料
	自主事業収入	6,600	8,725	132.2%	各教室・自動販売機の販売収 入
	雑収入	100	132	132.0%	利息(ほか)
	収入 合計	73,750	75,868	102.9%	

	項目	予算	実績	執行率	内容
支出	人件費	21,308	21,617	101.5%	職員・非常勤職員の報酬と福 利厚生費
	業務委託料	27,565	26,916	97.6%	業務委託料
	光熱水費	9,500	10,448	110.0%	電気・水道・ガス料金
	消耗品費	1,200	1,358	113.1%	管理運営消耗品・自主事業消 耗品
	営繕費	2,000	2,089	104.4%	施設管理の修繕
	通信運搬費	300	229	76.4%	電話・インターネット通信 費・切手代等
	広告料	800	693	86.6%	自主事業やイベントの募集広 告
	手数料	40	151	376.7%	銀行支払 ほか
	各種保険料	1,500	1,406	93.7%	施設賠償責任・傷害・個人情 報保険 ほか
	備品購入費	1,400	1,892	135.1%	施設管理の備品
	公課費	3,000	2,494	83.1%	消費税・法人税ほか・印紙
	労務費	4,000	4,337	108.4%	自主事業の謝礼金
	その他	1,137	1,624	142.8%	雑費・リース・研修費・販売 促進費・購読料 ほか
	支出 合計	73,750	75,253	102.0%	

収支	0	615	
----	---	-----	--

(出典：指定管理事業報告書)

(7) 指定管理者の選定手続について

平成 29 年度指定管理者の選定手続は次のとおりである。

手続	日付
選定委員推薦	平成28年7月20日
選定委員の任命	平成28年8月26日
要項及び仕様書の制定について	平成28年9月5日
指定管理者の募集公告	平成28年9月15日
要項の配布期間	平成28年9月15日 ～平成28年9月28日
初回質問受付期限	平成28年9月20日
現地説明会	平成28年9月29日
最終質問書受付期限	平成28年10月3日
申請書受付期間	平成28年10月13日 ～平成28年10月21日
申請書関係	
・指定管理者指定申請書	平成28年10月21日
・事業計画書	平成28年10月21日
・応募資格がある旨の誓約書	平成28年10月21日
・誓約書	平成28年10月21日
・役員名簿	平成28年10月21日
暴力団排除措置	平成28年10月21日
選定委員会の開催	平成28年10月31日
指定管理予定者の決定について	平成28年11月10日
議会	平成28年11月30日
指定管理者 通知書	平成28年12月15日
指定管理者の指定に係る公告	平成28年12月15日
基本協定書 締結	平成29年3月28日

(監査手続)

指定管理者の選定手続が、大分市指定管理者制度に関する指針及び指定管理者募集要項等に従った処理となっているかどうかを関連書類の閲覧、担当者に対する質問により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(8) 備品管理について

指定管理者が管理する備品は、大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設の指定管理に関する基本協定書（以下、「市営陸上競技場等基本協定書」）第 24 条に基づき、備品等のうちⅠ種（以下「備品等（Ⅰ種）」）のもの及びⅡ種（以下「備品等（Ⅱ種）」）のものを無償で指定管理者に貸与し、指定期間中常に良好な状態に保たなければならないとしている。また、備品等（Ⅲ種）は、指定管理者の任意により購入又は調達することができることとしている。

このうち、備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により業務の実施の用に供することができなくなった場合、必要に応じて備品を購入し、又は調達する。

また、このうち備品等（Ⅰ種）について毀損滅失したときは、これを弁償し、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、または調達しなければならないこととしている。

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設では、指定管理開始時点で貸与を受けた備品を備品台帳にて独自に管理しており、指定管理期間経過後に購入した備品については、当該備品台帳にて新規の資産として登録される。

指定期間満了後は、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）について市が引き継ぐとともに、備品等（Ⅲ種）については、原則として指定管理者の責任のもと自己の費用で撤去するか、合意の上で市に引き継ぐことができる。（市営陸上競技場等基本協定書第 41 条）

（監査手続）

市が保有する備品台帳及び指定管理者が保有する備品台帳の確認、現地往査による現物の実査より、台帳にて計上している資産が実際にあるか、実在する固定資産が台帳に計上されているか、除却の状況等の確認、市担当者及び指定管理者に対する質問により検討した。

（外部監査の結果）

・固定資産台帳と現物の不整合

固定資産の現地往査による現物確認により、次の整備状況に懸念がある事項が発見されている。

市所有の財産であり、指定期間経過後は市に返還しなければならないこと、及び大分市物品取扱規則第 11 条より備品については標識を付さなければならないことを原則としていることから、管理の徹底が必要である。【結果 20】

- ・ 会議室における平成 5 年 10 月 12 日購入の折りたたみ機の備品番号が 1-5-197 と旧備品番号となっており、備品台帳にて資産が特定できなかった。
- ・ 会議室にあったロッカーは備品番号の貼り付けがなかった。
- ・ トレーニング室にて備品番号 511937 トレーニングマシンフライ 取得日平成 31 年 3 月 13 日については、備品番号の貼り付けがなかった。
- ・ トレーニング室におけるバックエクステンションについて備品番号の貼り付けがなかった。
- ・ 玄関前にある貴重品ロッカーについては、備品番号の貼り付けがなかった。
- ・ テニスコートにおける備品番号 0248197 の審判台については、備品番号の貼り付けがなかった。
- ・ テントについてはリバーススタジアム所有となっていた。
- ・ 備品シールのあるフェール判定ゴム板 0208288 については、備品台帳上確認できなかった。
- ・ 高跳び用マット運搬車（082490）については、備品シールの数字が確認できなかった。

・ 備品台帳の整備

大分市の備品を指定管理者に貸与している場合の備品台帳上の取扱いが統一されておらず、また、本来指定管理期間が終了した時点で、指定管理者が独自に取得した備品のうち、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）は大分市の財産となり、また備品等（Ⅲ種）は協議の上、大分市の財産となるべきところ、大分市に移管する処理を行っていないなど取扱いを改善する必要がある、市も適切な指導により管理の徹底を図るべきである。【結果 2 1】

大分市の所有であり指定管理者に貸与している備品の相手所在名称について、備品台帳上統一されておらず、陸上競技場、テニスコート、グラウンドのほか教育委員会体育保健課となっている備品が多数確認された。

教育委員会体育保健課を所在地とする備品は大分市営陸上競技場以外に所在する備品も含まれている。

また、本来指定管理期間が終了した時点で、指定管理者が独自に取得した備品のうち、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）は大分市の財産となり、また備品等（Ⅲ種）は協議の上、大分市の財産となるべきところ、次の指定管理者も同一であるとの理由から、大分市に移管する処理を行っていない。

備品台帳においては、所有者、所在地の明確化及び該当する備品との整合性を常に維持できるよう指定管理者と連携して管理する必要がある。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・ 将来使う可能性が極めて低い高額資産の購入について

令和元年に昭和電工ドームで実施されるラグビーワールドカップの影響で、期間中、当施設を日本プロサッカーリーグ（以下「J1」）の試合に使用できないため、例外的に市営陸上競技場でJ1の試合が開催されることとなった。その開催基準に適合したサッカーゴールを購入しているが、そもそも市営陸上競技場の使用は一時的であり、将来使う可能性が極めて低い当該物品は、購入ではなくて賃借として対応することも考えられる。【意見 6 3】

・ 基本協定における文言訂正について

市営陸上競技場等基本協定における管理物品の（1）備品等（Ⅰ種）の説明において、当初第一種公認競技場の必備器具とあるところ、鉛筆にて第二種に変更が加えられていた。基本協定書は指定管理者との間で取り交わした重要な公文書であり、その訂正については、双方合意の上で、所定の手続に従い訂正すべきである。

【意見 6 4】

(9) 月次報告及びモニタリング

指定管理者に対する募集要項では、大分市指定管理者制度に関する新指針 12(2) モニタリングを踏まえて、指定管理者の実施した業務報告書について、定期及び随時のモニタリングを実施することとしている。当該指針においては、モニタリング時に使用するチェックシートを設け、業務に対する監督が可能となるよう配慮している。また、毎年度 5 月末までにモニタリング総合評価表により総合評価を行い、モニタリング総合評価結果通知書により、指定管理者に通知するものとしている。

さらに、指定管理者は、利用者の意見や要望を把握するため、利用者に対するアンケートを常時又は定期的(同一年度内に 2 回以上)に実施し、苦情・意見を把握して必要な措置をとることを求めている。

(監査手続)

大分市指定管理者制度に関する新指針に従い、指定管理者が毎月適切な業務報告を行っているか、大分市として当該業務報告に対する適宜適切なモニタリングを実施しているかどうか検討するとともに、利用者に対するアンケートが募集要項に従って実行され、利用者の意見・苦情を把握するよう努めているかどうかを検討した。

(外部監査の結果)

・適宜適切なモニタリングの未実施

指定管理者は毎月業務報告を実施しているものの、大分市としては、当該書面を部署内で回覧するのみで、モニタリングチェックシート等を用いた詳細な確認はなされていなかった。

管理を委託している施設は大分市のものであり、その一義的責任は大分市にあることから、指定管理者が行う業務が適正に行われているかどうかを担保する上で業務のモニタリングは欠くことのできない重要な業務であることを再認識する必要がある。【結果 2 2】

・利用者に対するアンケートの回数について

指定管理者では、利用者に対するアンケートを年に 1 度しか実施していなかった。利用者の意見・苦情を把握し、満足度を高めるために最低でも年 2 回実施すべきとした趣旨から考察すると、年 1 度のアンケートでは満足度を高めるための重要な業務としては明らかに量的に不十分といえることから、利用者の満足度について質量ともに充足した実態把握を行い、気づきや改善実行に結びつけていくためにも、年に数回のアンケートは実施すべきである。【結果 2 3】

1 1. 社会体育施設整備事業

(1) 概要

地域に根差したスポーツの振興を推進する上で、社会体育施設が果たす役割は重要であり、市民の多様化したスポーツニーズや快適性の確保の面においても有効活用されている社会体育施設の計画的な整備は必要不可欠である。

社会体育施設の多くは、市が昭和 39 年に新産業都市に指定されて以降に建設されており、随時補修改修によりその機能を維持していく必要がある。特に築 30 年を超える古い施設については、今後 10 年間で施設整備の耐用年数を迎えることから計画的な整備が必要となる。

一方で、令和元年のラグビーワールドカップ大分開催に係る公認キャンプ地である駄原総合運動公園球技場の改修整備や、県立屋内スポーツ施設の竣工等により、社会体育施設を整備・充実させることで、スポーツを通じた活力あるまちづくりに努めることとなる。

(2) 保有する社会体育施設

保有する社会体育施設は第 5 部. 第 2. 9. (4) 施設の利用状況に前掲

(監査手続)

設備の一覧の整備状況について担当者に対する質問を実施し施設台帳の整備状況を検討した。

(外部監査の結果)

・ 公有財産台帳管理の不備

公有財産規則に基づく土地明細台帳や建物財産台帳の整備が担当課において適切になされていないため、取得時の関連書類のほか取得原価、その後の修繕・改築等資本的支出の金額が把握できないことから適切とは言えない。【結果 2 4】

公有財産の取得日が古いこと、市町村合併の際の引継ぎの不備及び管理担当、部署の変更等の理由で、取得状況や当初の総工費、その後の修繕・改築等資本的支出の金額が把握できておらず、公有財産規則に基づく土地明細台帳や建物財産台帳の整備が適切とは言えない状況にある。

公共財としての性質からは、民間の事業主体のように利益を出すことは求められないものの、投下資本に対する利用実績をもとに、行政財産として供用継続が相当か、老朽化した時に再投資するか長寿命化を図るか廃棄するかといった意思決定が必要となることから、その判断基準なしに、ただ古くなったことや、改修の要望があった都度対応しては、経済性や有効性のアプローチとして不十分である。

来る長寿命化計画作成の基礎として、まず既存の資産の投資規模、経過年数、それに基づく現在の価値は的確に把握しておくべきであり、過去情報も含めた現状把

握を確実に行ったうえで、公共投資資産の高い利活用のために合理的な判断を行っていく必要がある。

(3) 事務事業評価個票、予算実績

(単位：千円、%)

事業名	予算	実績	予算実績率
社会体育設備事業 ・鶴崎弓道場改修事業 ・向原テニスコート改修事業 等	64,560	27,531	42.6%
三佐仲よしプール改修事業	120,000	110,044	91.7%
駄原総合運動公園球技場改修事業	137,474	115,070	83.7%
日吉原体育館改修事業	220,000	212,102	96.4%
県立屋内スポーツ施設事業	675,305	787,246	116.6%
県立総合体育館改修事業	169,000	151,797	89.8%
野津原第1球場改修事業	40,000	29,700	74.3%
市営陸上競技場改修事業	44,000	37,140	84.4%
合計	1,470,339	1,470,630	100.0%

(監査手続)

設計等委託料 10 件のうち任意の 3 件を抽出及び工事請負費の 31 件（うち繰越明許分 2 件含む）のうち任意の 11 件を抽出し、入札の手続、支出負担行為の手続が適切になされているか関連書類の閲覧、担当者への質問により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(4) 市営陸上競技場改修工事

① 委託業務の概要

市営陸上競技場におけるトイレ外改修機械設備工事及びその設計に係る業務委託

② 委託する理由

通常、大分県での J リーグの試合は昭和電工ドームで実施されるが、今期に限りラグビーワールドカップの大会期間中試合会場となり使用できないことから、市営陸上競技場を使用することとなった。ここで日本サッカー協会が規定するスタジアム水準を満たすために必要な設備を確保する必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

工事名	市営陸上競技場 改修設計業務委託	大分市営陸上競技場 トイレ外改修機械設備工事
契約方法	指名競争入札による契約	一般競争入札による契約
委託先	高木総合計画建築事務所	株式会社 九州機工
契約期間	平成 30 年 6 月 6 日 ～平成 30 年 9 月 7 日	平成 30 年 5 月 28 日 ～平成 30 年 9 月 10 日
予定価格	2,361,000 円	22,395,000 円

最低制限価格	1,865,190 円	20,155,500 円
契約金額	2,150,000 円	20,155,500 円 変更後 20,446,000 円
落札率	91.1%	90.0%
入札参加者数	6 者	4 者 (2 者同価につき抽選)

(監査手続)

当該委託料及び工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・ 施工体系図における請負金額の金額誤り

実際の請負金額は 22,081,680 円であるため、施工体系図の記載においてその金額を記載すべきところ、220,816,800 円と記載されていた。施工体系図は、工事の全体を把握するための重要な資料であることから、記載の正確性を期すように留意されたい。【意見 6 5】

(5) 野津原第一球場防球ネット設置工事

① 委託業務の概要

野津原第一球場における防球ネットの設置及びその設計業務

② 委託する理由

市有施設では、中学生レベルの硬式野球を実施できる防球設備を備えた公共の野球場がないことから、市民の要望により設備を整えるために設計業務を委託し、当該設置工事を実施した。

③ 契約方法及び委託先の状況

工事名	野津原第一球場防球ネット 設計業務委託	野津原第一球場防球ネット 設置工事
契約方法	指名競争入札による契約	一般競争入札による契約
委託先	西日本コンサルタント株式会社	株式会社 大鐵
契約期間	平成 30 年 5 月 28 日 ～平成 30 年 9 月 10 日	平成 30 年 11 月 6 日 ～平成 31 年 3 月 15 日
予定価格	2,270,000 円	28,274,000 円
最低制限価格	1,816,000 円	24,881,120 円
契約金額	2,150,000 円	24,881,120 円

落札率	94.7%	88%
入札参加者数	7 者	11 者 (11 者同価につき抽選)

(監査手続)

当該委託料及び工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・大型スポーツ施設設備を考慮した設備投資の是非

大南地区スポーツ施設が完成した場合、中学生レベルの硬式野球を実施できる防球設備を備えた公共の野球場がないために、この施設整備をしたという意義が減殺される可能性も懸念され、この投資の経済合理性は長期的に有効な利活用にかかっていると考えられることから、投資対効果を高める仕掛けづくりなどを継続して努力していく必要があると考える。【意見 6 6】

現時点で中学生レベルの硬式野球を実施できる防球設備を備えた公共の野球場がないため、当該施設の整備契機は一義的には理解できるところであり、整備時点での導入要望と設備利用の需要は高いといえる。

しかし、数年後に中心部から比較的アクセスしやすい大南地区にスポーツ施設が整備され、同等の施設が短期に完成することを鑑みれば、将来的に比較的短期で大分市内に重複する設備になることから、中長期的に当該施設整備をする経済合理性が本当にあるかどうか疑問であるという考え方も存在する。つまり、この数年間の当該対応施設不存在というギャップのために、施設整備をする必然性について、経済合理性・長期的有効性・公共性といった観点での投資対効果を本当に高めることができるかどうかは、大南地区スポーツ施設整備後の本球場の活用いかににかかっていると思料される。

数年で重複する野球場施設ができるという視点がある中、比較的多額の財政規模でリトルリーグ世代のみに対応した硬式野球場整備をこの時点で行ったという事実に対し、いかに長期的な視点に立脚しバリューフォーマナー（VFM）つまり投資対効果を高められるかどうかは、今後の施設利用に対する戦略性いかにであると考えられるため、長期的なビジョンと施設の存在意義を明確にしたうえで、投資対効果を高める仕掛けづくりなど継続的な取組みのもと当該整備を実行した価値を証明する必要がある。

(6) 日吉原体育館改修工事

① 委託業務の概要

老朽化した日吉原体育館の改修工事

② 委託する理由

大分東高等学校の体育館を市が購入し、公共施設として利用していたが、昭和39年の建物であり築55年経過しており、著しく老朽化が進んでいる。耐震診断の結果、1階部分は耐震基準を満たしているが、2階部分については耐震基準を満たしていないことから、早急に工事を行う必要があるため。

③ 契約方法及び委託先の状況

工事名	日吉原体育館 改修工事	日吉原体育館改修 電気設備工事	日吉原体育館改修 給排水衛生設備工事
契約方法	一般競争入札による契約	一般競争入札による契約	一般競争入札による契約
委託先	後藤総合工業株式会社	大岩電工株式会社	株式会社エーオーアイ・ ユニタン
契約期間	平成29年9月20日 ～平成30年8月31日	平成29年10月18日 ～平成30年8月31日	平成29年10月16日 ～平成30年8月31日
予定価格	238,474,000円	28,071,000円	46,060,000円
最低制限価格	214,626,600円	25,263,900円	41,454,000円
契約金額	214,626,600円	25,263,900円	41,454,000円
落札率	90%	90%	90%
入札参加者数	4者 (3者同価につき抽選)	3者	11者 (9者同価につき抽選)

④ 1億5,000万円を超える請負工事について

日吉原体育館改修工事は、1億5,000万円を超える請負工事であるため、次の手順により決裁している。

- ・ 施行伺いにおいて、市長決裁等の具体的基準に基づき、市長の専決事項とする。
- ・ 指名競争入札を経て落札業者との仮契約の実施
- ・ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の承認を経る。
- ・ 議会承認に基づき本契約を締結

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(7) 駄原総合運動公園管理棟建設工事

① 委託業務の概要

令和元年のラグビーワールドカップの公認キャンプ地（フィジー、ウルグアイ、フランス）に選定されたため、駄原総合運動公園を全面改修している。その一環として、平成30年度は駄原総合運動公園における管理棟の建設工事を実施している。

② 委託する理由

旧駄原総合運動公園は昭和41年設立、平成4年改築工事を行っているものの老朽化が進んでいる一方で、上記のとおり公認キャンプ地に選定されたことから、各国代表が十分かつ快適な環境で利用していただけるように、管理棟について新築することとなった。

③ 契約方法及び委託先の状況

工事名	駄原総合運動公園管理棟 建設工事	駄原総合運動公園管理棟 電気設備工事	駄原総合運動公園管理棟 給排水設備工事
契約方法	一般競争入札による契約	一般競争入札による契約	一般競争入札による契約
委託先	ANAI 株式会社	有限会社 日野電工	江藤設備 株式会社
契約期間	平成30年1月29日 ～平成30年7月31日	平成30年1月29日 ～平成30年7月31日	平成30年1月26日 ～平成30年7月31日 変更後 ～平成30年9月14日
予定価格	64,475,000 円	10,767,000 円	23,702,000 円
最低制限価格	58,027,500 円	9,690,300 円	21,331,800 円
契約金額	60,000,000 円 変更後 59,266,000 円	10,410,000 円	21,331,800 円
落札率	93.1%	96.7%	90%
入札参加者数	4 者	2 者	6 者 (6 者同価につき抽選)

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(8) 三佐仲よしプール改築工事

① 委託業務の概要

使用中止していた三佐仲よしプールの全面改修工事

② 委託する理由

平成 27 年から老朽化を理由に使用中止としているが、市民プール全体の方向性と、市における市民プール 6 か所（無料）のうち、2 番目に利用者が多いことや、「三佐仲よしプールの存続を求める請願」が議会において採択されたこと等を踏まえ、地域需要の反映のために必要と判断したためである。

③ 契約方法及び委託先の状況

工事名	三佐仲よしプール 改築工事	三佐仲よしプール改築 給排水衛生設備工事
契約方法	一般競争入札による契約	一般競争入札による契約
委託先	豊國建設 株式会社	ワカサ 有限会社
契約期間	平成 29 年 12 月 27 日 ～平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年 1 月 24 日 ～平成 30 年 6 月 29 日
予定価格	138,868,000 円	28,701,000 円
最低制限価格	124,981,200 円	25,830,900 円
契約金額	131,500,000 円	25,830,900 円
落札率	94.7%	90%
入札参加者数	3 者	9 者 (9 者同価につき抽選)

④ 総合評価落札方式の実施

三佐仲よしプール改築工事は価格と技術力等を評価し、総合的に優れた調達を行うため、自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価落札方式に係る自己採点方式を採用している。

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素である技術力等（技術的要素）を総合的に評価する落札方式である。

技術的要素とは、企業の技術力及び企業の地域・社会貢献の要素をいう。

企業の技術力として

- ・ 施工上の工夫等に係る優れた技術提案、適切で確実な施工を行うための施工計画
- ・ 同種工事の施工実績や工事成績評定点、優良建設工事表彰の有無など
- ・ 配置予定技術者の施工経験、工事成績評定点、保有する資格、安全衛生教育の取り組みなど

企業の地域・社会貢献として

- ・ 災害時の活動体制、労働安全衛生の取り組み状況、市民協働のまちづくり活動の実績など

なお、総合評価落札方式における落札決定までの期間短縮を図るため、技術的な工夫の余地が小さい特別簡易型を選択する工事は、「自己採点方式」を導入している。

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(9) 別保橋運動広場災害復旧工事（繰越明許分）

① 委託業務の概要

台風被害により利用できなくなった別保橋運動広場の災害復旧工事

② 契約方法及び委託先の状況

工事名	別保橋運動広場災害復旧工事
契約方法	一般競争入札による契約
委託先	株式会社 アバンテクノス
契約期間	平成 30 年 1 月 24 日 (当初契約時) ～平成 30 年 3 月 23 日 (第 1 回変更時) ～平成 30 年 3 月 31 日 (第 2 回変更時) ～平成 30 年 5 月 31 日 (第 3 回変更時) ～平成 31 年 2 月 15 日
予定価格	42,930,000 円
最低制限価格	38,207,700 円
契約金額	38,207,700 円
落札率	89.0%
入札参加者数	15 者(うち 1 者辞退)

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(10) 野津原運動場総合グラウンド災害復旧工事（繰越明許分）

① 委託業務の概要

台風被害により利用できなくなった野津原運動場総合グラウンドの災害復旧工事

② 契約方法及び委託先の状況

工事名	野津原運動場総合グラウンド災害復旧工事
契約方法	一般競争入札による契約
委託先	有限会社 篠原興業
契約期間	平成30年2月6日 (当初契約時) ~平成30年3月23日 (第1回変更時) ~平成30年3月31日 (第2回変更時) ~平成30年4月13日
予定価格	11,010,000 円
最低制限価格	9,688,800 円
契約金額	9,688,800 円
落札率	88.0%
入札参加者数	3者(うち1者辞退)

(監査手続)

当該工事請負費について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(11) 県立屋内スポーツ施設建設事業について

大分県立屋内スポーツ施設は、大分県と大分市が機能の重複を避け、補完し合うあり方を検討したうえで、多目的球技場と武道場を備えた屋内スポーツの推進拠点として誕生し、今後は、武道をはじめとする各種大規模大会の開催や、誰もが利用できる施設として、また大規模災害に備えた広域防災の中核施設として建設された。

所在地	大分市横尾 1351 番地 大分スポーツ公園内
設置年	令和元年 5 月
施設規模	延べ面積 : 16,032.99 m ² 構造 : 混構造(鉄筋コンクリート、鉄骨、木) 階数 : 地上 3 階、地下 1 階
付属施設	多目的競技場 ・ 競技面積 : 3,240 m ² ・ 観客収容数 : 5,020 人 ・ 競技面数 : 剣道・柔道等の武道 8 面、バスケットボール 4 面 武道場

	・競技面積 : 2,414 m² ・観客収容数 : 408 人 ・競技面数 : 剣道、柔道等の公式試合場 2 面×3 道場
	トレーニング室
	・床面積 : 500 m ²
	会議室
	・室数 : 3 室
	・床面積 : 大会議室 80 m ² 、小会議室 20 m ² ×2

① 負担業務の概要

県立屋内スポーツ施設の建設については、大分県立屋内スポーツ施設の整備に関する覚書を締結し、大分市として国庫補助事業については、1／8を負担し、県単独事業については1／4を負担することとしている。

② 負担する理由

市のアリーナ構想が反映されている、県立の「武道競技を中心とした屋内スポーツ施設」の建設は、本市民の利用が多く見込まれることから、建設費を一定の割合で負担することとしたため。

③ 総工事費及び市の負担額の概要

(単位：千円)

摘要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
多目的競技場	1,386,125	756,417	3,217,383	—	5,359,925
武道場	363,417	314,096	446,773	222,565	1,346,851
防災倉庫	9,128	7,338	4,024	3,910	24,400
外構	5,058	4,066	94,618	82,373	186,115
スロープ及び取付道路	—	—	154,778	—	154,778
委託料	90,247	75,343	62,781	15,105	243,476
備品購入費及び公有財産購入費	—	—	3,624	597,299	600,923
合計	1,853,975	1,157,260	3,983,981	921,252	7,916,468

(出典：県立屋内スポーツ施設に係る工事費及び財源内訳（平成30年当初）)

うち市負担 実績	290,244	196,565	787,245		1,274,054
----------	---------	---------	---------	--	-----------

(出典：決算状況調書)

※多目的競技場は国庫補助事業であるため、市の負担は1／8となっている。

(監査手続)

県立武道スポーツセンター建設事業に関する負担金第1期～3期について、平成30年度県施行県立スポーツ施設建設事業に係る市町村負担金総括表、事務執行計画調書、支出負担行為決議書、出納済通知票等を確認及び担当者に対する質問を実施し、当該負担金に係る事務執行手続が適切になされているかどうか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(12) 県立総合体育館改修事業について

大分県は県立屋内スポーツ施設を建設することで、保有する県立の総合体育館を市内に複数保有することとなったため、大分市が改修工事費の一部を負担することで大分市に移管することとなった。

① 負担業務の概要

市に移管される県立総合体育館の長寿命化工事を大分県が事前に整備することから、市としてその1/2を負担することとした。

② 負担する理由

平成28年に県立総合体育館を市有施設として受け入れる方針が決定され、その前提として、長期にわたり良好な状態で使用するため、県において長寿命化工事を行うことに合意し、大分県立総合体育館改修工事に関する協定書を締結している。市民の利便性の向上や市のスポーツ振興の発展につなげていくため県1：市1の割合で負担する。

③ 工事及び負担額の概要

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度
工事費	18,088	305,150
委託料	15,431	
備品購入費		12,728
事務費	4	916
合計	33,524	318,794
市負担分	16,762	159,397

(出典：大分県立総合体育館改修工事の事業費等について)

(監査手続)

県立総合体育館改修工事に関する負担金第1期、第2期について、大分県立総合体育館改修工事に関する協定書、支出負担行為決議書、出納済通知票等を確認及び担当者に対する質問を実施し、当該負担金に係る事務執行手続が適切になされているかどうか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

1 2. 日吉原緑地運動施設管理運営事業

(1) 事業の概要

日吉原緑地運動施設管理運営事業は、日吉原緑地運動施設における体育館、野球場等の警備、清掃の管理業務に係る事業である。なお、日吉原レジャープールに関する支出については、社会体育施設管理運営事業に区分されている。

(2) 事業費の推移

(単位：円)					
節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
需用費	1,383,048	1,504,249	1,401,462	1,282,134	1,290,808
役務費	95,152	94,098	93,718	0	0
委託料	4,267,352	5,099,168	4,141,316	2,793,908	3,919,624
合計	5,745,552	6,697,515	5,636,496	4,076,042	5,210,432

(出典：決算状況調書)

(3) 委託料について

委託料については、体育館の管理業務に対する委託のほか、警備、及び清掃業務を各専門業者に委託する際の支出である。

(監査手続)

委託料8件のうち任意の4件を抽出し、委託業者の選定手続が所定の入札手続によっているか、随意契約についてその理由が合理的かどうかについて、施行伺い、随意契約理由書、予定価格調書、見積調書等の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・事業の集約について

当該事業は以前から単独の事業として設けられているが、事業規模は小さく、当面の大幅な改修工事も想定されていない。他の同様の管理委託業務については、社会体育施設管理運営事業に集約されていることから、当該事業の重要性に鑑みて、他の施設管理業務と同様社会体育施設管理運営事業に集約することも一案である。

【意見67】

1 3. スポーツ大使交流事業

(1) 事業の概要

「大分市スポーツ大使」に就任した福岡ソフトバンクホークスの内川聖一選手を応援するとともに、内川選手との交流を通じて、本市のスポーツ振興や青少年の健

全育成、大分市の魅力発信等を行う事業であり、次のとおり計画している。

- ・内川聖一杯（学童軟式野球大会）への参画
- ・中学生及び指導者を対象とした野球教室の開催

内川聖一杯は内川聖一氏が所属する個人事務所主催の野球大会であるが、市としては、名義後援を行っているだけである。また野球教室は本人の多忙により招聘できておらず、いまだ開催できていない。

（２）計画及び実績の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画（千円）	-	9,000	1,551	1,616	1,174
実績（千円）	-	6,750	224	17	239

（出典：決算状況調書）

※ 平成 27 年度は福岡ドームにてスポンサーゲームを開催したことによる。

（監査手続）

事業自体の有効性、効率性、経済性等を有するかどうかについて、関連資料及び担当者に対する質問により検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

- ・実効性のある事業の構築について

過去３年の間は、内川氏本人の不在で事業実績も乏しく、経済効果はほとんど初期の成果が挙がっているとは言い難く、また当然本市のスポーツ振興や青少年の健全育成、大分市の魅力発信等を行うことも十分にできていないと推察される。事業の再検証を行ったうえで今後の実効性のある当該事業のあり方を構築していく必要がある。【意見６８】

1 4. 南部地域スポーツ施設整備事業

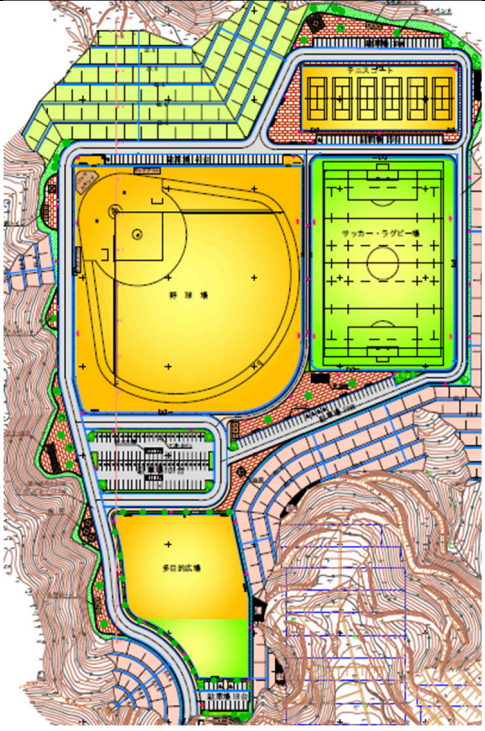
（１）南部地域スポーツ施設整備事業の概要

これまで南部地域には地域の人が身近に利用できるスポーツ施設が少ないことから、地域住民及び関係団体との協議を踏まえ、大分市の大南地区における集約型のスポーツ施設の建設を実施することとし、事業を展開している。

（２）施設の規模・機能及びイメージ図

平成 30 年度に基本設計、測量設計及び基本計画図が完成したところである。今後は、取りまとめられた基本計画図を基に、施設の規模・機能の決定を行って

いく予定である。

規模・機能	イメージ図
●テニスコート ハードコート 6面 ●野球場（両翼98m、センター122m） 硬式野球場 1面 ●サッカー・ラグビー場 （85m×120m） 人工芝グラウンド 1面 ●多目的広場（5,400 m²） グラウンドゴルフが2コース確保できる 土のグラウンド ●芝生広場（1,200 m²） 保育園・幼稚園の遠足や、家族連れの散歩 を楽しめる芝生広場 ●その他 ・駐車場（約260台） ・ランニングコース ・トイレ（主要施設の近くに設置） ・管理棟（会議室、シャワー室、トイレ等）	

（３）経緯

① 平成９年建議

大分市スポーツ振興審議会より、「集約型スポーツ施設の建設について（建議）」にて平成 20 年の大分国体までに、南部地域にスポーツ施設を整備するよう提言された。

↓

南部地区については、大分スポーツ公園が近いことや、国体開催に必要な施設を充足することから、実施に至らなかった

② 大南地区振興協議会からの継続的な市長要望

平成 27 年度の要望では、平成 9 年の提言により西部地区にスポーツ施設がある一方で大南地区には依然として不足していることから、設置を要望

↓

大分市の回答では、多くのニーズは認識しているため、地域バランス等を考慮しながら施設整備について検討する。

③ 平成 27 年 12 月大分市スポーツ推進審議会

現状、大分市有のスポーツ施設の整備状況については、中心部への施設の集中がみられ、地域的なバランスを配慮した施設の整備が見られていない。

↓

答申より、大分市有のスポーツ施設の配置状況から南部地域におけるスポーツ施設のあり方についての検討に着手することが望ましい。

④ 大分市民のスポーツ実態調査（平成 26 年度実施）からのクロス集計考察

クロス集計結果からの分析

- ・身近なスポーツ施設の有無とスポーツ実施頻度に高い相関がある。
- ・大南地区住民のスポーツ実施頻度は低い傾向にある。

↓

得られる効果

- ・市民ニーズを満たす
- ・大南地区住民のスポーツ実施頻度の改善に寄与

⑤ スポーツ施設を整備した場合の考察

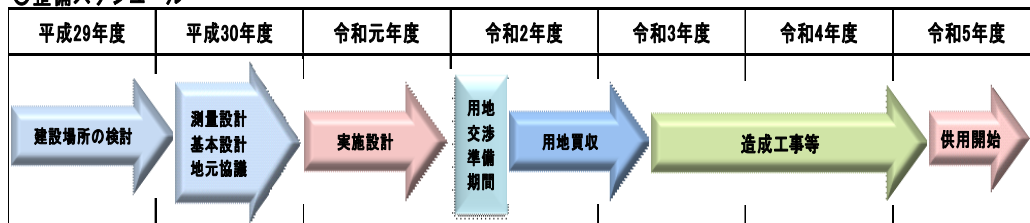
大南地区住民のスポーツ実施頻度の向上
地域の振興につながる

⑥ 検討委員会での結論

判田地区と戸次地区の建設候補地について、周辺環境への影響や交通アクセス等について比較検討し、判田地区に決定している。

（４） 今後のスケジュール

〇整備スケジュール



（５） 事業費の推移

（単位：円）

節	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	98,000	0
委託料	5,294,160	48,763,080
合計	5,392,160	48,763,080

（出典：決算状況調書）

(6) 委託料

平成 29 年度については、当該事業に係る候補地比較検討業務に対する西日本コンサルタントへの委託料 5,294,160 円であり、平成 30 年度のうち主たるものは、当該スポーツ施設測量設計等に係る大分県土地開発公社に対する委託料 46,911,960 円である。

① 大分市南部地域スポーツ施設整備事業に係る候補地比較検討業務委託

大南地区におけるスポーツ施設を計画するに際し判田地区と戸次地区の候補地について、総事業費や利便性等想定される多面的な項目の設定により、その可能性・実現性について比較検討する業務である。

当該業務については、指名競争入札であるがその予定価格の基礎となる予定単価が極めて特殊な設計であるため、土木工事積算単価及び物価資料に掲載されていない設計単価となる。そのため、大分市土木工事等に係る設計単価等決定方針に従って、複数者に見積もりを依頼し、妥当と判断された見積単価の最安値を採用単価としている。

平成 29 年 7 月に実施した見積業者の参考見積額 3 者のうち、1 者の参考見積額が他と比べ相対的に低価格であったが、①過去に類似の業務は確認できなかったこと、②ヒアリングによっても適正な人員が確保されており、業務の遂行が可能とのことであったことから、当該金額を設計額とすることとしている。

件名	大分市南部地域スポーツ施設整備事業に係る候補地比較検討業務委託
契約方法	指名競争入札による契約
委託先	西日本コンサルタント株式会社
契約期間	平成 29 年 10 月 10 日～平成 30 年 2 月 9 日
契約金額	4,320,000 円
入札参加者数	6 者

(監査手続)

当該委託料について、施行伺、予定価格調書、入札調書、契約の締結並びに支出について(伺)、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・ 参考見積額と大幅に異なる応札額の根拠の確認

落札業者が予定価格の決定基礎となる参考見積金額と比して大きく減額応札により落札しているが、このような場合、見積書、入札額の根拠となる内訳書の提示を

求めるなどの補完的手続を講ずることが望ましい。【意見 6 9】

当該指名競争入札の入札状況は次のとおりとなっている。

業者名	第 1 回金額（税抜）
西日本コンサルタント(株)	4,000,000 円
(株)テクノコンサルタント	7,100,000 円
(株)オクトコンサルタント	4,300,000 円
規光コンサルタント(株)	6,500,000 円
九州建設コンサルタント(株)	6,900,000 円
東亜コンサルタント(株)	6,300,000 円

落札業者が予定価格の決定基礎となる参考見積金額と比して大きく減額応札となったことから、参考見積提示額と落札額との間でどのような変遷があったのか疑問に感じられるところである。

落札者は参考見積の提出額を大きく下回る額で落札している点に関して、経済合理性や履行の確実性の観点から、見積書、入札額の根拠となる内訳書の提示を求めたうえで聞き取りを行うなどして、公正な契約事務の執行を担保する補完的手続を講ずることが望ましい。

② 大南地区スポーツ施設測量設計等業務委託

大南地区におけるスポーツ施設の建設に関して、防衛省の防衛施設周辺対策事業補助金を活用できることから、来年度その補助金を受けるために、その測量設計及び基本設計を本年度中に実施する必要がある。

また、今後の実施設計、用地買収及び本工事を順次実施していくため、業務を一元化し、効率的な事業展開を図らなければ、令和 5 年度の供用開始に間に合わない可能性があることから、用地買収を含めた全工程を管理実施することができる唯一の公的機関である大分県土地開発公社と随意契約することとしている。

件名	大南地区スポーツ施設測量設計等業務委託
契約方法	随意契約
委託先	大分県土地開発公社
契約期間	平成 30 年 9 月 27 日～平成 31 年 3 月 31 日
予定価格	46,911,960 円
契約金額	46,911,960 円

当該業務の見積内容は次のとおりである。

(ア) 測量及び試験費	10,591,000 円
(イ) 設計業務費	21,396,000 円
(ウ) 事業認定申請書作成	8,992,000 円
(エ) 工事雑費	1,229,000 円
(オ) 事務費	1,229,000 円
(カ) 消費税相当額	3,474,960 円
合計	46,911,960 円

当該業務について大分県土地開発公社はその全てを次のとおり再委託している。

再委託業務名	再委託の相手先	再委託した金額
(ア) 測量及び試験費	西日本コンサルタント株式会社	10,800,000 円
(イ) 設計業務費	西日本コンサルタント株式会社	21,924,000 円

(監査手続)

当該委託料について、施行伺、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、報告書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・指名競争入札手続による執行の可能性の検討

過去において同様の事例を大分県土地開発公社に委託しており、随意契約理由が不合理であるとはいえないものの、本件業務の全てに再委託手続が必要となっている点からすると、随意契約先での指名競争入札手続は実質的に二重業務となる側面も考えられる。業務の一元化と効率性の観点からは、市が一括して指名競争入札による契約事務を執行する方がより経済的・効率的かつ円滑に事業を実施することができると考えることも可能であることから、契約事務の進め方を再検討する余地がある。【意見 70】

15. 温水プール管理運営事業

(1) 概要

大分市営温水プールは自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の指定管理期間における指定管理者として日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体(代表構成員 株式会社 日本水泳振興会 代表取締役 坂元 要)を指定し、その管理を行わせている。

(2) 施設及び業務の概要

① 大分市営温水プールの概要

所在地	大分市西浜 1 番 14 号
開館年月日	平成 7 年 7 月 1 日
施設規模	敷地面積 約 4,000 m ²
施設の内容	面積 建築面積 1,390 m ² 延べ床面積 2,115 m ² 構造 鉄骨一部鉄筋コンクリート 地上 2 階 収容人数 1 階 48 人、 2 階 254 人 特徴 日本水泳連盟公認短水路 25m×17m×8 コース うち 3 コースは可動床式 (0.6～1.8m)

② 業務の概要

- ・温水プールの使用許可に関すること
- ・温水プールの使用に係る利用料金の徴収等各種手続に関すること
- ・温水プールの施設及び設備の維持管理に関すること
- ・温水プールの利用促進及びスポーツの振興を図る業務に関すること
- ・その他温水プールの管理に関して市長等が必要と認める業務に関すること

③ 指定管理期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（3 年間）

平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（3）指定管理者の概要

① 団体等の名称

日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体

代表構成員 株式会社 日本水泳振興会

② 団体等の概要

	代表構成員	構成員
商号又は名称	株式会社 日本水泳振興会	株式会社 東急コミュニティー
代表者	代表取締役 坂元 要	代表取締役 雑賀 克英
所在地	東京都中野区東中野三丁目18番12号	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
設立年月日	昭和54年6月8日	昭和45年4月8日
設立目的	世界に通用する水泳選手の育成や底辺拡大を目指し、水泳指導を中心にプールの運営事業を行う	主に不動産事業
事業概要	・スポーツ施設及び健康増進を目的とした混浴施設の運営・企画及び運営コンサルティング ・スポーツ用品の販売 等	・マンションライフサポート事業 ・ビルマネジメント事業 ・環境・シニア関連事業 等
資本金	3,000万円	16億5,380万円
役員	9名	13名
従業員数	150名	7,629名

（4）指標について

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理者	TAC/HBSグループ		日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体		
指定管理期間	平成25年4月1日 ～平成28年3月31日		平成28年4月1日 ～平成31年3月31日		
施設利用者人数（人）	120,677	126,637	93,865	67,229	109,360
管理運営経費等（千円）	50,067	49,720	56,039	58,743	50,688
管理運営に対する評価	B 1	B 1			
	C 10	C 10	B 7	B 6	B 6
	D 1	D 1	C 5	C 6	C 6
総合評価	C	C	C	C	C

（出典：事務事業評価個表）

平成 29 年度は、天井の落盤事故により、1 月 22 日～3 月 31 日まで休業している。また平成 30 年度は、上記改修工事により、6 カ月休業している。

(5) 指定管理料について

年度実績	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額 (千円)	48,605	47,622	48,236	50,508	50,688

(6) 予算及び実績の状況

日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体における平成 30 年度の事業実績の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	項目	予算	実績	執行率	内容
収入	指定管理料	46,884	50,688	108.1%	指定管理料
	利用収入	10,829	9,906	91.5%	大分市営温水プールの利用料
	自主事業収入	29,318	30,062	102.5%	各教室・自動販売機の販売収入
	雑収入	517	468	90.4%	利息ほか
	収入 合計	87,549	91,123	104.1%	

(単位：千円)

	項目	予算	実績	執行率	内容
支出	人件費	35,057	30,907	88.2%	職員・非常勤職員の報酬と福利厚生費
	業務委託料	11,761	11,854	100.8%	業務委託料
	使用料及び賃借料	765	765	100.0%	
	消耗品費	510	382	75.0%	管理運営消耗品・自主事業消耗品
	印刷製本費	95	114	120.4%	
	光熱水費	19,450	24,518	126.1%	電気・水道・ガス料金
	修繕費	3,840	4,737	123.4%	
	通信運搬費	383	435	113.5%	電話・インターネット通信費・切手代等
	広告料	320	413	129.1%	自主事業やイベントの募集広告
	手数料	243	201	82.8%	銀行支払 ほか
	各種保険料	981	1,394	142.1%	施設賠償責任・傷害・個人情報保険 ほか
	設備購入費	720	1,402	194.7%	施設管理の備品
	公課費	4,200	3,288	78.3%	消費税・法人税ほか・印紙
	塩素・薬剤費	720	550	76.4%	
	物販仕入	1,888	2,060	109.1%	
	その他	153	207	135.8%	
	本社経費等	5,600	7,555	134.9%	
	保守管理費	815	765	93.9%	
	支出 合計	87,500	91,548	104.6%	

収支	49	-424	
----	----	------	--

(出典：指定管理事業報告書)

(7) 指定管理者の選定手続について

令和元年度の指定管理者の選定手続は次のとおりである。

手続	日付
選定委員推薦	平成30年7月13日
選定委員の任命	平成30年8月9日
要項及び仕様書の制定	平成30年8月31日
指定管理業者の募集公告	平成30年9月4日
要項の配布期間	平成30年9月4日 ～平成30年9月18日
初回質問受付期限	平成30年9月7日
現地説明会	平成30年9月19日
最終質問書受付期限	平成30年9月25日
申請書受付期間	平成30年10月1日 ～平成30年10月9日
申請書関係	
・ 指定管理者指定申請書	平成30年10月9日
・ 事業計画書	平成30年10月9日
・ 応募資格がある旨の誓約書	平成30年10月9日
・ 誓約書	平成30年10月9日
・ 役員名簿	平成30年10月9日
暴力団排除措置	平成30年10月18日
選定委員会の開催	平成30年10月22日
指定管理予定者の決定	平成30年11月2日
議会	平成30年11月30日
指定管理者への通知書の発送	平成30年12月18日
指定管理者の指定に係る公告	平成30年12月18日
基本協定書	平成31年3月29日

(監査手続)

指定管理者の選定手続が、大分市指定管理者制度に関する指針及び指定管理者募集要項等に従った処理となっているかどうか、関連書類の閲覧、担当者に対する質問により検討した。

(外部監査の結果)

- ・ 基本協定書における構成員としての地位及び責任の明確化

大分市営温水プールの指定管理に関する基本協定書（以下、「温水プール基本協定書」という。）において、募集要項に記載のある共同事業体固有の責任の所在を明らかにする規定が盛り込まれていない。

共同企業体の構成員の地位は、指定管理者の代表を示す重要な地位であるため、その変更等がある場合等の取扱いは双方合意の上、協定書に盛り込むべきである。

【結果25】

温水プール基本協定書において、募集要項に記載のある共同事業体固有の責任の所在を明らかにする規定が盛り込まれていない状況にあるが、共同企業体の構成員の地位は、指定管理者の代表たる地位を示す重要なものであることから、次のような変更等がある場合等の取扱いは双方合意の上、協定書に明示すべきである。

- ・代表構成員の地位
- ・各構成員の責任
- ・構成員に係る重要事項の変更の届出
- ・指定期間中における構成員の変更を禁止する旨

(8) 備品管理について

大分市営温水プールが管理する備品は、温水プール基本協定書第 20 条に基づき、備品等のうちⅠ種（以下「備品等（Ⅰ種）」）のもの及びⅡ種（以下「備品等（Ⅱ種）」）のものを無償で指定管理者に貸与し、指定期間中常に良好な状態に保たなければならないとしている。また、備品等（Ⅲ種）は、指定管理者の任意により購入又は調達することができることとしている。

このうち、備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により業務の実施の用に供することができなくなった場合、必要に応じて備品を購入し、又は調達する。またこのうち備品等（Ⅰ種）について毀損滅失したときは、これを弁償し、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、または調達しなければならないこととしている。

大分市営温水プールでは、指定管理開始時点で貸与を受けた備品を備品台帳にて独自に管理しており、指定管理後に購入した備品については、指定管理者独自の備品台帳にて新規の資産として登録している。

指定期間満了後は、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）について市が引き継ぐとともに、備品等（Ⅲ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去するか、合意の上で市に引き継ぐことができる（温水プール基本協定書第 37 条）。

(監査手続)

市が保有する備品台帳及び指定管理者が保有する備品台帳の確認、現地往査による現物の実査より、台帳にて計上している資産が実際にあるか、実在する固定資産が台帳に計上されているか、除却の状況等の確認、市担当者及び指定管理者に対する質問を実施した。

(外部監査の結果)

・温水プールにおける備品管理台帳と現物の不整合

備品台帳に存在しない備品、備品表示票の貼付もれ、指定管理者における備品台帳の記載もれ、読み取りができない備品表示票という事由が発見されており、本来あるべき事務が行われていない。【結果 26】

現地往査時における備品の現物確認により、次の事項が発見されている。備品は市所有の財産であり、指定期間経過後は市に返還しなければならないこと、及び大分市物品取扱規則第 11 条より備品については標識を付さなければならないことを原則としていることから、管理の徹底が望まれる。

- ・ 実在するコースロープ巻取機（指定管理が保有する備品台帳上の備品番号 081592～081594）について、財務会計上の備品台帳上存在しなかった。
- ・ 実在する券売機グローリーVT-M20 については、指定管理者にて買い替えているものの、旧番号を使用しているとともに、備品管理シールは貼付されていなかった。
- ・ アクアキャリアー（備品番号 081645）について備品管理シールを付けていない。水に触れるためつけていないとのことであるが原則どおりの取扱いではない。
- ・ スタート台（備品番号 494422～494437）について、指定管理者が管理する備品台帳で番号の記載がなく、また備品番号の受取、貼付がなかった。
- ・ 会議室にあるホワイトボードについては備品表示票が劣化しており、文字が認識できなかった。

・ 破損物品の報告漏れ及びその代替取得備品に対する旧番号の採番

従来ある貸与備品が破損等により買換えを要する場合、指定管理者は指定管理料の範囲で購入することとなるが、新たに購入した備品について、市に報告することなく破損備品の備品番号をそのまま引き継いで管理していた。

この場合、市の管理する備品台帳上すでに除却してある資産を現在も継続して所有していることになっている。

除却備品については大分市に報告する必要がある、及び新規取得備品については新たに採番した上で管理すべきである。【結果 2 7】

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・ 破損、経年劣化している物品の除却処理

自動血圧計（備品番号 081600）は破損し、外部倉庫に保管していることから行政財産として供用しているとはいえず、直ちに除却処理を行うべきである。また、プール横にあるタオル置きについては経年劣化が激しく、フレーム部分が破損しており危険な状態であることから、早急に措置を講じる必要がある。【意見 7 1】

・ 契約主体の明確化

自動券売機の保守契約の契約主体が、株式会社 S O A 大分と株式会社日本水泳振興会になっていた。また、害虫防除に関する株式会社西日本メンテナンスからの報告書のあて先が株式会社東急コミュニティーになっていた。この取引の経済実態は指定管理者に本来は帰属すべきであるが、その費用は上記構成員を経ることなく直接指定管理者が負担及び拠出している。担当者に確認したところ、契約主体はあくまで指定管理者である日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体であることから、今後の権利や責任関係の所在を明確にするためにも、指定管理者を契約主体として契約を締結しなおすべきである。【意見 7 2】

(9) 月次報告及びモニタリング

指定管理者に対する募集要項では、大分市指定管理者制度に関する新指針 12(2) モニタリングを踏まえて、指定管理者の実施した業務報告書について、定期及び随時のモニタリングを実施することとしている。当該指針においては、モニタリング時に使用するチェックシートを設け、業務に対する監督が可能となるよう配慮している。

また、毎年度 5 月末までにモニタリング総合評価表により総合評価を行い、モニタリング総合評価結果通知書により、指定管理者に通知するものとしている。

さらに、指定管理者は、利用者の意見や要望を把握するため、利用者に対するアンケートを常時又は定期的(同一年度内に 2 回以上)に実施し、苦情・意見を把握して必要な措置をとることを求めている。

(監査手続)

大分市指定管理者制度に関する新指針に従い、指定管理者が毎月適切な業務報告を行っているか、大分市として当該業務報告に対する適宜適切にモニタリングを実施しているか検討するとともに、利用者に対するアンケートが募集要項に従って実行され、利用者の意見・苦情を把握するよう努めているかどうか検討した。

(外部監査の結果)

・モニタリングの未実施

指定管理者は毎月業務報告を実施しているものの、大分市としては、当該書面を部署内で回覧するのみで、モニタリングチェックシート等を用いた詳細な確認はなされていないとのことであった。

管理を委託している施設は大分市のもので、その一義的責任は大分市にあり、指定管理者が行う業務を逸脱していないかどうかを牽制する上で業務のモニタリングは重要な業務といえ、脱漏のないよう留意されたい。【結果 28】

・利用者に対するアンケートの回数

指定管理者では、利用者に対するアンケートを年に 1 度しか実施していなかった。利用者の意見・苦情を把握し、満足度を高めるために最低でも年 2 回実施すべきとした趣旨から考察すると、年 1 度のアンケートでは満足度を高めるための重要な業務としては明らかに量的に不十分といえる。

利用者の満足度を質量ともに充足した実態把握を行い、気づきや改善実行に結びつけていくためにも、年に数回のアンケートは実施すべきである。【結果 29】

16. 南大分体育館管理運営事業

(1) 事業の概要

南大分体育館は南大分スポーツパークのメイン施設として平成3年4月の開設以来、明るく豊かな生活を送る生涯スポーツの場として多くの市民に利用されている。

しかしながら開館後28年が経過し、施設・設備の老朽化・劣化が各所で発生しており、市民からの苦情も多く寄せられている。

今後も、安全なスポーツ活動や健康・体力づくりの場としての利用が見込まれることから、市民の多様なニーズに応え、計画的な施設・設備の整備が不可欠である。

(2) 事業費の推移

(単位：円)

節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
共済費	279,000	267,924	284,222	258,913	272,834
賃金	4,932,250	4,992,220	5,155,590	5,253,473	5,274,966
報償費	183,969	189,417	189,990	189,995	193,548
需用費	27,696,745	25,985,635	25,972,806	33,892,477	34,483,695
役務費	501,786	450,169	473,849	502,181	287,868
委託料	25,079,922	24,316,536	24,094,227	25,711,115	26,557,507
備品購入費	2,039,083	988,200	1,706,400	4,968,000	2,744,064
合計	60,712,755	57,190,101	57,877,084	70,776,154	69,814,482

(出典：決算状況調書)

(3) 評価指標

体育館アリーナ・トレーニング室・オリエンテーション室・テニスコート・グラウンド・南大分温水プールの利用者合計人数

年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	251,834	248,019	254,757	274,588	267,325

(4) 組織図(令和元年5月7日現在)



(5) 施設概要

摘要	南大分体育館	南大分温水プール
建設年月日	平成3年4月	昭和60年
総工費	874百万円	249百万円
敷地面積	8885.06 m ²	10123.39 m ²
建物床面積	3790.89 m ²	1563.5 m ²
設備	体育室 トレーニング室 オリエンテーション室	大プール 25m×15m 小プール 5m×15m

(監査手続)

施設台帳の確認により、施設及びその修繕状況が適切に管理されているか検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・長寿命化計画の立案や設備の利活用のための情報整理のあり方

約 10 年以前の修繕、増改築の履歴が確認できない状況にあり、長寿命化計画の立案のための基礎とし、設備をより経済的かつ有効に利活用するための情報として重要であるため、投資や修繕等の基礎情報の整理・把握を継続的に行う必要がある。

【意見 7 3】

南大分体育館については平成 18 年以前、南大分温水プールについては平成 21 年以前について修繕、増改築の履歴が確認できなかった。

また南大分温水プールについては、公有財産台帳の記録で確認できたものの、担当課においてはその総工費が確認できなかった。

建物の投資額及びその後の追加支出如何によっては、投資規模はもとより、投資による効果及び検証ができず、施設の長寿命化計画にも影響を及ぼすこととなる。

公共財としての性質からは、民間の事業主体のように利益を出すことは求められないものの、投下資本に対する利用実績をもとに、行政財産として供用継続が相当か、老朽化した時に再投資するか長寿命化を図るか廃棄するかといった意思決定が必要となることから、その判断基準なしに、ただ古くなったことや、改修の要望があった都度対応しては、経済性や有効性のアプローチとして不十分である。

来る長寿命化計画作成の基礎として、まず既存の資産の投資規模、経過年数、それに基づく現在の価値は的確に把握しておくべきであり、過去情報も含めた現状把握を確実に行ったうえで、公共投資資産の高い利活用のために合理的な判断を行っていく必要がある。

(6) 収納業務

使用料については、大分市都市公園条例別表第 2 にて次のとおり定められている。

有料公園施設		単位	金額	備考
南大分 体育館	専用使用	フロアの全部の使用である場合 1時間	1,510円	1 必要体育器具の使用料を含む。 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 3 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の70人分を加算するものとする。 4 照明設備の使用料は、フロアの全部の使用である場合は1時間につき1,510円、フロアの2分の1の使用である場合は1時間につき750円とする。
		フロアの2分の1の使用である場合 1時間	750円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間	6,480円	
	個人使用	バトミントン	照明設備を使用する場合 1面1時間	
			照明設備を使用しない場合 1面1時間	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
		卓球	照明設備を使用する場合 1面1時間	
			照明設備を使用しない場合 1面1時間	
			100円	
	トレーニング室	ランニング	1人1時間	
		1人2時間	210円	
	オリエンテーション室	回数券11枚綴	2,160円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
		1時間	320円	
	音響装置	1日につき	2,200円	
	仮設ステージ	体育室 1台1回	110円	
	テニスコート	1面1時間	160円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
	グラウンド	1時間	310円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
	グラウンド 照明施設	全灯使用 1時間	2,330円	夜間照明利用可能時間は、18:00～21:00。
		2/3灯使用 1時間	1,630円	
	附属設備	1/2灯使用 1時間	1,150円	
		市長が規則で定める額		
南大分温水プール	大人	1人1回	160円	1 専用使用はしない。 2 「大人」とは、18歳以上の者(高等学校等の生徒を除く。)とする。 3 「幼児」とは、就学前の者(3歳未満の者を除く。)とする。 4 コインロッカー使用料 1回20円
		回数券11枚綴	1,620円	
	高校生	1人1回	70円	
		回数券11枚綴	750円	
	幼児、小中学生	1人1回	40円	
		回数券11枚綴	430円	

南大分体育館の使用料は、券売機を通じて収納する場合、窓口にて収納する場合、及び口座振替等を利用する場合がある。

なお、当該使用料は令和元年9月30日までのものである。

① 券売機による場合

その都度利用する場合や、回数券の購入については、体育館及びプールの受付にある券売機にて利用券を購入し受付に提出する。

時間貸しであるコートやトレーニング室では、受付にて氏名及び入室時間を記入することとしている。利用可能時間を過ぎた場合は、監視員がアナウンス等により退出を促すこととしている。

② 窓口で収納する場合

あらかじめ使用許可申請を行う場合は、窓口で収納する場合がある。

その場合、申請書に所定の事項を記載の上、現金とともに収受し、許可書、領収書を利用者に渡す。

③ 口座振替による場合

おおいた公共施設案内予約システムを利用し、あらかじめ口座振替による収納を希望している場合には、登録口座から毎月市が指定する日に使用料を引き落とすこととしている。

④ 現金の管理

南大分体育館及び南大分温水プールでは、利用時間終了後、窓口収入分及び3か所の券売機による入金額を集め、券売機の日計表と窓口収納の領収書（控）をもとに出納金管理簿に記載し、現金を保管する。

大金庫は施錠し、副館長（不在の場合は主幹、次に主査）しか、解錠できないこととしている。

集約した現金については、週2回、所定の口座に入金することとしている。

（監査手続）

令和元年9月13日に現地視察を行い、現金を実査し、前日残高が前日の収納金納付簿の金額と一致しているか検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（7） 備品の管理

備品については、購入し請求書を入手して、支払処理があった時点で、財務会計システムに登録する。

備品シールについてはスポーツ振興課が印刷し、現物に備品シールを張ることで現物確認できるようにしている。

（監査手続）

令和元年9月13日に現地視察を行い、備品台帳及び現物を確認し、登録されている備品が実際にあるか、現物が実際に備品台帳に登録されているかどうかを検討した。

（外部監査の結果）

・ 備品台帳及び現物との不整合【結果30】							
① 備品台帳記載の備品のうち、備品シールの貼付がなく、当該資産かどうか確認できないもの							
備品番号	明細コード	製品名	品質規格	取得日付	最終異動日	取得金額	相手方名称
503426	4770288	ランニングマシン	セノー BG2900 ラボードNEXT	H29.8.28	H29.8.28	1,242,000	㈱スポーツジョイ
503427	4770288	ランニングマシン	セノー BG2900 ラボードNEXT	H29.8.28	H29.8.28	1,242,000	㈱スポーツジョイ
503428	4770288	ランニングマシン	セノー BG2900 ラボードNEXT	H29.8.28	H29.8.28	1,242,000	㈱スポーツジョイ
503429	4770288	ランニングマシン	セノー BG2900 ラボードNEXT	H29.8.28	H29.8.28	1,242,000	㈱スポーツジョイ
508945	4770288	レッグプレス&カーフレイズマシン	セノー BB4622	H30.8.10	H30.8.10	734,400	㈱スポーツジョイ
508946	4770288	クラッチマシン	セノー BB4822	H30.8.10	H30.8.10	788,400	㈱スポーツジョイ
509943	4830222	トレーニング室用全自動 血圧計	セノーLE916460 UDEX-i	H30.10.16	H30.10.16	259,200	㈱スポーツジョイ

② 現物の性質上、備品シールの貼付がなく、また、他の確認手段もないもの

備品番号	明細コード	製品名	品質規格	取得日付	最終異動日	取得金額	相手方名称
80153	4770132	少年用サッカーゴール	少年用	H12.3.30	H29.4.1	168,000	
283910	4770157	新体操マット	セノー製 AH0603	H23.1.19	H29.4.1	4,935,000	後藤体器株

③ 現物はあるが、備品台帳上確認できないもの

備品名	型番	場所	備考
自動券売機		本館1F受付前	重要備品の可能性あり
スチール棚	KOKUYO JOIFA606 SH-370F1NC	会議室	
災害用備蓄保管庫旧品	KOKUYO NEOX	会議室	旧式表示票あり(3-16-25 H6.7.27取得)
災害用備蓄保管庫新品	JQ0507102(2016DSK)	会議室	大分市保健所が一括取得し、現物が直送されたもの

大分市物品取扱規則第11条では、「物品取扱者は、備品には標識を付さなければならない。ただし、標識を付すことができないものについては、適切な方法にて表示し、帳簿との対照に便利ようにしなければならない。」と規定されている。

そのため、備品シールがない場合であっても、例えば備品の保管場所リスト等の作成により備品現物と台帳との対応が図られる措置を講ずるべきである。

④ 除却済みであるが利用されているもの

備品名	型番	場所	備考
ロッカー	ZIM ZIPPER	保健室	旧式表示票あり(3-3-25 S62.8.21取得)

備品台帳リストには存在しないものの備品表示票は貼付されたままであるため、除却処理（処分）済と思われるが、廃棄されず継続使用されていると認められるもの、つまり事実上は行政目的財産であり、かつ処分済の現物が存在すると、本来は大分市にしかないはずの財産処分権の所在も曖昧になり、適切とはいえない。

処分後の備品表示票の取扱いもさることながら、実際に物品処分しないのであれば、有姿除却の状態となるが、仮に福利厚生目的などに転用した場合であっても行政目的財産と認められるため、本来は除却処理ではなく、保管または使用場所の変更の処理を行うべきである。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・持込まれた私物の区分の明瞭化

所管の執務場所に物品管理上は備品となる私物を持ち込んだ場合、当該物品の取扱いに関する規定は明確でないが、それが明瞭に表示されないと、行政上の管理対象の備品であるかどうか判断としないうえ、所有権の客観性でもトラブルになる可能性も懸念される。

私物となる備品の持込みを許可した場合には、客観性と明瞭性を具備するため、当該私物に対して、私物であることを明確に表示するように工夫する必要がある。

【意見74】

・ウォーターサーバーの安全衛生管理

視察時にウォーターサーバーの錆やカビが懸念される状況が確認されているが、

水質検査を実施していない状況にあるため、行政上の責務としてどのような頻度で水質等検査が必要であるかを再検討されたい。【意見 7 5】

複数個所に一般の水分補給の用に供するためのウォーターサーバーが設置されているが、供用してから相当期間経過しているものも存在する（台帳上は、平成 18、19、23、24 年の 4 台）。当該ウォーターサーバーについては、錆やカビの発生が疑われる状況を確認しており、水質が悪化した場合には利用者の健康を阻害する可能性も否定できない。

担当者に確認したところ、ウォーターサーバー自体の自動洗浄機能による洗浄や、使用マニュアルに従い長期使用しなかった場合の定期点検はなされているが、水質検査をしていないとのことであった。コスト等を比較衡量したうえで、行政上の責務としてどのような頻度で安全衛生を担保するための水質等検査が必要であるか検討と一定の対応が必要である。

（８） 備品購入費

備品購入費は、南大分体育館及び南大分温水プールで利用する器具備品の購入に関する支出である。

（監査手続）

備品購入費 5 件のうち任意の 1 件を抽出し、施行伺い、予定価格調書、物品購入契約書、納品書及び支出負担行為決議書を確認し、当該支出負担行為が法令に従い適切に実施されているかどうか検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（９） 委託料

委託料のうち主たるものは、南大分温水プールの監視・救護及び管理業務、水質管理業務に係る施設保守管理等委託料及び体育館の警備に関する警備等委託料である。

（監査手続）

施設保守管理等委託料 71 件及び警備等委託料 24 件のうち任意の 2 件について委託業者の選定手続が適切になされているか等について検討した。

（管理業者の選定手続の状況）

サンプルにより抽出した委託業者 2 件の入札状況は次のとおりである。

件名	清掃業務委託	監視・救護及び管理業務委託
契約方法	指名競争入札による契約	指名競争入札による契約
委託先	有限会社 協和環境	大分総合警備管理株式会社
契約期間	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	平成29年5月1日 ～令和2年3月31日
契約金額	17,949,600円	24,744,976円
入札参加者数	10者	11者（うち1者辞退）

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

- ・不落による随意契約の取扱いの是非

指名競争入札において、第2回最低入札額と予定価格が乖離している場合には特に、今回のようないわゆる不落随契に一律移行するのではなく、仕様設計や指名業者を見直すなどして、再度入札手続に付すことを検討すべきである。【意見76】

監視・救護及び管理業務委託の入札状況は次のとおりである。

（単位：円）

業者名	第1回目	第2回目	見積金額	備考
朝日警備保障㈱	29,000,000	28,165,000		
㈱エスピージャパン	29,000,000	28,000,000		
㈱NIKKO	31,000,000	28,170,000		
大分総合警備管理㈱	28,175,000	26,600,000	22,912,015	決定
㈱ジェイレック大分支店	34,000,000	28,160,000		
㈱全日警大分支店				辞退
ALSOK福岡㈱大分営業所				辞退
日本連合警備㈱	31,050,000	28,174,900		
総合警備保障㈱大分支社				辞退
㈱新日本警備保障	34,000,000			辞退

（出典：入札状況調査）

第2回入札で落札されなかったため、本件はいわゆる不落随契に移行しているが、その時点で予定価格とは大きな乖離があった。大きな乖離があれば当初の仕様設計に対する予定価格が過小に評価されている可能性があり、民間業者が業務を実施する上で経済的ではないとも推察される。

また、2回目で26,600千円の入札を実施していた大分総合警備管理株式会社は、前回の長期継続契約において14,400千円で落札していた。この業者が不落随契の段階で予定価格に近接した落札額となっており、予定価格が公表されないのであれば不自然な印象は拭えない。

入札不調により不落となった場合には、不落時の随意契約に一律移行するのではなくて、仕様設計そのものや指名業者を見直すなど再度入札手続を実施することが、外部業者の利用による本来の経済性の発揮と有効な業務の実施につながると思料される。

・救護業務を長期継続契約とすることについて

プールの救護業務は、人命に関わる重大な業務であることから、より高い注意を払ったうえで、監視業務を実施すべきであり、定期的かつ定型的な業務を対象とする長期継続契約として取り扱っている現状の契約の在り方を再度整理すべきである。

【意見 77】

大分市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下、「長期継続契約条例」という。）第2条第2号に規定し契約事務規則で定める長期継続契約は、（１）庁舎その他の施設の清掃業務、警備業務又は受付案内業務（２）庁舎その他の施設に付随する設備の保守点検業務又は運転業務（３）情報処理システムの運用及び保守点検業務が該当するとしている。これらは、おおむね設備管理やその付帯業務や保守契約など、比較的仕様が経年概ね変化しない定期的かつ定型的な業務であるため、毎年度契約事務手続を行うことが非効率であることなどを根拠としているといえる。

この点、南大分体育館における救護監視及び管理業務委託は、プールの監視及び救護が含まれ、これらは人命に関わる重大な業務であることから、救護の専門資格を有する者が通常の監視業務よりも高い注意を払ったうえで業務に携わる必要があるもので、施設管理等に不随する業務というよりも専門的な人的役務も要求される委託業務である。

よって、長期継続契約条例で規定する業務の範囲を逸脱するともいえることから、事務の簡略化等の観点で長期継続契約としている現状の取扱いには疑問を差し挟む余地があるといえ、契約のあり方を再度整理し、法理論的に問題がないように整備するなど一定の対応が必要であるといえる。

（１０）業務日誌の確認

南大分体育館及び南大分温水プールでは、市民が安全かつ快適に施設を利用できるように、次の管理簿を作成し毎日施設の点検を実施し報告している。

- ・プール・グラウンド管理日誌（市作成）
- ・プール警備報告書（大分総合警備管理株式会社作成）
- ・プール水質管理日誌（株式会社オーチャー作成）
- ・南大分体育館管理日誌（市作成）
- ・アリーナ警備報告書（全日警作成）ただし、平成31年4月以降は実施しない。

（監査手続）

上記書類を確認し、仕様書又は市が求める管理水準を遵守した上で、効果的な点検業務が遂行されているか検討した。

(外部監査の結果)

・管理業務の適切な実施及び管理監督の実施

プール・グラウンド管理日誌にて、平成 31 年 1 月 20 日のグラウンドの点検がなされていないにもかかわらず、館長等の承認がなされている。

利用していないのであれば、理由を付すべきであるし、当然のことではあるが確認業務の懈怠は、将来の重大な事故の原因ともなりかねない。

日々の管理及びその状況報告は適時適切になされるべきである。【結果 3 1】

・入札時に取り決めた管理業務の実施及び報告

南大分温水プール監視・救護及び管理業務委託を入札する際のプール安全管理業務委託注意事項によれば、施設の点検（特に排水溝）について確実に行うとともに、点検チェックシートを作成し確実に行うこととしている。点検チェックシートでは、気温、水温、利用者数、水質検査結果、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を整えることとされているが、委託業者からは当該施設の安全点検に関する報告はなされていない。

入札時点で実施事項は双方で確認しているため、当該業務の実施及び日常の報告は適宜適切になされるべきである。【結果 3 2】

(包括外部監査に添えて提出する意見)

・業務確認の適正な押印

大分総合警備管理株式会社が作成するプール警備報告書及び株式会社オーチャーが作成する水質管理日誌は、当該報告書の内容を内部で回覧し、押印を行っているが、平成 31 年 3 月 30 日の館長の押印が、当該日以前の押印と異なる。平成 31 年 4 月 1 日に新館長着任のため引継ぎ業務の過程で通常使う印鑑を持ち出していたとのことであるが、本人が確認したにも関わらず別の印鑑を使うことは通常考えにくく、実際に本人が確認及び押印があったか疑念が生じかねない。

本人による業務日誌の日常的な確認がなされていることを担保するために、一の印に統一することが望ましい。【意見 7 8】

・管理日誌における確認証跡の記載

市職員が作成する南大分体育館管理日誌は、体育館の管理状況を確認する書類である。平成 31 年 3 月 31 日の同報告では、管理者への閲覧及び承認がなされた形跡がない。また平成 31 年 1 月 20 日のプール・グラウンド管理日誌では、グラウンド点検に係る確認結果が記載されていない。

日々の管理業務は確実にチェックし、上長に対する報告は必ず確認するとともに、確認証跡を残しておくべきである。【意見 7 9】

第6部. 教育委員会体育保健課におけるスポーツ行政

第1. 体育保健課の概要

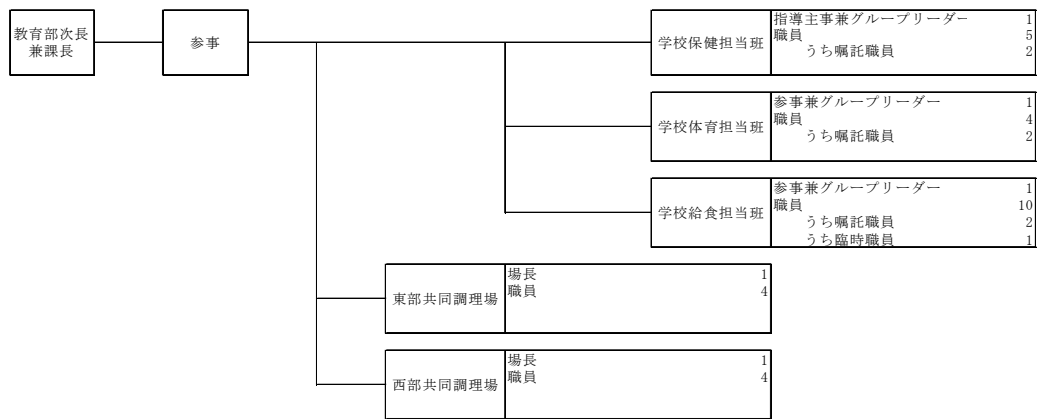
1. 事務分掌

体育保健課における事務分掌は以下のとおりとされている。

- (1) 学校体育及び部活動並びに中学校体育連盟に関すること
- (2) 学校保健及び学校安全の指導に関すること
- (3) 学校医等に関すること
- (4) 学校給食の企画指導に関すること
- (5) 学校給食の施設整備の管理に関すること

2. 組織及び人員

大分市において主に社会体育行政の実施を担当する部署は、前記したとおり企画部スポーツ振興課であるが、主に学校体育を担当するのが「教育委員会体育保健課」であり、学校体育担当班、学校保健担当班、学校給食担当班、学校給食共同調理場で構成されている。令和元年5月7日現在の体育保健課の職員数は34名（うち嘱託職員6名、臨時職員1名）であり、組織体制は次のとおりである。



3. 本件監査の対象とした事務

本件監査については、スポーツ行政に関連した事務を対象としているため、上記「1. 事務分掌」のうち、「(1) 学校体育及び部活動並びに中学校体育連盟に関すること」を対象として監査を実施している。

第2. 学校体育の状況

1. 大分市教育ビジョン 2017

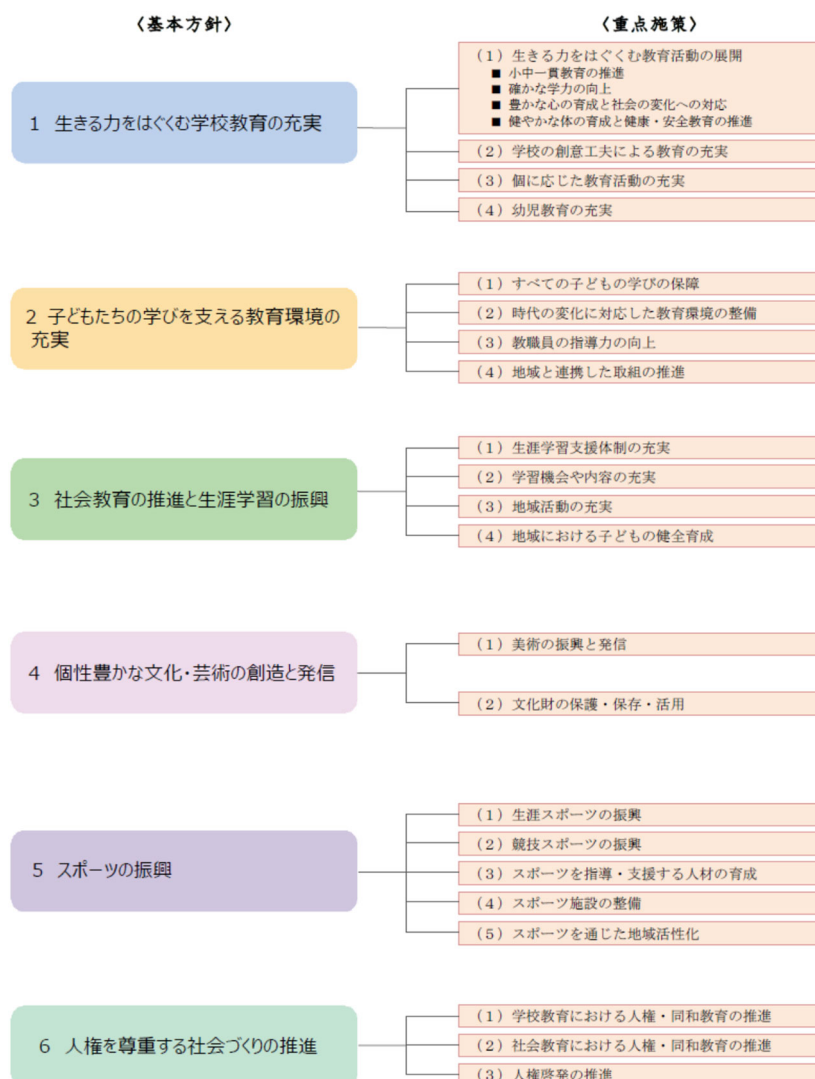
(1) 大分市教育ビジョン 2017 の概要

「大分市教育ビジョン 2017」（以下、「教育ビジョン」とする。）は、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けている。

教育ビジョンは、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」との整合性などを総合的に考え、基本構想の期間を 2017(平成 29)年度から 2024（令和 6）年度までの 8 年間としており、そのうち基本計画の第 I 期は平成 29 年度から令和元年度までとなっている。

(2) 教育ビジョンの概要

教育ビジョンでは、次の 6 つの基本方針のもとで各重点施策に取り組むこととしている。



(3) 教育ビジョンにおけるスポーツ振興

基本方針の「スポーツの振興」では次の重点施策に取り組むこととしている。

- ① 生涯スポーツの振興
- ② 競技スポーツの振興
- ③ スポーツを指導・支援する人材の育成
- ④ スポーツ施設の整備
- ⑤ スポーツを通じた地域活性化

を柱として具体的取組を行うこととしている。

なお、この重点施策には、学校体育に関連するもののほか、社会体育の領域も含まれている。これは教育ビジョンを平成 28 年度に制定した当時は、社会体育は教育委員会の所管であったためであり、平成 29 年度からは機構改革により、社会体育は企画部のスポーツ振興課に所管が変更となっている。

社会体育の検討については、「第 5 部. 企画部スポーツ振興課におけるスポーツ行政」の項で検討されているので、参照されたい。

(4) スポーツ振興における施策

教育ビジョンに掲げられている上記 (3) のうち、学校体育に関連する重要な具体的施策は次のとおりである。

① 生涯スポーツの振興

- (ア) 生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努める。

主な取組	運動好きな子どもの増大に向けた環境整備		
取組の概要	○ 子どもの運動する機会の増大に向け、学校、家庭、地域が連携し、多様な活動体験を通した運動に親しむ環境づくりを行います。		
指 標	基準値 (2015 年度)	2019 年度	2024 年度
運動好きな児童生徒の割合*	小学生 64% 中学生 58%	小学生 68% 中学生 62%	小学生 73% 中学生 67%

☆児童生徒の割合…大分県児童生徒の体力・運動能力等調査 (小学校 4 年生以上を対象)

③ スポーツを指導・支援する人材の育成

- (イ) 各種講演会や研修会などを開催するなかで、指導者の指導力向上を図る。

主な取組	指導者研修会などの充実			
取組の概要	○ 各競技団体の指導者やスポーツ推進委員の資質向上を図るため、「スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会」や「スポーツ推進委員研修会」、「運動部活動指導者研修」などを開催します。			
	指 標	基準値 (2015年度)	2019 年度	2024 年度
	各種研修会の参加者数	895 人	1,200 人	1,300 人

2. 大分県における学校体育の状況

(1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

スポーツ庁は毎年度、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行っており、目的は次のとおりである。

- ・ 国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・ 各教育委員会が自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- ・ 各学校が各児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

(2) 大分県における全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の状況

全ての小中学校の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「新体力テスト」という。）の結果は次のとおりである。この調査対象は、小学生が5年生、中学生が2年生となっており、新体力テストの平均値をスポーツ庁が集計したものである。

大分県は、小中学生男女全てで新体力テストの結果が、相対的に全国の中で上位となっており、全県での「市町村体力向上アクションプラン」に基づく体力等の向上の取組み成果が大分市も含めて出ているものと評価される。

① 小学5年生男子

年度		平成29年		平成30年		令和元年	
項目		大分県	全国集計	大分県	全国集計	大分県	全国集計
児童数		4,935	542,261	5,029	542,335	5,019	535,638
種目別平均	握力 (kg)	17.22	16.51	17.35	16.54	17.04	16.37
	上体起こし(回)	21.03	19.92	21.61	19.94	21.54	19.80
	長座体前屈 (cm)	34.94	33.16	35.83	33.31	35.55	33.24
	反復横とび (点)	44.20	41.95	45.42	42.10	44.64	41.74
	20mシャトルラン (回)	56.30	52.23	57.53	52.15	55.49	50.32
	50m走 (秒)	9.27	9.37	9.24	9.37	9.34	9.42
	立ち幅とび (cm)	154.75	151.73	155.91	152.26	154.43	151.47
	ソフトボール投げ (m)	24.28	22.52	24.55	22.14	23.75	21.60
	体力合計点	56.64	54.16	57.66	54.21	56.83	53.61
総合評価 (段階別)	A	19.2%	12.5%	22.7%	12.9%	20.1%	11.6%
	B	30.9%	25.5%	32.1%	25.4%	29.7%	24.1%
	C	29.9%	33.2%	27.5%	32.9%	30.3%	33.1%
	D	13.8%	20.1%	13.0%	19.9%	14.8%	21.3%
	E	6.3%	8.8%	4.7%	8.8%	5.2%	9.9%
割合の差	(A+B) - (D+E)	30.0	9.1	37.1	9.6	29.8	4.5
	割合の差 全国順位	4位		1位		2位	

② 小学5年生女子

年度		平成29年		平成30年		令和元年	
項目		大分県	全国集計	大分県	全国集計	大分県	全国集計
児童数		4,863	521,432	4,753	519,291	4,849	515,933
種目別平均	握力 (kg)	16.78	16.12	16.86	16.14	16.76	16.09
	上体起こし(回)	19.82	18.80	20.46	18.96	20.42	18.95
	長座体前屈 (cm)	39.08	37.44	40.15	37.63	39.84	37.62
	反復横とび (点)	42.21	40.06	43.36	40.32	42.74	40.14
	20mシャトルラン (回)	44.98	41.62	45.84	41.89	44.86	40.80
	50m走 (秒)	9.57	9.60	9.50	9.60	9.58	9.63
	立ち幅とび (cm)	148.20	145.49	149.35	145.97	148.66	145.70
	ソフトボール投げ (m)	15.31	13.93	15.31	13.76	15.13	13.59
	体力合計点	58.08	55.72	59.07	55.90	58.57	55.59
総合評価 (段階別)	A	24.3%	16.0%	27.4%	16.6%	26.1%	16.0%
	B	30.1%	27.4%	33.6%	27.8%	32.1%	27.0%
	C	30.0%	33.6%	25.9%	33.1%	26.4%	33.3%
	D	11.8%	17.6%	10.5%	17.1%	12.2%	17.9%
	E	3.7%	5.5%	2.6%	5.4%	3.3%	5.8%
割合の差	(A+B) - (D+E)	39.0	20.3	47.9	21.9	42.7	19.3
	割合の差 全国順位	7位		3位		3位	

③ 中学2年生男子

年度		平成29年		平成30年		令和元年	
項目		大分県	全国集計	大分県	全国集計	大分県	全国集計
生徒数		4,679	522,245	4,420	507,129	4,347	491,471
種目別平均	握力(kg)	29.97	28.88	29.85	28.83	29.55	28.64
	上体起こし(回)	27.93	27.33	28.21	27.25	27.77	26.85
	長座体前屈(cm)	44.28	43.10	45.00	43.35	45.00	43.43
	反復横とび(点)	53.64	51.84	53.84	52.20	53.81	51.87
	持久走1500m(秒)	408.23	392.30	400.13	393.72	413.18	400.03
	20mシャトルラン(回)	86.88	85.54	87.37	85.65	84.87	83.13
	50m走(秒)	7.95	8.00	7.92	7.99	7.94	8.02
	立ち幅とび(cm)	197.56	194.55	199.22	195.59	199.29	195.02
	ハンドボール投げ(m)	21.65	20.51	22.06	20.49	21.87	20.35
	体力合計点	44.05	41.96	44.87	42.18	44.42	41.56
総合評価(段階別)	A	10.6%	7.7%	12.4%	8.2%	12.3%	7.5%
	B	31.2%	25.8%	32.4%	26.3%	31.3%	24.8%
	C	36.0%	37.6%	35.8%	37.3%	35.3%	37.0%
	D	17.5%	22.1%	15.2%	21.6%	16.3%	23.1%
	E	4.8%	6.8%	4.2%	6.7%	4.8%	7.6%
割合の差	(A+B) - (D+E)	19.5	4.6	25.4	6.2	22.5	1.6
	全国順位	8位		5位		3位	

④ 中学2年生女子

年度		平成29年		平成30年		令和元年	
項目		大分県	全国集計	大分県	全国集計	大分県	全国集計
生徒数		4,471	500,316	4,206	487,029	4,215	471,704
種目別平均	握力(kg)	24.17	23.78	24.35	23.83	24.36	23.74
	上体起こし(回)	23.01	23.62	23.88	23.77	23.48	23.58
	長座体前屈(cm)	46.37	45.85	47.76	46.19	47.47	46.29
	反復横とび(点)	47.63	46.75	48.47	47.34	48.06	47.25
	持久走1500m(秒)	298.66	288.06	305.08	287.53	311.91	290.55
	20mシャトルラン(回)	57.92	58.79	59.88	59.55	58.50	57.98
	50m走(秒)	8.83	8.81	8.77	8.78	8.76	8.81
	立ち幅とび(cm)	170.12	168.40	172.23	170.06	173.07	169.71
	ハンドボール投げ(m)	13.44	12.88	13.79	12.90	13.61	12.87
	体力合計点	50.50	49.80	52.42	50.43	51.82	50.03
総合評価(段階別)	A	31.8%	29.9%	38.3%	32.0%	36.5%	30.8%
	B	33.4%	32.3%	33.7%	32.5%	32.8%	32.2%
	C	24.2%	25.6%	19.8%	24.4%	21.8%	25.1%
	D	9.0%	10.2%	6.7%	9.4%	7.2%	10.0%
	E	1.7%	2.0%	1.5%	1.8%	1.7%	2.0%
割合の差	(A+B) - (D+E)	54.6	50.1	63.9	53.3	60.4	51.1
	全国順位	12位		6位		8位	

3. 大分市における新体力テスト結果の状況

大分市における新体力テストの結果の平成 28 年度から平成 30 年度の結果の推移を全国平均との比較、大分県平均との比較、新体力テストの総合評価C以上の割合で集計すると次のとおりとなっている。

全国平均値を超えた割合

	H28	H29	H30
小学校	85.40%	88.50%	91.70%
中学校	77.00%	75.00%	95.80%

大分県平均値を超えた割合

	H28	H29	H30
小学校	59.37%	69.80%	80.20%
中学校	89.58%	87.50%	97.90%

新体力テストの総合評価C以上の割合

	H28	H29	H30
小学校	81.00%	83.20%	85.50%
中学校	84.20%	85.30%	88.80%

この表のとおり、全国平均と比べて相対的に上位に位置する大分県の平均値を超えた割合は高く、平成 29 年度の中学生でやや前年を下回っているものの、総じて年々数値が上昇していることから、現在の学校体育の取組の成果が表れていると評価することができる。

平成 30 年度の大分市における新体力テスト結果の全国平均（平成 29 年度）比較の状況は次のとおりである。ただし、「項目」の数値は学年を表しており、網掛けの箇所は大分市平均値が全国を上回るもの、もしくは有意差が見られないものを示している。

	項目			握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ボール 投げ
				(Kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
男子	小学校	1	市平均値	9.56	14.39	28.81	29.23	21.10	11.54	119.42	9.30
			全国平均値	9.36	11.54	26.18	27.94	18.64	11.44	114.92	8.62
		2	市平均値	11.38	16.05	30.09	33.18	32.24	10.68	128.90	12.62
			全国平均値	11.10	14.42	27.82	32.70	29.77	10.61	127.37	12.36
		3	市平均値	12.84	18.28	32.22	37.57	43.96	10.09	140.30	16.24
			全国平均値	13.08	16.68	29.48	36.45	38.49	10.02	135.63	15.94
		4	市平均値	15.08	20.76	33.58	41.60	52.24	9.67	149.27	19.95
			全国平均値	14.90	18.53	31.23	40.28	48.64	9.55	146.55	20.02
		5	市平均値	17.31	22.08	36.46	46.12	59.02	9.23	158.21	24.43
			全国平均値	16.90	20.72	33.62	43.94	56.85	9.19	155.43	23.51
		6	市平均値	20.23	23.61	37.51	48.05	66.88	8.89	168.92	27.63
			全国平均値	20.02	22.05	35.43	46.98	64.48	8.79	165.19	26.81
	中学校	1	市平均値	24.39	25.51	42.80	52.45	75.72	8.44	184.15	19.62
			全国平均値	24.07	24.64	39.70	49.96	72.11	8.42	181.24	18.29
		2	市平均値	30.17	29.32	46.71	55.79	91.86	7.83	202.47	22.85
			全国平均値	29.75	28.08	43.95	53.45	89.93	7.80	199.64	21.29
		3	市平均値	34.93	31.07	50.44	58.45	99.59	7.50	217.88	24.71
			全国平均値	34.90	30.44	47.73	55.92	96.64	7.44	212.56	23.82
女子	小学校	1	市平均値	8.99	13.95	30.42	28.23	18.01	11.91	112.34	6.55
			全国平均値	8.79	11.29	28.15	26.98	15.80	11.77	107.99	5.80
		2	市平均値	10.56	15.03	32.41	32.05	25.59	11.04	121.85	8.49
			全国平均値	10.42	13.78	30.68	31.26	23.05	10.94	120.55	7.71
		3	市平均値	12.14	17.68	35.33	36.13	34.07	10.40	131.70	10.55
			全国平均値	12.31	15.90	32.65	34.55	29.17	10.35	129.47	9.94
		4	市平均値	14.14	19.36	36.93	39.67	40.84	9.95	141.72	12.65
			全国平均値	14.13	17.89	35.25	38.57	37.55	9.88	139.84	11.90
		5	市平均値	16.68	21.04	40.87	44.39	46.93	9.50	151.55	15.45
			全国平均値	16.71	19.35	37.90	41.40	45.54	9.45	147.45	14.40
		6	市平均値	19.77	22.11	42.66	45.27	52.55	9.21	159.87	17.48
			全国平均値	19.58	20.44	39.96	44.35	50.94	9.12	156.68	16.33
	中学校	1	市平均値	22.83	22.43	47.46	48.26	57.02	8.88	170.07	13.15
			全国平均値	21.71	21.29	42.87	45.95	53.12	8.93	166.19	12.16
		2	市平均値	24.54	24.29	50.49	50.14	63.59	8.64	177.13	14.24
			全国平均値	24.22	23.96	46.25	47.73	61.52	8.66	172.06	13.35
		3	市平均値	25.74	24.81	50.39	50.46	63.11	8.65	178.43	14.83
			全国平均値	25.59	25.03	48.15	48.56	61.19	8.58	173.83	14.43

大分市は全体的に 50 メートル走が全国平均を下回っており今後の課題であるが、それ以外の項目では全国平均を総じて上回っている優れた結果であるといえる。

第3. 体育保健課に係る主な施策

1. 体力向上推進事業

(1) 事業の概要

小・中・義務教育学校における体力向上指導のあり方について、コーディネーショントレーニングの理論（COT）及び実技を通して、実践指導力の向上に資するために実施するものである。

●実施場所：大分市明治明野公民館

●業務内容

- ・研修の企画作成
- ・講師調整、派遣依頼、講師への旅費・謝金の支払い
- ・研修の実施に関する資料作成
- ・連絡調整業務（契約に関する諸事務、報告書作成）

（２）平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額（円）
講師等謝礼金	95,000
記念品費	10,260
普通旅費	260,078
消耗品費	604,486
食糧費	6,000
委託料	874,800
事業費計	1,850,624

（３）評価指標

新体力テスト全国平均達成率・総合評価がC以上の児童生徒の割合

年度実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新体力テスト全国平均達成率（％）	82.6	84.0	93.1
総合評価がC以上の小学生の割合（％）	81.0	83.2	85.5
総合評価がC以上の中学生の割合（％）	84.2	85.3	88.8

（４）消耗品費

大分市立小学校 26 校に握力計「トーエイライト製 T-2177」を 511,056 円で購入したものである。

（監査手続）

消耗品費 3 件のうち、任意の 1 件を抽出し、請け書、物品購入（支出）伺、納品書等の閲覧、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（５）委託料

前述した（１）の事業の概要に記載した目的から 874,800 円で業務委託している。

委託先は、NPO法人日本コーディネーショントレーニング協会であり、自治法施行令第167条の2第1項第2号で、業務の性質等に基づいて随意契約としている。

本件の研修を円滑に運営するためには、委託先はコーディネーショントレーニング（COT）の専門的な理論や研修の実施方法を熟知していることが必要で、NPO法人日本コーディネーショントレーニング協会は、COTに関する各種出版物によるCOTの普及・啓発活動や全国各地でCOT研修会を実施するなど、COTの専門的な理論や研修の実施方法を開発し指導にあたっている唯一の団体であることを理由としている。

（監査手続）

施行伺、契約の締結並びに支出について（伺）、契約書、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為等が適切になされているかどうかについて検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・余裕を持った事務処理の遂行

施行伺いから委託業務の履行までの期間が出張を要することを考えると切迫しているため、先方からの協力を得て、余裕を持って事務を執行することが望ましい。【意見80】

本業務の伺い書や設計書などの起案とその決裁日は平成30年8月1日、当該業務委託契約の履行時期が8月9日から10日となっている。

東京のNPO法人に委託するのであり、講師選定や渡航関係手配、まして特に盆前の期間での航空券や宿泊先手配など、準備期間があまりに短すぎる。

この点、施行伺いの起案～決裁日、委託契約書の契約締結日、さらに当該体力向上指導研修事業計画書の作成日も8月1日付となっており不自然な感が否めない。

当該事業実施は緊急性がないものといえ、従前から計画され、委託先とは事務的な業務は進められていたのが実態と考えられることから、起案関係の事務が遅れているものと推察される。

本来は起案を行い、契約を締結した後に、事業計画が策定され、委託業務履行の準備に入るのが自然であると考ええる。

・業務完了報告書の遅延と内容のあり方

業務完了報告書の提出が業務履行から2か月後と遅れている。また業務完了報告書1枚のみの提出ではどのようなトレーニングが行われたかなどの実施状況

等が把握できず、何らかの補足説明資料を添付する必要がある。【意見 8 1】

業務完了報告書の提出日が 10 月 15 日と業務履行日 8 月 9 日から 10 日にも関わらず 2 か月以上遅延している。

また、業務完了報告書 1 枚での報告になっているが、当該トレーニングの出席者の詳細や、出席者のライセンス認定状況などの報告資料が添付されておらず、実施状況の詳細を読み取ることができないことから、業務履行の状況等に関する何らかの補足説明資料で業務委託の履行の詳細を疎明するように要求する必要がある。

2. 大分っ子体力アップわくわく事業

(1) 事業の概要

新体力テストにおいて、低い傾向にあるスピード・全身持久力・瞬発力の体力要素で構成されている体づくり運動・陸上運動・器械運動の専門的知識を持ったスポーツ人材を派遣し、体育授業を充実させることにより、小中学生の体力向上を図るとともに、担当教員の技術面における指導力の向上を促進する。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額（円）
講師等謝礼金	1,863,050
保険料	23,950
事業費計	1,887,000

(3) 評価指標

新体力テスト全国平均達成率・総合評価が C 以上の児童生徒の割合となっており、「1. 体力向上推進事業」と同様の評価指標となっている。

(4) 講師等謝礼金

- 派遣指導者数：各校 1 名
- 実施期間：平成 30 年 5 月～12 月
- 回数：1 回（学校の実態に応じ 1～2 時間）
- 謝金：1 時間 5,000 円（体づくり）
謝金：1 時間 2,650 円（陸上運動、器械運動）
- 計画書・報告書の提出
 - ・事業計画書・・・事業実施の 1 か月前までに提出。
 - ・実績報告書及び事業報告書、アンケート調査票を事業終了後 30 日以内に提出。

(監査手続)

講師等謝礼金 50 件のうち、任意の 5 件を抽出し、事業計画書、事業実績報告書等の閲覧、担当者への質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

3. 体力アップおおいた推進事業

(1) 事業の概要

体育専科教員を中心として、体育授業や体育的活動（一校一実践）の充実に向けた組織的な取組を行い、子どもの体力向上や望ましい生活習慣の確立を図る。
また、本市における学校体育推進の中心的な役割を担う学校としてその成果を積極的に発信する。

●体育専科教員の配置状況

【平成 30 年度】

- ・ 小学校 豊府・戸次・川添（3 小学校）
- ・ 中学校 鶴崎（1 中学校）

【令和元年度】

- ・ 小学校 別保・日岡・桃園・宗方（4 小学校）
- ・ 中学校 大東（1 中学校）

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額（円）
消耗品費	828,098
事業費計	828,098

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 消耗品費

体育の授業はもとより学校教育活動全体を通して、児童生徒の体力向上に向けた取組を実践するため、その活動に際して必要な消耗品費を計上する。

(監査手続)

消耗品費 18 件のうち、任意の 1 件を抽出し、請け書、物品購入（支出）伺、納品書等の閲覧、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・評価指標の新規設定

体力アップおおい推進事業は評価指標が設定されていないが、体育専科教員配置校においては、体力向上や望ましい生活習慣の確立を図ることを期して配置されていることから、体育の授業は楽しいと答える子どもの割合が何%改善したかどうか、といった指標も設定しうると考えられるため、一定の指標を設定し配置による効果測定を客観的に行うことも一案である。【意見 8 2】

4. 全国・九州・県学校体育研究大会参加費

(1) 事業の概要

各種研究大会に参加し、児童生徒の体力向上や次期学習指導要領実施に向けた最新情報や授業実践等を研修することで、指導主事としての資質向上を図り、本市教育の充実に向け、学び得たものをあらゆる機会を通して還元する。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額 (円)
普通旅費	54,680
会議出席負担金	13,000
事業費計	67,680

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 旅費

全国・九州・県学校体育研究大会参加のための旅費と会議出席負担金を支出する。

(監査手続)

旅費 1 件について、旅行命令書、旅行経路による積算表等の閲覧、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

5. 大分市運動部活動総合活性化事業

(1) 事業の概要

地域の高度な指導力を持つ人材を運動部活動に活用することにより、生徒の多様なスポーツニーズに応え、運動部活動の実施体制の整備を図るとともに指導者の資質向上並びに適切な運動部活動の運営に寄与する。また、トップアスリートによる実技講習会を開催し、生徒に運動する楽しさ・喜びを味わわせ生涯スポーツの基礎を培い、競技力の向上にもつなげる。これらのことにより、総合的に運動部活動の活性化を目指す。

平成 28 年度は陸上の成迫健児氏、平成 29 年度はハンドボールの宮崎大輔氏、平成 30 年度は柔道の穴井さやか氏を招聘し、実技講習会を行っている。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額（円）
講師等謝礼金	200,000
外部指導者報償費	3,644,880
普通旅費	150,640
消耗品費	35,502
食糧費	390
通信運搬費	52,463
保険料	231,850
会場借上料	14,610
事業費計	4,330,335

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 講師等謝礼金

柔道の穴井さやか氏の実技講習会の謝礼金 200,000 円である。

(監査手続)

講師等謝礼金 1 件について、講習会の実施状況を確認し、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・講習会の実施報告書

実技講習会を実施した内容について、その概要や実施状況に関する実施報告書が提出されることが望ましい。【意見 8 3】

- ・受講生のアンケート調査

トップアスリートから講習を受けた受講生にアンケートを実施し、受講した感想、実技による学びや気づきなど得られたこと、講習会の要望などを情報収集することにより、実施した効果などを評価することが望ましい。【意見 8 4】

(5) 外部指導者報償費

平成 27 年に「大分市立中学校運動部活動外部指導者人材バンク」を設置し、人材に関する情報を市立中学校に提供し、専門的な指導者のいない学校が活用する。その運動部活動外部指導者に対する報償費である。

(監査手続)

外部指導者報償費 88 件のうち 5 件について抽出し、実績報告書等を確認し、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・評価指標の新規設定

大分市運動部活動総合活性化事業は評価指標が設定されていないが、この人材バンクの登録者数や実指導数のほか、専門的な指導者のいない中学校が外部指導者に依頼したことによる運動部活動の実施体制における学校の満足度指標なども設定する余地があり、一定の指標を設定し事業の効果測定などを客観的に行うことが望まれる。【意見 8 5】

(6) 旅費について

柔道の穴井さやか氏の実技講習会のために移動した旅費 150,640 円である。

(監査手続)

旅費 1 件について、所用旅費の集計状況等を確認し、担当者へ質問を実施し、支

出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(7) 保険料

平成 30 年度運動部活動外部指導者にかかる補償保険料である。学校管理下での部活動指導における不慮の傷害等に対する補償保険である。

(監査手続)

保険料 10 件のうち 1 件について抽出し、保険申込書等を確認し、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

6. 部活動指導員活用事業

(1) 事業の概要

大分市立中学校に「部活動指導員」を配置し、同指導員による単独指導・大会等への単独引率を可能とすることにより、部活動の充実、活性化及び教員の部活動における負担軽減を図る。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額 (円)
賃金	6,345,600
旅費	53,839
事業費計	6,399,439

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 賃金

部活動指導員は、顧問教師に代わり、単独での指導や各種大会時の単独での引率、監督業務を行う立場であるため、雇用契約による臨時職員扱いとなり賃金としての支出となる。

就労時間数×時間単価 1,600 円で計算され、51,200 円が月額上限である。

なお、平成 30 年度は、運動部 13 部 (12 校)、文化部 5 部 (3 校) で部活動指導

員が在籍している。

(監査手続)

賃金 165 件のうち、任意の 1 件を抽出し、活動状況、精算に関する文書等の閲覧、担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

- ・文化部の部活動指導員にかかる賃金の学校体育振興事業費での整理の是非

現状では部活動指導員活用事業の担当課として、体育保健課で当該賃金全てを学校体育振興事業費で処理しているが、文化部の部活動指導員にかかる賃金も含めて処理されていること自体は、軽微であるものの学校体育振興事業費で処理されることは事業実施による帰属では疑問に感じるところもあり、今後は一定の整理を行うことも一案である。【意見 8 6】

7. J F A ころのプロジェクト「夢の教室」事業

(1) 事業の概要

公益財団法人日本サッカー協会を主体として、主にスポーツの分野で活躍するアスリートを「夢先生」として小学校へ派遣し、授業を実施する。

公益財団法人日本サッカー協会は、通常では招聘が難しいアスリートを一律の金額で招聘することができ、これまで全国 150 以上の自治体で「夢の教室」事業を実施するなどの実績がある。

一流のアスリートによる体を動かす簡単なゲームや、失敗を乗り越えた自らの体験談を通じて、夢や目標に向かって努力することの大切さを児童に伝え、児童が前向きにチャレンジする意欲と力を身に付けることを目的としている。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額 (円)
消耗品費	756
委託料	461, 920
事業費計	462, 676

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 委託料

前述した(1)の事業の概要に記載した目的から 461,920 円で業務委託している。

委託先は、公益財団法人日本サッカー協会（J F A）であり、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号によるいわゆる少額随契としている。

平成 30 年度の講師は、プロ野球選手で大分市出身の甲斐拓也氏であった。

(監査手続)

施行伺、契約書、契約の締結並びに支出について（伺）、検査調書等の閲覧、担当者に対する質問を実施し、業者選定の手続、及び支出負担行為等が適切になされているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・アンケート集計結果の不送付

J F Aからは「アンケートの集計結果は出来上がり次第お送りする予定であります。」と記載されているが、送付されていない。事業の有効性評価のためにも参加者満足度等の状況を取りまとめたアンケート集計結果は確実に入手し、評価を行う必要がある。【意見 87】

8. 中学校体育連盟事業費補助金

(1) 事業の概要

大分市立中学校の体育活動及び文化活動の振興を通して、中学生の健全な育成を図るため、大分市立中学校体育・文化振興補助金交付要綱に基づき支給する。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額（円）
中学校体育連盟事業費補助金	4,881,920
事業費計	4,881,920

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 中学校体育連盟事業費補助金

1 校当たり年額 14 万円（市内 28 校）と生徒一人当たり年額 80 円を大分市中学校体育連盟に交付する。

(監査手続)

補助金 1 件について、補助金交付申請書、実績報告書、支出負担行為決議書等の閲覧及び担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

9. 中学校部活動推進事業費補助金

(1) 事業の概要

大分市立中学校の体育活動及び文化活動の振興を通して、中学生の健全な育成を図るため、大分市立中学校体育・文化振興補助金交付要綱に基づき支給する。

同補助金のうち、体育保健課が所管する運動部活動については、学校教育活動の一環として行われ、スポーツに親しませることで、責任感、連帯感の涵養や互いに協力しあって友情を深めるといった好ましい人間関係の形成を図るとともに保護者の経費負担軽減を図る。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額 (円)
中学校部活動推進事業費補助金	3,852,000
事業費計	3,852,000

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 中学校部活動推進事業費補助金

学校教育活動の一環として、中学生の健全育成に重要な役割を担っている各校の運動部に対し、次の費用について補助を行うために 1 部当たり 9,000 円を交付する。

- ・ 活動に必要な物品
- ・ 大分市中学校総合体育大会、大分市中学校新人体育大会にかかる交通費及び大会参加費

(監査手続)

補助金 30 件のうち任意の 3 件を抽出し、補助金交付申請書、支出負担行為決議書等の閲覧及び担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

10. 中学校体育大会派遣事業費補助金

(1) 事業の概要

本市を代表して県中学校総合体育大会、九州中学校体育大会、全国中学校体育大会に出場する各学校に対して、出場経費の補助をすることにより保護者負担の軽減を図る。

(2) 平成30年度の事業費の状況

会計科目	金額(円)
会場借上料	19,800
中学校体育大会派遣事業費補助金	11,767,152
事業費計	11,786,952

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 中学校体育大会派遣事業費補助金

県、九州、全国の各中学校体育連盟主催の大会に出場する際の交通費、宿泊費(1泊3,900円)合計額の一部を補助する。

補助率は、県大会7割、九州大会8割、全国大会9割となっている。

(監査手続)

補助金85件のうち任意の5件を抽出し、補助金交付申請書、補助金確定通知書、精算根拠資料、支出負担行為決議書等の閲覧及び担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

・補助対象経費の算定根拠としての提出証憑の不備

A中学校が九州大会に参加した際の収支決算書に添付した領収証のコピーでは、補助対象経費の算定根拠としての判定が困難、または領収証のコピーとして疑問に感じる点があり、提出される証憑として不備があると認められる。【結果33】

A中学校が九州大会に参加した際の収支決算書に添付した領収証のうち、次のものについて補助対象経費の算定根拠としての判定が困難または適当か疑問であるも

のが確認された。担当課で証憑の真実性、補助対象経費の算定根拠としての十分性については、もっと厳格に審査する必要がある。

- ・ 117,420 円（㈱大分空港トラベルの領収証）

領収証の金額記載の但書欄に「JR代 @6,180×19」が領収証本体とは違う筆跡で加筆されている。また、売上代金の金銭受取証として事業者が貼付すべき収入印紙が貼付されていない。

- ・ 43,300 円（㈱大分空港トラベルの領収証）

領収証の金額記載の但書欄に「航空券代（B様分）」が領収証本体とは違う筆跡で加筆されている。

- ・ 126,874 円（㈱大分空港トラベルの領収証）

売上代金の金銭受取証として事業者が貼付すべき収入印紙が貼付されていない。

- ・ 884,000 円（JTB大分支店の領収証）

「8/6 発ご旅行代金」との但書があるが、これが航空運賃代であるとしても、単価と人数などの内訳を客観的に疎明するものが添付されておらず、これだけの証憑で補助対象経費の判定を行うのは困難である。

- ・ 補助対象人員を超える補助対象額の認定

A 中学校が九州大会に参加した際の収支決算書に添付した福岡市地下鉄運賃の領収証のうち往路の補助対象経費が 19 人で精算対象とされているが、補助対象申請者は 18 名であり事務に誤りがある。【結果 3 4】

8 月 6 日の往路の領収証が、補助対象申請者の 18 名ではなく、19 名分で補助対象経費の対象と計算されており、ごく僅少（対象額 260 円、補助金影響額 208 円）ではあるものの不適切である。なお、復路は 14 名分しか精算対象とされていないため問題とはならない。

- ・ 補助対象人員を超える補助対象額の認定

A 中学校が全国大会に参加した際の収支決算書の宿泊費の人数の精算を 1 人 2 泊分誤っているため、補助金が 7,020 円過大に支出されており不適切である。【結果 3 5】

収支決算書の記載における「宿泊費」の人員は「選手 16 人、コーチ 1 人」と記載されていて、領収証もそのとおりであることから、予算 18 人に対し、実際の渡航人員は 17 人となっているが、補助確定額の計算の際に「18 人」のまま計算され

ているため、宿泊費補助が1名2泊分7,020円過大となっており、補助確定額を同額誤っている。

補助額の適正な確定のために、領収証などの情報を見誤ることがないように慎重な精算事務を行う必要がある。

- ・一部の読み取りが困難な領収証

貸切バスの領収証とされているものについては、宛名、日付、金額は確認できるものの、領収証の発行者の情報は全く確認できない。その計算（請求）明細書の添付もないことから、当該金額が本目的の渡航に必要な交通費であることの確認を行うことは困難であるため不適切である。【結果36】

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

- ・補助対象経費の算定根拠として適切な証憑の提出

補助対象経費の確定精算は慎重に行う必要があることから、添付される領収証により補助対象人員や経路等の情報を適切に判断できるものである必要があり、領収証のみでは補助対象判定に必要な詳細の情報が確認できない場合は、旅程表や内訳明細書の添付を求める必要がある。場合によっては、領収証の原本の提示を求めるなど適切な対処を行われたい。【意見88】

- ・申請時点の計画と異なる旅程の場合の実態確認

申請時点とは異なる交通手段や経路によって、実際の渡航や移動を行った場合には、経路説明書などを提出するか確認するなど信頼性の担保手続を図ることが望ましい。【意見89】

全国大会出場にあたり、会場の広島県三次市に陸路のバスで移動する計画が提出されていたが、収支決算にフェリーの領収証が含まれていた。計画には示されていなかった点や目的地からは、なぜフェリーの領収証が補助対象経費の交通費に含まれているのかが判然としない。貸切りバスで移動している蓋然性が高い一方で、なぜフェリーによる移動が必要であったのか領収証にその説明もないことから、本来は合理的な理由の説明を求める必要がある。よって、経路説明書などの提出を求めるか、心証が得られるまで事実の確認をするなどによって、信頼性の担保手続を図ることが望ましい。

1.1. 九州中学校体育大会運営事業費補助金

（1）事業の概要

本市で開催される九州中学校体育大会に本市の中学生が参加及び観戦することにより、スポーツを実践する意欲の喚起や各競技における競技力向上を図る。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額 (円)
中学校体育大会運営事業費補助金	90,000
事業費計	90,000

(3) 評価指標

評価指標なし

(4) 中学校体育大会運営事業費補助金

本市で開催される各競技について運営費補助として、1 競技当たり 90,000 円を大分県中学校体育連盟に交付する。

(監査手続)

補助金 1 件について、運営補助金交付申請書、支出負担行為決議書等の閲覧及び担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

(外部監査の結果)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

1 2. 大分県中学校駅伝競走大会出場・開催負担金

(1) 事業の概要

大分県中学校駅伝競走大会において、大分市内の中学生が県内のトップレベルの選手と競うことで、さらに競技力向上の意欲を喚起し、今後の大分市内各校のレベルアップにつなげる。

(2) 平成 30 年度の事業費の状況

会計科目	金額 (円)
大分県中学校駅伝競走大会負担金	40,000
事業費計	40,000

(3) 評価指標

指標なし

(4) 大分県中学校駅伝競走大会出場・開催負担金について

大分市開催にかかる大会出場負担金及び開催負担金として大分県中学校体育連盟に交付する。

- ・ 大分市出場 10,000 円×4 枠=40,000 円
- ・ 開催地負担金 100,000 円（開催地となる場合）

（監査手続）

補助金のうち任意の1件を抽出し、運営補助金交付申請書、支出負担行為決議書等の閲覧及び担当者へ質問を実施し、支出負担行為が適切に実施されているかどうかについて検討した。

（外部監査の結果）

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

第7部 全体に共通する監査結果及び意見

第1. 公有財産管理のあり方について

文化・芸術及びスポーツ行政においては、これまでの検討のとおり、公有財産となる施設を有して事業を運営していることが多いことから、各章で個別に検討した事項のほか、全庁的な公有財産の管理状況全般について、財務部管財課に対する質問等により監査を行った。

公有財産に関する制度は、公有財産規則によって定められている。

公有財産の総括については、公有財産規則第3条第1項に「財務部長は、公有財産に関する制度を整え、その取得、管理及び処分について各部の調整を図る等公有財産を総括する。」と規定されており、財務部管財課において所掌している。

一方、財産を買入れした場合は、公有財産規則第8条に「部長等は、財産を買入れようとするときは、次の各号に掲げる事項(財産の種類により必要のない事項を除く。)を記載し、必要書類を添付して決裁を受けなければならない。」(ここでは次の各号の記載は省略する。)と規定されており、実際の買入取得をした各担当課がその事務を行ったうえで、公有財産規則第13条の規定に基づき、担当課は財産取得通知書(第3号様式)を財務部長に提出しなければならず、財務部長は前項の通知を受けたときはこれを確認したうえで、財産取得確認書(第4号様式)を交付することとなっている。

この時、管財課は、公有財産の取得の確認を行うために、担当課が財産取得通知書に添付する公有財産規則第8条に定める各号の添付書類のコピーに基づいて財産取得確認書の発行手続を行っており、その添付書類のコピーを管財課において、財産取得通知書のバックデータとして簿冊を編綴している(後述する【意見90】参照)。

そして管財課は、統一的な基準による地方公会計に資するため「固定資産台帳」システム(旧公有財産管理システム)に取得登録を行っている。公有財産規則第18条においては、「財務部長は、公有財産について総括的な把握を行なうため総括台帳(第6号様式)を備え付けなければならない。」と規定されているが、現行の固定資産台帳では、この総括台帳が要求しているデータを有しているものの、総括台帳(第6号様式)としては出力されない仕組みとなっているため、現実的には当該帳票は運用されていない(後述する【結果37】参照)。

財産取得確認書を確認した担当課は、公有財産規則第17条の規定に基づき、その所管に属する公有財産について財産台帳(第5号様式)を備え、公有財産の種類に従い必要な事項を記載整理することとなっている。この財産台帳は、

- ・ 第5号様式(その1) 口座索引
- ・ 第5号様式(その2) 土地明細台帳
- ・ 第5号様式(その3) 建物明細台帳
- ・ 第5号様式(その4) 立木竹明細台帳
- ・ 第5号様式(その5) 工作物台帳

- ・第5号様式（その6） 地上権等明細台帳
- ・第5号様式（その7） 電話加入権等明細台帳
- ・第5号様式（その8） 株券その他有価証券明細台帳

によって構成されている。担当課で作成するのは同様式その1からその3であることが通常であるが、土地明細台帳や建物明細台帳は、担当課によってはエクセル等によって作成されることがあるほか、まだ手書きされているケースも見受けられる。

公有財産の取得登録は管財課において前述のとおり固定資産台帳登録されているのであるから、当該システム情報系となる第5号様式の出力帳票のカスタマイズを行うことにより、担当課で改めて整理する必要はなくなることも考えられる。担当課でこれらの明細台帳整備を行っているのは、管財課で入力作業が行われていることを勘案すると、1取引2業務（オペレーション）となる点で業務の重複といえる側面も考えられることから、システム上の対応が必要になるものの、業務をもっと効率化しうると考えられる状況にある（後述する【意見91】参照）。

また、同様式その5の工作物台帳は、ブロック塀といった塀や下水道といった管渠を例示していることから、一般的な会計処理における「構築物」とほぼ同義である。しかし、施設の取得を行った場合に、全体の工事請負費を一括して「建物」として登録することが実務的であるため、従前は施設導入時の取得費のうち、建物と工作物を分離している例は現状把握していない。施設を導入する場合は本体建設工事のみならず、上屋と独立した塀・下水道・花壇など緑化施設・貯水槽などは本来、工作物に該当することから、今後は工作物を区分して把握することも検討の余地がある（後述する【意見92】参照）。

（外部監査の結果）

・総括台帳（第6号様式）の不適用

総括台帳（第6号様式）で要求しているデータベースを有しているものの、その作成保管はなされていない状況にあるため、規則で定める規定を満たしていない状況にあり、改善が必要である。【結果37】

管財課は、統一的な基準による地方公会計に資するため「固定資産台帳」システムに公有財産の取得登録を行っているが、現行の固定資産台帳では、この総括台帳が要求しているデータベースを有しているものの、総括台帳（第6号様式）としては出力されない仕組みとなっているため、現実的には運用されていないことから、公有財産規則第18条で要求している様式行為が行われていない点で合規性には反することになる。

現実には、総括台帳で要求している内容は固定資産台帳で問題なく集計し出力できる状況にあることから、公有財産規則で定める様式への準拠性とその様式による文書の保管という問題である。

現行の公有財産規則を改定しない限り当該対応が必要であるとはいえ、様式行為の充足のためにのみ手作業で対応することは業務効率性の観点から現実的といえず、固定資産台帳システムの出力帳票定義をカスタマイズすることで効率的な対応が可能であることから、予算上の制約はあるものの、当該不適用の是正を図るための適切な対応が望まれる。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・財産取得通知書に添付する書類の検討

財産取得通知書に添付する書類は現状コピーにて行っているが、全庁的な業務効率性を勘案すると、原本を添付し、登録後に財産取得通知書とともに返還することが効率的であると考えられることも可能であるため、当該運用のあり方について検討することが望ましい。【意見 90】

実際の買入取得をした各担当課がその事務を行ったうえで、公有財産規則第13条の規定に基づき、担当課は財産取得通知書(第3号様式)を財務部長に提出しなければならず、財務部長は前項の規定による通知を受けたときはこれを確認したうえで、財産取得確認書(第4号様式)を交付することとなっている。

この時、管財課は、公有財産の取得の確認を行うために、担当課が財産取得通知書に添付する公有財産規則第8条に定める各号の添付書類のコピーを行って添付したうえで、財産取得通知書の適正性等の審査を行った後、担当課に対して財産取得確認書の発行・交付手続を行っている。

管財課はその添付書類のコピーを管財課においても、財産取得通知書のバックデータとしての簿冊を編綴しているが、担当課においては公有財産規則第8条各号の原本を保管しているため、担当課がその全てをコピーしたうえで管財課において当該コピーを保有することは是非が事務の効率性の観点から問題となる。

この点、管財課では財産取得通知書において固定資産台帳に登録する情報が網羅されているため、財産取得通知書の記載事項の確認を適切に行うことができれば当該コピーを管財課で保管することは必ずしも必要ないという回答を得ている。かかる状況であれば、財産取得通知書に添付する書類を原本にすることができれば、次の業務の効率性を図れる。

- ・ 担当課が、契約書案・字図写し・位置図・平面図・登記簿などといった大量の文書のコピーをする手間を省力化することができる。
- ・ 管財課がそのコピーを編綴し保管する手間を省力化でき、大量の簿冊管理を行う必要がなくなる。

一方で、担当課から財産取得通知書に添付する書類を原本にした場合、管財課で処理が終わるまで原本の管理を行う必要性と、担当課にその原本を返還する手間が生じることになる。

全庁的な業務効率性を勘案すると、財産取得通知書に添付する書類は原本にした方が全体の効率性が高まると考えられるが、この両者の比較衡量になることから、改めて当該運用の在り方について検討することが望まれる。

・土地明細台帳や建物明細台帳の効率的な運用の検討

土地明細台帳や建物明細台帳の整理に必要な情報は、固定資産台帳システムのデータベースにある。このため、システム改修による出力帳票定義をカスタマイズすることにより担当課で当該台帳を出力することができるようになれば、担当課での明細台帳作成は不要になることから、業務効率性に資するものとして今後検討することも一案である。【意見 9 1】

担当課は、所管する公有財産に異動があった場合は、直ちに財産台帳を整理するとともに、財産取得通知書を管財課へ提出することとなる。当該財産台帳の整理は、担当課によってはエクセル等に入力することによって作成されることがあるほか、まだ手書きにより整理されているケースも見受けられる。また、中には事務の遅れにより、土地明細台帳や建物明細台帳が適切に整理されないケースも見られる。

しかし、土地明細台帳や建物明細台帳の整理に必要な情報は、結果的に管財課において固定資産台帳に全て登録されているのであるから、当該システム情報系となる第 5 号様式の出力帳票のカスタマイズを行うことにより、当該帳票が自動的に出力できるようになれば、担当課で上記の手作業によって財産台帳を整理する必要はなくなるとも考えられる。

よって、担当課でこれらの明細台帳整備を行っているのは、管財課で明細入力作業が行われ、データベースに必要なデータが備わっていることを勘案すると、全庁的には 1 取引につき 2 業務（オペレーション）が行われていることになる点では、業務の重複といえ非効率である側面も考えることもできる。この目的達成のためにはシステム上の対応が必要で、予算上の手当てが要求されるという課題はあるものの、長期的には業務効率化による効果も大きいという、担当課による作業の遅延や入力誤りなども回避しうると考えられるため、当該システムの対応を検討する余地はあると思料される。

なお、公有財産規則第 20 条「台帳価格の改定」の項において「部長等は、その管理に属する公有財産について 5 年ごとにその年の 3 月 31 日の現況において、市長が別に定めるところにより、これを評価し、その評価額により財産台帳の台帳価格を改定しなければならない。」と規定されているものの、各章の検討にみられるとおり、台帳価格の改定を失念しているケースも確認されていることに対し、台帳価格の改定にかかる財産台帳の所定の欄に固定資産台帳システムからの自動反映が可能であれば、担当課におけるこの作業対応が不要になることにより事務効率を追求することも可能であるということを付言したい。

・建物本体工事一式から工作物を分離把握する事務の検討

公有財産を新たに建設取得した場合などは全体の工事請負費を一括して建物として管理することが現行実務となっているが、その中には工作物が含まれる。本来は工作物を分離して把握することが適切かつ有用な財務情報の提供に資することになるため、今後は当該事務のあり方を検討することも一案である。

【意見 9 2】

公有財産規則第 5 号様式（その 5）の工作物台帳は、ブロック塀といった塀や下水道といった管渠が例示されており、民間など一般的な会計処理における「構築物」とほぼ同義の公有財産を工作物として認識すべきであることが規定されていると解される。

しかし、新たな施設整備等により新規取得を行った場合、全体の工事請負費を一括して「建物」として登録することが実務的であることから、施設導入時の取得費のうち、建物と工作物を分離している事例は現状では把握していない。施設を新たに導入する場合は、本体建設工事のみならず、上屋と独立した塀・上水道・下水道・花壇や庭園など緑化施設・貯水槽・遊具などは本来、工作物に該当することから、今後は工作物を区分して把握することも検討の余地がある。

ただ実務的には、担当課における事務において、工事請負契約書などは請負の全体金額を建物として一括把握することを改め、当該工事内訳書などの積算内容から分離把握する必要があるうえ、厳密には各設備の取得に要する共通費を按分する必要性が生じることから実務的なハードルは高くなるといえる。

しかしながら、建物と工作物では、耐用年数が異なることや財産管理の方法が本質的には異なる。このため、財務会計上、また適正な公会計のあり方という側面では、本来は峻別して把握することが必要であるといえることから、担当課の協力を得て、両者を別個に把握し固定資産台帳登録する方向性になることが望まれるため、今後のあり方について検討する余地がある。

第 2. 事務事業評価のあり方

文化・芸術及びスポーツ行政の検討においては、前述してきたとおり各章で個別に検討してきたが、全庁的な事務事業評価の状況や今後のあり方についても検討することとした。

現在の事務事業評価については、企画部企画課が毎年「大分市行政評価・実施計画に関する方針」を取りまとめ、全庁同一の基準で政策・施策評価や事務事業評価を

- ・ 政策の質の向上
- ・ 成果重視の行政の実現
- ・ 市民への説明責任の徹底
- ・ 職員の意識改革・政策形成能力の向上

といった目的により行うことで、大分市総合計画に掲げるめざすまちの姿（都市像）の実現「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」に向け、それぞれの特性に応じた効果的な施策展開を図り、地方の分権時代にふさわしい自治体経営を行っていくこととしている。

1. 建物（及び工作物）の減価償却費

事務事業評価における事業費は、令和元年度の事務事業評価の場合、平成30年度実績は財務会計上における当該事業の決算額、令和元年度予算は当初予算額、令和2年度以降は計画額を記載し、人件費欄には、所定の基準で計算された評価する施策の各年度の人件費を記載する。総事業費は、この事業費と人件費の合計となっている。

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

・事務事業評価における公有財産（建物及び工作物）の減価償却費の反映検討

事務事業評価においては現状、公有財産の減価償却費を反映していないことから、適正な総事業費算定の有意性に資するため、今後は公有財産のうち、建物及び工作物の減価償却費を総事業費に含めるようにすることを検討していくことが望ましい。【意見93】

現状では、事務事業評価における総事業費には公有財産の減価償却費は含まれていない。事業のうち、施設管理を伴う事業については、公有財産を行政財産に供用し、長期的にその活用等を図ることによって事業効果の最大化等を目指すものであることから、建物や工作物は資産の取得であり、事務事業評価においては工事請負費等として単年度の支出を費用とみなすのではなく、建物や工作物を供用する耐用年数にわたって費用配分する減価償却費とする方が、各年度の総事業費をより適正に把握することができると考えられる。

公有財産の取得に関して、現在の大分市における制度の会計においては、取得日を含む支出年度で工事請負費等の科目で支出として認識された後は、減価償却費のような支出を伴わない費用をそれ以降の年度の事業費として認識することはない。一方、本来あるべき会計では、公有財産の取得は取得年度におけるフローとしては支出になるものの、ストックとしては資産の取得に該当し、長期間にわたって事業供用する固定資産（公有財産）として、減価償却手続を通じて取得年度以降の各年度に費用配分する必要がある。つまり、行政財産を行政上の事業の用に供すれば、建物の財産は物質的・機能的に価値を減ずるものであり、その価値の減少を計画的・規則的に会計上の費用として評価・測定した額を減価償却費と呼ぶものであるから、事業に固定資産を供しているのであれば、事業費には本来は減価償却費を含めて集計することが必要である。

現状の事務事業評価の様式を変更することは、前年以前との比較可能性の観点からは、必要に応じて過去年度も修正する必要性が生じることや、全庁的な徹底が必要であることから容易なことではないものの、減価償却費の重要性を

踏まえて、事業費の経済性アプローチを適正化するために、減価償却費を総事業費に含めることを今後は検討していくことが望ましい。

公有財産の減価償却費は管財課が作成している前述した固定資産台帳において、耐用年数が決定されていることから減価償却費の額は計算されており、管財課の固定資産台帳の閲覧機能を全庁的に展開することにより必要なデータを共有することが可能であるため、担当課における減価償却費を認識し、事務事業評価等に反映する方法についても併せて検討することが望ましい。

なお、減価償却費を事務事業評価で総事業費に含める場合は、その対応する固定資産の取得年度においては、当該資産の取得費にかかる工事請負費等を減ずることが必要になるので留意されたい。

2. 備品の減価償却費

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・事務事業評価における備品減価償却費の反映検討

事務事業評価においては現状、備品の減価償却費を反映していないことから、適正な総事業費算定の有意性に資するため、今後は公有財産の減価償却費を総事業費に含めるようにすることを検討していくことが望ましい。【意見 9 4】

現状では、事務事業評価における総事業費には備品の減価償却費は含まれていない。事業のうち、備品の利用を伴う事業については、備品を行政財産に供用し、中長期的にその活用等を図ることによって事業効果の最大化等を目指すものであることから、備品は資産の取得であり、事務事業評価においては備品購入費として単年度の支出を費用とみなすのではなく、備品を供用する耐用年数にわたって費用配分する減価償却費とする方が各年度の総事業費をより適正に把握することができると考えられる。

しかしながら、現行の財務会計システムにおける備品台帳システムでは、この適用のためには次の高いハードルがある。

- (1) 現行の備品台帳システムでは、事務事業評価との関連付けをするための「施策」「事務事業名」といったマスターが存在しないため、備品がどの事業と関連付けられるかを機械的に集計することができる状況にない。
- (2) 各備品の耐用年数を設定し、減価償却費を設定するためのレコードフィールドが存在しない。

(1) については、事務事業名が施設管理運営であり「所在名称」と一致するケースも現に確認されているが、複数事業にまたがるケースも存在することや、人的役務などソフトやサービス中心の事業には対応することができないことから、系統的に「事務事業名称マスター」を統一のかつ画一的に運用することが省力的な集計のためには必須となる。

(2) については、スポーツ施設など担当課によっては管理備品の量が膨大であるケースも考えられ、当該システム改修が行われた際の移行時処理、すな

わち既取得備品に耐用年数を付す作業は手間が大きいことも想定される。備品減価償却費を事務事業評価上で簡便的に算定するためには、全体の構成資産の平均的耐用年数に基づいて、みなし耐用年数を設定し一括して減価償却費を算定することも考えられるが、正しい計算結果と乖離する可能性も考えられることが難点である。

いずれにしても、これらの対応のためには、財務会計システムにおける備品台帳システムの改修によりカスタマイズを実施する必要があることから、短期的に対応できることではないが、公正な公会計を目指していくためには必要な対応と考えられるので中長期的には検討すべき課題であると考えている。

3. 事務事業評価におけるK P I（重要業績指標）

（包括外部監査の結果に添えて提出する意見）

- ・ K P I 達成のためのより有効なP D C Aマネジメントサイクル

平成 30 年度の実績はマスタープランの目標値を大きく下回っている例も見られることから、マイルストーンとなる令和元年度末の実績をもとに過去 4 年間の現状分析をしっかりと行い、K P I 達成のためのK F Sのあり方やアクションプランの改善実行を通じて、より有効なP D C Aマネジメントサイクルの発揮により事業の有効性を高めることで市民の負託に応える必要がある。【意見 9 5】

大分市総合計画における文化・芸術及びスポーツ関連事業の目標指標は次のとおりとなっている。

対象施設	基準値※ 1	目標値※ 2	平成 30 年度実績
大分市美術館利用者数	412, 004 人	500, 000 人	321, 573 人
アートプラザ利用者数	172, 251 人	180, 000 人	172, 799 人
文化ホール利用者数※ 3	391, 041 人	417, 000 人	379, 673 人
歴史資料館利用者数※ 4	45, 859 人	47, 000 人	43, 346 人
大分市スポーツフェスタの参加者数	5, 048 人	6, 000 人	4, 091 人
県民体育大会の優勝種目数	25 種目	27 種目	17 種目
スポーツ指導者研修会の参加者数	895 人	1, 100 人	1, 118 人

※ 1 大分市美術館及びアートプラザの利用者数は平成 19 年から平成 27 年度の平均値、それ以外は平成 27 年度の実績となっている。

※ 2 大分市美術館及びアートプラザの利用者数は平成 28 年から令和元年度の平均値、それ以外は令和元年度の見込となっている。

※ 3 文化ホールとは、コンパルホール、ホルトホール大分の市民ホール並びに能楽堂の利用者数としている。

※ 4 本年度の監査対象外である。

上表のとおり、令和元年度（大分市美術館及びアートプラザの利用者数は令和元年度を含む過去4年の平均値）の目標値に対し、アートプラザはやや少ないという状況であるが、それ以外の項目は大きく下回っている状況にある。

このとおり現状では、大分市総合計画の中間評価年度（令和元年度）の直前年度である平成30年度の実績値は、多くの項目で進捗は大きく下回っている。かかる状況では、大分市総合計画のマイルストーンとなる令和元年度末における目標数値達成は多くの項目で非常に厳しい経過を示しており、K P I の設定そのものというよりも、K P I を達成するためのK F S（重要成功要因）とそのアクションプランが、真に適切かつ効果的なプランニングに資するものであったかどうか、各年度の進捗が厳しい場合に、K F Sやアクションプランの検証を行い、そこから得られる気づき（ナレッジ）により適時に改善実行を図るというP D C Aマネジメントサイクルが有効に機能していたか疑問に感じる。有効な事業運営を図ってきた結果が、重要施策のK P I の達成によって、行政の説明責任を果たし市民の負託に応えるということであれば、現状の推移は危機感を持つべき状況にあると考えられる。

奇しくもこの令和2年3月に中間年度末である節目となる重要なマイルストーン評価を行う年度を迎えることから、令和6年度までが実行期間であるとして、あくまで中間点に過ぎないということではなく、しっかりと総括的吟味により現状分析を行ったうえで、目標設定のあり方も含め、K P I－K F S－アクションプランの関係性を整理して、どこに市の財源を配分していくことが有効で、いかに市民満足度を高めていくのかなど、より責任感を持った有効な改善実行によるP D C Aサイクルマネジメントを行っていくよう期待される。

・単位当たり目標指標設定をK P I とすることの検討

施設運営を中心とする事務事業については、その評価上のK P I は、利用者数目標などの人数や回数などを指標としていることが多いが、事業コストの経済的効率性等の指標、例えば利用者一人当たり行政コストといった指標をK P I として検討していくことも一案である。【意見96】

大分市総合計画における文化・芸術及びスポーツ関連事業の目標指標は、事業によって様々であるが、概ね利用者数や参加者数、回数といったK P I が設定されていることがほとんどである。上記の大分市総合計画に掲げられている主要施策においても概ね同様である。

とりわけ施設管理においては、利用者数の重要性もさることながら、施設を経済的かつ有効に運営していく観点からは、利用者一人当たり行政コストや施設延床面積1㎡当たり行政コストといった指標を採用することも一案であり、今後の検討課題として検討する余地がある。

大分市における文化・芸術及びスポーツに特化した主要な6施設の事業にかかる平成30年度の事業費と単位当たり行政コストの試算は次のとおりである。

摘要	能楽堂	宇曽山荘	南大分スポーツパーク	温水プール	大分市美術館	アートプラザ
事業費（千円）	48,641	5,850	69,823	50,689	202,399	78,856
人件費（千円）	3,650	3,650	74,900	1,460	80,740	730
減価償却費（千円）	16,520	5,301	24,235	19,000	120,250	0
総事業費（千円）	68,811	14,801	168,958	71,149	403,389	79,586
使用料・手数料等収入（千円）	47	21	—	—	—	—
行政コスト（千円）	68,764	14,780	168,958	71,149	403,389	79,586
平成30年度利用者数（人）	41,147	27,080	267,325	108,662	321,573	172,799
施設延床面積（㎡）	1,801.77	1,161.58	5,401.00	2,116.00	9,085.00	4,081.00
利用者一人当たり行政コスト（円）	1,671	546	632	655	1,254	461
延床面積1㎡当たり行政コスト（円）	38,165	12,724	31,283	33,624	44,402	19,502
土地取得原価（千円）	—	895	—	—	—	589,563
建物取得原価（千円）	826,000	195,500	1,124,365	950,020	6,001,400	734,580
建物評価額（千円）	330,400	30,261	387,833	494,010	3,476,149	0
主要な耐用年数（年）	50年	34年	50年・38年	50年	50年	50年

作成の前提と注記事項は次のとおりである。

- （１） 事業費、人件費、使用料・手数料等収入は事務事業評価個表の数値である。なお、大分市美術館の事業費は、管理運営・美術品等管理・広報活動・教育普及・展覧会（特別・常設展）の各事業の合計値としている。
- （２） 減価償却費、施設延床面積、土地取得原価、建物取得原価、建物評価額、主要な耐用年数は、管財課から提供があった固定資産台帳の数値を基礎としている。なお、土地取得原価の記載がない施設については、他が主管課（公園緑地課など）である場合、当該施設の担当課の土地として便宜的に集計されなかったものである。
- （３） 利用者数はそれぞれの施設の総利用者数としている。したがって、宇曽山荘の利用者数にはテニスコートの利用者を含めて便宜的に算定していることから、特に延床面積1㎡当たり行政コストの解釈は注意を要する。
- （４） 建物評価額とは、建物取得原価からこれまでの減価償却の実施額の合計である減価償却累計額を差し引いた数値であり、一般的な会計学でいう「建物簿価」と同義である。
- （５） 行政コストには、本来は退職給付費用（退職金の引当費用）や備品などその他の固定資産の減価償却費を含めることが理論的であるが、把握等には多大な時間を要するため、本件では省略している。

この単位当たり行政コストは、事業や施設の特性もあるため、単純比較は適さない場合も考えられるが、相対的なコスト優位性の判断や施設効率性の判断

等に当たっての一定のベンチマークとなりうるものである。限られた財源の中で行政上の公有施設の有効利用や市民満足度の最大化を発揮する、すなわち最小支出最大効果を発揮するためには、この単位当たり行政コストのパフォーマンスを引き上げていくことも重要なK P Iとなりうるものである。

ベンチマーキングにおいて比較可能性の基礎としたり、事業費比較や利用者数比較では読み取れない施設経済効率性等を測定する尺度としたりするなど、同種の施設のパフォーマンス比較や過年度比較をする際の総括的な吟味にも有用な指標となりうるため、今後の検討における参考になれば幸いである。

第3. 市民満足度等を有効に測定するためのアンケートのあり方について

事業実施の効果測定のため、また市民・利用者満足度の測定のため、アンケート調査を行うことが推奨されている。また施設の管理運営を行う指定管理者においては、基本協定の中で義務付けられている。

しかし、各章での検討でも見られたとおり、アンケート調査の質問内容や量的なバランスについては、運用が担当課に任せられているゆえに、かなりバラつきが見られ、大分市という行政機関が求めるアンケート調査の質・量のスタンダードが必ずしも明確でないと感じるところである。

全庁的な担当課は明らかでないが、企画部企画課が全庁的な方針を明示して、一定の範囲で画一的に集計していくことも一案である。

(包括外部監査の結果に添えて提出する意見)

・アンケート標準様式の継続的な運用

全庁的に可能な範囲で「大分市指定管理者制度に関する新指針」の別紙「大分市指定管理者制度に関する新指針書式(例)集」において、「書式(例)16」に利用者アンケートの標準的なフォームを定めているが、その一部のみを実施する以外は活用されていない状況にあり、後述するアンケートデータの継続的な蓄積による気づきなどに活用するためには、アンケートの標準的な項目の継続的運用が望ましい。【意見97】

また、アンケート調査の集計や評価は、時点的かつごく事務的に行われている実態も見受けられることから、年度内で行われた複数回のアンケートを年度単位で集計し、単年度での総括的な吟味や評価を行うことが望ましいが行われていない場合が見られる。【意見98】

・アンケート結果集計の経年蓄積による傾向変化の有無等の概観

過去からの経年での推移やトレンドの変化などの気づきのためには、アンケート結果集計を単年度の時点的な評価のために行うだけでなく、年度の変遷などに

よる傾向の変化の有無などを概観できるようにするため、年度間の連続性をもって中長期的にデータの整理及び蓄積を行うことで、利用者等のトレンドの変遷や満足度の変化の状況などの分析と気づきにつなげ、アクションプランに活用していくことが望ましい。【意見 99】

・アンケート結果を適切に評価するための量の十分性の方針の確立

アンケート結果を適切に評価するための量の十分性、すなわち市が定める適切なアンケートサンプル量について統計的に有意となる方針を定め、全庁的に適用することで、全てのアンケート結果が利用者満足度等の評価の信頼性に資するように運用していく必要がある。【意見 100】

監査を実施したところ、アンケートの実施による回収数が利用者数に比して著しく少ない量にとどまっている事例も見受けられている。

一方で、大分市全庁的に、年間利用者数に対し、アンケートの目的を実現する、すなわち集計結果の満足度評価を信頼しうるとする水準を充足するのに必要なアンケート量の十分性に関する指標は必ずしも明確でないため、担当課によって回収量にかなりバラつきが見られ、現状のアンケートに見られるような実態になってもやむを得ないとも考えられる。

アンケート回収量の十分性方針が明確でないならば、アンケートの回収量は多ければ多いほど、より実態に即したデータを収集できることに疑いの余地はないが、回収した後の集計等を行うなどの実務負担を勘案すると多すぎるのも効率性を阻害すると考えられる。一方で、少なければ、全体の傾向を推し量るには偏りが出る可能性、つまりバラつきによるデータの信頼性を阻害する可能性がある。よって、方針が明確でないと担当課はいったいどれくらいのアンケート回収量とすべきなのか判断ができないことになる。

そのため、事務効率性とアンケート結果の一定精度での信頼性との比較衡量により、概ね適切なアンケートサンプル量を設定する必要性が生じることになる。

しかし現状では、全庁で統一的な許容誤差や信頼レベルなどの基本的な方針が明らかでない状況であるため、本来は例えば企画課がアンケート調査のあり方についての包括的なメルクマールを指針として示して、一定のスタンダードに沿ったアンケート集計の質と量を担保していくことが望ましいと考えられる。

このアンケートにおける適切なサンプル数の考え方は、統計学の話にはなるが基本的な考え方は概ね次のとおりである。

$$n = \frac{\frac{z^2 \times p(1-p)}{e^2}}{1 + \left(\frac{z^2 \times p(1-p)}{e^2 N}\right)}$$

- ※ n : 必要なサンプル数 (求める数)
N : 母集団の人数 (本件では、利用者数)
Z : 信頼度 (統計学的に Z 値といい、平均値からの標準偏差乖離度のことである。)
P : 回答比率
e : 許容誤差

ここで、市として設定すべき方針を定めることが必要とされる主な事項は、信頼度と許容誤差になる。

信頼度は、概ねアンケート回答者の回答結果がどの程度信頼できるか、という程度を指し、特段の事情がなければ 95% を用いることが多いとされる。その数値に対応する Z 値を用いて算定されるが、詳細は統計学の書籍・文献を参照されたい。

許容誤差は、回答結果のブレの許容度のことで、少なくすればするほど必要なサンプル数は多くなり、許容誤差をゼロにすれば、全員からアンケートを回収することが必要となる。

回答率は現実的には分からない側面はあるが、回答率も所与としないと必要なサンプル数を求めることはできないため、過去からの回答率を用いるか、便宜的に 0.5 を使用することが実務的とされることも多い。

一般的な実務モデルにおける、信頼度 95%、許容誤差 ± 5 %、回答率 50% と設定した場合の必要サンプル数は、利用者 10,000 人の時に 370 人、10 万人の時に 383 人、そこから大きくなっても 384 という算定結果となることから、この回答精度等の条件下では概ね 400 人からアンケートを収集し評価すれば足りるということになる。ただこの方針決定は、アンケート結果の有意性に関する精度管理の問題であり、行政上の事業評価に使う数値であるという点で、許容度が大きすぎると信頼性に欠ける結果で誤った評価をする可能性が高まることになりかねないから、精度のタイトネス（厳格さ）のあり方を十分に留意したうえで方針を決定する際の参考になれば幸いである。

第 4. 地方創生のための文化・芸術及びスポーツ行政のあり方について

ここで大分市総合計画における「第 2 部 第 2 章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信」において記載されている「動向と課題」を記載する。

『文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。』

近年、文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増えるなか、都市のにぎわいづくりや地域経済の活性化など、新たな役割への期待が高まっています。

そのため、文化・芸術の持つ社会への波及効果を視野に入れ、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的な活動の場の創出に努めるとともに、魅力ある資源を幅広い分野へ活用することが求められています。

また、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の保存・活用に努め、着実に次世代へ継承していくことが重要となっています。』

また大分市総合計画における「第2部 第3章 スポーツの振興」において記載されている「動向と課題」を記載する。

『 スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化です。

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まるなど、スポーツに対する関心が一層高まっています。

こうしたなか、スポーツを「する」だけではなく、「みる」「支える」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がい等を問わず、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。』

一般的には文化・芸術とスポーツは重ならない、関連性が希薄だと考える人もいるであろうが、上記マスタープランでみられるとおり、スポーツも心の豊かさをはぐくむ文化であるとしており、大分市文化・芸術振興計画「2020 わくわく 大分文化・芸術ゆめプラン」においても、スポーツを文化ととらえ、文化・芸術振興の重要な構成要素のひとつと位置付けている。

国際化という側面においても、マスタープランで記載されている「姉妹・友好都市をはじめとした海外都市と連携し、子どもたちの育成や、文化・芸術、スポーツなどの振興に努めます。」とし、友好都市である「中国 武漢市」、姉妹都市である「ポルトガル アベイロ市」「アメリカ オースチン市」、交流促進都市である「中国 広州市」と連携を深めつつ、文化・芸術及びスポーツでの連携した事業も推進しているところである。

さらに観光という側面では、令和元年 10 月に大分が開催地となったラグビーワールドカップにより、外国人旅行者の受入を多数行っ大分市というまちの賑わいをもたらしたことは記憶に新しいところである。観光宿泊者は増加傾向を辿っており、ラグビーワールドカップでの賑わいを一過性とせず、「歴史や文化でつながる都市などと連携して広い圏域で誘客を図る」というインバウンドのツーリズム戦略を更に促進するための継続したまちづくりが必要である。

大分市の行政においては、この「文化・芸術」「スポーツ」「国際化」「観光」が、文化・芸術及びスポーツ振興とその推進において密接に連携していくことが望まれる。つまり敢えて造語的に申し上げるなら、「アートツーリズム」「スポーツツーリズム」「インバウンドツーリズム」の有機的な連携を実現できるよう、その実効性を支える魅力的な文化・芸術及びスポーツ事業の展開で魅力度を高めていく努力が必要である。

これらの実現のためには、県・民間とも連携・協働し、三位一体となった大分市の魅力づくりを今後も継続的に推進し、対外的に発信することで豊かなまちづくりを推進していくことが地方創生の大きな一つの鍵といえる。

こうした取組の中、大分市の相対的な魅力が高まれば、海外からの労働者の受入促進やU I J ターン増加による人口の社会増加を導くことも、大分市における暮らしの魅力により長期的に人口の自然増加を高めることも期待されるところである。

大分市民にとっては、こうして築き上げてきた大分市の財産ともいえる文化・芸術とスポーツは日々の市民の暮らしに根差すものであり、「心身ともに豊かな暮らしを支える」点で暮らしに欠かせない領域といえる。文化に触れて感じて学びをもたらし、芸術に触れて琴線に触れ情感の豊かさをもたらし、スポーツに触れ感動体験や健康な暮らしをもたらし、と感じる。この市民の暮らしの豊かさをもたらしするためには行政が主体的となってその魅力度を発信し、いま大分市にある文化・芸術及びスポーツに関する事業や施設利用の促進を図り、今後もそのたゆまぬ努力を継続して、日々の暮らしにおけるこれらのきっかけづくり、習慣づくりをしっかりと主導していく役割が重要と考える。

若年世代は、文化・芸術が、考える知性、感じ取る情操、生み出す創造性などを支え、スポーツは、強い体づくり、高い身体能力だけでなく、体を動かす喜びを感じ、仲間との調和や目標に向かっていく忍耐強さも学ぶことができるであろうし、そのベースが大人になっても大きく生きていくであろう。稼働世代にあっては、ワークライフバランスの実現のため、余暇の効用を最大化するために文化・芸術・スポーツは欠かせないもので、心身ともに健康にエネルギーに行動できる豊かさを実現し、時には家族と、時には仲間と、時には地域住民と、喜びや豊かさを分かち合うことができるであろう。

この喜びや豊かさの実現のために、大分市の文化・芸術及びスポーツに関する事業が市民の暮らしを底支えして、更なる当該事業の施設利用や事業参加が促進されるなら、新たな人と人のふれ合い、新たな体験などを通じて、心の豊かさだけでなく、新たな消費需要を喚起し、その消費が新たな価値を生むという好循環によって貨幣流通の促進や富の再分配を通じて経済が活性化することにもつながるものと期待される。

その意味で、文化・芸術及びスポーツの地方創生の主役となる担い手は、やはり市民であると考えている。市民の暮らしの豊かさを継続的にもたらし大分市の「文化・芸術及びスポーツ」行政を更に振興・推進されることを心から期待してやまない。

(おわりに)

本報告書作成中に、いわゆる新型コロナウイルス関連肺炎が中国はもとより全世界に拡散しており危惧される状況となっているが、残念ながら大分市と友好都市である中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で世界に広まっている状況にあり、作成日現在ではまだ収束する見込みが立っていない。

かかる状況により、予てより大分市が予定していた令和2年2月8日の武漢市友好都市締結40周年事業「武漢点心屋台村～中国武漢市的美食満載!!～」ならびに令和2年3月26日の「大分市-武漢市友好都市締結40周年記念式典」は開催が延期となり、絶好の交流の機会であったことからとても残念ではあるが、今回の状況からはやむを得ない判断であろう。

そのような状況の中、大分市は友好の証といえる英断により、友好都市武漢市で発生している新型コロナウイルス感染の防疫に役立てていただくため、武漢市紅十字会を通じて、武漢市へサージカルマスク（30,000枚）を送ったところである。財政的な事情がある中での素晴らしい行いであり、その温かい善意に対して心から敬意を申し上げたい。

今後も予断を許さない状況が継続するものと見込まれるが、早期に根本的な解決に向かい、武漢市を始めとした各地が再び日常を取り戻し、かつ感染者が平癒することを心から祈念申し上げたい。そして、武漢市が日常を取り戻した暁には、友好都市としての交流を再開し、従前以上の友好関係のもと、文化・芸術及びスポーツ事業領域も含めた更なる互惠関係を構築できるものと心から期待している。

以 上